

平成18年3月飯島町議会定例会議事日程（第1号）

平成18年3月6日 午前9時10分開会・開議

○議事日程

I 開会（開議）宣告

I 議事日程の報告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
日程第 2 会期の決定について
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 第 1号議案 職員団体の登録に関する条例
日程第 5 第 2号議案 指定管理者制度への移行に伴う関係条令の整備に関する条例
日程第 6 第 3号議案 飯島町地域包括支援センター条例
日程第 7 第 4号議案 飯島町福祉医療費資金貸付基金条例を廃止する
日程第 8 第 5号議案 飯島町特別職の職員等の給与に関する条例及び飯島町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例
日程第 9 第 6号議案 飯島町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する
日程第10 第 7号議案 飯島町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
日程第11 第 8号議案 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例
日程第12 第 9号議案 飯島町基本構想審議会条例の一部を改正する条例
日程第13 第10号議案 飯島町土地開発基金条例の一部を改正する条例
日程第14 第11号議案 飯島町介護保険条例の一部を改正する条例
日程第15 第12号議案 飯島町福祉医療費給付金給付条例の一部を改正する条例
日程第16 第13号議案 飯島町福祉金給付条例の一部を改正する条例
日程第17 第14号議案 飯島町重度心身障害者福祉年金条例の一部を改正する条例
日程第18 第15号議案 飯島町手数料徴収条例の一部を改正する条例
日程第19 第16号議案 飯島町有物件使用料徴収条例の一部を改正する条例
日程第20 第17号議案 飯島町社会体育施設等使用料徴収条例の一部を改正する条例
日程第21 第18号議案 飯島町介護保険予防等拠点施設設置条例の一部を改正する条例
日程第22 第19号議案 飯島町歴史民族資料館設置条例の一部を改正する条例
日程第23 第20号議案 平成17年度飯島町一般会計補正予算（第6号）
日程第24 第21号議案 平成17年度飯島町国民健康保健特別会計補正予算（第3号）
日程第25 第22号議案 平成17年度飯島町老人保健医療特別会計補正予算（第4号）
日程第26 第23号議案 平成17年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
日程第27 第24号議案 平成17年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
日程第28 第25号議案 平成17年度飯島町水道事業会計補正予算（第3号）

- 日程第29号 第33号議案 上伊那地域公平委員会の共同設置について
日程第30号 第34号議案 上伊那広域連合規約の一部を変更する規約について
日程第31号 第35号議案 飯島・町道路線の認定について
日程第32号 第36号議案 飯島・町道路線の変更について
日程第33号 第37号議案 千人塚公園の指定管理者の指定について
日程第34号 第38号議案 与田切公園の指定管理者の指定について
日程第35号 第39号議案 飯島町都市公園与田切公園の指定管理者の指定について
日程第36号 第40号議案 飯島町産地形成促進施設道の駅本郷の指定管理者の指定について
日程第37号 第41号議案 飯島町産地形成促進施設道の駅花の里いいじまの指定管理者の指定について
日程第38号 第42号議案 飯島町図書館の指定管理者の指定について
日程第39号 第43号議案 飯島町弓道場の指定管理者の指定について
日程第40号 第44号議案 飯島町天竜川地域伝承施設自修館の指定管理者の指定について
日程第41号 第45号議案 飯島町地域交流センター追引公会所の指定管理者の指定について
日程第42号 第46号議案 飯島町地域交流センター新屋敷集会所の指定管理者の指定について
日程第43号 発議第1号 飯島町議会委員会条例の一部を改正する条例

○出席議員（12名）

| | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番 | 内山 淳司 | 2番 | 宮下 寿 |
| 3番 | 曾我 弘 | 4番 | 平澤 晃 |
| 5番 | 森岡 一雄 | 6番 | 三浦 寿美子 |
| 7番 | 竹澤 秀幸 | 8番 | 坂本 紀子 |
| 9番 | 宮下 覚一 | 10番 | 松下 寿雄 |
| 11番 | 織田 信行 | 12番 | 野村 利夫 |

○説明のため出席した者

| 出席を求めた者 | 委任者 |
|------------------------|--|
| 飯島町長 高坂宗昭 | 助 役 山田敏明 総務課長 箕浦税夫 企画財政課長 高坂 浩 住民税務課長 滝本英司 保健福祉課長 米沢長実 産業振興課長 斉藤久夫 建設水道課長 松下一人 |
| 飯島町教育委員会 教育委員長 河野通昭 | 教 育 長 大沢利光 教 育 次 長 北沢正文 |
| 飯島町監査委員 代表監査委員 林良雄 | 飯島町監査委員事務局長 (議会事務局長兼) |

○本会議に職務のため出席した者

| | |
|--------|-------|
| 議会事務局長 | 小林 廣美 |
| 書 記 | 小林 美恵 |

本会議開会

開 議 長 平成18年3月6日 午前9時10分
おはようございます。
定足数に達しておりますので、ただいまから、平成18年3月飯島町議会定例会を開会します。
この定例会においては、平成18年度各会計予算をはじめ、重要な案件の審議が予定されております。議員各位、理事者ならびに説明員には、会期中を通じて慎重なご審議と円滑な議事運営にご協力をいただきますようお願いいたします。
これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程については、お手元に配布のとおりです。
開会に当り、町長からご挨拶をいただきます。

町 長 おはようございます。3月議会定例会招集にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。平成18年2月15日付け飯島町告示第2号をもちまして平成18年3月飯島町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には時節柄ご多忙中にも関わらず、ご出席を賜りまして厚くお礼を申し上げる次第でございます。さて、イタリアのトリノで行われておりました冬季オリンピックは最後にフィギュアスケート競技で荒川静香選手がこの競技で日本人初となる金メダルの快挙を成し遂げ日本中が感動に沸いたところでございます。また、広域農道春日平地籍に設置されておりました有害図書の自動販売機が田切地区の皆さんをはじめ町民全員の皆さん方の一丸となった署名などいち早い対応が功を奏して司法の判断の後押しもあり、3ヶ月足らずで全面撤去となりました。まさに住民協働の成果であると思えます。今後は今回の教訓を踏まえて飯島には設置できないという環境づくりに努めてまいりたいと考えております。協力をいただきました住民の皆さん方にこの場をお借りして厚くお礼を申し上げる次第でございます。また、昨日伊那市におきまして上伊那郡の町村会、上伊那郡の町村議長会、上伊那土木振興会の3団体の解散式が行われました。それぞれの歴史があるわけでございますけれども、ここにその幕を閉じることになりました。3月いっぱいをもってその歴史を閉じることになりました。これまで議員各位にも色んなかたちの中でご尽力をいただきましたこと、ここにご報告を申し上げて厚くお礼を申し上げる次第でございます。さて、本3月議改定例会は新年度予算を審議をいただく重要な議会でございます。平成16年度は改革の第1幕としてまず内なる行政改革を行い、突然とも言える国の三位一体の改革を中心とした地方交付税等の大幅削減に対応した踏ん張り型の予算執行をしてまいりました。平成17年度は引き続き改革の第2幕と位置付け、基本的には聖域を設けず、なおかつ住民サービスに混乱を来たさないよう配慮しながら飯島町ふるさとづくり計画に基づいた現状でできる最大限の改革を進めてまいりました。さて、平成18年度予算は自立をし持続発展可能なまちづくりを目指していく最初の予算でございます。新たに策定いたしました中期総合計画の後期計画、ふるさとづくり計画実践書及び実施計画を基本に改革の継続と新たな活力創造のためのメリハリ予算として位置付けまして予算編成を行ってまいりました。詳細につきましては、明日の新

年度予算提案時の施政方針の中で述べさせていただきたいと思っております。本議会定例会にご提案申し上げます案件につきましては、条例案件が19件、補正予算案件が6件、平成18年度予算案件が7件、その他案件15件の計47件でございます。数多くていずれも重要な案件でございますので、何卒慎重審議を賜りまして適切なるご決定を賜りますようお願いを申し上げます。議会議招集のご挨拶といたします。よろしくお願いたします。

議 長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第115条の規定により、8番 坂本紀子議員、9番 宮下覚一議員を指名します。
日程第2 会期の決定を議題とします。
本定例会の会期につきましては、議会運営委員会において協議しておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長 会議の報告をいたします。去る2月23日議会運営委員会を開催し、会期につきましては、案件の内容からいたしまして本日から3月16日までの11日間と決定いたしましたのでご報告いたします。

議 長 お諮りします。
ただいまの委員長報告のとおり、本定例会の会期は、本日から3月16日までの11日間としたいと思います。
異議ありませんか。
(異議なしの声多数)

議 長 異議なしと認めます。したがって会期は本日から3月16日までの11日間とすることに決定しました。
会期の日程については、事務局長から報告を申し上げます。

事務局長 (会期日程説明)

議 長 日程第3 諸般の報告を行います。
初めに町当局からの報告を求めます。

町 長 それでは私からは3件についてご報告を申し上げます。
最初に、飯島町土地開発公社の平成18年度事業計画及び予算についてでございます。飯島町土地開発公社の平成18年度事業計画及び予算につきましては、去る2月27日の飯島町土地開発公社理事会において審議をお願いし、議決をいただきましたのでここにご報告を申し上げます。
初めに事業計画の概要についてご説明申し上げます。営業活動では当町の新5ヵ年計画の最重要戦略となっている企業立地促進費について行政と連携を図り、積極的な企業誘致活動を及び企業のニーズに合った用地の確保に努めてまいります。また、分譲住宅地の販売状況が伸び悩んでいることから本年度は大都市向けの広告宣伝を行い販売促進を図ってまいります。土地の取得計画では昨年度に引き続き用地国債による直轄権限代行業業としての伊南バイパス用地の取得を行います。本年度は主に鳥居原地区の用地取得を予定しているところでございます。用地処分計画の主なものとしましては、平成17年度用地国債による本郷地区の伊南バイパス用地の内、25%程度を国へ売却をしてまいりま

す。次に予算概要について申し上げます。主な収入見込みといたしまして昨年度取得した伊南バイパス用地を国に1億2,500万円で売却をしております。また、主な支出見込では伊南バイパス選考取得費に4億8,600万円を計上をいたしております。事業収益を2億5,600万円ほど見込み、事業支出を2億5,300円ほど見込みであり、この結果単年度収支では若干の黒字となる見込みでございます。詳しくはお手元の事業計画書並びに予算書のとおりでございますのでご覧をいただきたいと思っております。

次に平成18年度財団法人飯島町振興公社についてでございます。飯島町振興公社事業、予算につきましては、2月27日の振興公社理事会において議決をされましたので、ここにご報告を申し上げます。従来の振興公社の事業につきましては、千人塚のマレットゴルフ場の運営、駐車場を利用したオートキャンプ場、城ヶ池での釣り事業を柱として運営をしておりますが、新年度におきましてはこれら自主事業に加えて指定管理者制度が適用される飯島町の公の施設について、町から指定管理者としての指定を受けて飯島町図書館他計4施設の管理を受託をする見込みでございます。その他登山道などの山岳観光施設の維持管理他の指定管理業務以外の施設管理も受託をする見込みでございます。また、飯島町観光協会からは事務局機能を受託をいたします。町からの受託事業につきましては、本議会で当該指定案件及び予算案件の議決が前提となるものでございますが、4月1日から公の施設の運営に支障を来さないよう準備期間を必要とするために予め振興公社予算の編成を行ったものでございます。予算概要につきましては、当期収入支出の総額は3,217万円を見込んでおります。本予算は自主事業を行なう一般会計と町及び他団体からの受託会計に区分をして運営の明確化を図りました。受託会計の当期収入支出総額はそれぞれ3,033万円となっております。内訳は歳入では飯島町から施設管理受託収入の2,309万3千円、与田切公園管理事業収入482万5千円が主なものとなっております。また、支出では与田切公園管理事業支出が1,102万6千円、図書館管理事業支出が966万8千円が主な内容でございます。自立の町を決定をして以来今日まで振興公社の自立及びあり方につきまして飯島町ふるさとづくり計画推進の中で検討をしております。設立をされてから24年目を迎えることになりました振興公社でございますが、新年度はその自立元年でもございます。事業規模に応じて公益を担うに相応しい組織づくりが必要でありますので、当面立ち上がり段階は若干名の町職員の派遣を予定しておりますが、順次職員のプロパー化、事業の効率化及び民間活力によるサービスの向上を勧めてまいる所存でありますので、よろしくお願いを申し上げます。細部につきましては、お手元の事業計画並びに予算概要をご覧をいただきたいと思っております。

最後の株式会社エコーシティー駒ヶ岳の平成18年度事業計画及び予算についてでございます。株式会社エコーシティー駒ヶ岳の平成18年度事業計画及び予算につきましては、去る2月14日開催の同社取締役会において承認をされましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づきその概要をご報告をさせていただきます。最初に平成17年度の決算見込みであります。中川村区域が営業エリアに加わったこと、インターネット加入者が当初見込みを上回る等順調な経営状況にございまして、営業利益が1億円を越える見込みとなりましたので、行政負担としてのチャンネルリース料は各行政での基

金積立を基本とすることといたしました。次に平成18年度の事業計画であります。総資本金2億6,550万円で伊南4市町村をカバーする地域情報機関となりましたので、今後はデジタル放送への対応として自主放送のデジタル化とデジタル放送加入者の普及に取り組んでまいります。経営面におきましては、営業エリアの拡大に伴いまして故障時における早期復旧体制の整備や加入者に親しまれる放送番組の制作ときめ細かな生活情報の提供に努め、経営基盤の安定化を図ってまいります。予算計画といたしましては、収入としては利用料及び通信料収入が中心であり、売上高から売上原価を差引いた売上利益は4億9,000万円ほどを見込んでおりまして、更に管理経費等を差引いた営業利益は8,000万円強を見込んでおります。以上が株式会社エコーシティー駒ヶ岳の平成18年度事業計画、予算でございます。詳しくはお手元の資料をご覧をいただきたいと思っております。

以上、3点についてご報告をさせていただきました。

議長 　　ただいま報告がありました件につきましては、最終日の全員協議会において質疑を行います。

次に議長から申し上げます。まず請願・陳情等の受理について報告します。本日までに受理した請願・陳情等はお手元の請願・陳情等文書表のとおりであります。会議規則第92条の規定により所管の常任委員会に審査を付託します。

本日までにお手元のとおりの例月出納検査報告がされております。

次に本会議に説明員として出席を求めた方は別紙のとおりであります。以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 第1号議案 職員団体の登録に関する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町長 　　それでは第1号議案 職員団体の登録に関する条例について提案理由の説明を申し上げます。平成18年3月31日をもって上伊那郡町村公平委員会組合が解散をされることに伴いまして、新たに上伊那郡下の町村一部事務組合等により公平委員会の共同設置を行うことになりました。現在は上伊那郡町村公平委員会組合で条例に関する規定をしておりますが、新しい公平委員会につきましては、共同設置という形態で設置をするために加入するそれぞれの団体で職員団体の登録手続きに関して必要な事項を定める条例を設置する必要が生じるものでございます。なお、新しい公平委員会の共同設置につきましては、第33号議案で同意議決をお願いすることになっております。細部につきましては、担当課長から補足説明申し上げますので、よろしくご審議をいただきご議決賜りますようお願いを申し上げます。

総務課長 (補足説明)

議長 　　これから質疑を行います。

(なしの声)

議長 　　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声)

議長 　　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第1号議案 職員団体の登録に関する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。したがって第1号議案は原案のとおり可決されました。

日程第5 第2号議案 指定管理者制度への移行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町長 第2号議案 指定管理者制度への移行に伴う関係条例の整備に関する条例の提案理由の説明を申し上げます。公の施設の指定管理者制度につきましては、今までご説明を申し上げてまいりましたが、地方自治法の改正によりまして従来の町の出資法人等に対する管理委託制度から管理に民間の能力やノウハウを活用してサービスの向上、経費の節減を図ることを目的に出資法人以外の民間事業者を含む町が指定する者、すなわち指定管理者による管理の代行制度への転換が可能となりました。このため平成16年12月に指定管理者の指定の手続き等に関わる条例の制定を行い、続いて平成17年6月に公の施設の個別の設置条例に指定されていました管理委託制度の条項の整備をしてまいりました。今回の条例整備は指定管理者の指定について指定準備を進めてまいりましたが、指定管理者と協定を結ぶに当たって指定管理者制度へ移行する予定の施設設置条例に指定管理者が管理できる規定を規定をして、また指定管理者が施設の管理権限を持つこととなるために指定管理者が恣意的な管理を行なわないよう施設の開館日、休館日、開館時間、使用料金等の管理の基準を定める等の必要な条文整備を行なうものでございます。合わせて使用料について、ふるさとづくり計画に基づく使用料の改定を行うものでございます。なお、施設の指定管理者の指定につきましては、第38号議案から第46号議案までの議案で審議をお願いいたしますので、よろしくお申し上げます。細部につきましては、総務課長から説明申し上げまして、またご質問によって所管課長から説明を申し上げますので、よろしくご審議をいただきご議決賜りますようお願いを申し上げます。

(補足説明)

議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

6番 (三浦議員) それでは幾つか質問をしたいと思います。先程最初に町長の説明の中で指定業者が恣意的な管理をしないためにという言い方をされたんですけども、恣意的なというのは具体的に想定されているのはどのような内容がそういうことに当るのかということを知りたいと思います。それからこれを見ますと時間とか利用料など定めているわけですけども、指定管理をされる方々の裁量がどの程度自由になるのかということをこれを見ながらどんなことができるのかというふうに考えておったところなんですけれども、どんなふうな指定管理者が管理をする中で利用料というのは自分のところに収入として入るといことなんですけれども、その辺の裁量とかどの範囲かということをお聞きしたいと思います。

総務課長 それでは各施設の指定管理に関わる全体的なご質問ということで私の方から総括的にお願いしたいと思います。まず、ここの質問があればまた各担当の課長から答弁をお願いしたいと思います。恣意的という言葉は申し上げました。恣意的にならないように条例

に色々の定めをきちんと定めさせていただくということですので、この条例からはみ出たような管理運営はしていただけないと、大原則は住民が利用するというのが公の施設の目的でありますので、少なくとも住民が不便を来たすような利用の内容では困るということで条例の中で使用の時間だとか使用の料金等定めさせていただいてありますので、これを大幅に越えるような運営は避けていただきたいというそういう趣旨でございます。したがって2番目の質問の管理者の裁量もこの条例の範囲の中で、あとは協定をする中でどの範囲までというようなことでやっていただくということになりますので、基本はこの条例に定める範囲の中で運営をしていただくということになるかと思っておりますのでよろしくお祈いします。

議長 他に質疑はありませんか。

9番 (宮下覚一議員) 同じような質問でございますけれども、要は町で行政で今まで運営したことがこれからは厳しいためにやっていけないということでそれを民間ベースと言いますか指定業者に任せるという趣旨のもとに考えたときに、これだけがっしりと規定を決めちゃっておいて「さあ、管理しろ」ってこれは何のメリットも無いわけで、その今の段階では公社に任せるということですので、現段階ではいいと思いますけれども、将来にわたってその民間ベースになったときにですね、これだけ規制の中で民間のかたちの中でやれということは非常に難しいだろうというふうに考えたときに、この条例でこれだけ縛ってしまっていていいものかどうか、ちょっと疑問に感じます。したがってその指定業者とある程度のその協定事前協議の中でこういった細かいことは決めてくれていいだろうというふうな点もあろうかと思いますが、その辺の近隣との関係もありますけれども、どういうふうに考えておるかお考えをお聞きします。

助役 指定管理者にですね、今後委託をしていく施設について、あまり民間のノウハウを生かす部分が制約されているのではないかとこんなふうにお聞きをいたしたわけでございます。今までは出資法人のみに対する居た区管理ということをですね、出資法人以外の民間つまり行政の息のかからない全くのその団体でも結構なんですけれども、全くの自由裁量の中での経営ができるというのが今回のこの公の施設の指定管理者制度でございます。ただこれはあくまでも公の施設でありますので、やはり公の使命を達成するためにはひとつの基準があるわけでございます。ここに提案をしております条例の中に規定をいたしております項目がそのいわゆる行政としてどうしてもこの施設に課していかなければ一定の利用の原則であるわけでありましてけれども、これはやはりどうしても行政として公の施設としては守っていかなければならないわけでありましてけれども、この決めた中でですね、具体的に言いますと現在までの段階では経営の中における人的な配置、それからそれに投じます各種の経費そういうものが比較的制約がかっていたわけでございます。つまり予算の範囲ということになるわけでありましてけれども、そういうものがこれからは一定の委託料を払うそれ以外のものはここに言っております民間のいわゆる経営のノウハウを持って自由裁量で機動的にしかも制約なくしてですね、即効性をもって民間の経営感覚をもって経営ができる運営ができるということでございますので、そういう点では大いに期待をされるわけでございますが、いずれにいたしましても住民サービスの工場ということでは

が、短辺急にこれ4月1日を期してサービスの向上に繋がるとは考えておりません。今後やはりそこへ配置をします人員あるいは民間のそうしたノウハウが生かされることによって時間の経過とともに、この制度の見通しております住民サービスが向上するというふうに期待をいたしておるところでございます。そんなことでご理解を賜りたいと思います。

議 長 他に質疑ありませんか。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
第2号議案 指定管理者制度への移行に伴う関係条例の整備に関する条例を採決します。
本案は起立により採決をします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立ください。

[賛成者挙立]
議 長 お座りください。起立多数です。したがって第2号議案は原案のとおり可決されました。
日程第6 第3号議案 飯島町地域包括支援センター条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長 それでは第3号議案 飯島町地域包括支援センター条例について提案理由の説明を申し上げます。介護保険法の一部改正に伴いまして各保健者ごとに中立性、公正性を旨として地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するために、現在の在宅介護支援センターに替わる機関として地域包括支援センターの設置が義務付けられました。これは介護予防事業、総合相談事業、権利擁護等の事業を行いまして、支えが必要な高齢者の心身の健康維持、安定した暮らしを地域ぐるみで支えていくための拠点となるものでございます。よって平成18年4月より設置するために飯島町地域包括支援センターの設置等に関して必要な事項を定めるものでございます。これによりまして現在の在宅管理支援センターは廃止ということになります。細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしくご審議をいただきご議決賜りますようお願いを申し上げます。

保健福祉課長 (補足説明)
議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
6 番 それでは質問をいたします。包括支援センターのスタッフは当面保健士と介護福祉士ということで2名ということによろしいのでしょうか。それでまだまだ介護保険についてはわからないこともたくさんあるんですけども、今後こうした包括支援センターの仕事としてこうした包括支援生徒の仕事をして行っていくのに、2人でこれだけの仕事をやってくのに大変だなというふうに私は思っているんですけど、どんなような例えばケアマネージャ、ケアマネージメントをしていくに当たって町内のそういう資格を持っている皆さんとか色んな施設の皆さんと協働しながらやっていくということに捉えてよろしいのか

どうか、それから飯島町高齢者社会等懇話会の委員なんですけれど、今までと同じメンバーか入れ替わって公募などもしながら新しいメンバーとしてこれから実施していくのかどうかお聞きしたいと思います。

保健福祉課長 それではお答えいたします。まずスタッフに関係につきましては、先程申し上げたように保健士1名と、また主任介護専門員でございますけれども、この2名で当面はそれプラスいわゆる事務職員臨時の、臨時というか事務職員を兼務ということで当面は出発をしていくということです。必要に応じまして当然業務量状況を見てまた検討をしていくということになると思います。高齢社会等懇話会の関係でございますけれども、これにつきましては、社会福祉というか社会福祉事業こういった代表の皆さんとかまた地域の代表の皆さんこういった者に加えて公募の皆さんもお願いをしまして構成をしていくということでもありますのでよろしくお願いをしたいと思います。

議 長 他に質疑はありませんか。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
ただいま議題となっております第3号議案 飯島町地域包括支援センター条例につきましては、厚生文教委員会へ審査を付託したいと思います。異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。したがって第3号議案 飯島町地域包括支援センター条例は厚生文教委員会へ審査を付託することに決定いたしました。
日程第7 第4号議案 飯島町福祉医療費資金貸付基金条例を廃止する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長 第4号議案 飯島町福祉医療費資金貸付基金条例を廃止する条例について提案理由の説明を申し上げます。福祉医療費資金貸付基金は医療費自己負担の支払が困難な福祉医療費の受給者の医療費の支払のために資金を貸付る基金として県の指導により平成15年4月に創設をいたしました。医療費支払のための資金貸付につきましては、今後一般会計から貸付けることに必要な予算措置等を行いまして基金を廃止するものでございます。ご質問によりまして担当課長から説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
6 番 それでは質問いたします。この基金は非常に福祉医療費を受給している皆さんが医療にかかるときに資金が無くては大変だということでこの基金が設けられたというふうに思っているわけですけども、実際にその福祉医療費を受給している対象の方が自分がこの基金の申請するに価する状況にだから非課税、条件の中で自分がその貸付を受けることができるというふうに認識をされていらしたかどうかということもひとつは申請がなかったということに繋がるんだというふうに私は思っているんですけども、その辺で今までこの現在対象となる方が何人くらいいらっしゃるのか、またその中でやはりそういう今までそういう方々にそういう基金があって使えるんだという勧奨をしてきたのかどうかそのことについてお聞きをしたいと思います。

住民税務課長 この基金ができて3年経過したわけでありまして、その間1件も申請がないという状況でございます。社協の方の資金がございますので、そちらの方を利用される方が多くということで今までに経過としては申し込みは1件もなかったという状況でございます。対象者約100人ちょっといると思うんですけども、そういう状況でございます。

議 長 他に。

8 番 (坂本議員) 先程三浦議員が言ったようにその自分が対象であるかどうかということとその100人の方々がわかっていたのか、それともそのわかっている方も多分いたのではないかなと思うんですけども、町側としてはその方々にこういう制度があるから使えますよというPRということをやってきたんでしょかその点について聞きたいと思います。

住民税務課長 この基金をスタートさせた当時かなりPRをしたわけでありまして、やはり手輕に借りられるということでは社協の資金を利用したというのが実体かと思っております。

議 長 他に質疑ありませんか。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。

6 番 (三浦議員) 私はこの基金先程課長が社協の資金の方が貸付の方が利用しやすいというふうに言われてましてそういう利用の方がそちらの方を利用したので、基金の方は使われなかったのではないかなというふうに言われました。しかし、基金の目的として非常に私は大事な基金だと私は考えているわけです。一般会計の方にこの基金が入ってしまいますと利用をされる方がいなくなるという、実際現実いないわけですから今のところ、しかし社協の方で資金をお借りして医療費を支払っている方がいらっしゃるという現実があるわけですから、場合によってはやはりこういう基金を必要の方が生まれて来るということを思っております。それで一般会計に入ってしまうと利用がないと、どのくらいまで利用が無いかわかりませんが、本当に利用がないということになれば一般会計にも盛られないことも可能性が生まれてくるということで、必要で金額的には100万ですからこれから益々厳しい世の中になってきて医療費も高くなっていくという現実があるわけですから、社協の資金をお借りするというだけでは社協の方も大変色々問題もあればこういう資金も必要だという人も生まれてくる可能性があるわけですので、私はこの基金そういう状況だからといって今廃止するというのは非常にまずいんじゃないかなと思っております、この基金の廃止は反対をいたします。

議 長 賛成討論ありませんか。
(なしの声)

議 長 第4号議案 飯島町福祉医療費資金貸付基金条例を廃止する条例を採決します。本案については、起立をもって採決をいたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。
〔賛成者起立〕

議 長 お座りください。起立多数です。したがって第4号議案は原案のとおり可決しました。
日程第8 第5号議案 飯島町特別職の職員等の給与に関する条例及び飯島町教育委

員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長 それでは第5号議案につきまして提案理由の説明を申し上げます。特別職職員等の給与につきましては、平成16年度に町長、助役、教育長の給料月額を10%から6%、議会議員の報酬月額を2%減額する条例改正を行いました。また、平成17年度は町長、助役、教育長の給料月額と議員報酬月額についてともに平成16年度に上乘せすることの3%相当の附則適用による減額改定を実施をいたしました。引続く厳しい社会経済情勢の中で住民の皆さんの判断を仰ぐために昨年12月21日に飯島町特別職報酬等審議会を開催をいたしまして、現在の町長、助役、教育長の給料月額に更に上乘せすることの2%相当の減額と議会議員の報酬月額を本年度と同様の減額をすることの諮問をいたしました。審議会におきましては慎重に審議をいただき、その結果町長、助役、教育長の給料月額と議員報酬月額についてともに諮問どおりの減額とし、附則適用による改定を平成18年4月1日から実施をすることが適当であるとの答申を12月26日にいただきました。つきましては答申を尊重いたしまして答申のとおり条例改正を提案するものでございます。これによりましてふるさとづくり計画に定めた減額を達成をすることとなります。細部につきましては、担当課長から説明を申し上げますので、慎重審議をいただきご議決賜りますようお願いを申し上げます。

総務課長 (補足説明)

議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま議題となっております第5号議案 飯島町特別職の職員等の給与に関する条例及び飯島町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例につきましては、総務産業委員会へ審査を付託したいと思います。異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。したがって第5号議案 飯島町特別職の職員等の給与に関する条例及び飯島町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例は総務産業委員会へ審査を付託することに決定しました。

日程第9 第6号議案 飯島町一般職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長 それでは第6号議案 飯島町一般職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。職員の給与につきましては、人事院勧告に基づき国家公務員に準じて定めておりますが、平成17年度の人事院勧告におきまして給与制度について俸給制度、諸手当全般にあたって抜本的な改正を行う勧告がなされました。これは年功的な給与上昇の抑制と職務、職責に応じた俸給構造への転換、勤務実績の給与への反映及び民間賃金の地域間格差が適切に反映をされるよう民間賃金の高い地域に勤務する職員に対して地域手当を支給するなど柱とした改革でありました。昭和32年に現在の給与制度が確立して以来50年ぶりの大きな改革となります。当町におきましてもこの

人事院勧告に基づき給与構造についての見直しをし、国家公務員に準じた改革を行うよう改定をするものでございます。また、平成17年度に実施をいたしました職員の給与の削減につきましては、平成18年度におきましては給与月額1%を減額するよう合わせて改定をするものでございます。細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしくご審議をいただきご議決賜りますようお願いを申し上げます。

総務課長
議長

(補足説明)
これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま議題となっております第6号議案 飯島町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、総務産業委員会へ審査を付託したいと思います。異議ありませんか。

議長

(異議なしの声)
異議なしと認めます。したがって第6号議案 飯島町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は総務産業委員会へ審査を付託することに決定しました。

ここで休憩をとります。再開時刻を10時45分といたします。休憩。

午前10時37分 休憩

午前10時45分 再開

議長

休憩を解き、会議を再開します。

日程第10 第7号議案 飯島町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

助 役

第7号議案 飯島町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。特殊勤務手当の支給につきましては、著しく危険を伴う業務、不快不健康、または困難な業務、伝染病防疫及び行旅病人、行旅死亡人の取扱いにかかる業務等に支給の範囲を定める中で見直しを繰り返してきたところではありますが、最近における犬猫等の死亡獣蓄等の取扱い件数が増加しており、不快を伴う業務の実態を考慮いたしまして平成18年4月1日から特殊勤務手当として犬猫等死体処理手当を新たに設けるものであります。細部につきましては、担当課長から説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご議決をいただきますようお願いを申し上げます。

総務課長
議長

(補足説明)
これから質疑を行います。質疑はありませんか。

4 番
(平澤議員)

ただいまの提案理由の説明ではよく理解いたしますんですが、この先程聞いて70件と非常に多い状態でありまして、この文言の中です、この犬猫等、この等というものほどの範囲を示しているか、先程言った狸とかそういうものは非常に目に余るものがあると思いますが、これら新設条例でありますのでちょっとお聞きしたいのが、やはりこの昨年死馬捨場あれが60何万かけて一応整備がなされております。そういうもので一応犬猫に対しては一応愛玩用で飼っておって家族同様に飼っておるわけでございますが、それでそういうものの処理に対するこのこういうことによってそのモラルに反しないんじゃないかと、ということはこういうものがあるからそれじゃそこに任せろという感覚の中で不

法投棄に関するものも出てくるんじゃないかという懸念されるわけですが、この今年はですね、住民の協働のまちづくりこれに対する考えはどんなふうな考えを持っているかちょっと何か私相反するような感じがするんでちょっとお聞きしたいと思います。

総務課長

それでは前段の方の犬猫等の考え方でございますが、先程申し上げましたよく道路上での被害に遭っているのが狸のような類が多いわけですが、その他に考えられるのは教育委員会の方で管理しておりますカモシカの関係も入ってくるかと思っております。それから産業振興課の方で林務の関係になるかと思っておりますが、山で獣が死んでおってどうしても始末をしなきゃならないというような事例もありますので、こういったものも含めてこういった手当の支給範囲の対象としていきたいということで今考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

住民税務
課長

一般の皆さんにも処理をお願いするということでありまして、内容によりましては内臓が飛び出しておったりというようなことで非常にちょっととつつきにくいという部分もありますので、そういうものについてはやっぱり職員が対応しなければならないという状況でございます。

議長

他に質疑はありませんか。

8 番
(坂本議員)

今の説明でよくわかったんですけど、ちょっと違うかもしれませんけれども、昨今ある鳥インフルエンザとかそういうサーズみたいなもの場合に日本はちょっとまだ遠い話かもしれませんけれども、そういう場合のそのインフルエンザにかかった鳥の処理とかはそれは町だけの問題ではないと思うんですが、そういう場合はこれに該当するんですか、これ以外の項目になるんですか。

総務課長

ただいまのような件については、死体処理とはちょっとかけ離れてまいら思っています。もう1つの手当の中に伝染病防疫手当というのが特殊勤務手当の中にあります。こういったものに該当してくる可能性もあると思いますので、こういうことはちょっとあると私達もちょっと身に危険を感じるところで非常にあれなんですけれども、無いことを願っておりますけれども、あるとすればこういった手当を適用して職員の従事に対して手当をしていきたいというふうになるかと思っておりますのでお願ひいたします。

議長

他に質疑ありませんか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議長

これで討論を終わります。これから第7号議案 飯島町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。したがって第7号議案は原案のとおり可決されました。

日程第11 第8号議案 職員の勤務時間及び休憩等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

助 役 第8号議案 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。育児または介護を行う職員の職務と家庭生活の両立を支援するためにこの度人事院規則において育児または介護を行う職員からの請求に基づき深夜勤務及び超過勤務に関する緩和の改正がされ、合わせて早出の勤務または遅出の勤務ができるよう規定がされたところであります。これを受けまして当町の職員についてもこれらに関する手続きその他当該勤務等に関する事項について国に準じた改正を行うものであります。細部につきましては、担当課長から説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご議決をいただきますようお願いを申し上げます。

総務課長 (補足説明)

議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議 長 これで討論を終わります。これから第8号議案 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。したがって第8号議案は原案のとおり可決されました。

日程第12 第9号議案 飯島町基本構想審議会条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

助 役 第9号議案 飯島町基本構想審議会条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。現在は町政の重要事項について審議する常設の審議機関として基本構想、基本計画等について審議する飯島町基本構想審議会と行政改革等について審議をする飯島町ふるさとづくり審議会がございます。この度執務の効率化を図るためにこの2つの審議会の任務を統合するよう条例改正を提案するものでございます。具体的には飯島町ふるさとづくり審議会の任務を飯島町基本構想審議会の任務に統合し、基本構想審議会において基本構想、基本計画及び行政改革の推進等に関する重要事項について審議するよう改正するものであります。合わせて改正条例附則をもって飯島町ふるさとづくり審議会条例を廃止するものであります。よろしくご審議の上ご議決をいただきますようお願いをいたします。

議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議 長 これで討論を終わります。これから第9号議案 飯島町基本構想審議会条例の一部を改正する条例を採決します。本案は起立によって採決します。本案を原案のとおり決定する

ことに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

議 長 お座りください。起立多数です。したがって第9号議案は原案のとおり可決されました。日程第13 第10号議案 飯島町土地開発基金条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

助 役 第10号議案 飯島町土地開発基金条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。昭和46年に制定した本条例は、公用もしくは公共用に供する土地や公共の利益のために取得する必要のあると地を予め取得することを目的に設置をされましたが、近年の公共事務等の減少等により土地を機動的に先行取得する必要性が低下していることから基金の額を3,000万円に減額するものであります。ご質問により所管課長よりご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご議決をいただきますようお願いをいたします。

議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議 長 これで討論を終わります。これから第10号議案 飯島町土地開発基金条例の一部を改正する条例を採決します。本案は起立によって採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立ください。

[賛成者起立]

議 長 お座りください。起立多数です。したがって第10号議案は原案のとおり可決されました。

日程第14 第11号議案 飯島町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長 それでは第11号議案 飯島町介護保険条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。平成12年度に始まりました介護保険法では3年ごとに著老人保健計画並びに介護保険事業計画を策定の上、合わせて介護保険量の改定を行うことになっております。そこで町では平成18年度から20年度までの第3期計画の策定作業を町の高齢者社会懇話会等に諮りながら進めてまいりました。第3期の介護保険料は高齢化率、介護認定者の状況、在宅及び施設サービス利用者の状況等を総合的に勘案の上設定をいたしました。具体的には基準保険料を引き上げるとともに、所得階層別保険料を5段階から6段階に改めるため所要の改正を行うものでございます。細部につきまして担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議をいただきご議決いただきますようお願いを申し上げます。

保健福祉課長 (補足説明)

議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

6 番 介護保険は法律が変わりましてこんなふうになってくるわけですが、飯島町では

(三浦議員) 全国平均よりは多安いと、しかしそうはいつでも先程もありましたがかなりの増額になるということだと思いますが、非常にこれから介護保険料もそうですが医療様々なところで個人負担が増えてくるということで非常に介護を受けるに当っても厳しい方が出ております。既に食費が自己負担ということでデイサービスを回数を減らすという方も実際に出ておまして、そういう中でまた保険料が上がるということで厳しい方も出てくるのかなと思うんですけれども、その減免今までのままの減免の制度だけではそこになかなか申請をしてもそういうふうにならないんじゃないかという方がいるんじゃないかなというふう思うんですけれども、減免の考え方というのを再度今までもお聞きはしてきたんですけれども、今後に対する考え方をお聞きしたいと思います。

保健福祉課長 まず保険料の減免の関係でございますけれども、先程説明いたしました第2段階につきましては、これが減免の今回の措置ということになります。そういったことでこの基準によって減免をしていくとそうしますと575人の方が年額で5,820円の減額になるというようなことでありますから、この国の基準に基づいて実施をすることでこういう考え方でありますのでお願いをしたいと思います。

議 長 他にありませんか。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
ただいま議題となっております第11号議案 飯島町介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、厚生文教委員会へ審査を付託したいと思います。異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。したがって第11号議案 飯島町介護保険条例の一部を改正する条例は厚生文教委員会へ審査を付託することに決定しました。
日程第15 第12号議案 飯島町福祉医療費給付金給付条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長 それでは第12号議案 飯島町福祉医療費給付金給付条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。今回の改正は財政厳しき状況の折りながら後期5カ年間の中期総合計画に定めました基本的な施策といたしまして将来の町の人口増、将来を担う若者を育てるための子育て支援を行うための精一杯の施策のひとつといたしまして、現在の小学校入学前までのこの乳幼児医療無料化の問題につきましてこれを9歳まで引き上げて、同時にすべての受給者について入院時の食費療養費にかかる標準負担額の給付を廃止するものでございます。新たに乳幼児医療の対象となる小学校1年生から3年生までの児童は280名、給付費は611万3千円を予定しております。なお、県が制度を改正した場合に現在町が単独補助をしています4歳以上就学前までの幼児の通院にかかる費用の2分の1が県の補助金として補助をされます。現在県会で審議中でございます。なおまた入院時の食事療養費標準負担額の給付につきましては、ふるさとづくり計画に基づきまして町単独事業を見直して廃止をするものでございます。細部につきまして担当課長からご説明を申し上げます。よろしくご審議をいただきご議決いただきますようお願い申し上げます。

住民事務課長 (補足説明)

議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
ただいま議題となっております第12号議案 飯島町福祉医療費給付金給付条例の一部を改正する条例につきましては、厚生文教委員会へ審査を付託したいと思います。異議はありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。したがって第12号議案 飯島町福祉医療費給付金給付条例の一部を改正する条例は厚生文教委員会へ審査を付託することに決定しました。
日程第16 第13号議案 飯島町福祉金給付条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長 第13号議案 飯島町福祉金給付条例の一部を改正する条例につきまして提案説明を申し上げます。飯島町福祉金は高齢者及び母子家庭等の福祉の増進に寄与することを目的に昭和54年度から支給を始めてまいりました。この度ふるさとづくり計画に基づきまして慎重審議検討をいたしました結果、金品給付の見直しの一環として平成18年4月1日から障害者福祉金及び母子家庭等の福祉金の金額について20%の減額改正を行うものでございます。細部につきまして担当課長から説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

保健福祉課長 (補足説明)

議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
6番 (三浦議員) 対象になる方がどのくらいおいでになって、そのくらいこの減額によって減額分はどのくらいになるかということをお聞きいたします。

保健福祉課長 お答えいたします。まず障害福祉金のご関係でございます。一番上の特別障害児童手当の受給者であります。これが10人、国民年金の障害基礎年金71人でございます。また身障の1、2級の該当の方が146人ということで影響額は45万4千円の減額ということになります。また母子家庭等の福祉金でございますが、公的年金の受給者これが7人、またその他の母子家庭等これは58人でございます。全体では58万2千円の減額になるというように考えております。

議 長 その他にありませんか。
5番 (森岡議員) これは今まで考えてきたことで自立をしていかなければならないという中で色々の政策、先程も町長言われたようにメリハリの政策でやむを得ないということですが、この20%にした根拠理由をお聞きしたいと思います。

町 長 この件につきましては、この後の議案も同様でございますけれども、ふるさとづくり計画では18年度からこの金品給付即廃止という位置付けでやってまいりました。しかしながらこの福祉の水準それから実際にこの施設介護と自宅で介護されておる方たちのいろんなギャップもあるわけでありまして、そうした方達の心情を思うときに一気にこの廃止ということではなくてですね、できるだけ財政の許す限りの中で段階的にというような考え

方を私自身が判断をいたしましてそうさせていただきます。

議長 その他に質疑ありませんか。
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
ただいま議題となっております第13号議案 飯島町福祉金給付条例の一部を改正する条例につきましては、厚生文教委員会へ審査を付託したいと思います。異議ありませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。したがって第13号議案 飯島町福祉金給付条例の一部を改正する条例は厚生文教委員会へ審査を付託することに決定しました。
日程第17 第14号議案 飯島町重度心身障害者福祉年金条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町長 第14号議案 飯島町重度心身障害者福祉年金条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。飯島町重度心身障害者福祉年金は知的並びに身体重度の障害を有する方の福祉の増進に寄与することを目的に昭和54年度から支給をしておりますが、この度飯島町ふるさとづくり計画に基づく金品給付の見直しの一環として平成18年4月1日から年金額につきまして20%の減額改正を行うものでございます。詳しくは担当課長から説明申し上げますので、よろしくご審議の上ご議決賜りますようお願い申し上げます。

保健福祉課長 (補足説明)

議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
ただいま議題となっております第14号議案 飯島町重度心身障害者福祉年金条例の一部を改正する条例につきましては、厚生文教委員会へ審査を付託したいと思います。異議ありませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。したがって第14号議案 飯島町重度心身障害者福祉年金条例の一部を改正する条例は厚生文教委員会へ審査を付託することに決定しました。
日程第18 第15号議案 飯島町手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

助役 第15号議案 飯島町手数料徴収条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。本案は先に策定をいたしております飯島町ふるさとづくり計画に定める住民負担の見直しに基づき平成18年4月1日から地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定されている戸籍関係の謄抄本の交付等にかかる手数料を除き、町の定めます各種の手数料について所要の改定を行うものでございます。詳しくは担当課長から説明をいたしますので、よろしくご審議の上ご議決賜りますようお願い申し上げます。

住民税務課長 (補足説明)

議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

2番 (宮下寿議員) ただいまご説明をいただきましたけれども、ふるさとづくり計画の中では20%という部分での増額という部分でなっているはずですが、まず自動交付機によるものについてはこちらを使っていたらやっていただくとそれについては据置き、以外については400円ですとか出てるんですが、実質20%の増額というよりもこれ30%以上の増額になっているんですね、こういった部分を考えてときに商業ベースで考えると便乗値上げと思われるんですねこれ、こういう部分はどのような部分から、というのは窓口業務の方になると思うんですが、そういった場合に何でもかんでも100円単位にすればいいというものでもないんじゃないかと思うんですが、こういうことを含めた中でのご回答をお願いいたします。

住民税務課長 確かに100円という幅は大きいわけでありましてけれども、窓口業務ですと、手数料を扱いますときに100円単位のやりとりというものは非常に煩わしくてお客様をお待たせしちゃうという状況も出るということも考えましたので、100円単位で改正をさせていただきたいという内容でございます。

2番 (宮下寿議員) 100円単位が非常に時間がかかるというのはちょっと答えにならないのかなと、後ろに行列が10人も20人もできるのであれば、例えば私共の商売で考えればだいたい男の人はお釣りがごちゃごちゃ出すのがいやだから500円なら500円出すとかって大きな単位で出します。でも情勢の場合はちゃんと細かく出します。そういったこともすべて考えますと100円単位でものを返すのが業務に時間がかかるとか支障を来すという考え方というのはこれは本当に役場的な考えではないのかなと思いますがいかがでしょうか。

住民税務課長 通常の場合はそれでも対応できると思うんですが、3月4月の異動が激しいときであるとか、税証明を大勢取りに来るといようなそういう窓口の混雑時のことも考えましてこんな対応にさせていただきたいなと思っております。

助役 ご指摘ごもっともお伺いをいたしておりますけれども、今まで町の手数料の徴収にかかりましては細部の実費的なものを除きましていわゆる手数料にかかります一部をご負担をいただくとこういう概念の中では従前からこの100円というような単価設定が通常になってきてございます。総体的にはただいま住民税務課長の方からの実務的な様子もお話したところでございますけれども、そういう内容でご了解を賜りたいと思っております。

議長 他に質疑はありませんか。

8番 (坂本議員) 今おっしゃったことはよくわかりますけれども、総体的に色んな部分での福祉の関係とかで費用がアップしている中で手間の大変さはわかるんですが、この多分住民感情としたらこの100円アップということが日々のというか3月4月にここに来て住民票をお願いしたときに「えっ、100円もアップ」というかたちであんまりいい印象を受けないと思うんですけども、できることでしたらそこを大変かと思うんですがもう少しその20%アップというところに留めていただければと思いますがいかがですか。

住民税務課長 法務局やなんかの手数料でも基本的には100円単位ということでやっておりますので、そんなようなふうでお願いいたしたいと思っております。

議 長 他に質疑ありませんか。

住民税務課長 ちょっと補足いたしますけれども、ふるさとづくり計画では諸証明の手数料については100円増としますとうことで説明をさせていただいております。

議 長 他に。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
ただいま議題となっております第15号議案 飯島町手数料徴収条例の一部を改正する条例につきましては、厚生文教委員会へ審査を付託したいと思います。異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。したがって第15号議案 飯島町手数料徴収条例の一部を改正する条例は厚生文教委員会へ審査を付託することに決定しました。
日程第19 第16号議案 飯島町有物件使用料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

助 役 第16号議案 飯島町有物件使用料徴収条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。本案は町有物件であります印刷機や複写機の使用についてふるさとづくり計画に基づき使用料の引上げ改定を行うものでございます。詳しくは担当課長から説明をいたしますので、よろしくご審議の上ご議決をいただきますようお願いを申し上げます。

総務課長 (補足説明)

議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
ただいま議題となっております第16号議案 飯島町有物件使用料徴収条例の一部を改正する条例につきましては、総務産業委員会へ審査を付託したいと思います。異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。したがって第16号議案 飯島町有物件使用料徴収条例の一部を改正する条例は総務産業委員会へ審査を付託することに決定しました。
日程第20 第17号議案 飯島町社会体育施設等使用料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

助 役 第17号議案 飯島町社会体育施設等使用料徴収条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。本条例の改正はこの度のふるさとづくり計画に基づき利用者負担の見直しを行う中で屋内運動場4施設、学校開放屋内運動場3施設、屋外運動施設4施設、学校開放屋外運動施設3施設、計14施設の使用料の増額改定を行うものであり、自立可能なまちづくりを進めるためにスポーツ体力づくりにおける施設利用の分野におきましても利用者の応分のご負担をお願いするものであります。細部につきましては、所管課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご議決賜りますようお願い

を申し上げます。
(補足説明)

教育次長 (補足説明)

議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
ただいま議題となっております第17号議案 飯島町社会体育施設等使用料徴収条例の一部を改正する条例につきましては、厚生文教委員会へ審査を付託したいと思います。異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。したがって第17号議案 飯島町社会体育施設等使用料徴収条例の一部を改正する条例は厚生文教委員会へ審査を付託することに決定しました。
日程第21 第18号議案 飯島町介護予防等拠点施設設置条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

助 役 第18号議案 飯島町介護予防拠点施設設置条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。高齢者及び障害者等の健康増進と介護予防に寄与するため町が平成12年度に設置をいたしました介護予防拠点施設コスモス園は介護予防教室はじめボランティア活動及び交流の場として極めて有効に活用されているところでございます。この施設につきましてこの度のふるさとづくり計画に基づき利用者負担の見直しの一環として平成18年度から利用団体に対し冷暖房料を徴収するために使用料についての所用の改定を行うものでございます。詳しくは担当課長からご説明をいたしますので、よろしくご審議の上ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。

保健福祉課長 (補足説明)

議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
ただいま議題となっております第18号議案 飯島町介護予防等拠点施設設置条例の一部を改正する条例につきましては、厚生文教委員会へ審査を付託したいと思います。異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。したがって第18号議案 飯島町介護予防等拠点施設設置条例の一部を改正する条例は厚生文教委員会へ審査を付託することに決定しました。
日程第22 第19号議案 飯島町歴史民族資料館設置条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

助 役 第19号議案 飯島町歴史民族資料館設置条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。本条例に改正は基本となります文化財保護法が改正されたことによります引用条文の整備と入館料の引上げを行うものでございます。入館料につきましては、平成5年の開館時に料金設定をいたしまして以来12年が経過をしております。またこの度のふるさとづくり計画に基づき利用者負担の見直しを行うものでありま

す。近隣類似施設の料金を勘案いたしまして自立可能なまちづくりを進めるために文化的施設の分野にも応分のご負担をお願いするものであります。ご質問によりまして所管課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
6 番 それでは質問をいたします。料金が上がることについてはまたこれから審議もあると思
(三浦議員) うんですけれども、料金を上げながら如何にこの飯島町が陣屋ということでPRもされて
いることですので、この料金を上げながら陣屋を見学したり有効に生かしていく手立てと
いうものも考えていかないとけないんだと思うんですね、料金が上がって入館する方が
減ってしまったのでは意味がありませんのでその辺をどんなふうな今後取組みをしてい
くかということをお考えがありましたらお願いします。

教育次長 この陣屋につきましては、特に観光的な要素と言いますか町外からおいでになる皆さん
こういった皆さんに如何にPRをするかということでございます。今までも旅行者また
町内の宿泊施設とタイアップをいたしましてそういった方々に陣屋を宣伝いただくと、飯
島町を宣伝していただくというは行ってきておりまして、引き続きそういった分野に
ついて力を入れていきたいというふうに考えております。

議 長 他に質疑ありませんか。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
ただいま議題となっております第19号議案 飯島町歴史民俗資料館設置条例の一部
を改正する条例につきましては、厚生文教委員会へ審査を付託したいと思います。異議あ
りませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。したがって第19号議案 飯島町歴史民俗資料館設置条例の一部
を改正する条例は厚生文教委員会へ審査を付託することに決定しました。

ここで昼食のため休憩をとります。再開時刻を1時20分といたします。休憩。

午後12時 4分 休憩

午後 1時20分 再開

議 長 休憩を解き、会議を再開します。

日程第23 第20号議案 平成17年度飯島町一般会計補正予算(第6号)を議題と
します。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長 それでは第20号議案 平成17年度一般会計の第6号補正予算について提案理由の
説明を申し上げます。予算規模につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ
2億8,414万9千円を追加し、歳入歳出それぞれ51億2,449万4千円とするものでござ
います。まず、平成17年度事業につきましては、厳しい財政環境のもとではありましたが、概ね計画通りの行財政運営ができ、一部平成18年度予定事業を前倒して実施でき
ましたことは町議会の皆様はじめ町民の皆様の深いご理解とご協力の賜物でございます。
心から感謝を申し上げます次第でございます。今回の補正では第10号議案で議決をいた

きました土地開発基金の減額に伴いまして3,000万円のみを基金所有とすべく基金保有
の土地を現金化して、その多くを土地開発公社の経営活性化支援に充てるよう支出をする
ことといたしました。更に第4号議案で議決をいただきました福祉医療資金貸付金基金条
例の廃止に伴いその額を財政調整基金に積み立てることや、地元の映画監督の新作映画へ
の政策支援等を盛り込みさせていただきました。また、公有林施工転換資金の低利での借
り換え実施を行い、後年度負担の軽減を図ってまいります。その他1年間事業を実施をし
てまいりまして概ね町税収入及び各種の事業費等が固まってまいりましたので、これに伴
う必要な補正をするものが中心でございます。なお、3月末にならないと確定できない内
容もございますので、これらにつきましては3月末の先決で最終補正予算を編成をさせて
いただき後刻ご報告をさせていただきたいと思っております。その他細部につきましては、それ
ぞれの課長から説明を申し上げますので、よろしくご審議をいただきご議決賜りますよう
にお願い申し上げます。

議 長 引き続き関係課長より補足説明を求めます。
企画財政課長 (補足説明)
(以下、総務課長、住民税務課長、保健福祉課長、産業振興課長、建設水道課長、教育次
長、議会事務局長、補足説明)

議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。
9 番 まず30ページの伊南行政の関係でございますけれども、総体的に減額ございまして
(宮下覚一 議員) 結構なことだと思いますが、この減額ということはどういうふうに解釈したらいいかとい
うことなんですけれども、例えば聖苑がマイナス、それから処理場の関係もマイナスとい
うことは営業収益が上がったために負担金が減ったという解釈でいいのか、ちょっとその
内容をお願いしたいと思います。それから16ページのですね、16ページどっかあると
思うんですけれども、その住まいの倒壊の関係ですけれども、国からは収入増ですね、そ
れで県からはマイナスですね、そして町はマイナスとこれは説明ありましたように18年
度に送るとそれはいいんですけれども、これ県と国は連動しておるんじゃないかと思うん
ですけれど、それと18年度に送った場合にこの交付支出金の関係が必ずとれるか、その
辺の関係をお願いしたいと思います。

住民税務 30ページの伊南行政組合の各施設の減額補正でございますけれども、これは当初予定
課長 しておりましたよりも経費等の節約ができたという内容が大きいという内容ございま
す。

町 長 ちょっと伊南行政組合の負担金の減について私の方でまとめてご報告をさせていただ
きたいと思っております。今課長の申し上げました当然必要経費経常経費の節減は含まれておる
わけでありまして、その他にですね、この聖苑についての負担金170万ほど減にな
っておりますが、これは聖苑の一部南側のところに芝生の空地があるわけでありまして、
その西に今度駒ヶ根市の方に企業誘致がされまして旧竜水社の敷地でありまして、
それだけでは少し足りない分を伊南行政組合のその所有地に一部買取要望がござい
まして今後建物等に使用する底地でないためにですね、この際処分をすると一部でありま
すけれども、それについての売買土地代金が入ったためにその費用をもってこの各市町村

からの負担金を減額するというかたちになりました。他のこともそうですけれども、この間伊南行政組合の議会で予算等も認められておりますのでそれを受けての減額でございます。それからもう1つはこの不燃物の処理場の問題でございます。かつて中沢地籍に伊南行政組合としての自前の不燃物処理場ということで用地を求めてあったわけでありませけれども、これが上伊那全体の中間処理施設の中でこの最終不燃物についてもその焼却の中に一部考えてそれから上伊那全体としての処分場は今八乙女という箕輪町に1つあるわけでありませけれども、それもまた再生利用して図っていくために当面その辺の状況を推移を見ながら一部伊南行政組合の不燃物処理場は計画を一部見合わせるということでございますので、この際アセス等の費用かなり多額な各市町村の負担金予定しておりますけれども、一旦返していただいて伊南行政組合にはお返しをしてまたその状況を見た上でまた数年後に判断していくとこういうかたちになろうかと思ひます。それから衛生センターの方はこれは下水道の普及に伴っての投入量が減ってきたというかたちの中での負担金減とこういうことでお願いしたいと思ひます。

建設水道課長 それでは住まいの倒壊の関係でございますけれども、簡易診断と精密診断この関係につきましては、国が2分の1、県が4分の1でございます。それで当初精密診断は見ても少なくみておりました。それでもう1つ県の支出金のその耐震改修この関係につきましては、当初見込んでおりましたけれども、60万円の県が2分の1、国は補助がありませんのでその分が今回18年度にその分を精密診断の方へ送りまして国庫補助の分が減額になるということで、相殺すると減額になるということになります。それでちょっと説明が落ちましたけれども、公営住宅の家賃収入が当初国の三位一体の関係の補助金がまだわからなくて載せてありませんでした。それが決まってきましたして今回その補助金が付いたということで73万6千円がこの補助金が付いたということでございますので、この倒壊の関係につきましての補助金につきましては、29万1千円国庫補助金の増額になると、精密診断の分が増えた分29万1千円が増額になるということでございます。それで県の支出金はその補助金が少なくなりますので、全然やりませのでその分が減額になるということでございます。来年度は申請をして確認を取っておりますのでお願いをしたいと思ひます。

議長 他に質疑ありませんか。

10番 (松下議員) ちょっと関連ですが、簡易診断とその俺が聞くのも何だけど、その精密診断の違いをちょっとどういうことか説明をお願いします。

建設水道課長 私も深くはわかりませけれども、簡易診断をしましてそれに点数がありましてその点数がオーバーしたものについては精密診断をし、精密診断を受けてまた点数が補修をしなきゃならないというものについては、今度は自己でその改修をしていくとこの段階の分でございますのでお願いをしたいと思ひます。

11番 (織田議員) 新分野進出等企業支援事業ということで、34ページですけれども、先ほど概略説明がありました。これ結構なことです。前から商工費も歳入歳出そっくりそのまま300万円ですけれども、この簡易土壌分析機の製造ということですが、その内容この工場の内容それからについてももう少しわかる範囲で説明をお願いしたいと思ひます。

産業振興

課長 総合整備財団いわゆるふるさと財団というところでございます。その中で新分野のこういったものを開発するそれを支援するというようになっておりまして、この例でいきますと事業は簡易土壌分析半自動判別機のキットというものでございまして、これを読んでみますと既存の簡易土壌分析機使用の不便さを改善するとともに、測定値をアナログ値からデジタル値に変換することによりコンピューターとの専用ソフトによる連携で適正な製図設計並ぶに土壌改善が簡単にできるようになるというような内容のものでございます。このものを開発するというところで事業費といたしましては450万でございますけれども、それは人件費またソフトの開発費、試作費等でございます。資金の内訳につきましては、その内の300万円が財団からの補助ということになっておりますのでよろしくお願ひします。

11番 (織田議員) それでこの新分野これ大変結構な名前ですけれども、そのきっかけというものはこちらからあれか、どういうことからこういう経過というかね、これこういうことならば内容によっては手を上げて積極的な商工分野からも手を上げるということもあれですけれども、このきっかけはどういうことですか。

産業振興課長 議長 6番 (三浦議員) これは事業主体の方での情報の把握というところがきっかけになっていると思ひます。他に質疑ありませんか。

6番 (三浦議員) それでは幾つか質問をしたいと思ひます。まず最初に新町発足50周年記念の記念誌なんですけれども、先程この前のときに公債費で認めたものなんですけれども、内容的にどういう記念誌を作るのかということで大きな取組みまた自立を決めた後の合併50周年ということ取組みについてもっと町みんなでの大きな何ていうかイベントとしての取組みが私はいいいんじゃないかというふうに考えていたんですけれども、大きなお金がこのところにつき込まれていくということで実際にどのようなイベントを考えているのか、この記念誌というものがどんな内容のものを想定しているのか、また委託をしていくことがあるのでどんなところにどのようなかたちでの委託がされていくのかお聞きをしたいと思ひます。それから村歌舞伎一座への寄付という寄付金ということで100万というふうに計上されてはいますが、やはりこれも本当に飯島町に在住されている後藤監督さんという素晴らしい方がおいでになってこの取組みをされているということでもっともっと町で100万寄附するというよりもそれも大事かもしれませんが、住民の皆さんによく知っていただいて一緒に盛り上げていくということが大事だと思うんですけれども、この辺についてどのようにお考えになってこれから取組んでくのかお聞きをしたいと思ひます。それと2891の診療所費なんですけれども、修繕費として給湯器に7万円それから備品の購入23万1千円という計上になってはいますが、以前によく診療所のこのような経費を町がいつまでもつのかというような話も時々あったんですけれども、覚書があるというふうに言われてきたように思ひます。その覚書がずっとまだ有効になっていくということか、もう見直す時期がきているというか、この辺の点がどんなふうになっているのかお聞きをしたいと思ひます。それから先程伊南行政の不燃物処理場のお話がありましたが、実は八乙女のあの周辺の方があそこを八乙女が処分場を作るときには覚書をして協定を結んでしていく、そんな約束はないんだって怒っておいでになったので実際にはどんなふう

総務課長

なのかなと危惧をしているところなんですけれど、知っていることがありましたらぜひ教えていただきたいと思います。以上です。

新町発足50周年記念誌の作成業務でございますけれども、どんな内容かということでございますが、新町発足50周年という冠も付いておりますが、町の方では町を紹介するいわゆる町政要覧というものが毎年統計的な数字のものだけしか発行しておりません。こういったかたちで冊子にするのは5年に1度ということで一応ルール付けをしながら作っております。したがって前回作り直したのが45周年のときであり、今度50周年ということでございます。したがって作る部数につきましては、全戸配布それから今回の予定される記念式典にお見えになる皆さんへお送りする分、それから町外的にもPRのために作っていく分というようなことで冊数は考えていきたいと思っております。中身につきましては、今の飯島町をまず紹介すること、それから今回特に50年という半世紀の分のこともありますので、今企画をしておるのは住民の皆さんから飯島の50年間の古いものの写真を提供していただいて飯島の歩みというものをそういった写真で紹介できたらどうかというようなことで呼び掛けを今現在しております。あと中につきましては、住民の皆さん出来るだけ顔をして出していただくようなかたちで内容の企画を進めていきたいということで今現在は四季を通じての飯島の様子、それから行事等についての様子そういったものを今取材をしておっていただく段階でございます。そのようなことで作るについては自分に皆さんに直接手を関わってもらわない部分があるんですけれども、できる内容については住民の皆さんにできるだけ関わってもらえるようなかたち紙面には出ていただくようなかたちで構成をしていきたいということで今検討し、取り掛かっておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

町長

私の方から今度の後藤監督さんの制作する映画についての町の補助の考え方と、それから住民に対するまたお願ひも含めて申し上げたいと思ひます。ご承知のように7年前にはすがれ追いのあの「小麦色の天使」で大変成功を収めたと、そのときにも町は100万円の寄付を議決をいただきいてやってまいりました。今回も同じような考え方の中で財政の許すぎりぎりの範囲内で100万円というかたちでお願ひをいたしたわけであります。今まで以上に規模もスケールも大きい映画の作製取組みというその意気込みが伝わってくるわけございまして、随時今配役さんの募集であるとか色々準備を進めております。4月以降に本格的な撮影開始ということになりますけれども、町はこの直接の支援等含めてですね、この映画を作製する本部の事務所をぜひ後藤さんの地元である飯島町へということで色々検討させていただきましたが、今度4月から環境改善センター現在の1室あそこが空いてまいりますので、物資両面からの支援というようなことも含める中で1室を約1年間ぐらいになると思ひますけれども、事務所として提供してお貸ししたいということと、それからロケ班が1年のうちの4回位に分けて常駐するというのでこれにつきましてもまた千人塚の千寿荘の方を一部お貸ししてそこで滞在をしながらロケを敢行していただくというかたちでこれも側面支援というかたちでお願ひしてまいります。それからこの上下伊那を舞台にした映画でございますので、全体的には広域的な組織でもってその支援団体ができておるわけでありますが、特に後藤さん地元の文化人というようなことの立

場の中から町としても全力でひとつご支援申し上げたいということの中で過日飯島分会というその支援母体、成功させる飯島分会を設立をいたしました。不肖私が一応その会長ということであと組織それぞれお願ひしております。過日の区長総代会にもお願ひしましてまた4月に入りましたら総会をもって具体的に全住民の皆さん方にもこのことを呼びかけてぜひひとつご理解をいただいて応分の気持ちをぜひお願ひしたいというふうに思っております。それからなお、町の中にも議員さんはじめもうそうした呼びかけがあったかと思ひますけれども、更に各機関団体も含めて一層のご支援をいただくように今後もお願ひしてまいりたいということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次は七久保診療所の備品購入に対する町の補助というかたちでございますけれども、これは当時七久保地区の医師確保という観点の中から広瀬先生にお願ひしてやってまいりました。小額な備品につきましては、先生の自分で購入いただくということであります。一定規模以上の備品につきましては、これは将来ともに使っていくひとつの診療の附随した施設になりますので、覚書によって今そのことの負担割合を定めさせていただいておるわけでございます。今後ともそのことは続けていくべきであるというふうには考えておりますので、なおこのことにつきましてのまた診療所の施設としての使用料は逆にいただいております。それから北部の行政組合が八乙女箕輪町の先程申し上げました不燃物の採取処分場で埋め立てをしておるわけでありますが、これが今度の広域のガス化溶解による施設になりますと今八乙女に埋まっておるこの最終的な焼却灰につきましても一旦掘り上げてですね、再燃焼することによって10分の1ぐらいに減るというかたちの中で今そのことの計画が進められておるわけでございます。ただ地元として今度は広域全体の南部の駒ヶ根や飯島や中川の方の分までというようなことは当時当然想定してなかったわけございますから、そうした容量が減ることに加えてやはり上伊那広域連合としても自前のこのやっぱり処分場が必要であるということの中から今鋭意その話し合いを地元でしていただいておりますので方向付けがまだできておりませんけれども、そういう経過でございます。

議長

他に質疑はありませんか。

5番

(森岡議員)

1点お聞きしたいと思ひますが、17ページの不動産売払い収入の中に立木の売払い収入と金額では46万と少ないわけですが、これを通してちょっと関連的にお聞きをしたいと思ひます。町有林の管理育成というような立場から間伐をして管理して育成していくことは非常に大事なことであります。その辺の今度やった間伐というのが列状間伐か新しいそうした方法によって初めてこうした収益を得ておるわけなんですけれども、その辺の今回の状況並びにまだ飯島町には多くの町有林を抱え、また間伐適期もきておるわけであります。今後の勧め方等についての考え方をお聞きしたいと思ひます。

産業振興

課長

それでは説明をさせていただきます。飯島町の中で国有林を除く国有林も入れますと6,200haほどの山がありまして、その約半分が民有林ということで私有林と町有林とあります。町有林はその内約1,200haですけども、この中で約半分が人工林ということになっております。その内に特に間伐を必要としている山というかたちは約200haくら

いあるというふうに思っているわけですが、そのものの多くがですね、30年を越えてきて40年近くになってきているというところまで来たわけでありまして。今までの間伐は樹生の悪い木等を切り捨ててきたわけですが、これからのところは木が揃ってきますので今回の補正をお願いした場所につきましては、池の平ですが、列状間伐ということで実施をいたしました。どういうことかと言いますと、3本木のある中の1本を抜くということで抜きますので選木に手間がかからないということ、また出すのに他の木を傷めないというようなかたちになってきております。その材がですね、30年を越えてきておりますので、用材として売れるということによりまして先程も申し上げましたけれども、約100立米販売して経費を引いて100万くらいの収入になったということになるわけでありまして。その次はどうするかと言いますと残りの2つ残っている内のもう1つを抜くということで3本の内1列を残すということになりますけれども、そこまで間伐をしていきますとあとは造林ということがなかなかあとが大変ですので、その木は残して超伐木ということになってくるかと思っております。それで先程も申し上げましたけれども、町有林約200haの間伐をする山があるということになりますと20年で1辺やっても1年間に10haずつ間伐をしていかなくちやならないというようなことになってまいりますので、ぜひその材というようなものが売れるようになってまいりますのでそこらをも絡めながら間伐だけではできる限り実施をしてまいりたいというふうに考えております。今回の補正をお願いしたいものからその列状間伐の方が変わっておるということを説明させていただきます。以上です。

議 長 他にはありませんか。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

6 番 (三浦議員) 今回の補正予算では先程午前中に出しました福祉貸付金の基金の廃止また福祉金の制度の減額というような色々なものによってものがこちらの方に計上されてきているということで私は反対をいたしましたので、この補正にも反対をするものです。

議 長 賛成討論ありませんか。

5 番 (森岡議員) ただいま反対討論がありましたが、この先程の趣旨によりますと目的を変えたわけではなくて財源の位置を変えただけでありまして。よってその目的の効果はあるわけですのでそのお金も財政調整基金の方へ積み上げているということで反対討論がありましたが、私はこれは正当なものとして賛成をいたします。

議 長 他に反対討論ありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第20号議案 平成17年度飯島町一般会計補正予算(第6号)を採決します。本案は起立によって採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立ください。

〔賛成者起立〕

議 長 お座りください。起立多数です。したがって第20号議案は原案のとおり可決されました。

日程第24 第21号議案 平成17年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長 第21号議案 平成17年度国民健康保険特別会計の補正予算第3号について提案理由の説明を申し上げます。今回の補正は保険基盤安定繰入金及び上伊那情報センター負担金の確定と葬祭費及び各種健診委託料の対象件数の増加による補正でございます。予算規模につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11万8千円増額いたしまして歳入歳出それぞれ8億5,801万5千円とするものでございます。細部につきましてご質問によって担当課長から説明申し上げます。よろしくご審議いただきご議決賜りますようお願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第21号議案 平成17年度飯島町国民健康保健特別会計補正予算(第3号)を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。したがって第21号議案は原案のとおり可決されました。

日程第25 第22号議案 平成17年度飯島町老人保健医療保険特別会計補正予算(第3号)を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長 それでは第22号議案 平成17年度老人保健医療特別会計の補正予算第3号について提案理由の説明を申し上げます。今回の補正は医療給付費の給付の増大に伴います医療諸費と財源であります支払基金交付金額等を補正するものでございます。高齢者の医療費は高額な給付が続き12月に事業料を見直して補正予算を議決いただいたところでありますが、その後入院件数は減少する兆しが見られますものの1日当りの給付額が高水準にありますので、更に追加補正を今回お願いするものでございます。予算規模につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,781万2千円増額して歳入歳出それぞれ11億5,411万8千円とするものでございます。細部につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議いただきご議決賜りますようお願い申し上げます。

住民事務課長 (補足説明)

議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

5 番 (森岡議員) ただいま町長の方からも説明がありました。医療費の需要が増えたからと増えたのとおりなんですけれども、それではちょっと説明がつかないとか、もう少し詳しく今のこの状況というものを聞かせたいと思います。

住民税務課長 国保の特別会計でも葬祭費をそうとう補正いただきましたですけども、本年度入院をされてかなり死亡にまでいってしまう方が増えておりまして、そうしますとその死亡するまでの間の入院費というものはかなり上がっております。そういうことが医療費の増額高騰の原因かなとみております。以上であります。

町長 私の方から追加してございます。説明申し上げておきますけれども、老人医療費年々上がっていくことはこれはそのとおりであるわけでありまして、つい先週の金曜日でございましたか上伊那医療問題協議会というのがこれは郡市も含めてですけどもございました。そこに老人医療の1人当りの医療費の郡下の情勢の報告がございまして、ここ数年来飯島町は10ヶ市町村中の7位から8位あたりを行ったり来たりして追った状況があった、村も含めてでございますけれども、それが16年度では一番下に位置をしたということで大変ありがたいお褒めのあれをいただいたわけでございますけれども、今後とも予防医療等を中心にしながらひとつできるだけこの医療費を削減抑制に努めてまいりたいというふうに考えておりますのでよろしく願いいたします。

議長 他に質疑はありませんか。
3番 (曾我議員) ちょっと間違えだと思っただけけれども、1ページの第1条ということに6万7,814円とあるけど、これはちょっと1つ千を落としたんじゃないかと思うけど。違うかな。

住民税務課長 ご指摘のとおりで申し訳ありませんでした。

議長 他に質疑はありませんか。
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
第2号議案 平成17年度飯島町老人保健医療特別会計補正予算(第3号)を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。したがって第2号議案は原案のとおり可決されました。
日程第26 第23号議案 平成17年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町長 それでは第23号議案 平成17年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算第3号について提案理由の説明を申し上げます。今回の補正につきましては、補正額が5,351万3千円を減額をしまして総額で7億5,353万円とするものでございます。細部につきましては、事業費の確定によりまして各財源を調整すること、受益者負担金滞納者の公共柵閉鎖等により分担金及び負担金を減額をすること、使用料及び手数料を実績見込みの額に調整すること等でございます。歳出につきましては、事業費の確定による減額が中心でございます。細部につきまして担当課長から説明申し上げます。よろしくご審議いただきご議決賜りますようお願い申し上げます。

建設水道課長 (補足説明)

議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
5番 (森岡議員) ちょっと今説明で理解できませなんだのもう1度説明をお願いしたいと思いますけれども、10ページのその滞納繰越金の476万7千円マイナスになっておりますけど、これは公共柵今まで作ってきたのを閉鎖したことによるこういうことになる、当時の事件はもう解決したんじゃないのかそれはその後にもた新しくこういうものが出てきたのかその辺の説明をもう1回してください。

建設水道課長 この関係につきましては、以前の関係についての調査の関係については完結をしております。その後要するに支払をしてきたんですけども、どうしても支払が滞納になってしまうと、それで生活設計が成り立っていかないという人がこの申し出がありまして、これが数年後また閉鎖しておいて数年後にまた設置するということになれば一括して取り入れるとこういう確約をしまして当面閉鎖をして完結をするとき、ということでこの分が減額になるということでございますので、お願いをしたいと思います。

議長 他に質疑はありませんか。
(なしの声)
質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
第23号議案 平成17年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。したがって第23号議案は原案のとおり可決されました。
第2号議案 平成17年度飯島町老人保健医療特別会計補正予算(第3号)を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。したがって第2号議案は原案のとおり可決されました。
日程第27 第24号議案 平成17年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町長 それでは第24号議案 平成17年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算の第3号について提案理由の説明を申し上げます。今回の補正につきましては、補正額が176万2千円を減額して総額で2億2,395万7千円とするものでございます。歳入につきましては、受益者負担金滞納者の公共柵閉鎖により分担金および負担金を476万2千円減額、使用料を300万円増額するものでございます。歳出につきましては、管理費を391万1千円減額し、予備費を214万9千円増額するものでございます。細部につきましてご質問によって担当課長から説明いたさせます。よろしくご審議いただきご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
第24号議案 平成17年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。したがって第24号議案は原案のとおり可決されました。
日程第28 第25号議案 平成17年度飯島町水道事業会計補正予算(第3号)を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町長 それでは第25号議案 平成17年度水道事業会計補正予算第3号について提案理由の説明を申し上げます。今回の補正につきましては、資本的収支に関する補正でございます。収入につきましては、繰入金として老朽管布設替え工事費の増額による出資債100万円を増額し、下水道事業関連の配水管布設替え補償費4,800万円を減額するものでございます。支出につきましては、下水道事業関連の配水管布設工事他の減額による建設改良費3,400万円を減額するものでございます。この補正によりまして資本的収入の予定額は2億2,429万7千円にまた資本的収支の予定額は3億362万5千円となり資本的収入額が資本的支出に対して不足する額7,932万8千円に改めるものでございます。細部につきましては、ご質問によって担当課長から説明申し上げます。よろしくご審議いただきご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
第25号議案 平成17年度飯島町水道事業会計補正予算(第3号)を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。したがって第25号議案は原案のとおり可決されました。
日程第29 第33号議案 上伊那地域公平委員会の共同設置についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

助役 第33号議案 上伊那地域公平委員会の共同設置について提案理由のご説明を申し上げます。一部事務組合であります上伊那郡町村公平委員会組合が平成18年3月31日をもって解散することに伴いまして新たに平成18年4月1日より3町、3村、1連合、5一部事務組合の加入によります上伊那地域公平委員会を共同設置をし、上伊那広域連合においてこの公平委員会の事務を行うことにより、行政運営の効率化、経費の削減、事務処理の円滑化を図るとともに公平委員を広く郡内有識者から確保すること中立的かつ専門

的な人事機関として公平公正な人事行政を行うとするものでございます。つきましては、地方公務員法第7条第4項の規定により議会の議決をしようとするものでございます。よろしくご審議の上ご議決をいただきますようお願い申し上げます。

議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから第33号議案 上伊那地域公平委員会の共同設置についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。したがって第33号議案は原案のとおり可決されました。
日程第30 第34号議案 上伊那広域連合規約の一部を変更する規約についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

助役 第34号議案 上伊那広域連合規約の一部を変更する規約について提案理由の説明を申し上げます。本案につきましては、この度上伊那広域連合が処理する事務等を平成18年4月1日から変更するために同連合規約の一部を変更することについて地方自治法の規定による協議がございました。これによりまして同法第291条の11の規定により同連合を組織する関係地方公共団体の議会の議決が必要となり、ここにご提案申し上げる次第でございます。連合規約変更の内容につきましては、担当課長から説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご議決をいただきますようお願いいたします。
(補足説明)

企画財政課長

議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから第34号議案 上伊那広域連合規約の一部を変更する規約についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。したがって第34号議案は原案のとおり可決されました。
ここで休憩をとります。再開時刻を午後3時25分とします。休憩
午後3時 7分 休憩
午後3時25分 再開

議長 休憩を解き、会議を再開します。
日程第31 第35号議案 飯島・町道路線の認定について

助 役 日程対32 第36号議案 飯島・町道路線の変更について、以上2議案を一括議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

ただいま一括議題とされました第35号議案 町道路線の認定について並びに第36号議案 町道路線の変更について提案理由のご説明を申し上げます。認定につきまして道路法第8条第2項の規定により町道下原縦4、5 2号線、北の沢南線の2路線の認定を、また変更につきましては、道路法第10条第3項の規定により町道上の原幹線他21路線の変更をお願いするものでございます。詳しくはご質問によりまして担当課長からご説明を申し上げます。よろしくご審議の上ご議決をいただきますようお願い申し上げます。

議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第35号議案 飯島・町道路線の認定について、第36号議案 飯島・町道路線の変更についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。したがって第35号議案及び第36号議案は原案のとおり可決されました。

議事進行についてお諮りします。これから提案になります第37号議案から第46号議案までの10議案については、いずれも公の施設の指定管理者の指定についての議案でありますので、これを一括議題とし一括質疑の後議案ごと討論・採決を行いたいと思います。これに意義ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。したがって第37号議案から第46号議案までの10議案を一括議題とすることに決定しました。

日程第33 第37号議案 千人塚公園の指定管理者の指定について

日程第34 第38号議案 与田切公園の指定管理者の指定について

日程第35 第39号議案 飯島町都市公園与田切公園の指定管理者の指定について

日程第36 第40号議案 飯島町産地形成促進施設道の駅本郷の指定管理者の指定について

日程第37 第41号議案 飯島町産地形成促進施設道の駅花の里いじまの指定管理者の指定について

日程第38 第42号議案 飯島町図書館の指定管理者の指定について

日程第39 第43号議案 飯島町弓道場の指定管理者の指定について

日程第40 第44号議案 飯島町天竜川地域伝承施設自修館の指定管理者の指定について

日程第41 第45号議案 飯島町地域交流センター追引公会所の指定管理者の指定について

日程第42 第46号議案 飯島町地域交流センター新屋敷集会所の指定管理者の指定について

以上、10議案について提案理由の説明を求めます。

町 長 それでは第37号議案から第46号議案までのそれぞれの公の施設の指定管理者の指定について一括して提案理由の説明を申し上げます。今回指定管理者の指定を行う公の施設は千人塚公園をはじめとする10の施設でございます。指定管理者の選定にあたりましては、今までの管理の経過や各施設の性質または目的に応じた効果的かつ効率的な将来の管理などを考慮いたしまして指定の手続き条例第4条の選定基準により検討いたしました結果、第5条に規定による公募によらない選定の方法が適切であるとの判断に至りました。そこで施設ごとに指定管理者候補団体と検討を重ねてまいりました。この度基本協定案がまとまってまいりましたので、議会議決をお願いするものでございます。施設ごとの指定管理の基本的な事項につきまして各所管課長から説明を申し上げます。よろしくご審議をいただきご議決を賜りますようお願い申し上げます。

産業振興課長 (補足説明)

(以下、教育次長補足説明)

議 長 9 番 (宮下覚一議員) これから10議案一括質疑を行います。質疑はありませんか。

この指定管理者の関係につきましては、内容的には理解するんですけども、実際問題としてですね、この指定管理者の運営がどうかたちになるのかちょっと見えてこないんですね。前にも質問ございましたけれども、公社一括の中でこれだけの内容を受けるといことでありますので、それがどういう運営になるのかということ、それからこの今日即決になりますので、委託料の問題がそれに絡んできますけれども、要するにこの委託料については18年度予算に当然載ってくるわけと思いますが、この金額が要するに今まで町で運営してきた状態と比べて端的に何割くらい減になっているのか、どういう査定になっているのかちょっとのその辺がよく見えてきませんので、説明をお願いいたします。

助 役 公の施設の指定管理制度につきましては、先の全協等を通じましてまたいく度かの議会の中でも関係条例のご審議をいただきまして、その折にも色々ご説明を申し上げてきたところでございます。ただいまご質問のありました特に今回の場合には出資団体であります出資法人でございます振興公社への委託の部分が非常に多いわけでございますが、振興公社につきましては、従前の姿を思い浮かべていただきますとご承知のとおり町の組織の中に位置をされてきたような状況でございました。そこへもって行ってこれだけの多くの事業を指定管理者として入れ込んでいく今ご指摘のとおりですね、運営がどうなるのかということになるかと思えます。そこで現段階はですね、特に振興公社の中で管理をする幾つかの観光関連施設等をはじめとし、特に常設の管理運営にかかりますのはご覧いただきますとおりの図書館の運営が入ってまいるわけでございます。基本的にこの指定管理者の目指すところは先程来申し上げておりますとおりの住民サービスの向上それからまた今までの画一的なこの行政の中での施設の管理という手法を民間に委ねる、民間と言いま

すか行政から手を離すことによってより効率的に更にまた住民サービスを維持向上させていくとこれが狙いでございますので、現段階の考え方とすれば4月1日からそれを1日を期してですね、そういう目的が目に見えて上がってくるというものではないかと思いますが、町の方から振興公社という部局に職員を一応出向と言いますかそういう格好で切り離しをいたしましてその中で予算で管理運営をしていくということになるわけでございます。この運営の中には一番大きな問題として組織の問題があるわけでございますが、ただいま申し上げましたとおり当面の間は町からの出向職員によって振興公社の運営をしていく、その母体になるのは振興公社独自の予算にあるわけでございますが、これはまた振興公社の中でそれぞれ機関討議をいただき決定をいただく内容でございます。そうした中におきまして4月1日を期してそういう人事の再編も予定をいたしておるところでございますが、もう1つは収支の面で非常に心配されるわけでございます。ここにご説明を申し上げましたとおりすべてがですね、この町からの委託料をすることによって振興公社が事業運営をしていくことになるわけであります。今までのそれぞれの施設についてご承知のとおりそれぞれの公園等におきましても施設の使用料収入それを町の歳入に上げまして必要経費はそれへもって行って町の一般財源を投入して運営をやってきたわけでございます。したがって今回はこの委託料の算定につきましては、先程来条例等でもご説明しておりますけれども、振興公社あるいはまたそれぞれの指定管理者の中で収入として上がってまいります利用料金の収入をいわゆる公社の収入といたしましてそれに関わる費用を出してまいるわけでございますが、その不足部分を町の方から委託料として当面の間は財政負担をせざるを得ないということでございます。ただこれはこのままのものがずっといくようでは指定管理者制度のいわゆる狙いとすることは生かされないわけでありますので、それぞれの指定管理者の今後の経営努力の中におきまして極力利用料金の収入の増それからまた経費の効率的な執行という中で町からの委託料というものは極力減額をしてまいりたい、場合によれば自主運営ができれば更に結構なわけでございますが、それが狙いでございますので現段階におきましては運営ということになりますは人的な考え方そしてまた経理の面ではただいま申し上げたようなことで考えていくところでございます。よろしくお願いたします。

9 番 ということは端的に言って委託料については、現段階イコール100%と言う考えでよろしいのでしょうか。

助 役 事業運営につきましてはですね、当然のことです。それだけに見合った収入財源がないことには立ち行かないわけでありますので、効率的な運用の中でどうしてもその公の施設が運営できない部分は当面の間は町の方から委託料として支出をしてまいるところということでございます。

11 番 38号、39号について公園の関係ですけれども、指定の期間は1年という中で今後希望団体も出てくる可能性があるやのような説明がありました。ということはこの1年後にまたいわゆる公募する団体になりうるとこれは公募によらない指定管理者のということですが、この1年後にはそういうことも考えられるという内容のことでしょうか

うかということと、これで2003年の6月にこのひとつのこうした法があれして3年間経って今年の9月までに直営化管理者移行化とか色よいような方向付けが一応されるというようなことになっているわけですけれども、今後におけるこれで公募によるもの公募によらないものこれですべてすみ分けがこの9月までにこれ完了をするのかどうかという内容とそれからもう1つ委託制度については委託金でいわゆるどこに委託するというようなことについては議会の議決ということはなかったわけでありまして、今回ひとつの中で議会の議決が管理する場合にはそれが通過点だと必要だということをおっしゃってありますが、この議会の議決という内容について勿論私の解釈の中ではこれが指定管理者業務等にかかるこの色々な内容がありますけれども、それを表現を変えてみますと果たして議会の目として指定管理者いわゆるサービス向上が図れるか、公的な意味合いで経費削減が図れるかとか、あるいは公的なものでこれは指定管理者そういうふうに移行しないだとか色々なその視点がこの議決にするときにはひとつの判断材料に出てくるわけですけれども、そこらの判断材料議会の議決を求めるという内容についてそうした内容という認識でよいかどうか、議決の重みをどう考えるかという内容にも繋がるわけですが、その3点お願いします。

助 役 　ただいま3つについてのご質問がございました。まず第1点であります。与田切公園につきましてはの指定期間が1年ということでご提案を申し上げておるわけでございます。この件につきましては、ご承知のとおり与田切公園のメインとして与田切プールの運営が非常にこの与田切公園の今後の管理運営の柱になっておるわけでございます。ふるさとづくり計画の中におきましては、今までの利用の実態それからまたひとつ経費の増高等あるいは施設の老朽化等そういうものを踏まえまして18年度以降につきましては、廃止というような計画を申し上げてきたところでございます。ただ非常に施設の状況からみますとまだまだ利用もあるわけございまして、その辺には大変厳しい判断が求められたところでございますが、この管理指定制度の検討の段階に至りまして町内のいわゆる民間の業者のグループでございますけれども、与田切プールの運営を自主的な運営つまり指定管理者制度の上に乗かって施設管理をしてみたいというような意向もあったわけでございます。ただこれが非常に先行き大変に経営の不安もあるわけございまして、これを乗り切るにはちょっと町といたしましても決断の至らないところございまして、当面はこの財団法人飯島町の振興公社の方に与田切公園一帯をもって指定管理者とするとこういう方向を出したところでございます。したがってこの今後1年間のこの利用の実態等の中で与田切プール等に対するそうした民間の意向が更に固まってくればその中で振興公社からそうしたグループに対しましていわゆる部分委託的な業務委託は考えてまいりたいということでございます。この辺は町からの指定管理者制度に乗っかる管理方式とはまた別のテーブルになりますので、振興公社がそれぞれの個人あるいは団体等いわゆる業務委託をしていくこの内容があるわけでございます。これはちょっと私先程の説明の中で落とした部分でございますが、各種の施設の中にそうした振興公社としての機能はあるわけでございますので、その辺を考慮をいたしまして当面1年間の指定管理期間を設定をいたしましてその中でひとつ更に動向等を検討してまいりたいとこういう背景があるわけござ

います。それから2つ目に公募、原則的にはこの指定管理者制度につきましては、公募を行うということが原則になっておりますが、その中でも公募によらずに公社の選定ができるというのが条例の中にあるわけでございます。先程各課長の方から説明を申し上げておりますけれども、その条例第5条の適用によりまして振興公社その他の団体に対しまして公共的団体あるいはまた出資法人とそういうことで今回は公募によらずに指定管理者を選定できる範ちゅうにあるとこういうことで判断をいたして提案をいたしておるところでございます。それから委託料についてのご質問でございます。この部分につきましては、先程申し上げておりますように全体が18年度予算審議の中に関連をするわけでございます。ご参考までに委託料ということでご説明を申し上げたところでございますけれども、この部分は明日審議をいただきます。18年度の当初予算の中でまたひとつ触れていただきたいと思いますというわけでございます。なお、また委託料の額につきましては、議会議決の対象要件にはなっていないので、本日お手元にお配りしています議案の中の項目が議会議決を要するものでございます。したがって委託料はその範ちゅうにないということでございます。ご理解をいただきたいと思います。以上でございます。

議長

他に質疑はありませんか。

8番
(坂本議員)

図書館の件なんですけれども、図書館っていうのは利用料はなくてサービスを提供するというそれが本筋のところかすべて入っている業務だと思うんですけれども、館長さんにあたりましては民間的な手法が必要かと思いますが、それ以外の蔵書管理とか来た方達に本を薦めたりとかそういうのはやっぱり司書というやっぱ専門的な職種のそういう仕事が必要だと思うんですけれども、その振興公社っていうかたちで入っていきますという点でのその職務的な部分での誰がやってもいいというところでもないと思うんですけれども、その点においては5年間ということなんです、現時点では即現状から変わるってことはないと思いますけれども、今後はそういうところをある程度守るといってか保護するようなかたちのそんな感じはあるんでしょうか。

教育次長

図書館でございますけれども、公立図書館としての使命を第一の目標としておりますので、その部分については尊重してまいりたいということでございます。例えばこの中で蔵書に関係しますと蔵書の選本までは図書館の業務として委託先の振興公社に行ってください。最終的なその年度にどういう傾向の本をどのぐらい買うかという部分の選本が終わりまして最後の決済部分については教育委員会が責任を持つというかたちで現在委託の内容を考えております。それから委託の内容としては公立図書館が持つ使命の読書指導とかそういった部分におきましては、やはり司書資格が必要でございますので、そういった部分を職員的には配置をするように委託内容の中で取り決めをまいりたいというふうに考えております。

議長

他に質疑ありませんか。

4番
(平澤議員)

先程公募によらない指定管理者制度でスタートしておるわけですが、やはりこれひとつ見切り発車のようなかたちになると思いますが、この人的支援先程職員を公社の方へ出向するわけでございますが、ここの人的支援の期限とそれから資金援助ですね、これは18年度は委託料としてそれぞれのかたちの金額が計上されておりますが、ここの関係

をどういうふうな目で見ていくかということとそれからやはりそれぞれの指定期間が切られておるわけでございますが、それらの集会所とかああいうふうな施設に対しては5年で切られております。どの建物も新しく5年間にはその維持管理に対するそういうふうな経費は発生してこないと思いますが、その後の5年後のひとつの方針としてはどのような考えをもっておるか、その2点についてお尋ねいたします。

助役

運営にあたります人的な派遣あるいはまた委託料としての資金援助ということでございますが、ご提案を申し上げますとおり一定の期間を一応設定してございます。これはあくまでも今回のですね、議決をいただく期間の設定でございまして、3年後あるいは5年後をどうするかということとはまたその時点での特別の今後の経過の中でですね、判断が求められるればその時点でまた検討してまいらなければならないと思っております。そういうことでございまして特に人的な派遣の期間あるいは資金援助としての委託料の支出の期間これはもう極力できるだけ短い期間で留めれば一番結構だと思っております。今後のその指定管理者制度が当初から目指しますそういうところがですね、1年も早く現実のものとなりますようにそれぞれの立場でまたひとつ努力をしていく必要があるわけでありまして、具体的には人的派遣の中ではそれぞれの指定管理者がいわゆる民間のノウハウをもってより効率的な職種はあるいは人員の確保を独自でやっていただくことが一番望ましいわけでございます。それから委託料につきましてもこうした施設でございますので、一部の公園施設等を除きますとほとんどが収支が合わないような状況のものが多い公的施設でございますが、その中にも経営努力によりまして委託料の減額あるいは期間の短縮そういうものを狙っておるわけでございます。端的に何年ということは申し上げられませんが、極力短い期間でこういうものを減じていく少なくしていくことを目指してまいりたいとこんなふう思っております。

議長

他に質疑はありませんか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから案件ごとに討論を行います。最初に第37号議案 千人塚公園の指定管理者の指定について討論を行います。討論はありますか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。第37号議案 千人塚公園の指定管理者の指定についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。したがって第37号議案は原案のとおり可決されました。

次に第38号議案 与田切公園の指定管理者の指定について討論を行います。討論はありますか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。第38号議案 与田切公園の指定管理者の指定についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議

ありませんか。
(異議なしの声)
議 長 異議なしと認めます。したがって第38号議案は原案のとおり可決されました。
次に第39号議案 飯島町都市公園与田切公園の指定管理者の指定についてを討論を行います。討論はありませんか。
(なしの声)
議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。第39号議案 飯島町都市公園与田切公園の指定管理者の指定についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。
(異議なしの声)
議 長 異議なしと認めます。したがって第39号議案は原案のとおり可決されました。
次に第40号議案 飯島町産地形成促進施設道の駅本郷の指定管理者の指定についてを討論を行います。討論はありませんか。
(なしの声)
議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。第40号議案 飯島町産地形成促進施設道の駅本郷の指定管理者の指定についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。
(異議なしの声)
議 長 異議なしと認めます。したがって第40号議案は原案のとおり可決されました。
次に第41号議案 飯島町産地形成促進施設道の駅花の里いいじまの指定管理者の指定についてを討論を行います。討論はありませんか。
(なしの声)
議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。第41号議案 飯島町産地形成促進施設道の駅花の里いいじまの指定管理者の指定についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。
(異議なしの声)
議 長 異議なしと認めます。したがって第41号議案は原案のとおり可決されました。
次に第42号議案 飯島町図書館の指定管理者の指定について討論を行います。討論はありませんか。
(なしの声)
議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。第42号議案 飯島町図書館の指定管理者の指定についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。
(異議なしの声)
議 長 異議なしと認めます。したがって第42号議案は原案のとおり可決されました。
次に第43号議案 飯島町弓道場の指定管理者の指定について討論を行います。討論はありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。第43号議案 飯島町弓道場の指定管理者の指定についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。
(異議なしの声)
議 長 異議なしと認めます。したがって第43号議案は原案のとおり可決されました。
次に第44号議案 飯島町天竜川地域伝承施設自修館の指定管理者の指定について討論を行います。討論ありませんか。
(なしの声)
議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。第44号議案 飯島町天竜川地域伝承施設自修館の指定管理者の指定についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。
(異議なしの声)
議 長 異議なしと認めます。したがって第44号議案は原案のとおり可決されました。
次に第45号議案 飯島町地域交流センター追引公会所の指定管理者の指定について討論を行います。討論ありませんか。
(なしの声)
議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。第45号議案 飯島町地域交流センター追引公会所の指定管理者の指定についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。
(異議なしの声)
議 長 異議なしと認めます。したがって第45号議案は原案のとおり可決されました。
次に第46号議案 飯島町地域交流センター新屋敷集会所の指定管理者の指定について討論を行います。討論はありませんか。
(なしの声)
議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。第46号議案 飯島町地域交流センター新屋敷集会所の指定管理者の指定についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。
(異議なしの声)
議 長 異議なしと認めます。したがって第46号議案は原案のとおり可決されました。
日程第43 発議第1号 飯島町議会委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。10番 松下寿雄議員。
10番 (松下議員) それでは飯島町議会委員会条例の一部を改正する条例について一言提案をいたします。飯島町議会委員会条例の一部を改正する条例につきまして提案の趣旨を説明を申し上げます。ご承知のように町では大課制に伴う組織機構改革を行うための条例改正案を12月定例会に提出し、議員全員の賛成により条例を可決したところであります。これに伴って議会委員会条例も見直す必要が出てまいりました。そこで議会運営委員会で検討を重ねた結果、別紙のとおり条例の一部を改正することといたしました。主な改正は条例第2条の改正であります。組織機構改革に伴う課の名称変更と1つの課で2委員会に分かれていた

現住民税務課の業務を一委員会にまとめたこと、これは税関係であります。またこれに伴い委員会の名称を厚生文教委員会から社会文教委員会に変更したこと等であります。また委員の所属・任期等につきましては、附則の経過措置において平成19年3月31日といたしました。なお、この条例の施行日は平成18年4月1日からであります。以上が趣旨説明であります。全議員のご賛同をいただきますようよろしくお願いいたします。

議 長
4 番
(平澤議員)

次に本案に賛成の意見を求めます。4番 平沢晃議員。
ただいま提出者の意見を全面的に賛成の立場から所信を申し上げます。住民サービスのあり方についてこの住民を顧客する位置付けについてこの多様化するニーズに対応いたしましてこの高い満足度を得られる町の組織改革が行われます。これに合わせて私達議会もこの組織機構に対応できるこの行政の透明性それから確保等を様々な課題を的確に審査できる常任委員会を設置しなければなりません。このような状況を十分に認識して私達議会は住民合意の自立しうるまちづくりのために委員会条例の改正を行うべし議員各位のご賛同をお願い申し上げます。以上です。

議 長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。提出者は自席へお戻りください。
これから討論を行います。討論ありませんか。

議 長

(なしの声)
討論なしと認めます。これで討論を終わります。
発議第1号 飯島町議会委員会条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。したがって発議第1号は原案のとおり可決されました。
以上で本日の日程は全部終了しました。
本日はこれで散会とします。ご苦労様でした。

午後4時15分 散会

平成18年3月飯島町議会定例会議事日程（第2号）

平成18年3月7日 午前9時10分開議

○議事日程

I 開議宣告

I 議事日程の報告

- 日程第1 第26号議案 平成18年度飯島町一般会計予算
- 日程第2 第27号議案 平成18年度飯島町国民健康保険特別会計予算
- 日程第3 第28号議案 平成18年度飯島町介護保険特別会計予算
- 日程第4 第29号議案 平成18年度飯島町老人保健医療特別会計予算
- 日程第5 第30号議案 平成18年度飯島町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第6 第31号議案 平成18年度飯島町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第7 第32号議案 平成18年度飯島町水道事業会計予算

○出席議員（12名）

- | | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番 | 内山 淳 司 | 2番 | 宮 下 寿 |
| 3番 | 曾 我 弘 | 4番 | 平 澤 晃 |
| 5番 | 森 岡 一 雄 | 6番 | 三 浦 寿美子 |
| 7番 | 竹 澤 秀 幸 | 8番 | 坂 本 紀 子 |
| 9番 | 宮 下 覚 一 | 10番 | 松 下 寿 雄 |
| 11番 | 織 田 信 行 | 12番 | 野 村 利 夫 |

○説明のため出席した者

| 出席を求めた者 | 委任者 |
|------------------------|--|
| 飯島町長 高坂宗昭 | 助 役 山田敏明 総務課長 箕浦税夫 企画財政課長 高坂 浩 住民税務課長 滝本英司 保健福祉課長 米沢長実 産業振興課長 斉藤久夫 建設水道課長 松下一人 |
| 飯島町教育委員会 教育委員長 河野通昭 | 教 育 長 大沢利光 教 育 次 長 北沢正文 |
| 飯島町監査委員 代表監査委員 林良雄 | 飯島町監査委員事務局長 (議会事務局長兼) |

○本会議に職務のため出席した者

- | | |
|--------|--------|
| 議会事務局長 | 小林 廣 美 |
| 書 記 | 小林 美 恵 |

本会議開会

開 議 平成18年3月7日 午前9時10分
議 長 おはようございます。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程については、お手元に配布のとおりであります。
議事進行についてお諮りします。これから提案になります第26号議案から第32号議案までの7議案については、いずれも平成18年度予算に係る議案でありますので、これを一括議題として総括質疑の後、各常任委員会へ審査を付託したいと思います。これにご異議ありませんか。
(異議なしの声)
異議なしと認めます。したがって第26号議案から第32号議案までの7議案については、これを一括議題として総括質疑の後、各常任委員会へ審査を付託することに決定しました。

日程第1 第26号議案 平成18年度飯島町一般会計予算
日程第2 第27号議案 平成18年度飯島町国民健康保険特別会計予算
日程第3 第28号議案 平成18年度飯島町介護保険特別会計予算
日程第4 第29号議案 平成18年度飯島町老人保健医療特別会計予算
日程第5 第30号議案 平成18年度飯島町公共下水道事業特別会計予算
日程第6 第31号議案 平成18年度飯島町農業集落排水事業特別会計予算
日程第7 第32号議案 平成18年度飯島町水道事業会計予算

以上、平成18年度予算7議案を一括議題とします。町長の施政方針並びに本7議案にかかる提案理由の説明を求めます。

町 長 平成18年3月議会定例会を収集し、平成18年度の一般会計予算をはじめ特別会計及び事業会計予算7議案を提案をするにあたり、新年度の施策に関する私の所信の一端とこれに基づく予算案の大綱について申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと思います。

昨年は海外では、巨大ハリケーンや大地震など天災による被害が各国で相次ぎ、国内でも局地的な豪雨災害や北信越を中心にした豪雪被害等の自然災害に加え、アスベスト被害や子どもへの凶悪犯罪などが大きな社会問題となった年でもございました。

そんな中、地方自治体を取り巻く環境は益々厳しさを増し、地方の自己決定、自己責任が問われ、三位一体の改革によりその流れが加速している状況にあります。しかし、社会の情勢がいかに関わろうとも、飯島町に暮らすすべての町民の皆様が安心して日々の生活を営み、幸せと生きがいを感じることでできる地域づくり、まちづくりをすることが町政を担う者の使命であると思っております。

本予算は昨年2月の住民意向調査の結果を受け、「自立し、持続発展可能なまちづくり」を目指していく最初の予算であります。大胆な行財政改革は必須であり、同時に未来の飯島町を見据えた諸施策を的確に講じ、活力と希望に満ちた町の将来の礎を築くことも念頭

におき、全力を傾注してまいり所存でありますので、議員各位並びに町民の皆様に格段のご理解とご協力を賜りますようまずもってお願いを申し上げます。

さて、まず最近の経済情勢と国の予算であります。平成18年度の日本経済は、設備投資は企業収益の改善や需要の増加等を受けて増加をし、個人消費も消費者マインドが改善をし、所得が徐々に増加していることから緩やかに増加傾向にあり、また雇用情勢は完全失業率が4.6%と高水準にありながらも、改善に広がりが見られとしております。しかしながら、地方経済においては、若干上方判断がみられるもの景気回復が実感できるまでには至っておらず、先行きへの不安感を拭いきれない状況にあります。

次に、財政面についてであります。国の平成18年度予算案は一連の構造改革に一応の目途をつけるものと位置付けられ、同時に改革を加速するための予算でもあるとしております。また、中期的には引き続き「2010年代初頭の基礎的財政収支の黒字化」及び「デフレの克服、民需主導の持続的経済成長」の実現を図るため、小さくて効率的な政府実現に向けた従来の歳出改革路線を堅持強化することとしております。

こんため、三位一体の改革を推進し、総人件費改革、医療制度改革、特別会計の改革等の構造改革について、予算に反映をさせております。また、歳出全般にわたる徹底した見直しを行い、一般歳出についても厳しい削減を行い、国債発行について、平成17年度の34兆4千万円を大きく下回る29兆9千万円余となっております。国債発行額が30兆円を下回る水準となったのは5年ぶりであり、公債依存度も37.6%になるなど改善が図られておりますが、依然高水準にあります。また、年々増加する長期債務残高は、平成17年度末で602兆円に達する見込みであり、極めて深刻な状況が続いております。

次に地方財政であります。国の地方財政対策は平成18年度において、地方税収や地方交付税の原資となる国税収入が回復傾向にある一方で、公債費が高い水準で推移することや社会保障関係費の自然増により、依然として大幅な財源不足が見込まれていることから地方財政計画の歳出について人件費における職員定員の純減や給与関係経費の抑制、地方単独事業費の抑制を図っております。

これらにより平成18年度の地方財政計画の規模は、5年連続で減少しており、83兆2千億円、前年度に比べて0.7%の減少となっております。また、地方交付税と臨時財政対策債の合計額は、前年度に比べて6.5%減少をしており、厳しい予算編成を余儀なくされたところであります。

また県の平成18年度当初予算案は、かつてない少子化、高齢化社会を迎えている県の姿を正面から見据えた総合愛産産業を目指して施策を展開するとしております。また、同時に財政再建に向けての財政改革推進プログラムの最終年度となる平成18年度は、ゼロベース予算編成による「選択と集中の」の発想を徹底をし、県債発行の抑制、事業の重点配分など財政健全化に向けた財政改革を行っています。しかし、県の今後の財政見通しによれば地方交付税等の削減により、引き続き大幅な財源不足が見込まれることから、平成18年度の県の公共事業及び県単独事業は前年度に比べて公共事業で9.3%、県単独事業も9.0%減少した予算となっております。

さて、町の財政見通しであります。当町の財政状況は極めて厳しい状況が続いており

ます。平成16年度決算における起債制限比率は10.7%で前年度より0.1ポイント改善されましたが、経常収支比率は85.2%となり前年度より0.8ポイント悪化をいたしました。ことに経常収支比率は、全国的には平均値ではありますが、県下においては高水準となっており財政の硬直化が進んでおります。

歳入面では、先ほどから申し上げておりますように、地方財政計画の歳出の抑制によりまして、地方交付税は昨年度を維持する見込みであるのに対し臨時財政対策債の削減、さらに国庫補助金負担金の削減・廃止により当町の財政運営にも影響を及ぼしております。

さらに、経済情勢が好転をいはじめているとはいえ、これが町税の増収には直結しておらず、大きな期待はもてない状況にあります。

一方、行政需要は国の諸施策や住民ニーズの多様化とともに毎年増加の一途にあり、加えて質の高い行政サービスが求められております。特に、福祉・医療・環境・IT関係経費の大幅増加など経常的経費が毎年増加をしております。

以上のことから、今後、依存財源が減少していく中で増加する一方の財政需要に当町がどう対応していくかが最大の課題であり、現在の行政サービス水準の維持をしていくことは極めて困難な状況となっております。

今後、当町の行財政運営につきましては、経済情勢はともより、国の地方財政対策に大きく左右されるところであり、見通しは極めて不透明な状況でございます。こうした状況下において、これまでの大型事業の実施に伴う公債費の伸びが著しく、今後も増加する傾向にあることから、起債制限比率は再び上昇に転ずる見込みであります。さらに繰出金や扶助費も増加しており、引き続き苦しい財政運営を余儀なくされることとなります。

そこで予算編成にあたって、平成16年度の予算は突然ともいえる地方交付税等の大幅削減を盛り込んだ三位一体の改革により大きな財源不足を生ずる状況下で、「改革の第1幕」として住民サービスを低下させることなく、「内なる行政改革」を行った編成でありました。

続く17年度予算は、引き続き「改革の第2幕」と位置付け、町が策定をいたしました「飯島町ふるさとづくり計画」に基づき、現状できうる最大の改革を行いました。ただし、並行して行われましてた合併協議会での調整事項も念頭に入れつつ、住民サービスに混乱をきたさないよう配慮をして編成をしたところでもあります。

平成18年度予算の性格は、「自立し、持続発展可能なまちづくり」を目指していく最初の予算であります。地方自治体を取り巻く内外の情勢はかつてなく厳しい中、当町としては以下の点を基本に予算の編成を行いました。

まず、新たにスタートする中期総合計画、2006年から2010年までの5年間ですが、これを基本に活力創造社会の構築を目指した施策を盛り込んだ予算といたしました。その具体策は、協働のまちづくりの推進であり、人口増・活性化対策に重点を置いた施策の選択であります。

基本の第2は、ふるさとづくり計画これに基づく行財政改革の継続を勧める予算といたしました。総人件費の削減や行政経費の削減を中心とした内部改革に加えて、事務事業の見直しや金品給付サービスの削減廃止、補助金の見直しや住民負担の見直し等の改革を伴

う予算といたしました。

そして、行政運営の質の更なる向上を第三の基本に置きました。その内容としては、組織機構の改革、給与構造改革や人事評価制度への導入による職員の意識改革、更には住民への行政情報の公開等説明責任を今まで以上に果たすことなど改革・改善を強力に進めてまいります。

そこで18年度の予算編成にあたり、特にまちづくりの重点戦略として意を注いだ点について申し上げたいと思います。強力な歳出削減と歳入の見直しは、行政をスリム化はさせますが、そこには活力創造社会は生まれません。地域活性化のための新たな施策を導入してこそ新生飯島町が生まれてくるものとの思いから、本予算を改革の継続と新たな活力創造のためのメリハリ予算として、数項目の重点事業を強力に進めていくことといたしました。

まず、住民との協働によるまちづくりに推進であります。今後のまちづくりは住民の皆さんの理解と協力による協働によるまちづくりの実践が必要であります。新年度ではその芽出しとなる予算を計上をいたしました。

次に日本の人口が減少へと転ずる時代になりました。当町もその例外ではなく、僅かずつではありますが減少の一途であります。特に次世代を担う子供達の減少は憂慮されることでもあります。そこで、新たな子育て支援事業を盛り込みました。また、地域の発展は、インフラ整備等も必要であります。町外から多くの優良企業を招致することも重要であります。既存企業の育成は勿論、企業誘致を促進するための企業振興策をさらに充実し、制度化をしてまいります。

また、毎年のように各地で災害が発生し、多くの罹災者をみております。予期せぬ災害に備えて安心・安全なまちづくりをすることは、住民誰しも思うところでもあります。財源の許す範囲内で防災のまちづくりに向けた予算を計上をいたしました。

次に、指定管理者制度の導入であります。地方自治法の改正により、公の施設の管理に関して指定管理者を指定し、より事業の効率化を図ることができることとなりました。当町も飯島町振興公社を軸として、できる範囲で指定管理者への業務を委ね、行政運営の効率化と住民サービスの向上を図ってまいります。

以上が本予算での重点項目であります。

それでは提案をいたしました平成18年度の各会計の予算概要について、総括的に説明を申し上げます。

各会計の予算規模であります。一般会計は39億8千万円で、前年度対比で5.7%の減であります。

国民健康保険特別会計は7億5千万円で、10.6%の減。

介護保険特別会計は7億6千万円で、4.5%の増。

老人保健医療特別会計は10億5千万円で、5.8%の増となっております。

また、公共下水道事業特別会計は10億4千万円で、36.2%の増。

農業集落排水事業特別会計は2億4千万円で、7.8%の増となりました。

また、水道事業会計は5億1千万円で、6.2%の減であります。

これら7会計の合計予算規模は、83億円余で、全体として0.2%の増として編成をいたしました。

一般会計の当初予算が前年度に比べて減少したのは、飯島東部保育園建設事業及び七久保小学校施設整備事業の平成18年度予算予定額を、有利な平成17年度の国の補正予算に盛り込み、平成18年度事業としたためであります。

国民健康保険特別会計の予算規模が減少したのは、公的医療費給付の抑制を図る医療制度改革によることが大きく、老人医療特別会計の規模が増加したのは、医療給付費の増加が主な要因となっております。

介護保険特別会計は平成18年度から制度改正により、新たに地域支援事業として介護予防事業の充実を図るための予算を計上したこと及び認定者数の増加並びに保険給付費の増額により予算規模も増加したところでございます。

また、公共下水道事業特別会計につきましては、七久保地区の平成20年度供用開始に向け、平成18年度からはいよいよ浄化センターの着工となることから事業費が大幅に増加をいたしております。

農業集落排水事業特別会計は、維持管理業務や起債の償還を中心とした経費が増加したことから、予算規模も増加したところでございます。

また、水道事業会計につきましては、平成17年度は配水池を築造いたしました。平成18年度は七久保地区の公共下水道事業に併せての水道管布設替工事等が中心となっております。

それでは最初に一般会計の主な歳入について説明を申し上げます。

町税は、地域経済が徐々に好転していることと、税制改正により町民税は前年度に比べ増加する見込であります。特に個人町民税は、前年度に比べて13.6%増を見込んでおります。しかし、町内事業所の業績は未だ好転に至っておらず。法人町民税は前年度並を見込みをいたしました。また、固定資産税は平成18年度が3年に1度の評価替の年にあたり、資産価格が減少することから2.9%の減少を見込んでおります。また、軽自動車税は微増、たばこ税は平成17年度実績及び税制改正から24.2%の増を見込んだところであります。

また、地方譲与税は、平成18年度はさらに国庫補助金改革が進みますが、税源移譲は平成19年度からとなるために、その経過措置として所得譲与税で対応することとしており、その分が増加をいたしております。地方消費税交付金及び自動車取得税交付金は微増、地方特例交付金は平成18年度から創設される児童手当特例交付金を加えても前年度より3.2%減を見込んでおります。

次に地方交付税であります。平成17年度の収入見込額に比べ8.2%減を見込んでおります。また、関連する臨時財政対策債につきましては、国の地方財政対策指標等を参考に10.1%の減収を見込んだところであります。これらを合わせますと、平成17年度決算見込みに対し、1億4,000万円余りの減額を見込んでいところであります。

国県支出金につきましては、東部保育園建設事業が平成17年度補正予算措置されたことから大幅な減少となっております。

また、繰入金につきましては、介護保険特別会計への繰出や福祉医療費の給付のために地域福祉基金を、また当部保育園建設事業のために社会福祉金から繰入れることとし、七久保小学校施設整備事業及び学校給食センターの施設改良に義務教育施設改築基金から繰入を行います。また、最終的には財政調整基金から1,700万円を繰入れることといたしました。

町債は、5億9,000万円余で、前年度に比べて11%の減少となっております。このうち、立地企業に対する融資であります転貸債及び臨時財政対策債並びに減収補てん債で約80%を占め、建設事業に充てる町債は1億1,000万円に止めております。

以上、歳入について申し上げましたが、制度改正や景気の動向などにより、不確定要素を含んでおります。現時点で得た情報を基に慎重に精査のうえそれぞれの予算計上をしたところでございます。

次に歳出予算の概要について、中期総合計画に掲げております施策別に説明を申し上げます。

まず第1に「みんなで知恵を出し汗を流して協力し合う協働のまちづくり」についてであります。

地方分権の時代が到来し、地方自治体が自己決定と自己責任を負いつつ行政運営を行っていくこととなりました。同時に、持続し発展するまちづくりをすることには、簡素で効率的な行財政運営も求められております。多様化、高度化する行政課題に全てに行政だけで対応することは困難であります。行財政改革の断行は必要不可欠であり、今後も強力に推進していかなくてはなりません。しかし、スリムな行政で対応できない部分は、住民の皆さんや地域、企業が行政と連携協力しながら解決をしていかなくてはなりません。今こそ住民と行政がその役割分担の理解を深めて、共通の認識に立つことから協働のまちづくりの青写真を描き、できることから実践をしていく段階に入っているといえます。

平成18年度は新たに協働のまちづくり推進事業を創設をして、協働の中核となる地域づくり委員会の立ち上げ支援や事業の実践等に対して支援をしていくことをはじめ、地元施工による原材料費等の予算を増額をして当初予算に計上をいたしました。

第2に「交流の時代の新しい基盤整備を進めるまちづくり」についてであります。

秩序ある土地利用を図り、快適かつ活力のあるまちづくりを薦めるため、道路改良に始まり住宅、環境衛生から防災に至るまで生活基盤の整備を進めるために諸施策を講じました。

国道153号伊南バイパス建設事業につきましては、平成18年度において本郷地籍の用地買収を終え、飯島地籍での買収の運びとなります。平成19年度には駒ヶ根市福岡地籍の工事が完成する予定であります。引き続き本郷地区において工事着手される予定となっております。主要地方道竜東線は、平成18年度においても引き続き橋梁建設を行い、平成20年の春頃には「北河原・中平線」までの吉瀬・中平間が開通となる予定であります。いずれも早期完成に向け、積極的に関係機関と連絡をとりながら進めてまいります。

また、一般町道につきましては、平成17年度をもって町道北上の原線が完成をいたしました。平成18年度は継続事業であります堂前線に加えて、町道本郷幹線の拡幅改良事

業を進めてまいります。

また、与田切川・中田切川の治水砂防事業の促進、さらに西山地帯をはじめ百間ナギの崩落対策等についても、国・県へ積極的に働きかけをしてまいります。

消防・防災面や交通安全・防犯対策につきましては、町民の皆様が安心して暮らせる環境づくりに努めてまいります。ことに、危機管理が叫ばれる中で、当町といたしましては、組織機構の改革により危機管理機能を強化して、地域防災計画を策定する中で、住民向けの防災しおりを作成することとともに、非常用備蓄品の更新をしてまいります。さらに、平成17年度事業で実施した住まいの「とうかい」防止対策事業においては、平成18年度において耐震補強工事の補助を行ってまいります。

また、広報・広聴面ではCATV、議会・町の両広報のほか、インターネットを活用したホームページの充実も図ってまいりたいと思っております。また、情報通信技術の進歩による国の積極的な情報化施策の展開などにより、地域情報化環境の整備の必要性が高まってきております。平成18年度は、このIT活用環境の整備を地域情報化計画として策定をしてまいります。

さらに、男女共同参画社会の構築や都市と農村との共生交流促進も引き続き推進をしてまいります。また、従来どおり友好都市交流事業などの交流事業にも引き続き取り組んでまいります。

第3の「生活の質を高める快適環境のまちづくり」では、生活の都市化とともに、生活水準の向上と生活様式の近代化が進んでおります。質の高い快適な日常生活を営むための環境づくりに努めるとともに、自然環境の保全に努めてまいります。

快適な生活ができるまちづくりを進めるために、公共下水道事業特別会計の予算規模を大幅に増額計上をいたしました。

特に、七久保地区の公共下水道事業において、平成20年度の供用開始に向け、新年度からいよいよ浄化センターの建設に着手をしてまいります。

また、農業集落排水事業は、維持管理を中心とした業務が中心ですが、維持管理費や公債費が増加したことから増額となっております。公共下水道事業及び農業集落排水事業ともに、まだ接続をしていないご家庭にありましては、一日も早く接続をしていただき、ご利用いただくようお願いを申し上げます。

合併浄化槽の設置整備事業は、区域を変更した地区も含めて引き続き設置促進をしてまいります。

一方、上水道事業では、下水道事業関連の配水管布設替工事を中心ですが、新年度では配水池の水道水を非常用飲用水として確保するための緊急遮断弁の設置をするなど引き続き水道水の安定供給に向けて努力をしてまいります。

次に住宅対策面では、若者の定住促進対策として、住宅整備について研究をはじめます。また平成14年度から始めたIターン者に対する定住奨励事業につきましては、引き続き実施してまいります。町外から一人でも多くの若者達がこの地を「第二のふるさと」として定住をしていただくことを切に願っているところであります。

環境衛生面におきましては、新年度において「粉石鹼の製造、粉砕機の購入」によりま

して廃油の再生資源化を支援をしてまいります。また、引続いて塵芥処理費等に要する予算を計上したところであります。町民の皆さんの生活環境に対する意識が高まっていることから、是非ごみの減量化による資源循環型社会の形成にご協力をいただきたいと思います。

第4「共に支え共に生きる健康・福祉のまちづくり」についてであります。乳幼児から高齢者までの住民誰もが障害のあるなしにかかわらず、性別や年齢にかかわらず、共に支えあい、共に安心して健康で暮らせるよう保健・医療・福祉の連携のもとに各事業の推進のための諸施策を講じてまいります。

懸案でありました飯島東部保育園建設事業は、平成17年度に着手をし、平成18年度中には地域子育て支援センターを併設した多機能保育園として完成する運びとなっております。次代を担う子供達が新たな環境のもとで、さらに元気に逞しく育ってほしいと願っております。

平成18年度から子育て支援の充実を図ります。まず、保育料の軽減について申し上げます。従来まで保育料は、同時入園に限り二人目が2分の1、三人目以降が10分の9の軽減でありました。この枠に加えて平成18年度からは第二子以降の園児でさえあればすべて3分の1軽減することといたしました。これにより第二子以降の保育料は同時入園の場合は従来の軽減措置が受けられ、同時入園でない場合でも3分の1の保育料軽減措置が受けられることとなります。また、平成15年度から実施をしてまいりました就学前までの入院・通院を対象とした乳幼児医療費について、平成18年度からは小学校第3学年終了時まで無料化を拡大し、子育てをする保護者の負担軽減を図ってまいります。さらに、放課後児童クラブは運営日を増加するなどし、充実を図ります。また、不妊で悩む方々のために、県の不妊治療助成事業に上乘せしての補助をし、治療費の負担を軽減してまいりたいと思います。

また、従来まで3学年終了までを対象としておりました児童手当の支給範囲を制度改正により、平成18年度から小学校終了までに拡大をして支給をしてまいります。

一方、今後の福祉施策のあり方全般にわたり検討いたしました結果、平成18年度から介護慰労金や障害者福祉金、出産祝金等の金品の給付に関する部分は削減・廃止する方向で編成をいたしました。これは、これまでの住民説明会等の申し上げてまいりましたとおりであります。今後は増大する高齢者、障害者福祉関係の制度拡充のために、真に必要な財源に充ててまいりたいと思います。

次に高齢者福祉であります。従来まで一般会計で行われていた在宅介護支援センター運営費や配食サービス事業等は、制度改正によりまして介護保険事業に移行をされました。これらの事業を加えた介護保険につきましては、制度の定着とともに介護認定者も増加をし、介護保険サービスが施設利用を中心に増加をいたしております。今後、新たに策定をされた第3期介護保険事業計画に沿って給付の適正化に努めてまいるとともに、平成18年度4月より新たに設置する地域包括支援センターを中心に介護予防にも力を入れてまいります。

また、継続事業として老人クラブの補助や送迎福祉バスの運行、在宅理美容補助など

数々の事業を継続実施してまいります。

障害者福祉面では、障害者がその人に適したサービスを利用をしながら、地域社会で自立した生活を営めるよう将来にわたり支援をしていくために、障害者自立支援法に基づきまして各種サービスが始まりますので、制度の周知を図り適正な運営に努めてまいります。また、小規模授産施設「こまくさ園」及び精神障害者を対象とする共同作業所「やすらぎ」はこれまでどおり運営し、引き続き障害者福祉の増進を図ってまいります。

また、継続事業として、三歳児子育て未来飛行、子育て相談などの施策を引き続き講じてまいります。

この他、町民の皆様がいつまでの健康に暮らせるための各種検診の実施や、保健指導にも力を注いでまいります。さらに、国民健康保険特別会計、老人保健医療特別会計などにおける医療費や保険給付費等に対応する繰出金の予算措置を講じたところでございます。

第5として「地域の魅力を生かした産業づくり」であります。農業、林業、商業、工業の各産業間の連携とバランスのとれた発展を目指して、農業では地域複合営農の再構築により安心安全農業を目指すとともに、他産業と連携して新たな農業を展開を図り、林業では、健全な森林の育成を促進するとともに、環境の視野も重視して整備を進めるための諸施策を講じてまいります。また、商工業では技術力の高い工業振興と、地域のふれあいを基本とした魅力ある商業展開を進めるとともに、交流事業等を通じて農業。商工業、観光の各産業がお互いに連携しあい、地域の特色と資源を生かした産業の展開を図るための諸施策を予算化いたしました。

特に農業については、1,000ヘクタール自然共生農場との位置付けのもとに、国の新たな品目横断的経営安定対策事業への対応と相まって、今後営農センターや農業協同組合と連携をとりながら、力強い担い手の育成と安心安全で競争力のある農業の推進に努めてまいります。平成18年度においては、前年度に引き続き「栗の里づくり事業」を実施するための補助金を計上をいたしました。今後新たな町を代表する農産物の一つとしての定着に努めてまいります。

また、「道の駅花の里いいじま」はオープンして満4年を迎えます。お陰様でオープン以来多くの方々にご来場いただき、地域に定着し軌道に乗ってまいりましたので、平成18年度からは管理運営を指定管理者「道の駅花の里いいじま利用組」合に委ねて、更なる充実を図るとともに、町といたしましても引き続き財政支援をしてまいります。

この他、県営事業として本郷地区の農面農道整備事業については、平成18年度完成見込であります。また、七久保片桐地区中山間地域総合農地防災事業につきましては、引き続き事業の促進に努めてまいります。

林業面では、松くい虫の被害に対応するために、事業規模自体は縮小いたしますが、道路やJR周辺等の安全確保を重点として対応をしてまいります。この他、町有林の保育事業を充実させるとともに、間伐事業に対する補助も従来どおり実施をしてまいります。また、平成18年度は新たに「森の学校」を開校し、飯島町の森林の学習や体験も含めて森林の役割やあり方などについて子供達に関心を深めていただくよう計画をいたしております。

商工面では、新たな企業振興策を講じてまいります。町内に企業の立地を進め、そこから多くの雇用を創出し、人工が増え地域経済が活性化する構造を描きながら既存企業の育成と企業誘致を促進するための支援制度を新設・充実してまいります。また、町内中小企業の極めて厳しい経営環境を踏まえて、前年度に引き続き商工会への支援事業を継続し、中心市街地活性化事業の補助、商工業振興資金に対する利子補給などの支援策を講じたところでございます。

第6に「生きいきと学び楽しむ生涯学習のまちづくり」として、町民の自主的な参加による学習、スポーツ活動の活性化を図り、芸術文化活動の推進や伝統芸能等の継承を進めるとともに、歴史遺産の保全や活用ができるよう諸施策を講じたところであります。また、子供達が自立し、自ら考え行動することができる学校教育の充実や自然・歴史・文化・地域社会に触れる学習の場の充実を図るための予算措置を講じたところであります。

学校教育面では、引き続き「教育相談員」の配置や中学校に「心の教育相談員」を配置し、さらに「AET」の設置や町費支弁の教職員を配置してまいります。新年度において、小学校30人規模学級を第6学年まで拡大をし、少人数学級による行き届いた教育の推進に努めます。この他、継続事業として新入学児童へのランドセルの贈呈などの施策を引き続き実施をしてまいります。

また、平成14年度から実施をしてまいりました「中学校耐震補強・大規模改造事業」は平成16年度をもって全て終了をし、新たに七久保小学校の耐震補強・大規模改造工事を平成17年度の繰越事業として平成18年度に実施をいたします。この工事が竣工いたしますと一連の義務教育施設の耐震補強・大規模改造事業は終了となります。学校給食センターにおいては、食中毒予防のための空調設備工事、米飯給食充実のための炊飯器の更新など安心安全とおいしい給食を提供できる施設の整備を図ってまいります。

生涯学習・社会教育面では、図書館事業につきましては、新たに指定管理者である飯島町振興公社に運営を委ねますが、町が行うべき業務と指定管理者が行うべき業務を明確にする中で、サービス内容については従来どおりとし、今後さらなるサービス向上を目指してまいります。

地域文化面では、「いいじま文化サロン」の取り組み及び歴史民族資料館陣屋本陣等の開館業務並びに歴史民俗資料の保存管理に努めてまいります。

以上、各施策別に主要な点について申し上げます。最後に、平成18年度は飯島町発足50周年という節目の年を迎えることとなります。飯島町が歩んできた歴史を心にとどめながら、心豊かで活力ある未来を拓くため、限られた予算の中で町民の皆さんも参加できる記念事業を計画いたしました。今後それぞれ事業ごとに広くご案内してまいりますので、ぜひひとつ多くの皆さん方のご参加をお願いしたいと思っております。

以上、新年度の施策に関する所信の一端と、新年度予算の大綱について申し上げます。国の人口が減少期に突入した中で、当町の人口増活性化を図るには、不断の努力が必要となります。町長として町民の皆様の前頭に立ち、安心安全で住みよい町・暮らしやすい町・活力のある町づくりに全力を傾注してまいりる覚悟であります。そのためにも厳しい現状認識と更なる意識改革をもって日夜努力している職員の遂行能力を信じて、

町長以下気持ちを一つにして、常に住民の皆さんと気持ちに融合を図るべく、今後も研鑽努力をしております。

町民の皆様とその代表である議員各位の格別なるご理解とご協力を切にお願い申し上げます、平成18年度の施政方針と一般会計並びに特別会計の予算概要の説明とさせていただきます。どうもありがとうございました。

議長 引き続き、各課長から補足説明を求めます。説明に当っては、主要な事務事業を中心に要点を捕らえて、的確な説明に努めていただくようお願いいたします。それでは一般会計から補足説明を求めます。

企画財政課長 (補足説明)

議長 ここで休憩をとります。再開時刻を10時40分といたします。休憩。

午前10時20分 休憩

午前10時40分 再開

議長 休憩を解き、会議を再開します。引き続き補足説明を求めます。

総務課長 (補足説明)

(以下、住民課長、保健福祉課長、産業振興課長、建設水道課長、教育次長、議会事務局長、補足説明)

議長 次に、各特別会計について補足説明を求めます。

住民税務課長 (国民健康保険特別会計・老人保健医療特別会計、補足説明)

健康福祉課長 (介護保険特別会計、補足説明)

建設水道課長 (公共下水道事業特別会計・農業集落排水事業特別会計・水道事業会計、補足説明)

議長 以上で、平成18年度予算7議案に係る提案説明を終わります。

これから7議案について、一括して総括質疑を行います。

なお、先に決定のとおり、この後、各常任委員会へ審査を付託することになっておりますので、本日は総括的な事項について質疑されるよう、ご協力をお願いいたします。それでは質疑に入ります。質疑はありませんか。

9番 (宮下覚一議員) ちょっと総括と委員会付託のなかなか境が難しいわけがございますけれども、ちょっと3点についてお聞きしたいと思います。まず、1点は町長の施政方針のようにですね、今回の予算につきましては、福祉関係、子育て関係に重点配分しているということを高く評価するわけですが、その反面建設事業等がかなり削られているというふうに思います。そうした中で2年ほど前でしたかね、県営圃場事業の関係の用排水路の改修の関係でございますけれども、20年ばかり経過する中でかなり各地で傷んできております。その補修につきまして町の予算だけではできないという中で、県のですね、土地改良事業の改修工事では当てにならんから、県と協議の上18年度からこの補修工事をやるという答弁をいただいております。その関係の予算が今回は全然盛られていないというふうに解釈しますので、その辺の見解をお願いいたします。

それから次に、施政方針の13ページに百間ナギの崩落対策について謳っております。ここにわざわざ謳っておるということはそれなりの方針があつてのことだと思っておりますが、今回の予算並びに、予算と言いますか収入支出には出てきておりませんので、その辺

の見解をお願いいたします。

それからちょっと細かい点でございますが、農集と公共にまたがりますのでお聞きしたいと思いますが、処理施設の管理、管理と言っても色々ありますけれども、その言うなれば掃除ですね、これが処理施設の完了時点では専門業者に委託するというふうに聞いておりますけれども、19年度に完成する暁についてこの辺をどう考えておられるかお聞きしたいと思います。以上3点お願いします。

町長

それでは宮下議員からの3点につきまして大綱だけ私のほうから申し上げて、具体的なことの内容につきましては、各課長の方から申し上げたいと思います。

この圃場整備以降20年余りを経過した各用水路、配水路もそうでございますが、非常に老朽化してきて落差工等の痛みが激しいわけでありまして。これは何とか将来に向けて再生しなきゃというようなことで、かつて色々取り組んでまいりました。これは県営整備事業ということでございますので、町独自でできる規模ではございません。従来から県の方をお願いをして土地改良事業として捉えていただきたい、特に県営の灌漑排水事業、県営灌排と呼んでおりますけれども、これの採択を求めてやってまいりましたけれども、最近のこの県の公共事業に対する考え方の中で新規事業採択というのはほとんど見込めないというかたちで大変苦慮しております。したがって町のできる限りの地元との協議の中での施工というようなことで町の独自の土地改良事業ということで部分的に取り組みざるを得ないという状況でありますけれども、いずれこれは将来的には大きなひとつの改修計画を立てなきゃならないということではありますが、経済の状況等にもよりますけれども、また引続いて県にお願ひしていくということでございます。今のところの見通しは全く立っておりませんので、18年度と19年度というようなわけにはまいりませんが、その点ひとつまたご理解いただいて具体的な細部の状況については、また産業振興課長の方から申し上げます。

それから百間ナギの対策の問題でございます。百軒ナギに引続いて与田切川の上流部での砂防事業それから河川というようなことの中、それから一部は治山も関係してくるその主流としての治山事業総体的に捉えてこれは国の直轄事業として再三お願いしてまいりました。だいが事業としては進んできておるわけでございます。ただ、百軒ナギそのものの壁の崩落を防止するというようなことの手は、これは国のレベルの技術的なレベルをもってしてもこれは不可能であるというふうにいわれておまして、それに発生して出てまいりますオンボロ沢ですね、これが床固め工が6基の計画で進められておまして、これもただ林野庁の公共事業の削減の中で大変厳しい状況でありますし、またここ2、3年前の大きな災害の中では1にこれが既に床固めが飛んでおるというような状況もあつて、できるだけ今後も進めてお願いしていきたいということで常にお願ひをして要請をかけておりますけれども、これもいつにこれは国の予算の配分、公共事業の枠の中の問題で非常に厳しいけれど、ただその主流の治山対策につきましては、鋭意取り組んでいただいておりますので、そんなふうにも今後ともその鋭意その実現に努力をするということを施政方針の中で申し上げておるという状況でございます。

下水管のリニューアルの問題については、また担当課長の方からご説明を申し上げます。

す。

産業振興課長 私の方から特に県営圃場整備等で整備をした用排水路の改修のことでございますけれども、ただいま町長答弁のとおりでございます、県の財政再建ということで18年度以降の協議ということで言われておりましたけれども、非常に厳しい見通しであるということでございます。私共の実施計画の中では、県営灌排ということで県営事業でこのことをやっていただきたいというかたちで実施計画には項目は載せてあるんですけれども、実施年度については見通しがついていないという状況でございます。町の負担金につきまして大きなお金がいるわけですが、特に県の財政事情の中での部分で非常に難しい状況にあるということでご理解をいただきたいと思います。当面の問題といたしましては、地元施工というかたちの中で例年6割補助ですが、1,500万程度の町の補助をもちましてこのことを改修をさせていただいているという状況でございます。また、治山事業につきましても町長答弁のとおりでございます、特に百間ナギあの部分につきましては、林野庁の所管になるという関係でございますけれども、計画はあるというふうに聞いておりますけれども、当面具体化していないという状況でございますので、今後実状を訴えて早期の着手ということで要望してまいりたいというふうに考えております。よろしく願います。

建設水道課長 処理施設の管理についてということでございますけれども、当初公共と農集の関係につきましては、農集の関係につきましては、組合を設置をしてその処理場の維持管理、要するに示唆でございますけれども、その管理をしていただくということでおりました。それで公共事業が全部供用開始ができた時点で要するに町が一切のその管理をしていくという当初の計画であります。それで今3農集につきましては、3処理区維持管理組合に推進組合というか組合になっておりましたけれども、今維持管理組合というかたちで3つが起動しております。また、公共につきましては、七久保と飯島で公共推進協議会ということで委員会でございますけれども、2つの委員会がありまして今事業を、事業というか推進をしているところでございます。それで七久保が今の計画でいきますと23年には全部の供用開始ができる状況になるんじゃないかということで進めておりますので、その23年に向けてまた農集、公共の委員会、組合と協議をしまして方向を見出していきたいというふうに考えておりますのでお願いをいたします。以上でございます。

議長 他に質疑ありませんか。

10番 (松下議員) それでは1点お聞きをします。歳入の方でその法人税がゼロベースというか、前年度対比でゼロということですが、町内企業の実態というものをどのようにみているのかお聞かせ願いたいと思います。

住民税務課長 一応私共の方で町内金融機関あるいは税務署等のご意見等も伺っておるところでございますが、多少上向きという状況はあるやに聞いておりますけれども、まだまだ本調子ではないと、それと法人税につきましては、好調な1社がちょっと収益を落としますとたちまち金額が落ちてしまうということから前年並みに計上をお願いしたという状況でございます。

6番 それでは幾つかのお聞きをしたいと思います。1つはこれから町民参加で住民と協力し

(三浦議員) 合ってまちづくりをしていくということなんですけれども、取り組むこれからの町の姿勢として今まで住民と町との意識のずれというのがあるんじゃないかというふうに指摘をされてきているわけですが、これから今後どのようにその溝というかそのところを埋めていくふうに行くかということが鍵になっていると思うんですけれども、どのように考えて今後施策として、していくのかということをお聞きしたいと思います。

町長 共に支え共に生きるということで健康福祉のまちづくりということなんですけれども、金品給付の削減・廃止などあるわけですが、住民の皆さんのそうした今度はそれに替わって負担が増えるということですので、削減した替わりの支援というかそういう施策もある程度必要になってくるのではないかというふうに私は思っているんですけれども、そういう部分ではお考えがあるのかどうかお聞きをしたいと思います。

町長 厳しいこの財政事情の中で町が考えていく方向に対する住民とのずれがあるのではないかということかと思えます。どういう部分でずれがあるのかということ、ここ数年来再三にわたりましてこの地域のあり方、財政のあり方、それから住民との色んな懇談も重ねたり意識調査もしたり合併議論に関連しての議論も重ねてきて、出席率等色々あるかもしれないけれども、町の現況と方向性については、概ね考え方としては理解をしつつあるのではないかというふうに思っておりますが、まだまだ全体的にはそのことが浸透をしていないという認識は当然そのことはあると思います。したがってこれからは更にこの町の行政運営というものがふるさとづくり計画を基本として、それから新しいまたそれぞれの住民との責任分担の中で協働のまちづくりを目指したその中期総合計画を合わせたかたちの行政財政運営というものを十分ひとつ住民の皆さんにさらにご理解いただくように努力をしていくとその手法については、また町民との懇談会であり耕地担当制度を使ったり、いいちゃんポストを使ったり、町長とのほっと懇談会を重ねたりとこういう手法の中でその他色々な有線や広報誌や含めてですね、あらゆる手段の中でそのことの理解を得ていきたいというふうに考えております。

それから一部ふるさとづくり計画に基づいての金品給付的なことは見直しをさせていただきました。当初の計画よりも少しその対応については、段階を経てというようなこともさせていただいておるわけでございます。金品給付総額的にカットした額というものは、全体的では150万前後かと思えます。額にしてはということになりますけれども、やはりこうした意識をもっていただいたその町の事情があるんだということを金額の高にかかわらず住民の皆さんが受け止めていただくことも大事であるということと同時に、それに替わる施策をどうということももう三浦議員十分ご承知かと思えますけれども、先程の総括質疑の中でもございますし、それからこの予算書では特に72ページ、73ページあたりの障害者福祉に対する施策あるいは老人福祉に対する施策見ていただくとご承知のようにもう数千万、1億単位でこれがそれらの施策に対しての一般財源を充当していかざるを得ないということになっておるわけでございます、これもそれぞれ金品給付でご協力願った方も含めての対応していかなくやならん、しかもまた介護保険への繰出し、老人保健医療への繰出しもう億単位の金が出ていくわけでありますので、そうしたことも一体化したこの考え方の中で受け止めていただいて、決して福祉が後退していくとい

う問題ではないと思います。むしろ充実して住民要望に応じていくこの福祉の政策があるんだということをぜひひとつ受け止めていただいてご理解いただきたいと思います。

議 長 他に質疑はありませんか。

1 1 番 (織田議員) 大変厳しい財政事情の中で精査するのは今後まだ時間のある問題ですけれども、メリハリのある予算かと思ってお聞きしていました。それで1点一番標準の数字的なものですが、経常収支比率が16年度よりも15年度に比して16年度がこれだけ改善されたというこの表示がされているわけですが、17年度の決算はこれから9月になってどういうふうに結果的に経常収支比率がどうだったとか、その中身については出るわけですが、この依然として高い水準財政の恒常化ということを謳って言われましてけれども、この経常収支比率一生懸命この基本となる3つの施策まちづくり協働のまちづくり、人口増、活性化あるいはふるさとづくりに基づきたいわゆる削減節減計画ですが、この85.2%という数字とそれから町長の腹におけるこのひとつ町村における経常収支の標準的な数字もあるわけでありまして、この85.2%の17年度を見通した中での決算見通した中でのこの数字の動向今後どういうふうにお考えになるか、どういうふうに節減この数字を下げっていくかというそこらの見通しと、それから目的基金の一般財源化というかね、目的基金があります色々福祉金だとかそういうそうした内容について、これはその使われないということで一般財源化される向きもありますけれども、その目的基金のあり方についてお伺いしたいと思います。それからいわゆる前倒しによってこれだけの18年度は減額という総額になりましたけれども、減額にならないと前年並あるいはここ並のというようなことになるわけですが、いわゆる国の標準財政規模からしますといわゆる飯島町においてはだいたいちょっと私の記憶ですが、27、8億から30億ぐらいまでの標準財政規模のいわゆる歳入が見込める財政規模というかね、そういうふうにお考えます。それで実質事業がそれで41、2億の事業ということで、その差額というものはその理事者のいわゆる事業の取り組み方、補助金やらどういうふうな負担をするかということにその差額というものが考えられるわけですが、そこらの標準財政規模と実質単年度決算的な中でのその差額、飯島の場合申し上げたような数字の差額が出るわけですが、そうしたことについての今後の展望、17年今後の展望ということについてお伺いしたいと思います。以上です。

町 長 経常収支比率が85%を超えて県下の中でトップクラスにあるということで大変私もこれは厳しく受け止めておるわけでございます。年々これだけの改革をし節減をし、経常経費を抑えているにもかかわらずまだその水準にあると、これはひとつの特殊的な町の事情もあるわけでありまして、これだけ削減をしながら経常経費を職員一丸となって進めておる中で、どうしてもこの予算規模が年々減ってまいりましたその分母になるパイが小さくなって、したがってその努力した目標以上にそのことが予算が規模が少なくなりますとどうしてもこれがなかなか思うように落ちないというひとつの宿命的なものがあるわけでありまして、今一番その厳しい胸つき八町だろうとお思います。それから一つに人件費の比率の占める割合がやはりあると思います。これが飯島町の人件費がどうしてもここ数十年の人事構成の年齢構成の中で推移しておりまして、これはひとつやむを得

ない事情にあるというかたちでございますので、ここもう4、5年くらいがひとつの本当の山を越えていけば少し展望が拓けてくる、どんと下がるような数値が見えてきておりますので、今がここの部分についてもそうです。したがってそうした2つの大きくは要素で精一杯の行財政改革をしながら建設に努めておりますけれども、そういう事情にあるということをご理解をいただきたいと思っております。

目的基金のあり方考え方については助役の方から申し上げ、それから標準財政規模と実質単年度収支との差をどう見ていくのか見通しはということにつきましては、担当課長の方から申し上げます。

助 役

目的基金についてのいわゆる今後のですね、基金の見直しの中でどのように今後のあり方を考えているかというご質問かと思っております。ただいまのご質問のあったとおりですね、基金には目的基金と運用基金があるわけでございます、今議会におきまして廃止を決定をいたしております医療費の貸付基金これ等につきましては、いわゆる財政調整基金と同じようにですね、一定の基金を積立をしそれを運用していくということでございますので、これは目的基金には該当しないと思っております。目的基金につきましては、もうご承知のとおり学校の改築、あるいは保育所の建設という一定の目的のために積立をしてある必要な時期にそれを取崩すという基金であるわけでございます。したがってですね、目的基金の必要でなくなる時期というのは、目的としたその事業が完成したときであるわけでございます。したがってそのときにはですね、例えば義務教育施設改築基金というような基金、今回も補正で1,500万ほど積み上げをいたしておるわけでございますけれども、町内のそうした施設がすべて完備をいたしまして今後その必要がないというときには当然これは廃止になるわけでございます。したがってこの目的基金を廃止をしてその残をですね、どういうふうに運用していくかということとはあまりないかと思っております、仮にも多額な基金がそこに存在しておりまして基金の必要性もなくなったという場合にはこれは大変に厳しい財政状況の中で苦慮をしながら積立をしてきておる基金であります。町の基本的な財産にかわりないわけでありまして、今までも運用基金をやっておりますと、それにつきましては、一般行政経費の中に区切りをすることなく町の基本財産ということで財政調整基金等への積み上げをしていくのが常道かと思っております。

次にその標準財政規模にかかわるご質問があったわけでございますが、ちょっと質問の趣旨がちょっと理解しかねますので恐れ入りますけれども、もう一度お願いをいたしたく思います。

1 1 番 (織田議員)

いわゆる示されているひとつの標準財政規模といういわゆる一般財源としてその自治体公共なんかで収入できる財政規模という収入財源、そういうものに対していわゆる総体的な決算したときの決算規模との返りですね、かぶりというか、標準財政規模いわゆる一般税収を含めて一般財源的なものでほぼ確保できようというものが25億から30億くらいかなと思って、そうした中で決算をみるとときには40から42億の決算ということになっておりますので、そこにはひとつの行政施策があり、補助金をあれしたりというその自然的に入る財源でない分での努力があつてこそ、そこに標準財政規模より大きい事業ができるというようなことですので、そこらの段々行政需要も高まっていくけれども、その中

でのその段々必要な大きくなる、収入は少なくなるというその返りというかね、そうした面についてこれは返りは当然あるわけですがけれども、段々その努力によってその需要規模に見合った事業ができるわけですので、そこらの財源極端な言い方すると収入財源と決算規模とのその返りというかね、返りというかそのそのその行政施策に含まれるものがそこに埋められるんだと思いますけれども、その内容について。

助 役 標準財政規模というのはですね、要は決算上に出てくる数字がいわゆる標準財政規模ということで固まるわけですがね、そのいわゆる決算によって出たいいわゆる経常的に歳入されるつまり税であり交付税であり譲与税でありおおかたこの3つを含めたものがいわゆる標準財政規模30億前後ですけれども、その30億前後を一応決算で捉えるわけで、決まるわけですから、まだその数字が次年度の予算には非常に大きく影響するわけです。決算をもって掘み来年度の予算編成にはそれをまず第一に据えてかかります。そこでですね、今お尋ねのとおりその標準財政規模が決算時にはちょっと当初からいうとかい離してくるんじゃないかということですが、これは税の伸びであり、交付税の伸びであり、譲与税の伸びであるということですから当然この標準財政規模は極めて厳しい目でみながら予算編成をしておりますので、余裕をある程度残しながら予算編成をしておりますので、当然かい離をしまっていると思っております。それでですね、この標準財政規模へもっていったいいわゆる特定財源である国県の交付金あるいは起債を借り受けることによってひとつの予算の枠が決まるわけでありますので、事業がないときには標準財政規模そのものでいわゆる経常的な行政運営をされればいわけですが、事業がたくさんあるときには懐具合を考えながら起債をし、補助金をお願いしながら予算規模が大きくなっていくということをございまして、それには今ご指摘のとおりですね、年間のこの事業運営の中、経営の中でのいわゆる国への補助金の獲得というようなものがあり、起債の借入れというものがあるわけですが、この辺はいわゆる行政の運営上のひとつの方針であり、努力であるということになればそういうことをご理解をいただきたいと思いますが、標準財政規模と決算規模の関係、当初予算と決算における標準財政規模のかい離というのはそういうところでどうしても出てまいっていると思っております。よろしくお願ひします。

議 長 他に質疑はありませんか。
5 番 自立の町ということで基本計画もでき、それを実行するべく第二段階に入ってこうした予算が今度立てられました。特にこの重点政策として、住民協働によるふるさとづくりの推進、あるいは子育て支援というようなことを大きな目玉、柱として予算が組まれて自立の道へ進んでいくわけであります。自立を目指すには、地域づくりあるいは人口増加あるいは企業誘致といったようなことも大事になるということによってやってきたわけです。私は一番これ自立へどうしたらこの自立をしていけるか、町が進んでいけるかということをや非常に色々考えたわけですが、その中でどうしても大事なものはこの協働の住民協働によるまちづくりの推進、今回も予算計上されております地域づくり委員会への支援、協働のまちづくり推進事業の創設化このところが非常に大きな柱になって、またその下にありますように委員会の立ち上げへの支援と一つの委員会ができてそれが進んでいくことが非常に大事になってくるわけですが、その手法です。どのようなかたちでこれを考え

ていくかということが非常に難しいことではないかなと思うんです。その2番、3番にありますように結局何かこれから地域づくり事業を起こしてくださいと、それには補助もしますよとそうした漠然としたことではそれはできないと思うんですよ。語っておるだけではどうしても固まりというものはできない、具体的にいえば下のように各地域でこういう仕事をしたいからこういう組織を作って町へ働きかけていこうというようなそうした核があると組織づくりというものは組織というものは、比較的目標をもってできていくと思うんですけれども、「さあ、みんな集まれ、これからまちづくりをするのでどうだこうだ」というようなことでは、これなかなかそのしっかりしたものは進んでいかないとこんなふうに思うわけですが、その辺のこの手法というか進め方についてのお考えがありましたらお聞きしたいと思います。

町 長 これは自立を目指していくひとつの選択の基本的な考え方といたしまして協働のまちづくり、みんなで汗を出してそれから責任分担を果たしていくというひとつの考え方のございます。どういう手法をもって今おっしゃるようにそのことを地域の皆さんが受け止めていただいて、一歩でも二歩でもその前身に向かっていく、これは非常に難しいことでありまた時間もかかるし、それぞれの考え方もあるんだろうと思いますけれども、一応この新しい中期総合計画の中でも色々議論をいただいたところでありますけれども、町がこうだよというふうに決めてかかったこの地域づくり、協働のまちづくり計画ではなかなか成功しないというふうに思います。自分達が手作りで自由な発想の中で、ただしこの厳しい現実を踏まえた認識の中で立ち上げていってもらうこのことがまず大事だろうというふうに思っておりますし、ただ全く白紙の中で「さあ、どうだ、どうだ。」といってもなかなかこれは進んでいかないだろうというふうに思いますので、投げ掛けだけはしてございます。昨年、こうした色々な議論の中で例えばこれが地域づくり委員会の立ち上げでどうだ、そのことに対して町の新しい予算の中では芽出しをする予算の予算上はそういうことも考えておりますけれども、今後そうしたことを色々この地域懇談を重ねる中で、また呼びかけてですね、そして区によっては色々考え方も違うわけです。色々お聞きしてございまして大きい区と比較的小さい幾つかの区は今の区会というものを母体にしたかたちで考えてみたいというようなご意見もいただいております。大きいところについては、それぞれまた分担し合いながら新しい構図でもってやっていきたい、色々意見がございまして、これからはまさにその辺のところを呼び掛けながら、また投げ掛けながらひとつ時間をかけてですね、それであくまでも主体は地域にもっていただいて今までのように何でもかんでも行政というわけにもまいりませんから、そのところをよく認識いただくところからもう一度始めてですね、投げ掛けをして何とか今年中の中にそうした母体の見えるようなかたちで職員も側面支援をしながらですね、ご相談に応じながらやっていきたいというふうに今のところは考えております。

議 長 他に質疑はありませんか。
(なしの声)

議 長 これで質疑を終わります。議案を付託するに当り、各常任委員会への審査区分については、事務局長から申し上げます。

事務局長

(審査区分説明)

議長

お諮りします。予算7議案の委員会審査区分については、ただいま局長説明の審査区分のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。したがって第26号議案から第32号議案までの平成18年度予算7議案については、この審査区分により各常任委員会へ審査を付託します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会とします。ご苦勞様でした。

午後2時38分 散会

平成18年3月飯島町議会定例会議事日程（第3号）

平成18年3月9日 午前9時10分開議

○議事日程

I 開議宣告

I 議事日程の報告

日程第1 一般質問

通告者 宮下 覚一議員

竹澤 秀幸議員

織田 信行議員

森岡 一雄議員

松下 寿雄議員

坂本 紀子議員

○出席議員（12名）

| | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番 | 内山 淳司 | 2番 | 宮下 寿 |
| 3番 | 曾我 弘 | 4番 | 平澤 晃 |
| 5番 | 森岡 一雄 | 6番 | 三浦 寿美子 |
| 7番 | 竹澤 秀幸 | 8番 | 坂本 紀子 |
| 9番 | 宮下 覚一 | 10番 | 松下 寿雄 |
| 11番 | 織田 信行 | 12番 | 野村 利夫 |

○説明のため出席した者

| 出席を求めた者 | 委任者 |
|-----------|--------------|
| 飯島町長 高坂宗昭 | 助 役 山田敏明 |
| | 総務課長 箕浦税夫 |
| | 企画財政課長 高坂 浩 |
| | 住民税務課長 滝本英司 |
| | 保健福祉課長 米沢長実 |
| | 産業振興課長 斉藤久夫 |
| | 建設水道課長 松下一人 |
| 飯島町教育委員会 | 教 育 長 大沢利光 |
| | 教 育 次 長 北沢正文 |

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小林 廣美
書 記 小林 美恵

本会議再開

開 議 平成18年3月9日 午前9時10分
議 長 おはようございます。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
議事日程については、お手元に配布のとおりです。
日程第1 一般質問を行います。
通告順に質問を許します。9番 宮下覚一議員。
9 番 それでは通告によりまして大きく4つ項目について質問をまいります。
(宮下覚一議員) まず、飯島町の将来像であります「みんなでつくる自然豊かなふれあいのまち飯島町」このキャッチフレーズに沿った2006年から10年までの中期総合計画がこの度基本構想審議会より答申されましていよいよこの4月からこの計画に沿った実質的な自立のスタートが運びとなりました。また、町長が言われる自立第1幕の予算と位置付けました平成18年度予算も本定例会に上程されているところでございます。自立を決めた町にとりましてこれから自立可能な町としてそうした中でも生活し暮らしていく上で希望の持てる明るい感じられる町となるためにもこの中期総合計画が大きな協働となりうるものであってほしいと願うところでございます。さて、この計画でありますけれども、これからの指針として大きく2つのまちづくり重点戦略が掲げられました。その1つに人口増活性化対策があります。人口増問題につきましては、当町にとりまして長年の悲願でありました今までに色々な施策をやってきたにも拘らず、現在の人口は平成15年に10,860人だったのがですね、昨年10月では1万約600人となってまいまして、確実に明らかに減少しております。人口を増やすには総合的な施策をしなければならないと思うわけでございます。さてそこでまず1つ目といたしまして、町としてはこの中期総合計画の答申を受けて人口増対策についてはどのように考えていこうとしておられるのか、審議会の答申の中でもこの対策につきましては、付帯意見といたしまして積極的推進をあげているわけでございます。まさに町の取組みが注目されるところでございます。まずこの点についてお聞きいたします。2つ目、いよいよ全国的にも人口の減少が始まりました。その中でも特に懸念されるのが少子化問題であります。2003年の出生率は全国が1.29倍、県内はと言いますと1.44倍でございますけれども、いずれも過去最低でございました。若い夫婦の皆さんにはそれぞれの立場の中で色々な状況があることは理解できますけれども、そうした中でも少なくとも子育てに伴う不安や負担を取り除きまして安心して子育てできる環境これを作ることが我々に課せられた急務であると思います。つまり子育てしやすい環境づくりでございます。人間社会を構築する上で嫌がおうにも働かなければならない人、また休みたくても休めない人、そんな若い夫婦にとりまして子育てが大きな負担となっていることは事実でありまして、支援の必要性を感じているところでございます。この一環として今各自で開催されています学童クラブについてお伺いいたします。町では現在飯島町小学校体育館の1室を利用いたしまして学童クラブを開設していることは承知しておりますけれども、かねがね七久保にも設けてほしいとの声が上がっていたわけでございます。

過去においては七久保地区での希望者が少ないとか、適当が場所がない等の理由から飯島一箇所で行っていると思いますけれども、今の社会情勢から考えましてもまた何といつても町で大きく掲げております子育て支援のその上からでもどうしても七久保にも学童クラブを開設してほしい、またその機会またチャンスが今だと思うわけでございます。よってこの学童クラブの整備につきましてお考えをお聞きいたします。3つ目企業誘致の問題でございます。人口増の施策の中で大きな要素を占めているのが外部町外また県外からの企業誘致であることは言うに及びません。できることなら町内既存企業とバッティングしない企業を望むところではありますけれども、町に住む人達の職場の確保であり、町外からの人の流れを期待しつつ人口増を願いたいものであります。しかし、この企業誘致はどこの市町村でもやっていることであります。町よりも何々市と名の付くところ、また高速道路インターに何分という近い立地条件のところ等々条件のいいところがいっぱいあるわけでありまして、そうした中で飯島に企業誘致するという事は飯島らしさをいかにPRしていくかに秘訣があり、また秘策があると思います。それに対する町としての方途はどう考えているかお聞きいたします。4つ目住宅問題であります。これにつきましては、今まで述べてきました項目にすべて関連いたしますけれども、人が増えるということは住むところの確保であり、また住環境の整備が必要であります。町内から分家して建てられる方もおられますけれども、人口増を期待をして町外から移り住んでくれる人達の為の施策についてお尋ねしたいのであります。とかく町外から移り住む人達の意見として飯島町は住みにくい、住宅を建てるにいとよく聞きます。それは何でしょうか。1つには住環境の不備であろうと思います。せっかく環境のよい自然豊かなこの町へぜひ多くの人に移り住んでほしいと願うからでありますけれども、住宅への支援として金品援助ではなくて、住むために支障のない環境の整備、合わせてソフト面の支援についてこれからどう考えていくのかお聞きしたいと思います。

次に大きく2点目でございますけれども、1つとして総合計画の中でもう一方の大きな自立の柱となる協働のまちづくりでございますけれども、これに関しましては今までにあらゆる機会での協働という言葉が謳われてきました。住民の皆さんにも名前だけは十分に浸透されたと思いますので、ここで改めて論ずるまでもありません。そこで18年度自立元年のスタートにあたりましてこの協働のまちづくり事業の推進に対しましては予算面、またソフト面においても単年度で一気にといいわけにはいきませんが、やはりスタート出だしが肝心と思い当面の支援についてどう考えておられるかをお聞きしたいと思います。2つ目としてこの事業について新たな自治組織の意味合いを持たせた地域づくり委員会の町内4地区での立ち上げ、また住民による自助の一環といたしまして現物支給による道路補修等については、地域住民の皆さんとの意識が共有されているのかどうか重要であります。頭でわかっていても体がついていかないとそんなふうに思えるわけでございます。そこで住民の皆さんとの意思統一を図るにはその手立てについてどう考えておられるかお尋ねいたします。

次に新エネルギーに関することに移ります。今将来的な石油資源の枯渇や地球規模の温暖化対策として町村の間で新エネルギーの導入を目指す事業、大きくは地球上にそしてこ

の地域にどんな種類のエネルギーが存在しているか、そういった調査をする目的で地域新エネルギービジョン策定事業が注目を集めております。この新エネルギーとは、技術的には実用化段階に達しつつあるけれども、経済性の面での制約から普及がまだ十分でないものということでもありますけれども、今色々と取り沙汰されている石油の代替エネルギーとして図るために特に必要なものとして重要視されております。エネルギー資源に乏しい我が国においてはですね、エネルギーの8割以上を海外に依存している今日でありまして、石油の一方的な高騰による経済打撃これに喘ぐ中でこうした今までのような特定の供給構造による特定にエネルギーに過度に頼ることなく、新たなエネルギー源を考えていかなければならない時代と思います。そこでこの地域新エネルギービジョン策定事業これに対する町としての考え方はどうかをお尋ねいたします。そしてこのビジョンが策定されるならば当然のこととして自治体内言うなれば町内の皆さんと一緒に進んで推進を図っていかねばならないわけでありまして、この共に支え合い事業展開をしていくべく住民への普及啓発これの取組みについて合わせてお尋ねをいたします。

次に4点目でございますけれども、ちょっと県政に触れさせていただきますけれども、我々長野県民の長である田中知事が進める県政につきまして賛否両論があり、また県議会といまや百条委員会をはじめとしてあらゆる面できくしゃくしていると思います。そうした中で知事本人が独自でもやろうとしている県の組織再編案があります。それに関して昨年の末だったと思いますけれども、田中知事は県から市町村への権限また財源の移譲をしたいということにつきまして様々なメニューを提示して市町村に選んでもらうようにすると述べたというふうに聞いております。つまり県が移譲可能な項目を指定して町側が選択できるということは、町にとってメリットデメリットの上で大きなポイントになるのかと思います。これは今国で進める三位一体の改革の延長線になるのかどうかという思いはあるところでありまして、さて、もうすぐ新年度になるわけでありましてこの件についてその後どのような動きになっているのか、そしてこれが実施されるならば町にとってどのような効果が期待できるのかをお尋ねいたします。また2として県が今年度からむしろ知事がアドバレーン的に掲げております支援事業であります、県内市町村を中心としたまた民間の任意団体を含め地域づくりに支援をするという目的であります、コモンズ支援金についてでございます。これについては先日18年度の10億円分の申請が締め切られたようでありまして、町にとっても今年度はわずかではありますけれども、この恩恵を受けたと思います。次年度も当然地域振興のためにその事業を考えておられると思いますけれども、その申請状況はどうでしょうか、またそれに対する対応をお尋ねいたします。以上1回目の質問といたします。

町長 それでは今定例会の一般質問の最初の質問者であります宮下議員の質問に順次お答えをさせていただきます。宮下議員からは町の人口対策はじめ4つの点についてのご質問をいただきました。まず、人口増対策につきまして中期総合計画の答申を受けての人口対策をどう考えていくかということについてであります。このことにつきましては、今後の施策の最も基本的なことでございますので、少し述べさせていただきます。中期総合計画の策定にあたりましては、基本構想審議会の皆様方には8回にわた

る慎重審議をいただきまして、その上答申をいただきました。また今回の中期総合計画の策定にあたりましては、その素案策定の段階から公募による一般の町民の皆様にも参画をいただく中で分科会も含めて作業を進めてまいりました。素案策定の委員の皆さんからも大変貴重なしかも建設的なご意見を多数いただきましてこの中期総合計画に反映をさせていただいてきております。さて、今回策定をいたしました中期総合計画これは今後5年間の後期編になるわけでありまして、多くの町民の皆様方の手によって計画が練り上げられてまいりましたので、向こう5年間の重点戦略と位置付けましてこの協働のまちづくりと人口増活性化対策につきましてぜひとも今後5年後にその成果が上がるような施策を講じてまいりたいというふうに考えております。この中で特に人口増活性化対策につきましては、企業誘致、住宅対策それから子育て支援の問題、情報提供など様々な施策を複合的に実施をしていかなければその効果を高めることはできません。そしてこの課題に対応するためには、行政だけの対応でなくてですね、住民と行政が協働をして取り組むことが重要であるというふうに考えております。そこで対応の基本的な考え方を幾つか申し上げますと、まず平成18年度の機構改革によりましてまちづくりとりわけ人口増活性化対策部門の充実を図ってまいります。まずまちづくり推進室を設置をいたしまして町内全体の調整を図るとともに産業振興課と土地開発公社との連携を強化いたしまして企業誘致や宅地分譲の中心的な役割を果たすようにしてまいりたいと考えております。また、平成19年度からは子育て支援センターを設置をいたしまして子育て支援を充実をしております。次に現在進めておりますふるさとづくり計画に基づく行財政改革を確実に実施することとまいりますけれども、常に厳しい財源状況の中でありまして子育て支援を中心とした財源の重点配分を行なっていきたいというふうに考えております。特にお話にございましたように働きながら子育てのできる環境整備が重要であるというふうに考えております。また、若者の定住促進といたしましては、若者向けの住宅建設を実施計画の中で具体的に取組んでまいりたいと思います。また、宅地分譲による転入や田舎暮らしに魅力をもって飯島町へ定住する方も今後増加してくると思われませんが、飯島町に溶け込めないケースもあると思います。また都会の論理のみを主張したり行政への注文のみではこの地で共に楽しく暮らしていくことはなかなか難しい面があると思います。そこで区や耕地をはじめとして色々な団体やサークルなどに積極的に加入参加をいただいてぜひ住民協働によるまちづくりや飯島町の歴史文化風土それから町民性もよく理解をいただいた上で、多くの方がこの地を第2のふるさととして定住をしていただくことを望んでおる次第でございます。その上で今まで他市町村で生活してきた中での様々なノウハウというものを飯島町のまちづくりのために生かす提言をいただくそのことを切に期待をしていきたいというふうに考えております。それから一方でまた町民の皆さんも排他的な考え方を持たずにですね、暖かく迎える気持ちがないと共に支え合って安心して暮らしていくことはできませんし、住みよいまちづくりには繋がらないのではないかとというふうに思われます。したがって転入をする皆さんまた町内で新たに営業等を企業を営む皆さん、それを迎える町民の皆さんそして行政それぞれがお互いに理解をし合い、認め合って、支え合ってともに仲良く暮らすことができるよう願っておる次第でございます。人口増の成果

はまちづくりのそのものの成果でもございます。基本構想審議会の答申でも触れられておりますけれども、我が国の人口が減少期に転じた中で当町の人口増活性化を図るには不断の努力と覚悟が必要でございます。町長として町民の皆様先頭に立って住みよい町暮らしやすい町それから賑わいのあるまちづくりに全力を傾注してまいりますので、議員はじめ地域の皆さん方のぜひご理解ご協力を重ねてお願いを申し上げる次第であります。次のご質問である子育てしやすい環境の中で学童クラブに関してのご質問でございます。学童クラブにつきましては、現在入所希望者数との関係で町内1箇所運営をしておりますが、七久保地区につきましてはタクシーで対応しておることが現状でございますが、七久保地区の希望者がこれから増えてくるということも予想されますので、現在七久保地区に1箇所設置をする方向で検討を進めておるところでございます。その考え方につきましては、教育長の方からお答えをさせていただきたいと思っております。次のご質問、企業誘致に対する方策方途でございますが、企業誘致に関しましては町民の就業の場の確保として、また子育て支援や住宅政策に並ぶ人口増対策の柱として大変重要に考えております。また、固定資産税あるいは法人、個人、住民税などの増収も期待できるところでございます。そこで平成18年度から22年度までのまちづくりを展望するこの中期総合計画後期計画では企業誘致を活力あるまちづくりの重点施策として位置付け、積極的に取り組むこととしております。具体的にはこの4月から企画財政課で所管しております開発係及び土地開発公社を産業振興課の商工観光係へ再編をいたしまして一体となって企業の誘致及び用地の確保、Iターン支援等を一体的に取り組む体制を強化をいたします。また、商工業の振興事業補助金交付要綱に企業立地推進を明確に位置付けまして、誘致企業に対する支援、既存企業の経営規模の拡大あるいは工場の活用に関する新規総合支援など新たな事業支援を創設をいたしまして積極的に取り組んでまいり所存でございます。特にお話にもございましたようにこの新しい企業導入に対する新たな活性化税収確保という考え方は各市町村とも全く同じでございますが、生き残りを掛けた熾烈な競争が展開をされるというふうに思われます。決して後手にならないように、また内堀醸造のときもそうございましたけれども、飯島町の持つ特性例えばこの自然環境・水それから土地単価等をひとつのセールスポイントに上げてまして企業の求めるニーズに精一杯の対応をしながら情報の収集あるいは人脈、誠意、熱意等あらゆる手段を講じて誘致を図るべく町長以下不転の決意で努力をしておりますので、ご理解をいただきたいと思いますと思っております。次に住宅への支援対応についてでございますが、人口増対策の大きな柱であります住宅支援策については今までも町では土地開発公社による宅地分譲をはじめとして町外から来られ住宅を建てられる方への助成などの支援策を講じてまいったところでございます。今後の住宅支援策につきましては、中期総合計画に策定にかかるこの人口増活性化分科会からもご報告をいただいておりますので、引き続きI、Uターン者に対する助成制度を継続をしていくとともに、空家住宅の斡旋等にも積極的に取り組んでいきたいというふうに思っております。更にまた若者の定住促進に向けた賃貸住宅の建設、あるいは民間アパート経営者等と連携をした空家情報ネットワークの構築に向けて研究をしております。また新たな宅地分譲等につきましても飯島町のこの豊かな自然環境や田園風景との

調和を図りつつ地域との協働を進める中から住宅適地への宅地分譲など新たな居住を希望する方へのニーズに合ったこの住宅用地の確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

次のご質問は協働の推進と今後の行政施策の考え方でございまして、まず協働のまちづくりに対する当面の支援策でございますが、住民と行政の協働によるまちづくりにつきましては、先般計画を決定をいたしまして飯島町の中期総合計画におきまして重点戦略として位置付けてあるわけでございますが、この計画は一般公募委員を含めた素案検討分科会での検討、また策定の間段階での各地区での懇談会など幅広くご意見をいただきながら決定に至ったものでございます。特に平成18年度からはこの計画の本格実践の年となります。この実践にあたりまして当面の支援策といたしましてまず事務的な問題でございますけれども、各耕地活動等についてはそれぞれの耕地の意向も取り入れる中で耕地担当職員による地域とのコミュニケーションを図りながら説明責任や様々な相談など行政とのパイプ役を果たしながら支援の充実を図ってまいりたいというふうに思っております。また、協働の中心的な担い手として現行の4区ごとに立ち上げを想定する新たな自治組織につきましては、4月の機構改革による総務課まちづくり推進室この室が中心になって内部の各部署と連携をしながら地元での検討着手の段階から支援を行なっていきたいというふうに思っております。なお、また自治組織以外のまちづくりの団体あるいはNPOにつきましても組織の立ち上げ、活動の相談等に当たってまいりたいというふうに思っております。次に財政的に支援といたしましては、新年度新たに協働のまちづくりの推進の事業補助金これ予算的には230万円を計上させていただいておりますけれども、各自治組織やまちづくり団体の組織の立ち上げやこの活動に対して補助金の交付を通じて支援をしてみたいというふうに考えております。特に各区での新たな自治組織をはじめとするまちづくり組織の立ち上げにつきましては、膝を交えたこの話し合いの場の中から新たなものが見出されるというふうに思っております。この観点から会議の開催についても配慮をした内容としておるところでございます。更にまた協働の住民との意思統一の再構築についての考え方でございます。協働によるまちづくりを推進するためには住民と行政が情報を共有をいたしましてこの共通の認識の上に立つことがどうしても必要であるということでございます。そこに自助、公助それから共助というそれぞれが保管をしあいながらまちづくりを進めていく上でどうしてもその相互の信頼関係というものが欠かせないということでございます。そのためにはみんなで知恵を出して汗を流して協力し合うまちづくりに向けて我々職員はもとより住民の皆さん方の意識改革が進められてこの意思統一が図られていく必要があるというふうに思っております。その方策といたしましては、再三申し上げておるこの中期総合計画による協働のまちづくりの中心的な担い手としての新たな自治組織の立ち上げを重点戦略のひとつとして取り組む中で協働の土壌の土壌づくりを培っていきたいというふうに思っております。具体的には本年度から配置をいたしました耕地担当職員制度、また地元の要請による活動を基本として望んでまいりましたけれども、新年度はさらに一步踏み込んでこの協働のまちづくりを中心としたテーマで耕地担当による耕地別説明会等を計画しながらその浸透を図っていききたいというふうな思っ

ております。この他町の広報誌やホームページなどによるこの情報の提供あるいは充実やその情報の公開を徹底をして、それからまた昨年始めました町長とのほっと懇談会これを継続実施し、それからパブリックコメント住民の皆さんの意見を取り入れていくこの制度などによりまして住民の提案機会を更に広げていくことで住民と行政相互の意思疎通を図ってまいりたいというふうに思っております。なお、新たなこの自治組織につきましては、それぞれの地域の実状あると思えます。また異なっていくこともあるわけございまして、地域自らの検討が最も基本であるということの観点の上にならば相応の時間や労力が必要と思われましても、行政といたしましては人的にも財政的にも可能な限りの支援を計画してまいりたいと、また地域や住民の皆様の積極的な参画を通じてまちづくりに向けた意思統一が図れますようにご協力をぜひお願いしたいというふうに思っております。

3番目のご質問でございますこの新エネルギービジョンの問題でございます。地域における新しいエネルギービジョンの策定事業に対する対応の問題、それから今後の普及啓発の考え方についてでありますけれども、地域新エネルギー策定事業は地域レベルでの新エネルギー導入を推進するにあたりまして、取組みを円滑化するために地方公共団体等が当該地域における新エネルギーの導入を図るためのビジョン策定等に要するこの費用の定額を新エネルギー産業技術総合開発機構いわゆるネドーと呼んでおりますけれども、この機関が補助する制度ということになっておりまして、またこの策定した事業の実施段階においても一定の補助がネドーより受けられるということになっておるかと思えます。長野県下では平成16年度末で36市町村がこのビジョンを策定をいたしております。上伊那郡下におきましても既に導入をしたところ、策定研究中と色々あるわけでありましても、当町におきましても以前から学校へのペレットストーブの導入であるとか、道の駅への風力発電等のクリーンな地球環境にやさしい新しいエネルギーの導入を図ってきておるところでございます。ご指摘のご質問の今後のビジョンの策定については、住民ニーズをみながら検討をさせていただきたいということでございまして、特別18年度の予算化等計上はしてございませんけれども、今後太陽光発電やハイブリットカーあるいは住民一人一人ができる新エネルギーの導入につきましては、国の制度に基づいたPRをしながら今後十分検討をして取組んでまいりたいというふうに思っております。

それから4番目のご質問である県政に関する改革に関する県の言う町への権限財源委譲についてはどのような効果があるのかどうかという問題でございます。多様化する地域の課題や緊急の課題に迅速にかつきめ細かく対応するために県が昨年9月に公表した平成18年度組織再編案これには県の組織再編に合わせて市町村への権限移譲が盛り込まれておったところでございます。この基本的な考え方は多様性とんだ地域ごとの状況に対応するために市町村の権限移譲を進めるといふご質問にあった内容のとおりでございます。具体的には各市町村へ移譲する権限は一律でなくて予めメニュー設定をしてそれを示して、例えば介護保険制度のようなそれぞれの実状に合った対応を行うというものでございました。その後県では県下の市町村長との個別の懇談を行いまして、その意見を踏まえて住民の視点に立って移譲を希望する市町村と相談しながらこの権限移譲を進

めていきたいということをおっしゃっていただいております。更に具体的には18年度において類似項目をセットをして、それから人材派遣と項目をセットにしたオーダーメイド的な権限移譲のメニューを提示した。そして市町村や広域連合など個別に協議を行ってこれを進めていくということが示されたわけでございますけれども、その後更に先に19年度には住民にとってよりいいかたちでの権限移譲を実施すると、こういう経過で段階的にきいておったわけでございますけれども、ご承知のとおりこの県議会が12月の定例会でこの組織再編案に関する条例改正案というものが継続審議になったわけでございます。その後現在県会が開催中でございますけれども、この2月にですね、この条例案を取り下げてこの条例改正を伴うかたちでの知事権限の範囲内で規則によってその組織改正として4月1日からこれを進めていくというふうに発表して方向転換をしたわけでありま。新聞等発表されてご承知かと思えますけれども、この発表の資料によりますと市町村への権限移譲につきましては、触れてはおるんですけれども、具体的なメニューは全く盛り込まれておりません。今後県が移譲する権限や財源についてもメニューを作った上で市町村や広域連合と個別に協議するというふうにならされておるわけございまして、当然各市町村飯島町も含めてこれを待って対応していくということになりますけれども、多様化する地域の課題や住民要望に迅速に対応できるように権限と財源をセットに移譲するということは当然必要なわけございまして、今後も強く求めていきたいというふうに思っておりますし、例えばこれも私が知事等と懇談した折にも申し上げてきたところでありま、ひとつに一定規模面積以下のこの農地転用の許可の問題あるいは農振農業地の転用の権限の移譲等が実現いたしますと、住民にとっては住宅適地への住宅建設に非常に迅速に対応ができて、それから町にとってもこの重要施策である人口増活性化対策にも大きな効果があるというふうに考えておりますので、これらのことも含めて今後県とのまた色々な話し合いが持たれると思っておりますので強く他の市町村と共に要望をしまりたいというふうに考えております。次のお奈事件性の問題に絡んでのコモنزの新エネルギー遠近の対応でございますけれども、このコモنز支援金事業につきましては、県内各地で積極的に活動をする地域づくり団体あるいは意欲に溢れる市町村の優れた取組みを支援をするために平成17年度に創設された地域活性化のための県の補助制度であるということでございます。このコモنز支援金は12の事業メニューに該当する地域独自の改革や課題を解決するために実施する事業が補助対象でございます。大きく分けてお話にございましたように全県枠と地域枠があるということになります。この全県枠では1つには先駆的でモデル性の高い事業、それから2つ目には広域市町村圏を越えて効果の及ぶ事業、それから3つ目には県が実施する事業と同じ目的を有するこの事業このいずれかに当てはまる事業について県庁本庁に設置をされる選定委員会によって審査を経て採択をされる仕組みになっております。それからまた全県枠の対象とならないこのいわゆる地方枠と申しますか、地域枠では上伊那地方事務所に設置をされる選定委員会によって審査を経て採択をされるということになっておりまして、17年度におきまして町として地域枠に3事業を申請をしたと、その内2件総額50万円の交付を受けておるわけでございます。その内50万円の交付を受けて現在仕事が進められたわけでございますけれども、町内の2つのその

他の団体がそれぞれ事業について全県枠へ申請をしたところがなかなか色々難しい問題もございましていずれも不採択となったということでございました。そこで18年度のこの新年度のcommons支援金事業につきましては、事業募集が既に1月から2月にかけて行なわれて終わっております。当町では地域枠に3つの事業を申請をしております、また町内の1つの団体が更に地域枠にも申請をしております、いずれも採択をされるように精一杯努力をしておりますけれども、今後4月頃の選定委員会において審査に付されて4月下旬には採択事業の決定内示が行われるということで期待をしておるところでございます。以上ご質問のございました大きく4点につきましてお答えを申し上げます。よろしくお願いたします。

教育長 七久保に設置する方向で進めております学童クラブについてでありますけれども、具体的にはJA上伊那が旧七久保支所に宅幼老所を開設するということになりました。この4月中旬以降に開所の予定であります。そういうことありますのでそこに学童クラブを委託するということが現在その内容についてJAと協議しているところでございます。学童クラブの目的でありますまず第一に子どもの安全を守ると安全を確保するということが第一に考えます。それから金銭的なこと、それから施設の内容等こちらの考えと一致した場合にはその委託の方向で進めてまいりたいとそういうふうにご考えているところあります。以上であります。

9番 (宮下寛一議員) それぞれご答弁をいただきました。総じてですね、基本構想審議会の答申の教科書どおりの答弁をいただきました。これからスタートするわけありますので、具体的な施策については無理だと思いますけれども、もうちょっと具体的な答弁をいただきましたわけでございます。その中でちょっと気になったことを2回目の質問としてさせていただきますけれども、まず今の学童クラブの問題でございます。人口増対策につきましては、政府でも少子化問題を中心として遅ればせながらこれから本腰を入れて連絡会議を開催するということがございます。当町におきましては、今答弁いただきましたように七久保にも開設するということがございますけれども、そのJAとの関係現在の程度進んでおるのかということもあります。ちょっと私の自論を申させていただきますけれども、私も以前は子供というものは親が育てるものであり、また親の責任において育てるのが最もよいというふうに頑なに思っておりました。しかし、最近はその考え方が大きく変わったわけがあります。社会情勢また経済情勢の変化というものがあります。更に少子化の中で先程も申しましたけれども、若い人達の労働力の不足、ニートという人達に象徴される若者の職場離れそうしたいいうことからして子供達がおりながら働く人達はやっぱり地域が守ってやらなきゃいかんというふうに思うわけあります。そして何といたっても子供達を取り巻く社会環境の悪化でありまして、子供達がその子供達だけに安心して安全に遊べる場所そういう社会になってもらいたいという思いがあるわけあります。そこで七久保においてはJAというお答えがありましたけれども、今言ったように学校とそのJAとの距離がありますね、この道中の安全の問題そしてその場所での時間の過ごし方、そういったことを考えたときにやはりそのできることなら学校の構内で学童クラブを開設するものであるそんな思いであります。宅幼老所ということからしますと確かにその名前からすれば老

人との一緒の中でも考えられますけれども、やはり子供達本人から考えたときにはそれはどうでしょうかね、学校の中で長く居れるということ何と云ってもせっかくシーンを作るにあたっては体育館とかプールとかグラウンドとかそういった施設の整ったところでやるのがいいと思うのであります。JAとの話の過程それから今後のその辺に対する考えをもう一度お聞きしたいと思います。

それから協働のまちづくりについてでありますけれども、まちづくり推進室を中心として地区との関係、住民ニーズに合ったかたちの中でやっていくということの答弁をいただきました。しかし、これやっぱり他人任せではこういった組織は立ち上がらないわけあります。誰かがやっぱり先頭に立って旗を振らんとこういった組織は動いていかないのではないかというふうに思うわけあります。これ誰となく集まってもですね、やはり目的のない会合で終わってしまうそんな気がいたします。それで今年度から耕地担当制の職員が張り付いたわけありますけれども、まだ現在ではその機能が目的が達していない、やはりもっと耕地との皆さんとの連絡を取り合える環境づくりをしていただいて、やはり行政からの先導をもっと具体的に進めてもらいたい。そうしないとやはりこの協働のまちづくりに対する自治組織の立ち上げが難しいだろうというふうに思いますので、町側の積極的な考えもう少し具体的な線をお願いをしたいと思っております。それからこの230万の予算付けの答弁がありました。この内容の230万の内容についてももう少し詳しくお願いをしたいと思っております。

それから次に新エネルギービジョンの問題であります。答弁いただきましたように確かに住民の皆さんとの気持ちの問題一つになることが重要でありますけれども、ネド一特別行政法人からですね、計画に対する補助それから事業決定これ組織機構に申請をして認定をされないと補助金がもらえないわけでありまして、ペレットストーブの問題それから風力発電の問題ありましたけれども、これ単独でやっておっても補助金はもらえないわけありますし、これを申請をして補助金をもらえるようなかたちをとってもらいたいわけありますし、町ではその他にいわゆるその水という川を利用した水という資源があると思っております。その辺の有効活用をぜひ考えてもらいたいなというふうに思うわけでございます。そういったことを含めてやはりこの機構へ正規のかたちで申請をして補助金を得るといった線をぜひ進めてもらいたいなというふうに思います。

それから次に県の改革に対する問題、町長から答弁いただきましたように私の一番言いたかったことは農振地域の除外それから農転の問題これはかねがねやはり答弁のとおり住宅問題に対する一番のネックでございます。当然優良農地を守るということもありますし、農業から考えますと農地確保これは当然のことでもありますけれども、やはりその需要に合ったかたちをとっていかないとやはりこれからの町の発展と言いますか、施策に対する考えは無理だろうというふうに思いますので、その辺のはっきり言って緩和ですね、その辺の施策と言いますか県に対するこれからの働きかけその辺をぜひ進めてまいりたいなとも思いますので、その辺に合わせた考えをお願いをしたいと思っております。2回目を終わります。

町長 再質問に幾つかご質問いただきましたが、私の方からのものと、それからまた担当の方

からのお答えをさせていただきたいと思います。協働のまちづくりを進めていく上で地域任せだけではいけないということは当然でございます、かといって型にはまったかたちの中でまた行政が押し付け的にそのことを進めるというのもこれもまた本当の自主的な取り組みの中での協働のまちづくりは図れないだろうとこれは再三申し上げておとおりでございます、したがって今年予算的にもそうでございますが、ひとつの提案考え方をこの中期総合計画の基本として申し上げてですね、そして予算的にも芽出しをしていくと、そしてそのことを順次それぞれの4区なら4区の捉え方色々あるかと思えます。規模も違うわけでありますから、そうした中で十分ひとつ議論をいただいてそれぞれ特性を持ったその協働の地域自治組織のあり方というものを検討させていただき、当然のことながらこの自助、共助、公助これにも色々なメニューがあると思えますけれども、行政側が予めこの自助の分はこれだよという決め付けるんでなくてですね、色々なかたちとしての試みはお示しできると思えますけれども、そうしたことはやはり自らひとつ示唆選択する中で考えていただいて、そして全体としてこれが協働のまちづくりに使うようなひとつのエネルギーをもっていただきたいこういうことから始めていく、当然これは時間がかかりますし、型にはまったものがきちんとしたものができるわけではございません。時間をかけてそれぞれ地域の実状に合った、そして行政としての考え方もお示しをして対極的なこのバランスのとれた中での協働の枠組み作りというものができるってほしいなというのがこの狙いであるわけでございますから、ぜひそのところを決して一方的に下へおろしてお任せという気持ちでは毛頭ございません。そのための人的支援それから財政的支援はやっていきたいという考え方でございますのでお願いしたいと思えます。

それから学童クラブの問題につきましては、JAとの今の協議中の問題等また教育委員会の方からお答えをさせていただきたいと思えます。

それからネドーのことにつきましてまた所管の方で申し上げますが、当然申請が前提になるわけでございます、そのことも含めて今後検討課題ということにさせていただきたいと思えます。水力の問題につきまして色々研究をしましてまいりました。特に地元の飯島区を中心をお願いして、ちょっと所管の方でまた産業振興課長の方から経過等ご説明をさせていただきたいと思っております。

それから県の権限委譲、今宮下議員も再質問おっしゃったとおり私も同感であるわけがありますが、なかなかこれは法的なひとつの問題もございまして、少しガードは固いかなという印象は持っておりますけれども、今後一定規模ぐらいのものはぜひひとつ権限委譲の中で地方の裁量でこの地域づくりがしていけるような特区したものをもってひとつやっていけたらということで引続いて強力にこれは関係市町村そういうご意見多いと思えますので、努力をしましてまいりたいというふうに思っております。以上です。

教 育 長

学童クラブについてであります、七久保小学校の中という話がありましたが、現在のところ空き教室が1つもございません。特にですね、理科室と調理室が一緒だというようなそういうこれは他に例をみないような構造になっておりまして、薬物を使うところで調理をするというような非常に危険な状況にありましたので、18年度の大規模改修でこれを1つを2つにするというようなこともありまして、空き教室が1つもとれないという

状況にあります。そういうようなことを考えますとですね、色々な学童クラブの設置場所考えられるわけでありますけれども、例えば林業センターはどうかとか、七久保の保育所にはできないのかとか、それからもうちょっと上になりますがB&Gはどうかというようなことも検討いたしましたけれども、ちょうど一番近いJAの場所にそういう宅幼老所ができるということ、子どもの安全等考えますとそれが適当だろうというふうに考えたわけであります。5分かからない場所にありますので、例えば指導員が1、2年生の下校のときに学校まで迎えに行き連れてくるとか、そういうような配慮をすれば子どもの安全はしっかり確保できると、それから学校に近いので例えば体育館とかプールとか使用するときも引率しながら5分くらいは歩きながら子どもの健康もそこで増進されると思えますので、そういうことを考えると適当じゃないかなというふうに考えておるところでございます。特に学校にずっといる方がいいのか、例えば宅幼老所で生活するのがいいかというのは、非常に色々な選択肢あるわけでございますが、宅幼老所の場合には例えば老人と一緒に生活ができるわけでありまして、2世代の交換とかそういうようなことができますし、今盛んに言われているボランティアの精神を培うには自然の中でお年寄りと一緒に生活しながらそういうボランティア精神が培われるというようなメリットもございまして。そういう点で宅幼老所に学童クラブを委託するという方向もいいのではないかと、いうふうに現在私は考えているところであります。以上でございます。

産 業 振 興
課 長

それでは私の方はネドーの関係、新エネルギーの関係の中でのですね、水力特に農業水力を活用したということで若干取組んできた経過ありますので申し上げたいと思えます。まず農業用水利を活用した発電ということですが、基本的には従属というかたちの中で今の水量そのまま使って有効活用ということとやっていくということになると規制が非常に緩いということになるわけですが、特に非灌漑期の取水量が非常に落ちると、いうかたちの中で、その場合この採算性というものに問題が出てくるということがあると思えます。特に自分で使ってしまう場合にはいいんですけども、この電気を送る場合には現在で宅送料ということで送るだけに5円以上かかるというようなかたちも出てまいります。そういうかたちの中ではですね、場所を選ばないとこの農業用水利の活用というのはなかなか難しいというのが現状かなというふうに思えます。それからもう1つはバイオマスペレットですけれども、これは森林組合の方で作成製造してございまして製品ができていますけれども、特にバイオマスについては今キロ40円くらいしておるわけですが、特に家庭用のストーブということになりますと利用されるのが11月下旬か12月頃から冬の間ということになりますので、このものを採算ベースに乗せていくためには通年ある程度の量を使うというようなサイクルというものを作り出す、ということになれば間伐材との連携の中で可能性が出てくるのかなということになると思えますけれども、これについても今後通年の需要、石油等に対する置き換えというようなところがネックになってくるのかなというふうに思えます。以上です。

企 画 財 政
課 長

私の方からは協働のまちづくり推進事業の具体的な内容についてということでございまして。大きく分けまして3点に整理できるかと思えます。1つは地区ごとに設立を予定しております地域づくり委員会の立ち上げに対する支援であります。これにつきましては、1

件について 20 万を限度として 100%の補助率というふうに考えております。それから 2 つ目は、地域づくり事業に対する補助であります。これにつきましては、2分の 1 以内の 20 万限度というように考えております。それからもう 1 つは地域づくり団体の支援であります。これにつきましても 2分の 1、20 万限度とこんな方向で考えておるところでございます。

9 番
(宮下寛一議員)

まず、学童クラブでありますけれども、J Aとの現在のその協議状況について答弁いただけませんでしたけれども、そうはいってももう 4 月から始まるわけありますので、今日現在その全然話が進展していないということはないと思いますが、その辺についてもう一度答弁をお願いしたいと思います。それから学校の中と言いましたのは、別に校舎の中とは言っていないわけで、やはりその先生との管理上の問題は確かにそれはあるわけで、それと一緒にするわけにはいかんだろうということは理解できます。したがってその敷地内で敷地内でぜひ考えてもらいたいということでもありますので、その辺含めてもう一度お願い申したいと思います。確かに老人とのですね、2 世代交流確かに理想はいいんでありますけれども、実際やるときになるとそれは時間的に違うんですね、老人は早く帰っちゃうと思うので、その後学童がおるわけありますので、その辺のいきさつがですね、どういうかたちになるかちょっとわかりませんが、ちょっとやっぱり名前はいいいけれども、実際問題としてはその辺の目的を達成するには難しいだろうというふうに考えますと、やはりそこが必ずしもいいとは思いませんので、その辺をもう一度お願いをしたいと思えます。

それから新エネルギーに対することでもありますけれども、内容はわかりました。それで例えば水があるということであって、別にその水に拘っているわけじゃありませんけれども、そうはいってもですね、県内でも半分以上の市町村がこういった事業をやっているわけあります。それだけやっぱり関心があるということなんですよ、このエネルギーに対するものが、そういったことでこういうことを考えていく気があるかないかということをお聞きしたかったんで、内容をお聞きしておるわけじゃないんで、検討するという答弁をいただきましたけれども、ぜひそんなことで今後において町としても将来にわたって考えていってほしいということをお願いしたいんで、その辺の答弁をもう一度お願いします。

教 育 長

J Aとの進捗状況でございますが、先程答えましたところにもありましたように、ひとつはですね、まず子どもの安全が確保できるような状態になるかどうかということがまず第一でございます。それと現在飯島でやっている学童クラブは月 1 人 5 千円ずつもらっております。七久保へ作る場合にも同じような条件でその金銭的なこと、それから子どもが今現在 4 名が希望しておりますけれども、4 名以上になったときにも受入れ可能になるかどうかというようなそういう施設のこと等をこちらの方からどういうふうにできるかということで J Aの方に申し込みをしまして、その J Aの方の答えを今待っているところであります。それが来たところでまた検討し合いながら進めてまいりたいというふうに思っております。なお、校地内というお話であります、新たに校地内へ作るようになりますとこれはかなりお金がかかるということで、そうするとですね、プレハブみたいなそん

なちやちなものは作れませんので、試算すれば 1,500 万くらいはかかるだろうというふうなふうに思われます。そういうことも考えておるところであります。それからお年寄りが帰った後子供達が残るということでもありますけれども、これは先程の J Aとの詰めの中で専門の指導員を学童クラブ用の指導員を付けるというふうに考えておりますので、そのところがうまく話し合いが折り合いをつけばそのところは解決できるのではないかと、いうふうに思っております。

町 長

新しいエネルギー対策への問題これはもう地球環境規模的にも、また地域の環境的にも避けて通れない時代の大きな課題であるということももう当然であります。したがって今そうした新エネルギーへの色んな取り組みそれから対策、PR これを含めて検討を十分今後もしていくと先程したとおりでございます。

9 番
(宮下寛一議員)

質問を終わります。

議 長

7 番 竹澤秀幸議員。

7 番
(竹澤議員)

それでは通告に基づきまして 2 つの項目について質問をさせていただきたいと思えます。

最初に区並びに耕地の自主防災計画策定と防災備品の整備の推進についてでございます。飯島町は東海地震の対策の強化地域に指定されておりまして、どのような災害に対しても適切な対応ができるよう普段からその準備を進めておく必要があるわけあります。中期総合計画の中では町民の生命財産を守るため、地域防災計画を整備をいたし防災対策を図ると共に、防災行政無線等の災害情報システムの整備を行うことが述べられておりまして町民の防災に対する意識の高揚を図ることが求められているところでございます。七久保区の方では東海地震がいつ起こるかかわからない、仮にこの地震が発生をいたしました場合にですね、与田切川、日向沢、前沢川などの橋が落ちたというふうに想定をいたしますと道路が封鎖され陸の孤島化としてしまうということが想定されるわけあります。また過去の歴史の中で昭和 58 年の集中豪雨によりまして町全体に被害もあったところでございますけれども、高遠原地籍を中心を土石流によりまして民家への被害やあるいは中央道の交通止めといったような被害を経験しておるわけでありまして、地元の皆さんが七久保の林業センターに避難をしたという経験も持つところでございます。こうしたいつ発生するとも限らない災害に対しましてその災害を最小限に食い止めるために、七久保地区に暮らす人々が相互に助け合い、自分達の地域は自分達で守るとの志のもとに平常時から災害に備えて自主防災組織づくりを行い、役割分担を決めまして防災機材等の整備や防災訓練を実施することが必要でありまして、このことを盛り込んだ七久保自主防災計画書を七久保区の区会議員の皆さんが現在策定中でございます。これが七久保自主防災計画でございます。計画書の概要でございますけれども、災害初期の行動マニュアルそれから自主防災会の規則、自主防災体制の組織図それから各班の編成によりましての役割分担それから個人情報カードなどが計画に盛り込まれているところでございます。また、上通り耕地でございますけれども、平成 16 年度耕地役員を中心に取組みをいたしまして上通り地区自主防災組織を立ち上げるべく研究を重ねまして来る 3 月 20 日付けをもちまして上通り耕

地のこの自主防災組織が発会することとなったわけであり、同上通り地区防災組織は災害に負けない家庭や地域づくりを進めることが目的となっております。これが上通り地区の自主防災組織のものであります。これらについてでありますけれども、先程から協働のまちづくりについて議論もされているところでございますけれども、住民協働による安全安心のまちづくりであるというふうに思うわけでありまして、今町長はじめ口々に協働のまちづくりを訴えているところでありますけれども、この2つの取組みはまさにこの協働のまちづくりの具体的な実践例であり、かつ模範であると思うわけでありまして、町長にこのことを十分認識していただきたいと同時に、この取組みにかかっている七久保区の区会議員の皆さんや上通耕地の皆さんに心から私からも声援を送りたいというふうに思うわけでありまして、こうした精神的な取組みを高坂町長は評価するとともに、七久保自主防災計画作業はまだ策定中で途中でありますので、町として今後指導支援を願うと共に、七久保区と上通耕地の自主防災組織づくりをモデルとして田切、飯島、本郷地区及び各耕地の全町にこのことを広めて自主防災組織づくりを進める必要があると思っておりますが町長の見解をお伺いをいたします。2つ目に各区に防災備蓄倉庫の必要性についてでございます。たまたま七久保地区は町当局のご配慮によりまして先般臨時議会で補正を議決いたしましたように七久保小学校校舎の耐震構造に合わせて備蓄倉庫が建設される計画でございます。また平成17年度には災害時の炊き出し用の炊飯器を配備をいただき、去る3月6日の一般会計補正予算が可決されたことによりまして発電機と投光機を2台配備していただくことになりまして、七久保区は今後必要な防災機械備品を備えていく計画でありまして、例えば机ですとか椅子とかテント、ブルーシート、土嚢とかそういったものが想定されるわけでありまして、そこで現在町の制度でありますところの飯島町自主防災組織施設整備事業による8割補助でありますけれども、この補助支援を今後お願いをいたしたいというふうに思うわけでありまして、加えまして飯島、田切、本郷各地区にもこうした耐震構造の備蓄倉庫を建設する必要があるのではないかということで提案申し上げるわけでありまして、この財源でありますけれども、長野県のコモンズ支援金を活用して進める必要があるのではないかということで全県枠のことを申し上げるわけでありまして、田中知事は色々批判もあるところですが、例え話として適切かどうかわかりませんが、戦国時代に長野県の中の川中島でも合戦がありまして、そのときに上杉謙信と武田信玄が戦ったときの明言の中にですね、「敵に塩を送る」というふうな言葉がございます。これはそれぞれの深い意味があると思っておりますけれども、要はこうした心がお互いに分かち合えれば物事はうまく解決するというそのひとつの教訓じゃないかというふうに思うわけでありまして、上伊那地方事務所枠のこのコモンズ支援金でありますので、どうしても枠が限られているわけでありまして、高坂町長は我が飯島町は他の市町村に先駆けてですね、住民協働によりまして自主防災組織づくりを進めて有事の際の防災機材備品を備えていく計画であると、そのためにどうしても備蓄倉庫が必要なんだということを田中知事に訴えれば全県枠の特認で認めてくれる可能性もあるかというふうに思うわけでありまして、要するに田中知事を高坂町長が過去の実績でもう実績を上げているように国道153号線伊南バイパスにおける田中知事への説得と同様にですね、政治的に対応していただきたいと思うわけ

あります。町民が安全で安心して暮らせるために有事の際の備えを準備することについて町としてまた町長が政治家として県知事へ訴えることについての町長の見解を求めたいと思っております。3つ目に最初に提案をした各区や耕地の自主防災づくりの推進のため町の平成18年度予算案の中で総務費、防災対策費に計上してあるところの住民用防災のしおり作成業務金額で176万4千円が計画されておりました、これは長野県のコモンズ支援金を活用してもら事業というふうには私は理解をしておりますが、このできたしおりの作成後の取組みについてでありますけれども、これは町民に周知する必要があるわけだというふうに思います。町民の皆さんの防災意識を高めるためにも職員耕地担当制を活用して耕地説明会を計画すべきだと思いますが、その計画があるかどうかお伺いをいたします。

続いて2つ目の項目でありますサイン工事についてでございます。看板すなわちサイン工事によりまして観光施設の案内と飯島町のPRについて提案をするところでございます。最初に飯島町のPRでございますけれども、松川町、中川村、駒ヶ根市境の国道153号線それから町道2号線、県道七久保から高遠原地籍に飯島町をPRする看板を設置してほしいということを申し上げるわけでありまして、折りしも平成18年度は新町発足50周年の節目の年でもあるわけですし、また飯島町が自立して予算案を含め実質的な自立元年の年ということで、その期に市町村間の益々鮮烈な競争が始まろうとしているという時代の中で、競争に打ち勝って個性的で魅力のある夢のあるまちづくりのための情報発信を行い我が飯島町を特化しPRし印象付けることが今求められているわけがございます。このことは先の議員研修に町長も同席願う中で宮沢フルート社長からも提言があったところでございます。具体的には私の言葉で言いますと常に申し上げているところの「きらり輝く飯島町」また宮沢フルート社長が申し上げた提言によりまして「光る飯島町」などの文言のですね、看板を設置することによりまして通行人の方に飯島町を印象付けていただき記憶に留めてもらう、面白いことをやっている町じゃないのというような関心を持っていただくようなそういう効果、狙いがあるわけでありまして、そういうPRと同時に内面的な質の高まりを町では町民の皆さんが高めていく必要も勿論あるかと思っております。看板は規制もあるところでありますので、規制の範囲内で設置することについて提案いたしますので町長の見解を求めたいと思っております。2つ目に観光案内の看板でありますけれども、先日私も権兵衛峠を通って木曾へ行ってまいりました。これからは開通によりまして木曾と伊那谷を周遊する観光が想定されるわけでありまして、我が飯島町の例えば集客能力のある道の駅ですとかアグリネイチャー等につままして全国から訪れる人達が現状で場所を特定できるかどうかということでありまして、たまたまこのカーナビゲーションを装備していないというふうに考えてみますと、目的地までの方向と距離というものを示さなくてはならないと思うわけで、少なくともそうした施設から2キロくらい前から予告看板を付けるということが必要ではないかということをお伺いいたします。例えばあちこち行きますと全国のですね、各インターチェンジの出口の最初の交差点付近でどういう看板があるかと言いますと、各温泉ですとか私の趣味でありますゴルフ場の看板が必ずあるわけでありまして、したがって松川インター、駒ヶ根インターの出口付近交差点にですね、町の観光施設の案内というものが必要になってくると思うわけでありまして、これらを施設するには

町長

松川町や駒ヶ根市への登録業者も当然必要かというふうに思うわけでありませう。現状今申し上げたような看板が全くないという分けではありませんけれども、現状を点検していただきまして看板というかサイン工事を行なってほしいと思うわけでありまして、このことについての町長の見解を求めたいと思います。確か宮沢社長はこうしたことはすぐやるべきだというふうに申しましたがいかがでしょうか。1回目の質問でございます。

竹澤議員からは1つには区や耕地の自主防災計画の策定と防災備品の整備の推進について、それからサイン工事看板等によるこのPRの問題についてのご質問をいただきました。

まず、区や耕地の自主防災計画の策定と防災備品の件でございます。七久保や上通り耕地が策定または策定中の自主防災計画は住民協働の模範例であり、全町に広める必要があるかと思うがどうかということでございます。七久保区並びに上通り耕地が東海地震や各種の災害を想定してのこの危機管理意識のもとに自主的な組織や防災計画を策定あるいは現在策定作業を進めておられるということにつきましては、自主防災会の強化のみならず新しく自立を目指したこの協働のまちづくりを地域として実践するこの自立して自助、共助の取組みそのものでありまして、私の立場からも心から敬意を表して評価申し上げる次第でございます。そこで町では毎年4月に開催をしております区長耕地総代会等におきまして、自主防災組織での災害時における簡易な初期行動マニュアルの提案それから組織づくりへの再確認等の再検討を常にお願いをしておるところでございます。お話のありました七久保区や上通り耕地における自主防災計画づくり等につきましては、その具体的な対応に積極的に取り組んでいただいておりますということでございます。地震などの大きな災害発生時においては各区や各耕地のこうした自主防災組織の活動がまず第一に重要であるというこの考え方の基になっておるというふうに思うわけでございます。したがって他の区や耕地におきましても防災の体制づくりがされているところもあるかと思っております。従来から昔からの地域での助け合いの重要性を見つめ直す中でこのすべてが同じにするというわけにはいかないかと思っております。それぞれの自主的な地域的な取組み、地域的な実情というものがあるかと思われまますので、したがって今後そうしたことを全町的な組織に広めていくひとつの模範例としては大変貴重なものであろうというふうに思いますが、この参考例も例も参考にさせていただきます。改めて区長さんや耕地総代さんとも相談をして安心安全な地域づくりに取り組んでまいりたいというふうに思っております。それから各区に防災備蓄倉庫が必要であるということのお考えでございます。当然このことにつきましてひとつにはこの度七久保小学校の耐震補強大規模改造工事に合わせて七久保地区の防災倉庫も併設するように検討して今進めております。ここに七久保区において備蓄品等を集約をしてこの整備を進めていくわけでありませうけれども、その他の各区においては現在水防倉庫あるいは水防倉庫との兼用したり、それから公民館の一部を利用した中でのそれぞれの備蓄倉庫としての役割を果たしていただいております。それぞれ備蓄品や備品等を備えられておるのが現状でございます。現在のところ町としてそれ以上に以外にこの各3地区についての倉庫を別に新築して整備していくという必要の考え方はございませうけれども、今後他のこうした七久保以外の区とも協議をす

る中で必要があれば田中知事に直訴するかどうかは別にいたしまして、コモンズ支援等を含めた県からの支援を獲得をして財源獲得して必要な対応をしてみたいというふうに思っております。なおまた、災害時対応用の非常用備品につきましては、町の防災センターにある程度備えてございますけれども、適宜補充または更新を進めていく考えでありまして、今回非常用の食糧についても新年度予算でも計上をさせていただいております。なおまた、日曾利地区におきましては大災害時に孤立が予想される地域として指定を受けまして平成17年度に長野県の事業として山間集落災害備蓄物資の配布制度によりまして食糧、飲料水などを中心に整備をされたというところでございます。今後必要に応じてこうした制度もまた県の方をお願いしていきたいというふうに思っております。それからそれぞれの区や耕地などにおいても防災関係の備品や備蓄品等の整備をされる場合には、この自主防災組織の施設整備事業という補助制度がございますので、ぜひひとつご活用をいただきたいというふうに思っております。それから町民向けの防災のしおりが作成した段階での説明会の問題でありますけれども、加えてコモンズ支援金との関係でございますが、平成17年度から18年度にかけて飯島町の地域防災計画の見直しをしておるところでございます。18年の末頃には計画がほぼ出来上がる予定であります。これまで町として全体的な防災計画はあってもなかなかこの住民の方がいざという際にどのような行動をしたらいいかというこの具体的なマニュアル的なものをお示しすることが少なかったというふうに反省もしております。したがって予測できない災害に対して普段からの備えを万全にしていざというときに住民の方が適切な行動がとれて、それから災害発生時に役に立つようにこの地域防災計画策定に伴い住民向けの防災のしおりを整備をするという考え方でございます。新年度予算にも計上をさせていただいております。したがってこのお話のありました説明会の開催につきましては、この住民向けの防災しおりを全戸に配布をする計画でありますけれども、これを各家庭においてよく見たり話し合ったりしていただくことが最も重要であると思っております。このしおりが自主防災組織との繋がりにも大いに役立つと考えられますので、区長さんや耕地総代さんと十分また今後新年度へ入りましても日程調整をしてこれがマニュアルしおり等が整備できた段階でひとつ日程調整をしまして必ずこれは説明会をしてみたいというふうに思っております。それからコモンズ支援金の活用につきましては、この住民向け防災しおりの整備とそれから先程申し上げました非常用の備蓄食糧の整備これにつきましては平成18年度のコモンズの支援金対象事業として既に申請済みでございます。安心安全な暮らしの支援事業として計画を提出いたしまして過日第1回のヒアリングが終了したということでございます。採択に向けて更に努力をしてみたいと思っておりますのでお含みをいただきたいというふうに思っております。

それから次のご質問はサイン工事PR用の看板等について、もう少しPRして整備していく必要があるのではないかということで、特に近接する市町村の境界である国道沿いあるいは広域農道、町道2号線等についての看板設置あるいはサイン工事の問題でございますけれども、この道路に設置する飯島町の案内看板につきましては、飯島町発足今年の50周年の記念行事を計画するにあたりまして、職員からも提案がございまして検討した

経過がございます。しかしながら設置にあたっては屋外広告物法規制もあるとふうにおっしゃられましたけれども、確かにそれもあるわけございまして、この法律に基づくこの諸規定がございましてなかなかこの規制それから景観法に規定する景観協定の締結など様々な規制があるわけでございます。こうしたことの内容それから設置する事業費や設置後の維持費などの予算計上の制約もございまして大変厳しい状況の予算の内幕もあるわけございまして、残念ながらこの50周年記念事業としてのこの設置につきましては、相当規模の予算をもってということは実現できませんでした。残念ながらできなかったそういう結論になったわけでございますけれども、お話しにございましたように今後飯島を売っていく竹澤議員のおっしゃるこの「きらり輝くこの飯島町」のグレードアップに繋げるためのもこのことは大変重要であるというふうに思っておりますので、また今後財政とも十分考慮しながら50周年記念ということに拘らずですね、今後前向きに検討していきたいというふうに思っております。それから道の駅がありアグリネイチャーもありということで町の情報発信大変大きな位置付けである2つの施設もあるわけございまして、このインター等を含めた2キロぐらい前からの予めの看板の設置も必要であるというお話でございました。道の駅の花の里いいじまは平成14年の8月にオープンをして4年が経過しようとしておるわけございまして、年間20万人既にもう60万人を越えた大勢の皆さん方においでをいただいておりますが、そしてこの予告看板の設置につきましては、この道の駅のオープンに合わせて当時伊那建設事務所によりまして県道飯島飯田主要中央道の上県道と称しておりますこの高遠原地籍に1基ございます。それから道の駅の入口に1基設置をされておるわけでございます。また飯島側のこの設置につきましては、今具体的に建設事務所とぜひお願いをしたいということで要望をしておるところでございますので、更にまたこのことを強くお願いして何としても実現していきたいというふうに考えておるところでございますし、それから次にアグリネイチャーいいじまの案内看板確かに何箇所かあるわけでありまして、ちょっと未熟貧弱な部分もございまして。これは事業設置経営者との関係もございまして、十分また連携をとりながらこの2つの施設に対する事前の予告広告棟につきましても町外に設置できるようなひとつの方策も今後検討してまいりたいというふうに考えておりますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。以上第1回目のご質問の答えとさせていただきます。

7 番 それぞれご答弁をいただきました。防災備蓄倉庫の関係については、私の申し上げた趣旨は現状各地区にもそれぞれ説明がありましたようにあると思っておりますけれども、要するに耐震構造の倉庫でないのだめだよということを提案するわけでございます。2回目の質問ということで幾つか事例を申し上げながら町長の答弁を求めたいと思っております。東海地震が発生した場合いろんなことが考えられるわけですが、電気が停電となりまして火災が発生したり家屋が倒壊したりで死傷者がでることが想定されるわけでありまして、住民が速やかに避難場所へ避難しなければならないわけでありまして、情報の把握それから伝達、飲料水の確保、燃料の確保、トイレの設置あるいは毛布などの寝具や食糧の確保など色々必要となってくる訳であります。そこでまず電気が消えた場合のことでありまして、夜間の場合、各耕地で言いますと各集会所へ避難することが想定されるわけであり

まして、先程申し上げたように七久保区へは先般の補正で発電機と投光機を配備していただいたわけでありまして、各耕地の住民が身近なところへ避難するというようになりますと集会所を想定されますので、広報においてこの各耕地単位に発電機と投光機くらいは当然必要じゃないかというふうに思うわけでありまして、町の防災施設整備事業等々で整備していただく必要があるかと思っております。それから情報収集や伝達に実際は今携帯電話を使えるんじゃないかというふうに考えるように思われるわけでありまして、中継局がトラブってしまいますとこれは全然使えないわけでありまして、そうするとこれは無線が重要な情報機器ということになるかと思っております。防災無線が現在配備されておるわけですが、こうしたものの充実とその交信の訓練こうしたことを日常的に行なっていけないといざというときに使えないかと思うわけでありまして、そういう必要性があるかと思っております。それから飲料水でありますけれども、上水道がつかえない場合その水路の水を沸かして飲めばいいというようなことが考えられますけれども、災害によって水が汚濁されますと使えないということになります。そこで七久保区の方では飲料水の汲み取り場をですね、何箇所は設置するために今後現地調査を行なってそういう場所を指定していくという計画をお持ちであります。こうしたまさかのための飲料水の汲み取り場所、飯島町なんか水があるもんで大丈夫だというふうにお思いかもかもしれませんが、こうした取り組みも必要ではないのかなというふうに思うわけでありまして、それから災害発生時、お年寄りや障害を持つ方の安否確認が必要でありまして、こうした方に配慮した個人情報の把握も必要でありまして、個人のプライバシー保護に配慮した情報の共有が求められるところでありまして、それから七久保区では現状耕地に入っていない未加入世帯があるわけでありまして、今回の七久保自主防災計画策定と合わせましてこうした世帯に耕地へ加入していただくキャンペーンを実施する計画を持っております。こうした取り組みも大事かと思っておりますので、ご披露申し上げた町のご指導を賜りたいと思うわけでありまして、それから過去の被災地の経験から言いますと、災害発生直後住民がその公共施設へ避難する場合がありますけれども、場所取りでもめるそうでありまして、こうしたことを含めて予めですね、部屋割りをしておく必要があるということで、例えばその公民館や体育館や集会所へ避難するとした場合にですね、わかりやすく言うとか区民運動会ですとか、区民体育祭のときに耕地ごとに観覧席をお区割りをするわけですが、あんなようなイメージでその各施設を区割りしておくということが予め必要だという災害の経験があるそうでありまして、こうしたことも今から考えていかなければいけないと思っております。このようにその災害が発生をいたしますと町ですとか消防団は総体的なその災害援助活動に出動してしまうわけでありまして、要するに地域の方まで手が回らないという現象が想定されるわけでありまして、そこで地域では区や耕地の自主防災組織がですね、共に助け合って災害初期の対応をせざるを得ないということでありましてここにこの自主防災組織の必要性がまさにあるんだというふうに思うわけでありまして、町は町民の生命や財産を守る使命があります。災害はいつ起こるかかわからないわけでありまして、厳しい町の財政事情は十分わかるところでございまして、幾つか今申し上げたことを含めまして年次別の自主防災整備計画を町が自立して区や耕地の自主防災組織の結成育成あるいは財政面を含めた支援指導をしてい

かなければならないと思いますが、こちら辺についての町長の見解を求めたいと思います。次にお隣の駒ヶ根市の例を参考に提案をしたいと思いますが、駒ヶ根市では大規模地震初動期対応計画というものが策定をいたしました。これが計画書で大規模地震初動期対応計画というものでございます。この計画の概要ですけれども、この計画を策定するにあたりまして市民代表28名でしたか、による委員会での審議とですね、市役所職員及び伊南行政の消防職員によりますプロジェクトチームなどで研究討議をしましてこの計画書が策定されております。内容ですけれども、新潟県の中越地震の教訓を生かしまして発生後の初動期すなわち発生後3日間の危機管理体制、救出救援体制の確立の計画でございます。この詳細については、先日CATVの7チャンネルでも放映しておりましたのでご覧になった方もいらっしゃるかと思いますが、こうした取組みを飯島町はこの計画があるのかについても合わせてお伺いをしたいと思います。2回目の質問は以上であります。

町長 災害対策発生の有事の場合の色々な対応についてのご提案も含めてのご質問でございました。お話を申し上げましたように今後新年度から具体的な防災計画マニュアルそれから防災のしおり等を作成をしていく中でその辺をきちんとわかりやすく位置付けまして、それから町としてはこれを出来上がった段階で全戸配布を含めて説明責任を果たさせていただくとともに、自主防災組織等の連携を十分またその活動等についてもご協力いただき、また自主的な活動もいただく中でとにかくこれを徹底していかなきゃならないということが主眼でございますので、精一杯この主眼的な面も含めて努力をしていきたいというふうに思っております。それからその発生後の初期行動、特に3日間ぐらいのこのことが非常にその後の復旧等についても、また救出救援等につきましても、大きな意味を持つ機関であるということは当然でございます、このことにつきましても夜間、昼間色々この対策本部的な部分を占める役場の庁舎の機構との問題も絡んでくるわけでございまして、したがってそうした防災計画やマニュアルやしおり等と並行してですね、職員のこの防災マニュアルというものも作っていかなきゃならないというふうに考えて今並行して進めてまいります。18年度からそのことも並行して進みまして、若干前後するかもしれませんが、このことにつきましてもまた十分地域も説明をして、特に内部の浸透を図りながら、そうして地域の自主防災会との連携それから各世帯との連携を取りながら一緒にしてこれは住民に理解をしていただく必要があるということで考えておりますので、その辺もひとつまた十分落ちのないう対応をしていくという考え方で今進めております、ご理解いただきたいと思います。

7番 (竹澤議員) 思い起こせばちょうど1年前ですけれども、今頃はですね、今この席にいるような第2の人生に決意をするちょうど1年前だったというふうに振り返ってみると思うわけがあります。今回で私新米議員として4回目の一般質問をしたところでございます。本日私は大変感動したわけでありまして。それはご案内のようにご多忙のところ大勢の方が傍聴へ来ていただきまして心から感謝いたします。町長いいですか、一議員のですね、竹澤秀幸がいくら提言いたしましても単なる意見でしか過ぎないわけです。私共議員には執行権がございません。町長は調整を執行する最高責任者であるわけでありまして。町長がどう答弁するかどう実践するかを町民の皆さんは期待していると思います。私は思うに今回の3月議

会で提案されております中身として当時策定された飯島町ふるさとづくり計画すなわちこの町の自立計画ですけれども、これを高坂町長は町民に痛みを与えることは少しでも先送りをして、必要な新規事業は前倒しをして行おうという姿勢が平成18年度予算案に示されているというふうに私は認識をしております。具体的には飯島町中期総合計画の重点戦略であるところの人口増活性化対策の一環としての子育て支援策でございます。例えば保育料の軽減措置の拡大、乳幼児医療の小学校3年生までの無料化拡大、放課後児童クラブの充実、金品給付の激変緩和措置などでありまして、これらは近隣市町村に劣るものではないというふうに理解をするところでありまして、こうしたことは私は高く評価をいたしたいというふうに思います。先程から七久保地区の取組みを紹介をいたしまして町長の見解を求めたところでありましてけれども、町民の皆さんが安全で安心して暮らせるために区と耕地の自主防災組織づくりにより増して備えあれば憂いなしの体制づくりを飯島町がいち早く行うこと、このことが私が常に申し上げているところの「きらり輝く飯島町」というふうに思うところでございます。ちょっと横道にそれですけれども、税金の有効な使い方ということでですね、例えばの話ですけれども、例えばある団体が海外視察をいたしましたら数万円町が補助すると、ある団体が学校へ通学する子供達の安全のためのパトロールの腕章を購入すると、方や5万円ばかかかると方や5千円ばかかかると果たして税金はどのように使われたらよいのでしょうか。こういったようなことをですね、町民の皆さんは現実的にそうした問題を厳しく受け止めて町として税金は有効に使ってほしいというふうに町民の皆さんは思っているということを町長は十分理解をしてほしいと思うわけでありまして。町長も言う協働のまちづくりでありますけれども、既に町からの押付けではなくてですね、下から自発的に始まっておるわけでありまして本日紹介したもの以外にも幾つも実践例は町全体にあります。町は協働の実践例を把握をし、検証し、交流し、学びあいモデル例を全町に広げるのが町としての役割ではないかというふうに思うわけでありまして。町民は町長を頼りにして信頼して支援しているというふうに思います。高坂町長が今後の町政に自信を持って運営をしてほしいというふうに思うわけでありまして、町長の今後における町政運営に対する決意を最後にご答弁いただいて私の発言を終わりにしたいと思います。

町長 昨今の大変厳しい行財政状況の中でありましてけれども、住民の皆さん方の信頼を得るべく気持ちをひとつにいたしまして精一杯の行財政運営に努めてまいらる覚悟でございます。よろしくご協力をお願いいたします。

7番 (竹澤議員) 以上で終わります。

議長 ここで休憩をとります。再開時刻を11時15分とします。休憩。
午前11時 1分 休憩
午前11時15分 再開

議長 休憩を解き、会議を再開します。
一般質問を続けます。11番 織田信行議員。

11番 それでは通告しました内容に基づきまして質問いたします。

(織田議員)

キャッチフレーズの生きるまちづくりについてであります。第4次総合計画2001年から2010年までのまちづくりの将来像としてのキャッチフレーズは「みんなでつくる自然豊かなふれあいの町飯島町」であります。その前の第3次計画では「みどり映え若者の集うまちづくり」でした。いずれも人口目標を12,000人においた計画であります。このフレーズのもとに6つの基本目標が定められ、細かい施策に及んでいきますが、キャッチフレーズこれこそ凝縮された言葉の中に非常に大切な重大な内容、願いと目標が込められているわけではいざ看板になるものであります。昨年2月末町は合併に関する住民意向調査の結果を受けて自立の道を選択しました。そしてこの1年町は自立のまちづくりの計画となる2006年から2010年までの基本構想に基づく5ヶ年の中期総合計画の樹立に心血を注いできたわけでございます。去る2月21日に諮問に対して答申があったわけでありまして、不肖私もこの構想の審議会の委員の一員でありまた審議会の内容をまとめていく立場でありました。ですので、ここでその内容についてそうした内容の取りまとめに沿った質問をするものではありませんが、あの時申しましたようにこの答申内容については不断の決意をもって望んでいただきたい改めて申すものであります。一昨日町長は施政方針予算編成方針を示しました。平成18年度が高坂町長への改革の第3幕として、かつてない自治体を取り巻く厳しい情勢の中で3つの基本の考えを示し、自立し持続発展可能なまちづくりを目指してやっていく、そして18年度予算を改革の継続と新たな活力創造のためのメリハリ予算と自ら称されました。キーワードかと思いますが、この活力創造社会、活力創造の飯島町の構築こそこれこそが「みんなでつくる自然豊かなふれあいの町飯島町」と一体となすものと思うものであります。この程策定された18年から5ヶ年の中期総合計画は言いました6つの基本目標のもとに前段に序章として2つの重点戦略を掲げ、先ほど来の質問者にもありましたように住民と協働によるまちづくり、人口増活性化対策を特に重点戦略と定め謳い込んでありますが、まさに18年が自立元年の年であり、こうした内容というものは事業を得たものであり、まさしくこれから18年は序章であり助走の1年だと思えます。そこで第1点の質問として、今まで以上に町の特性と町民力を生かすまちづくりが重要と考えます。町長の積極的な取組み姿勢をいかがいたいと思えます。飯島の特性、自然的、経済的、歴史的、文化的な特性があるわけでございますが、改めてそれらを生かし認識し町民力を生かしたまちづくり、これは個人の力、個人とまとまりである組織としての力が考えられるわけでありますが、こうした内容は特にこれから自治体間の競争が始まるわけ、あるいは始まっているわけでございますので、特に大事かと大切かと思えます。積極的な取組み姿勢をお伺いいたします。

次に2つ目の質問は若い世代の支援と地域社会への参加についてどう考えるかということでございます。若い世代、私はここでは10代後半から20代を中心に30代半ばくらいまでと考えるわけでございますが、この若い世代の人口が多くなり活気付いていかないと地域は疲弊し発展していきません。特に若い世代の人口の増減には住宅、雇用、職場の問題と合わせて若者が魅力を感じる活力、情報、文化の存在がその存在如何が大きく左右すると思うわけでございます。長男、長女は地域飯島に住み、次女、次男以降の子供達は他の地域にあるいは都会に出るといったスタイルが多く見受けられるわけでありまして、この

点若者にとっての住宅町内企業と職場雇用の問題はどうか把握されておられるでしょうか。今年度予算で子育て支援策は重点的に施され評価するものでありますが、今の若者の交流の場づくりは非常に大切で結婚問題にも繋がる面も多く存在するかと思います。若い世代の声を聞く会、催しこうしたことについてどうお考えになっているか世代の交流、親善交流だとか文化交流だとか、経済交流、教育交流、地域間交流色々言われておりますが、お伺いいたします。また、地域社会参加についてでございますが、自分の目の前のこと職場のことで目一杯でそこまでできない、関心がないというような現状にあるのではないかと思います。若者にとって社会の職業人ではあっても地域社会人あるいは地域社会人となりきれない現状かと思われまして。学校教育に関することや青少年健全育成への関心はあっても、例えば消防団活動やその他の地域活動への参加は敬遠されがちです。あるいは気持ちがあっても不可能でやりきれないとも言えるかとも思えます。これについてもやはり若者の交流の場の設定、意思疎通の場が必要かと思えますが、イベントや会議、教育の中でのいつ付けが大切かと思えます。望む姿勢こうした場での内容が深めることが大切かと思えますがこれらの内容についてお考えをお伺いいたします。

3点目、町が関係する各種イベントのあり方と今後についてお伺いいたします。我が町には春夏秋冬色々なイベント、祭りがあります。神社や商工会、JAや特に営業関係のものを除くと主なるものは全町民対象となるものは春に昨年の春第21回を数えた千人塚桜まつり、それから昨年24回を迎えたお陣屋まつり7月第4土曜日と設定されて実施されてまいりました。それからお盆前のいいじま花市、それから商工会青年部から観光協会に移ったフェスティバル in 与田切、秋になりますとコスモス祭り、また一昨年まで第11回目を数えたいいじら祭りがリニューアルされ昨年第1回いいちゃん文化祭が開催されました。また秋には地区運動会と公民館文化祭があるわけでございます。そして冬には先頃2月半ばに実施されました第12回のお陣屋行燈市、合わせて第7回の体育大会がございました。などそれぞれに特徴目的を持った祭りイベントが実際されてきていて、多くは定着してきています。地域の活性化に貢献しているわけでございます。イベント祭りが目的趣旨に沿って満足にできることは地域への貢献のみならず、そうしたことを通じての人と人とのふれあいや交流、文化交流ができ事に当っての地域結集力を示すものではないかと思えます。そうした祭りやイベントの盛り上げで地域性をみる人もいます。祭りは政治の政、政にも通じるものだとも言われます。しかし、町民の中には祭りイベントがマンネリ化して魅力の乏しくなったものは見直しした方がいい、飯島は色々な集いや祭が多いので少し減らしたらどうか、祭イベントがあっても同時期になってしまいあちこち重なって参加しきれないという声も聞かれます。また、別の角度から祭りを支える参加スタッフの問題があり、予算の問題があり、また準備の期間の問題があります。マンネリ化してしまっているもの、参加意欲、集客力が弱ってきているもの、後へ効果の乏しいもの、自分達が楽しむことが主体か客寄せして見てもらうことが主体かなどの視点から見直し、ひとつのイベント祭の性格などの視点から見直ししてひとつの祭イベント祭の性格、理念付けをしっかりとさせて取組むべきだと思えます。特に夏のお陣屋まつりは名物提灯神輿がかつて15ほど数えあつて数えた頃より激減してしまっています。神輿の数や

また神輿の担ぎ手、踊り連等にも難題があります。同時期に近隣市町村の祭がありその方へ行ってしまうなども、またお陣屋まつりと合わせて作ってきましたお陣屋音頭の内容ともずれを生じているわけでございます。また、ある方は商工会のお祭りではないかなといまだ認識されている方もおるわけございまして、今年予算の中では400万ほど町として計上していますが、果たして見合う祭となっているか、やり方運営等見直しが必要だと思います。1年休んで検討してみるそうしたことも大切だと思いますがその点についてお伺いいたします。

4つ目に耕地の呼称と耕地役員のあり方についてお伺いいたします。これはこのことについては、課題の提起と現状の認識というようなことでお伺いしたいと思います。以前は部落と呼んでいた飯島の集落は同和問題の方から誤解と区別をはっきりさせるため誤解を避け区別をはっきりさせるために耕地と呼ぶようになりました。今40の耕地と3つの団地等があります。耕地とはそのまま解釈すれば耕作する土地、いわばそこにいる住民は耕作者ということになります。街中でも農業地帯でも耕地、何々耕地と呼んでいます。私共住んで使い慣れているものは何々耕地と言われても不思議ではありませんが、聞いた話ある方お聞きした話、私も直接聞いたことですが、よそから見たり転入してきた方にはこの耕地という言葉が非常に不思議と思えるようでございます。田畑を所有している耕作者でないのに耕地費を納めると言われて違和感を覚えたという話、何人からか聞きました。以前なら部落費でした。部落だとか耕地についての歴史については、町史や文史等についてもその表示がありますので、ここでは今の場合はとぼしていただきますけれども、そこでこの呼称ですが、調整して一斉に変えよというようなことは申すわけはありませんが、耕地あるいはそれに変わってあるいはそれと合わせて自治会という呼称も使えるようにしたらどうかということです。耕地費は自治会費ともなります。自立を歩むこの時期に自治、自治会という言葉は非常に意味が深く内容によって何々自治会ひょっとしたら何々耕地自治会と呼称することもあるわけでございます。また近年耕地未加入者に対してもこうした内容の呼称によって自覚を促すことも考えられるわけでございます。また、次に耕地の役員のあり方ですが、これは現状認識ということでどんなふうに思われているかお伺いいたしますが、耕地内のことあるいは隣組独自にそれぞれ決めていく耕地役員は結構ですが、町に関わって全体的な耕地の役員についてです。耕地の世帯数は30くらい前後30と少しの世帯数の耕地から200有余を越える世帯数の耕地もあります。先程申しましたように町内には40の耕地があるわけでありまして。役員構成、規約がありそれぞれ独自の運営をされています。今年度末で役員の改選期で少ない世帯の耕地では大変です。1人で2回も耕地総代を勤めることもまた遡って年配の方にある程度戻ってもう一度三役をやり直していただくというような耕地もあります。こうした耕地事情の中でも全体の区や区の関係や公民館の役職がまた回ってくるとまた大変です。地域に残り暮らしている人に集落維持のため負担が重ねてかかってしまうこともあります。こうした現状について今色々な方策も考えられるわけでございますけれども、このアンバランスの内容についてどんなふうに認識されておられましょうか。また、現在の総代さんの選出されてきた過程において色々な職種、年齢層に富んでいるわけございまして、出席率等につ

町長

いてものかつてとは色々な面で懸念する面もあろうかと思うわけでございます。お願いするものはしっかりお願いし、年度始めについてはしっかり行政協力あるいは行政を伝えていただくそうした役目を負っていただくというな任務をしっかりお話いただくことも大事かと思いますが、今現状と現在の会合の状況等についてお伺いいたします。以上です。第1回の質問を終わります。

織田議員からはキャッチフレーズこの生きるまちづくりについて幾つかの点について質問をいただきました。まず、今まで以上にこの町の特性を生かすまちづくりについてということでもあります。お話しにございましたように2010年を目標とする現在のこの町の長期構想このまちづくりの将来像は「みんなで作る自然豊かなふれあいの町飯島町」でございます。この中でみんなで作る町という部分は、町民参加を表しております。また自然豊かな町という部分については当町の豊かな自然との共生を目指した生活環境づくりを表しております。それからふれあいの町という部分は交流を表しておるといふうに認識をいたしております。この将来像の達成のためには6つの基本目標を定めてまちづくりを進めているところでございます。この度後期5ヶ年の中期総合計画を定めてこれを総合的、体系的に進めようとしておるわけでございます。今回の中期総合計画の策定にあたりましては、素案づくりの段階から住民参加をいただくことを基本にいたしまして町民の皆さんと町職員が協働によって素案づくりを進めていただきまして、町民の皆さんそれぞれの立場から持続可能な活力あるまちづくりを目指して貴重なご意見や素晴らしいアイデアや提案をいただきまして計画に反映することができました。織田議員におかれましては、その答申をいただいた基本構想審議会の会長としてご尽力をいただきました。この計画はこうした素案づくりの段階から住民参加は初めての試みであったわけでありまして、この取組みが協働のまちづくりを進めていくうえでひとつの土台となるということを確認をしたものでございます。協働のまちづくりは住民と行政が共に知恵を汗を流すことが必要でございます。まちづくりの様々な場面で町民の皆さんの力を生かすこと、それから引き出すことが将来像に掲げるみんなで作る町これを達成するために欠かせないということを深く認識をいたしまして積極的に取り入れてまいりたいと思っております。また、将来像のもう1つの柱であります自然豊かな町これを達成するために町の恵まれた自然環境それから歴史、文化、環境を再認識をいたしまして自然との共生を学び、生活に潤いと生活力と活力を与える条件整備が必要でございます。言い換えれば自然環境や生活空間を大切にすまちづくりということが必要であります。例を挙げれば農業分野では町の営農センターを中心に現在1,000ha自然共生農場づくりこの試みが全国の自治体に向けて先駆けて展開して始まっているところでございます。自然の生態系を守り生かすこの自然共生農場づくり、全国に誇れるアルプスの清流を守ってそして活用をして農業の振興、環境の価値に付加した農業生産振興を目指していくということでございます。私共町民は町のこの大きな財産である2つのアルプスを望む素晴らしい景観とそこから流れ出る清らかな水、それから四季折々の豊かな自然の恩恵を享受をして生活をしてまいりました。これからもこうした自然との共生、自然環境を生かしながらまずは住民が住むことに誇りを思えるようなまちづくりを進めることで町の魅力を高めて、それを全国に情報発

信することで町の活性化を図っていききたいというふうに考えておるところでございます。

それから若い世代への支援と地域社会への参加についての問題でございます。若い世代10代から30代ぐらいまでというふうにおっしゃっておられますけれども、この若い世代を巡っては就労の不安定化や親への依存度、依存の長期化などの社会的に自立の遅れが新たな今課題となって生じておるわけでございます。若い世代の自立はいわば青少年期の育ちの結実でありまして、特に少子化の進展や地域における集団的な遊びの機会の減少等を背景にして、子供の頃からコミュニケーション能力などが育成をされておらずに対人関係を築いたり修復したりする能力が弱っているのではないかというふうに考えられておるところでございます。こうしたことから町では乳幼児期から青年期までの一貫した支援を行なうために子育て支援のネットワーク等の連携を持ちながらそれぞれの部署で支援を行ってまいりました。今後の対応といたしましてもまずは家庭では青少年の自立に対しては親、家庭のあり方が大きな影響を与える点に注目をし、これを支援していくことが重要だと思っております。そのためには親が子供の乳幼児時期のみでなくて、中高校生になる辺りまできちんと向き合っ家庭の中で話し合いをしていく、触れ合っていくことが大事だと思いますし、また幼少の頃から子供に自分のことは自分でさせる、家庭の中で一定の役割を果たさせること、更には親自身が子供の自立は親自身の自立であるという認識を持って子離れの時期についても明確なイメージを思春期段階の子供に共有をしていくことだろうと思います。また、子育て支援の充実や男女の働き方や家庭におけるこの役割の見直しなど双方が親としての役割を果たすことができるようにするための企業を含めた社会全体の取組みが大切であろうというふうに思っております。更には安定した家庭環境を作るために特に若い家庭や困難を抱える家庭などへの支援を行っていききたいというふうに考えております。また、学校では子供の将来の自立に向けた教育として様々な実体験を済ませることが必要であるし、社会は職業に対する子供の関心を高めるとともに、自ら学んで学んだことを実社会に生かす喜びを見出させて、また自分の能力や適性について考えさせる機会を作っていく必要がございます。そのために学校と地域社会との繋がりの中で既に行っております中学校の職場体験等実習の体験活動を充実していく必要もあるというふうに思っております。また、地域では若者の自立を促進していくためにはその育成の基盤となる地域社会において若者が様々な活動に参加をして、体験を豊かにして多様な人々との交流をしていくことが重要であるというふうに思っております。このためにまちづくりや地域おこしなど様々なプログラムへの子供や若者の参画を促すことによりまして自分自身の意思や興味それから責任で社会に参画する機会となります。そしてまた地域の人間関係を再構築をして多様な色んな人との触れ合う交流の中でコミュニティーセンスを学ぶ場として自分の力の育成を図ることができていくのではないかというふうに思います。以上のように色々申し上げましたが、要は家庭、学校、地域が一体となって多様な色んな人と関わる機会を増やしなが地域全体で支援をしていく必要があるというふうに認識をいたしております。

次に各種のイベントについての触れてご質問がございました。各種のイベントのあり方につきましては、ふるさとづくり計画で既に基本的な考え方が示されておるわけでありま

す。基本的にはイベントは現在の2分の1以下に縮小をして、その企画運営については行政主体から住民が主体となって行う方向へと転換を図っていく必要があるというふうに謳っておるわけでございます。現在のイベントは年間を通じてかなりの数を実施しております。お話しにございましたとおりでありまして、そのまた実施方法についても様々でありましてこのイベントに関わる町の財政支出の課題も当然ありまして、そのことも然ることながら現在では町の職員が行政的に企画、立案、準備、実施、片付けあるいは記録などに要する時間がそうとう莫大なものになっておるという現状でございます。したがって今後この職員の減を目標としてこれを達成していく過程においても行政主体のイベントを今までどおりのような考え方で続けていくことは到底不可能であるというふうに考えております。どうしても地域住民、住民主体への移行を図っていく必要があるということでございます。もともとこの各種のイベントは住民が自ら企画運営に携わることや参加をすることによってイベントというものを町民の自らのものとしていつまでもこのふるさとの思い出として心に残すことができるのではないかというふうに考えておられて、このことが基本だろうというふうに思っております。したがって今後のイベントはその目的を明確にして実施をしていく必要があると思えます。飯島町の特徴を出して住民自身のイベントであると同時に他市町村からも多くの人々が飯島町を訪れていただいて交流や経済効果を生み出して飯島町が活性化することなどへの成果を上げていく必要が重要であるというふうに思っております。そこで昨年の中期総合計画の策定にあたって実施をしたイベントに関するアンケート調査の結果が出ておるわけでありまして、既に過半数の支持を得られないようなイベントが幾つかございます。今後はこうしたイベントをあれもこれも実施をするということではなくてですね、飯島町のイベントのあり方についてよく検討を加えて見直しをしていくということはお話の中でもお話のあったとおりでしようというふうに思っております。そうしたことを考えたときにですね、当初自ら住民自らの手でこのスタートをして24回を重ねてきた飯島町のこのお陣屋まつりの問題であります。これまでの住民の色んなコンセンサスそれから行政主導となりややもするこの閉塞感の伴う行政主体としての実施をしてまいりましたこのお陣屋まつりというものは今年町が新町発足50周年この記念イベントとして数でいきますと25回の節目をもって実施してまいるのを最後にしてですね、中止をしたいというふうに私としては考えております。今後協働のまちづくりを進める中で真に目的意識を持って住民自らの発想の中で新しいものが生まれてくればというふうに考えておるところでございます。

次に耕地の呼称と役員の現状認識の問題についてのご質問でございます。耕地という呼称につきましては、長年親しんだものにとっては愛着の持てるものではありますけれども、町外や転入された皆さんの多くは違和感を持つようございまして、お話のあった部分もあると思えます。こうしたことからふるさとづくり計画では自治会に変更する方向で住民の皆さんと検討をしていくということになってございますが、また一方では中期総合計画の中におきましても耕地は地域住民にとって最も身近な自治組織としての位置付け、それから耕地も1つの構成員となる4つの区を単位とする新たな自治組織の立ち上げを現在計画しておるわけございまして、具体的にはこの新たな自治組織の立ち上げに合わ

せて区や耕地の役割を再認識する中で再確認をする中でこの耕地の呼称についても検討していただきたいということで、今後地域や住民の意向に沿って町内の考え方を統一していきたいというふうに思っておりますし、またその耕地の役員についてでありますけれども、これにつきましても同様の考え方でありましてふるさとづくり計画では町から自治組織に依頼する役員の選出については必要最小限にしていくという方向でしておるわけでございますけれども、今後町から依頼しておりますこの役員についても耕地間の規模等によって色々アンバランスもあることはおっしゃるとおりだと思いますけれども、現在のこの耕地総代さん以下行政と地域との円滑な連携という点から考えますと、いずれも必要な役職をお願いしておるというふうにも考えておるわけでございまして、いずれにいたしましても今後各耕地独自のこの役員の問題も含めてですね、地元の協議によってやはり総合的に新たな自治組織や区、耕地の役割分担を確認いただく中で合わせてこれらの検討を進めてまいりたいとこのように考えておりますのでご理解をいただきたいと思っております。以上1回目のお答えとさせていただきます。

11番
(織田議員)

一番最初の質問内容についてでありますけれども、先程前者の竹澤議員からも議員研修で宮沢フルートの当町出身の宮沢社長さんのお話をお聞きしたその内容に触れておられました。私もこの中で特に外から見て光る飯島町であってほしいというその言葉があり、光るということは魅力がある町、魅力があるということはいわゆる何か特徴を持って露出することだとそういうお話がありまして、非常に感銘して聞き入りました。そしてそのためにはPRが必要だということでその点についてまだ飯島町では非常にそうした点について意を配っていく余地があるというようなお話があり同感し励ましを受けました。町にゆかりがあり地域に縁がありそうした方々の人材活用という面で今年ふるさと大使の50周年に向けての交流をする場もあると伺っております。キャッチフレーズ将来像のこのフレーズをどこか大きな看板とって費用もかかることですので、防災下とか玄関へ入った辺りだとかそういったところに町民と役員、役場に來た方々が共々にそのフレーズを見て認識することもまた大事じゃないかと思っております。そうした庁舎の適当なところに看板なりひとつのそうした内容を掲げることについてどうかと思っております。そうしたことも提案するわけでありまして、そうした人的飯島の人材を生かすということと、そうした今の看板のことについてのお考えをお伺いいたします。

それから第2点目の若い世代と人口の関係社会参加でありますけれども、この第1次の昭和46、7年頃、昭和60年を見込んでの人口目標12,000人という総合計画基本構想がありました。それ以来飯島町は第4次重ねるおおよそ10年前後の計画を立てる中で目標は12,000人でありました。しかし、これはなかなか至難で現在も11,000人届かないという現状であります。これは急な企業導入だとか、急な若者Uターンだとかそういうことがない限りこの傾向はもう40年としてこうしたことが続いてきておりますので、よほどの企業との関係だとか若者対策をしないと増えないかと思っております。そうした面でこれは特にこの問題については、答弁は先程聞いておりますけれども、しっかり望んでいただきたいとそう思うわけでありまして、

それからイベントのことです。先程町長色々申しました。その答弁私が懸念して

申したことと同じような内容かと伺っております。それでその中で特にピックアップしたお陣屋まつりでありますけれども、第24回ということですが、一番最初の24年前の頃公民館の関係もありその後の祭りの立ち上げに携わったものの1人でありまして、お陣屋という名前が果たしてどうか、飯島祭りにしたほうがどうか色々その時に名前付けのことも思い起こされるわけでございます。しかし、24回四半世紀を数えればこれは変わってきて当然かと思っております。この陣屋という歴史はこれは変わるわけではないわけでありまして、リニューアルして名称問題も考えることが大事かと思っております。それから1戸1戸200円を頂戴しているといっても飯島の町内町地区の方々のそうした盛り上がりはあっても、七久保、本郷あるいは田切の周辺地区にあっては色々な工夫がされ代官行列もそうした場でもたれることがあってもなおかつ自分達の祭りになりきれないという心情があります。ですので、こうした点に先程来年以降中止を考えるということは、私はひとつの方策だと思います。今年をやって、少なくともその次1回休んでそれが休みが本当に違った祭りの分野の方向に繋がっていけばこれは素晴らしいことだと思いますので、町長の答弁にはうなずくものを感じるわけでございます。しっかりした今年のと検討今後のお陣屋まつりを含めたイベントのあり方を検討する場をもっていただきたいとそんなふうに思いますが、改めてそんな点についてであるかと思っておりますがもう1回伺いたいと思います。

それから先程耕地の呼称等ありました。これは新しい自立組織を推進していくための組織づくりに合わせて考えていくということがありました。ですので、私はこの耕地だとか部落だとかそういう名前を蔑視するということではありません。歴史や耕地についての歴史や使い分けがあり、明治時代には単なる耕地の意味で使われたもので耕地整理ということもあったわけでございます。またもう少し調べてみますと明治30年には北河原耕地に関する規約書というのが町史に載っており、ここでも耕地という言葉が使われております。また南割には明治38年に耕地制裁申し合わせなどという書類があり耕地という言葉があります。大正10年に上の原耕地が耕地という言葉で規約書を設けております。また柏木耕地は昭和16年に発足したというような耕地ということがここに記されておりますが、これから耕地からひとつのまた本郷にあっても耕地制度というものも町史をひも解いてみますと昭和15年の春に飯島村常会設置要綱が出されたことから始まり、戦後常会名が耕地名と変わり、また常会も総会というふうになったと町史には示されております。ですので、そうしたひとつの名前ひとつをとっても歴史の重みを感じるわけでございますけれども、これは先程ふるさと計画にもありますけれども、この自治会という言葉の近代的でありまた現在のこの状況に合った言葉を使うことは私は適当ではないかと思っております。そんな点この内容についてふるさとづくり計画あるいは新組織の検討する中でぜひ進めていただきたいと思いますと思うものであります。そんな点最初の点と今の最後についてのもう一度その具体的な私が歴史を申した中でお感じる点があったらひとつお聞きして、そういうことでありますのでよろしくお伺いいたします。

町長

この飯島町のイメージをより内外に売っていくアピールしていくことの中で、キャッチフレーズ等についても庁舎も含めてですね、先程の竹澤議員との関連もあって看板

等も含めてということでございます。大変確かにフルートの会長さんおっしゃるようにこの飯島町はかつてこれまでそうした情報発信のアピールというものが若干テクニック上不足しておるといことは私もそういうふうに思っておりますので、先程のことも含めてですね、よりよいインパクトの与えるような看板やそうした表示等を含めたことをもう一辺再検討はしていきたいなというふうに考えております。それから若者定住によって人口増当然のことでありまして、現在の長期構想10年間の中で12,000人目標をやってまいりましたけれども、これはなかなか難しいことといことは当然であります。ただ色んな人口対策やってきたからこそ今あるこの人口が何とか維持されておるわけであります。このことがなかったら12,000人ははるか遠くの数字であるというふうに思うわけでありませう。これはひとつの目標であり理想でありということをやってまいりましたけれども、なかなか今後のこの人口増対策を講じてもそのことは厳しいといことは当然でありますけれども、しかもまた他の市町村との競争の中でそれをやっけていかなきゃならんということでもありますから、ひとつの理想希望は掲げながらも着実にこれは1人でも2人でも増やしていくようなその心構えと手段手法が大事であるということでございますので、色んな施策の組合せの中でこれをひとつやっけていくというふうに考えております。

お陣屋まつりにつきましては、先程申し上げたとおりでございます。色々議論が出るかと思はれますけれども、申し上げたようにひとつの行政主体のイベントというものはいはこれからは成り立たないということをもた住民に訴えながらよりよいまた新しいこの発想も生まれてくることも期待しながらそのようなひとつの今年の50年を祝い25年の4分の1世紀の節目の中でそのことを新たなひとつの区切りとして考えてまいりたいというふうに思っています。

耕地の呼称や役員等につきましても今申し上げたとおりの考え方の中で今後時間をかけてひとつ煮詰めていきたいというふうに考えております。以上であります。

11番 (織田議員) 平成17年度上伊那郡市政要覧というのがあります。この表紙は見たとおりこれは飯島のコスモスです。それで飯島にはコスモス祭があります。これは載ったことは幸いですし、こうしたことが折々に触れて場所を選んで、あるいは色々なメディアの中でこうしたPRをしていくことが大事じゃないかと思はれます。そうしてここにそれぞれの町のキャッチフレーズがあります。市のキャッチフレーズがあります。これをこれが凝縮されたその市町村の願いであり、将来増加と思はれます。単純かと思はれますけれども、俳句の世界にしても何の世界にしても単純なものにこそ深い意味もまた込められているわけでございます。そうした点PRをして飯島のしっかりした自立の足固めをしていくことが大事じゃないかと思はれます。最後にもう一度「みんなで作る自然豊かなふれあいの町飯島町」こうした内容を噛みしめて私の質問を終わります。

議長 ここで昼食のため休憩をとります。再開時刻を午後1時30分とします。休憩。

午後12時 3分 休憩

午後 1時30分 再開

議長 会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。5番 森岡一雄議員。

5番 (森岡議員) それでは通告にしたがいまして一般質問を行いたいと思はれます。私は自立と潤いのあるを目指してと題しまして、介護、医療の予防と食育について質問をいたします。

飯島町が自立のためには力を合わせてやろうという人の心と、まちづくりをする人とそして財源が必要であります。自立を目指してのこの度の基本構想中期計画の中でも協働のまちづくり、人口対策、企業誘致など審議が重ねられてまいりました。新年度予算の中でも町長は自立のためメリハリのある予算を組んだとして、協働のまちづくりや人口対策としての子育て支援、企業誘致策などがおり込まれた予算を提案されました。今考えられること、それを全力で行うことが自立への道であると私も考えますが、さて、ここでもう1つ付け加えたいと思はれます。健康は人生のすべてではなし、しかし健康を損なえばすべてを失うこともあるということだ。健康長寿こそ理想の人生であり、自立の社会も健康長寿であってこそ意味があると思はれますがいかがでしょうか。さて、本論に入りたいと思はれます。今回の介護保険や医療制度の改革に伴う介護保険医療の予防体制の充実、食育基本法の制定に伴う当町の食育の推進についてこの2題について現況と課題、今後の取組みについてお伺いをいたします。まず、介護保険制度についてであります。今回の介護保険制度の改正は制度発足5年ごとに施行状況を検証し、制度の持続性を確保するために必要な見直しを行うということだ。介護保険のスタート時点では全国で218万人の要介護認定者が4年で379万人と増加し、このままでいくと20年後には800万人にも膨らみ高齢者4人に1人が介護を受ける状態と危惧されております。中でもこの4年間で特出すべきことは、要支援者と要介護度1の軽度の人の増加が2倍以上と圧倒的に多いということだ。このことは現状の介護サービスが要介護度の改善に生かされず、反対に悪化させているのではないかと危惧されております。また、制度の運営は勿論存続すら危惧されかねないものであります。そこで今回の改正の最大のポイントは予防重視の介護保険への転換であります。新たな介護予防サービスは軽度者を対象とする新予防給付と要介護になる恐れのある高齢者を対象とする地域支援事業の二段構えで要介護状態になるのを防ぐとともに、要介護度の軽い人が重くならないように介護度の改善に繋げようとするものであります。法の改正によりそのための機関として飯島町におきましてもこの度の議会に飯島町地域包括支援センターの設置条例が提案されているところであります。当町の要介護認定者は平成12年発足年度で311人でしたが、昨年17年10月には411人と100人も増加をいたしております。また、軽度な要支援や要介護1に相当する方々は150人前後と推定されております。地域包括支援センターの設置により介護予防はどのように進むのでしょうか。センターの機能と位置付け、取組みについてお聞きをいたします。次に医療制度の改革につきましても、今国民が医療機関へ支払う医療費は2003年度で31兆円余、現行制度がこのまま進んでまいりますと2015年には49兆円、25年には69兆円と推計されております。急増する医療費の適正化と超高齢化社会を乗り切る医療制度の改革として、今までの治療重点の医療から予防を重視した保険医療体制への転換が打ち出されました。中でも生活習慣病の予防は医療費適正化対策の柱のひとつに位置付けられております。現在生活習慣病は国民医療費の約3割に当たり、死亡原因の6割を占めると危惧されております。しかも生活習慣病の有病者と予備軍は増え続けており対策が急務と言われて

おります。例えば糖尿病は有病者 740 万人、予備軍 880 万人と推定されており、その合計は 5 年前に比べて 1.2 倍に増えているとのことあります。また、65 歳から 74 歳まで前期高齢者が介護を必要となった理由の約半数は脳卒中であります。介護予防の観点からも生活習慣病の予防は重要でございます。生活習慣病の予防には検診や保健指導、禁煙対策、また運動指導員の要請、食育など多くの課題が関連をいたしております。また、病気についても治療の鉄則は早期発見、早期治療であります。そのためにも各種の健康検診は欠かせないものであります。さて、このような中で町の予防体制の充実についての取組みをお伺いをいたします。次に食育基本法の制定に伴う当町の食育の推進について、特に教育学校関係から現況と課題、今後の取組みについてお伺いをいたします。食育基本法が制定された背景には、国民の食生活の乱れと肥満による健康問題があります。厚生労働省の調査によりますと朝食の欠食率は男女とも 20 代が最も多く、次いで 30 代、子供についても増加傾向にあるとのことあります。このように健全な食生活が失われつつあり、食をめぐる現状は危機的な状態にあります。そこで増加する生活習慣病や子供の朝食の欠食に改善、また高齢者の健全な食生活、食品の安全性の確保と理解、食料需給率の向上などが求められるところであります。こうした背景から昨年の 7 月食育基本法が施行されました。そして本年の 2 月この基本法を具体化した食育推進基本計画が政府によってまとめられました。子供への食育を通じて大人自身もその食生活を見直すことが期待されることであり、地域や社会をあげて子供の食育に取り組むことが必要であると食育の重要性を訴え、更に数値目標を掲げて努力を促しております。本格的にはまだ始まったばかりであります。当町における食育への考え方と取組みについてお伺いをいたします。以上、質問いたします。

町 長 それでは森岡議員から自立と潤いのあるまちを目指して、1 つには介護保険や医療制度の改革に伴う介護保険医療の予防体制の充実の問題、食育基本法の制定に伴う町の食育の推進につきましてのご質問をいただきました。

まず介護保険医療制度等につきましてのご質問をいただきました。まず介護保険医療制度等の改正に伴う予防体制の充実ということですが、最初にこのお話しにございましたように飯島町が自立を目指していくまちづくりのための協働のまちづくりあるいは人口増を目指した色んな活性化の諸施策これにも増してその町民の健康づくり健康の体でないと地域の活性化が出ないというこのお話しに対しては私も全く同感でございます。そのために町民の健康づくりのために精一杯の予算も充当しながらがんばってまいり所存でございますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。そこで地域包括センターの機能と介護予防の推進の問題にお答えをしておりますけれども、現状と課題とそれから今後の取組みということでございます。このことにつきましては、先の地域包括支援センターの条例あるいはまた介護保険予防条例の一部改正提案説明の折にも一部触れて申し上げてまいりましたけれども、当町では現在 75 歳以上の後期高齢者が増加をしてきておりまして、特に後期高齢者数が 65 歳から 74 歳までの前期高齢者を上回った状態になっておるといってございまして、また要介護、要支援認定者の出現率でありますけれども、県全体や全国と比較をいたしますとやや低い傾向にはありますもの

上伊那圏域の中では高い位置にあるということございまして予断を許さない状況が続いておるわけでございますけれども、この元気な高齢者は介護を必要とする状態にならないように、また要支援状態の高齢者が寝たきり状態にならないように平成 18 年度から新しくスタートする地域支援事業を活用した介護予防事業の一層の充実が必要となってまいります。高齢者ができる限り要介護状態に陥ることなく、健康で生きいきとした生活送れるように支援をしていく必要は益々高まっていくものと思っております。また健康づくり、疾病への早期の対応、生活機能低下の予防の問題、生活習慣の改善に向けて老人保健事業を充実するとともに、町民の健康づくりに対する意識改革を求めてまいりたいというふうに考えております。そこで平成 18 年度から地域のケアシステムを総合的に担う拠点をいたしまして申し上げておりますこの地域包括支援センターを創設をするわけあります。保健士と主任介護支援専門員を配置をいたしまして、高齢になってもこの住みなれた地域で尊厳ある暮らし方が続けられていくように支援をしていくように考えてまいります。また、この包括支援センターはできるだけ介護状態にならない、また悪化をしないという本人や家族の目標に沿って介護予防を行う使命を持っておりまして、生活機能の低下により要支援、要介護の状態にならないように地域支援事業として介護予防事業に取り組んでまいりたいと思っております。具体的なサービスといたしましては、この運動の機能向上やトレーニングそれからバランストレーニングや栄養改善これらを中心として低栄養状態の予防や食生活改善のための相談や口腔機能の向上等の事業によって体調改善を図っていききたいということございまして、そのまた一方で要支援 1、2 の方に対してはどのような生活を送りたいのかというようなことを相談しながらケアプランの作成を行って生活目標を設定をしております。いずれにいたしましても地域包括支援センターは支えが必要な高齢者の心身の健康状態の維持、安定した暮らしを地域ぐるみで支えていかなければならないというふうに考えておるところでございます。次にこの生活習慣病の予防対策あるいは各種検診の推進についてでございます。現在壮年期から高齢期に至る生活習慣病予防あるいは介護予防対策は老人保健法に基づきまして各種の検診、生活改善事業、生活習慣病予防教室等々年間を通して実施をしておるところでございます。近年一定の成果をあげて脳卒中死亡率は減少をしてきてまいりました。今後は高齢期の介護予防は介護保険法や若年期からの生活習慣予防、今後予定をされます医療制度改革や健康増進法に基づいて前向きに進めていくよう検討をしておるところでございます。この現状といたしましては、当町のここ 10 年の死亡原因は 3 大生活習慣病であるこの癌それから心疾患、脳卒中で半数以上占めておるといってございまして、64 歳以下の早世原因では 6 割強となっております。若壮年期の検診結果でも高脂圧、高血圧あるいは肥満の方が 2、3 割いる状況ということとなっております。今後内臓脂肪からくる生活習慣病の発症が予測をされておるところでございます。そこで課題と今後の取組みについてでございますけれども、よい生活習慣これは食の問題それから運動や休養、喫煙、飲酒等の問題があるわけでございますけれども、このことはこの子供の時代から始まる会得していくということになっていると言われております。そのためには親世代をはじめとして地域の中によい生活習慣を持った大人が多数いることが必要であると言われておりまして、大人の生活

改善のためにはまず健診受診、それから保健指導事業の充実が問題となるということでございまして、特に今後の取組みといたしましては、受けやすい健診体制これは休日等の健診も含めてでございますけれども、それと健診後の生活改善の事業の実施これは今年から実施をしております第2次の健診を更に推進するという、また病態別の個別教育あるいは個別相談の機会を増やして受けやすい教室を設定をしておりますけれども、これらの点を充実して更にこの推進を図ってまいりたいというふうに思っておりますし、また国の癌検診に関する検討報告を受けまして癌検診の種類追加、あるいは対象者の拡大、検診内容の見直しを図ってまいりましたけれども、今後ともその都度見直し充実を図ってまいりたいというふうに考えております。以上が介護保険医療制度等の改革に伴う町の対応策の考え方でございます。

次に食の問題、食育でございます。教育基本法の制定に伴う当町の食育の推進についてどう考えておるかということで現状と課題、取組みでございますけれども、私の方からは大綱を申し上げて細部をまた教育長からお答えをさせていただきたいと思っておりますが、今日の学校児童生徒を取り巻く環境はまさにこの基本法でも指摘のとおりライフスタイルの多様化、大きく変化した雇用形態など食生活がお話のとおり大変大きく変化をしてくるわけでございまして、そのために食を大切にす心それや優れた食文化が失いつつあるのではないかとこのように言われております。実態的には栄養の隔たりであるとか、生活習慣の乱れや不規則な食事というものがあげられるわけでありまして、その結果としてこの肥満の増加、それから過度な瘦身思考、痩せ型ですね、それから小児生活習慣病の層化といったこと、それから体位体力の低下などの問題が生じてきておまして、朝からのその脳の働きが活性化されずに集中力がなくなることが言われておるわけでございまして、課題の解決としては家庭や学校、地域が協働をして運動を展開することが何よりも必要と考えておりますので、個々の具体的な取組み等につきましては、教育長の方からお答えをさせていただきますまして第1回の答弁とさせていただきますたいと思っております。

教育長

ただいま町長の答弁のとおり食につきましては、様々な問題が現代の子供ばかりでなく成人にまで及んでいるわけでありまして、課題の解決といたしましては、学校、家庭、地域が協働して運動を展開することが必要であるとこのように考えておるわけですが、まず家庭では基本生活習慣を身に付けさせること、早寝早起き朝ごはんついでにトイレに寄ってを合言葉にすっきりした気分で行っていき元気な登校する習慣を作るということをおととの共同事業の取組みをしながら行っていくということでありまして、1つ事例を挙げますけれども、これは保健福祉課と教育委員会が共同して行っておりますけれども、翼の会というのがあります。これは保健士の皆さんや学校の養護教諭が協力して食育を中心にして親子が学びながら子供の健康を考えていくという活動であります。そういうような活動を充実しながらまた拡大しながら進めていくことが必要かなとこのように思っております。学校では食に関する学習それから学習に農業体験を取り入れると幅広い活動がなされているわけでありまして、地産地消それから生産者との交流など地域の協力を得てそれらを実施してまいりたいとこのように思っております。また地域ではこの豊かな自然それから農業のこの飯島町でありますので、そういうものを生かして自然体験や食育、職能教

育の場としてのそういう機会や場を提供していただくということで取り組んでいきたいとこのように思っているわけでありまして、内閣府においてはたまたま食育基本計画というのを策定中でありまして、先日新聞にもこの骨子が報じられました。これから国を上げての運動の展開も予定をされているところであります。また文部科学省は栄養職員が児童生徒に対して食の指導ができるように法の改正を行いました。これは今までは栄養職員には教諭資格がなかったわけでありまして、栄養職員でもその資格を与えて学校で食育教育をしっかりとやっていくという方向であります。飯島町でも栄養士の食の指導をそれに先駆けて積極的に行っているところであります。以上であります。

5 番
(森岡議員)

質問に対しましてお答えをいただきました。それらの医療あるいは食育に対する現況をお聞きしていただき、また課題もあげていただきいよいよ解決の道ということでございませぬ。お答えいただいたことは一通りそうあるべきだということではあります、大事なことはそこから先ではないかなとこんなふうに思うわけでございませぬ。具体的なことについてお聞きをしてみたいと思っておりますが、ただいま出ておられます地域包括支援センターただいまも予防の拠点であるというようなお話もありました。このときの提案の中には町長地域介護予防センターを発展的に解消してその上に建てるというようなお話もありましたけれども、このことは名前が違うだけに在宅福祉センターと地域包括介護センターとは名前が違うようにその役目も大きく違うわけでありませぬ。このことを自分達もしっかり認識すると同時に地域の人達にもそのことをまたしっかりと伝えていき活用しなければならぬこう思うわけでありませぬ。見ますとだいたいどっちも同じような内容の仕事をするわけですが、どこが違うのか名前が違うということはどっか違うわけありませぬ。どこがどのように違うかということについてはまず1点はお聞きをしておきたいと思っております。これについて答えを私の方から言ってもおかしいですけれども、私はこのように受け止めておりますので、その上でお願いしたいと思うわけですが、地域包括支援センターというのは結局福祉サービスの窓口として機能してきた在宅介護センターの業務を拡大して介護予防マネジメントや高齢者の虐待等の相談窓口等を担当し、中核のセンターであるこの飯島には業者が少なく3つですか全部で、くらいですから中核というのはその小さくまとまるわけですが、これが大きい都市にいくと業者が10も20もあるわけですからこれをきちっと把握しながら介護マネジメントをしていくとか、それらを統合していくということになるわけですからその辺が非常に大事になってくるわけでは違いない、要するに要介護になることの予防と介護状態を悪化させないように力を入れていくと、またこのことは行政の仕事であります。業者の仕事じゃないわけで、請負って委託して事業自体をやるのは業者ですけれども、それを指導していくのは行政の仕事であります。というところから考えますと今度提案されておられますスタッフについては2名と指名兼務で3名おられますから本当は専門職を入れてきちっとそれべきの中核センターとしての指導的役目にあるわけですが、今回はその立ち上げ2人でいくということですが、この2人の人容でそうした機能を賄っていけるのかと、十分にやっていけるのかとその辺のことまでお聞きをいたしたいと思っております。それから次に生活習慣病ですが、これも確かに言われるとおりに健康診断をして早期治療をしてとこのようにして、そのための努力をし

てみますとそういうことでありますが、こうした総括的なことじゃなくてひとつ具体的な例を挙げてその辺のことについてもお聞きしたいんですけど、生活習慣病の予防ということで今政府の方でも打ち出し先月ですけど、2月1日から7日まで生活習慣病予防週間というのがありましてキャッチフレーズに「1に運動2に食事、しっかり禁煙最後に薬」とこんなようなことで運動をしっかりして正しい食生活でそしてたばこを吸わないようにと最後に薬だよというようなことで国民への啓蒙運動ということが行われておりました。その主体となりましたのがメタボリックシンドローム内臓脂肪症候群こんな横文字は使って私も初めて覚えたようなことですけど、内臓脂肪型肥満を共通の要因として高血糖、高血圧、高脂肪血を呈する病気の状態をいうと、これらの危険因子が重複するほど心疾患、脳血管疾患、糖尿病などの発病リスクが高くなるということでこれらに気をつけていかなければならないと、気をつける診断の基準としては2通りの調べ方があってへその周りのウエスト男性なら85cm、女性なら90cm以上あれば危ないですよと、また体重を身長²の二乗で割った数値が25を越えると肥満と判定しますよと、生活習慣病の改善の成果をみるにはこうした指標の変化を確かめながら自分自身の健康に注意し、運動をし、食生活を考えていくと、そうしたことを大いに広めていくことによってそうした病気が生活習慣病が減るんだとこのような指導されております。で、こうしたことを先程は共通の健診を受けて早期健診と言いましたけれど、じゃなくて具体的にはこうしたことにごどのように取り組んでいるか考えているかについてお伺いをいたします。

3番目に食育であります、この食育基本法ができて法律の中には市町村は基本理念に則って食の推進に関して地域の特性を生かした計画を策定するように努めると、やれとは書いてない、努めよと、このところが少しゆっくりですけども、そのように出ております。で、このことはただいま教育に絞ってお聞きしましたわけですけども、この基本法の中では地域、学校、家庭、生産者またあるいは食品を扱うそれぞれの業種その方々が食育の推進に努めなければならないとこうなっております。ということは個々がばらばらでは困りますし、どのようにこれを町全体として受け止めて進めていくか、学校に任せておけばいい、営農センターに任せておけばいいというそういう問題じゃなくて町としてそれをトータル的にどう考えていくかという進めていくかということをお聞きをいたしたいと思えます。それから先程教育長からも言われております法の中では栄養経論制度こういうものを作って先程もおっしゃったように子供達の教育の中で進めていけと言うわけですけども、これは県が大きく関わって飯島独自でできるわけではありませんし、県が動けば動けるというようなことであるかと思えますが、その辺についてこれは国で言うとおるとおり大事なことで、できれば一日も早くこういうことができたいんですけども、その辺の動きについてお聞かせいただきたいと思えます。

町長 再質問をいただいた何点かにつきまして具体的な細部につきましては、まちづくり他担当課長の方から申し上げますけれども、この新しい地域包括支援センターと従来の在宅介護支援センターこれは名称も勿論違うわけでありまして、今までの実際に要支援あるいは介護状態になった方への対応が中心の考え方から今後は介護予防それから支援の方がそれ以上介護に進まないようなひとつの手立てを総括的にしていくのが今度のこの

包括介護支援センターということの位置付けでございますので、今議員色々とお話がありましたとおりでと思いますので、そうした線に沿って更にこのことを充実をしていく、そのために専門的なスタッフを2名当初から置いてということでございます。色々検討してまいりましたけれども、現在の飯島町におかれておる対象人員該当者等をスタートの時点で勘案してとりあえずスタート2名で対応して、またその状況を判断しながらというかたちに課題になっておりますので、お含みをいただいて具体的にそれじゃどの部分をどういうふうにというようなことにつきましては、課長の方からまた申し上げてまいりたいと思っております。生活習慣病の予防またはこの防止につきましてもまたお話のとおりでありまして、個々の分野分野でもってきめ細かいひとつの対応をしながら地域全体に学校も含めて進めていくことが必要であるというふうに考えております。それから食育の問題も今教育長の方から色々学校問題について色々お話を答弁申し上げましたけれども、これまさに学校だけの問題ではございません。乳幼児からはじまって保育園児それから学校それから壮青年期、我々の大人の世界に至るまでのこの一貫した食育、食生活に対する考え方というものを進めていかないとなかなかこれは小さいときだけの問題ではないというふうに課題としては認識しておりますので、各町村も色々取組みが今報道もされております。飯島町といたしましてもこれが地域も含めてまた生産者の供給をしていただく安心安全な食料提供も含めてですね、総体的なひとつ枠組みを作っていく必要があるということで、今後ぜひそのことにつきましては、連携をとって研究をしていきたいというふうに考えておりますのでよろしくお願い致します。

教育長 栄養士の件についてであります、先程もお話しましたように栄養士がその教諭の資格を取れるというようなことで今飯島町だけでなく栄養士がしっかり勉強をしてその資格をとる体制に入ったところであります。しかし、先程もあれしましたようにこの資格が取れるのを待っているわけにはいかないんで、これは非常に早急にそういう対応をしていかざるを得ないところありますので、臨時職員のあつらえというようなことで栄養士がその都度それぞれの学校で実際に子供達を指導できるような体制を今もとっているところでもありますので、そういうことで私どものところではまあまあ取り組みとしては進んでいるかなというふうに思っております。なお、町長からも申しましたようにこれは教育委員会だけのことで済まされないわけでありまして、例えば役場の中で言えば保健福祉課それから産業振興課等々しっかりと連携を取り合って、特に幼児教育の面なんかはそうですね、保健士やそれから公民館活動の中で講座の中でとか色々そういう連携プレーができる場面が色々ありますので、そういうところと手を取り合ってしっかりやっていきたいというふうに思っております。

保健福祉課長 それではお答えいたします。お答えする内容は2つあるかと思うんですけども、1点は包括支援センターの職員のスタッフの関係だと思います。これにつきましては、先程町長説明にありましたように当面は3名の体制でいくということをお答えいたしました。2名とあといわゆる事務職員ということで3名ということでもありますけれども、そうした中でこの業務量も当初の予想しておったよりもだいぶ多くなっているということが現状でございます。そういった中で特に例えば予防給付ということでもありますけれども、このい

いわゆる要支援1、2の皆さんこれが人数も100数十名が該当してくるわけです。そうした中でこれらを全部ケアプランをこの包括支援センターの中で作成をして、それによってそれぞれのサービスを受けていただくということになりますけれども、この作成の業務量これが非常に多くなったということでございます。そういった中でできるだけその包括支援センターの中で実施をし、あと無理な内容についてはいわゆる他の事業所ですね、町内6事業所がありますけれども、そこにケアマネージャーさんおいでになりますのでそういった皆さんにどうかその事業所の方へ一部委託をしていくということを考えております。こういった中でやはりこの方法等についても飯島町だけの問題でございませんで、上伊那郡内でもそのような方向であるというようなことで検討を進めてきたということですので、当分の間はこの2人の体制でやっていきたいとこういうのが結論でございます。次に2番目は内臓脂肪症候群の関係でございますが、これを具体的にどうやって今後取組んでいくかということかと思えます。これにつきましては、先程からも申し上げておるとおり母子保健事業とかまた健康づくり事業こういったような事業の中で様々な機会を捉えまして推進をしていくということでもありますけれども、この特に生活習慣の改善とこういったために個別教育とか個別の相談を今まで以上に増やしていきたいということを考えております。それと特にその中でも例えば糖尿病の教室こういった教室等を更に充実を図っていくというようなことかと思えますし、また肥満の関係とかまた腎臓疾患の関係こういったようなのでそれぞれ病態別の集まりとかがございます。そこでそういった機会を捉えてできるだけ啓発をして生きたいということを考えております。また、昨年度からはこの実施いたしております2次健診ですけれども、こういった中で脳ドックとか癌検診こういったものの充実を更に図っていきまして、早世の予防また介護予防とこういったことに結びつけて実施をしていきたいとこういう考え方でございます。特にそういったことでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。以上です。

5 番 再質問の答弁をお答えをいただきましたが、食育につきましては横の連携とってとそれで事は進めていくわけですが、そうではなくて町全体でどっかが中心になって指導、指導していくと言うか推進になっていくという自然発生的じゃなくて、もっと強力で進めるようなことについて町長も先程もこれから検討していくと、これから検討でも結構ですけれども、私の希望としてはそれがうまく連携をとれるようなそういう組織づくりと言うんですか、連携のとれるような体制をぜひ組んで強力でこの食育についても進めていくことが大事ではないかとこんなふう思うわけでございます。

それから介護施設についてのことですが、まだ手探りでどういうふうになっていくかわからないからそのように答えが出たかと思えますけれども、非常に今度の介護制度の変更ということは色々といい面もありますし問題も含んでいるという中で、しっかり予防ができるような健康維持できるような取組みということをしていただきたいと思いますなこう思うわけです。ケアにしても2人体制でできなければ委託すればいいとこんなふうにありますけれども、これはかた難しいことでもうちょっと深く入っていくとそれらを担当する単価が違うわけです。重い病気重度の人に体には高い単価が設定されておりますし、こうした経度の人を取り扱おうと安いんですよ、大勢扱わないと合わないとした問題も

色々隠れたところがあります。またそこから先もあるということで、そうした面を考えると特にこの問題は行政が責任をもって進めていくということで安易に下請けにすればいいというようなことじゃなくて、しっかりと健康を保持していくんだと、守っていただくという気構えがひとつほしいなと、病気を出さないぞというようなそういう取組みの姿勢をまず第一に持ってほしいなところ思うわけです。生活習慣病にいたしましても生活習慣病を出さないぞ、減らしていくぞと、そのためにはこういう取組みをしていくぞと、色々メニューがあるからそれを進めていくぞというようなそういうことじゃなくて、よしやるぞというぜひ迫力のあるお答えをいただきたいなこうわけですそれが一番大事なことであります。最後になりますのでもう少し申し上げますと、そうは言いましても健診いいことはなかなかできません。効果のある方法というものは見当たらないわけですがけれども、それにいたしましても1つ言えますことは、町民がそれなりに努力をしたらその努力が報いられるような施策、これはまちづくりも同じです。一生懸命真面目になって考えた、誰かやってくれるのを待ってあった、その地域の違いというもの完全出るようなそういう施策を考えていかなければまちづくりも地域づくりをできないと思うんです。人を待っているというために、同じように予防医療につきましても努力が認められると、例えばどうということかということになれまけれども、これはなかなかここで具体的にはできませんけれども、ひとつの考え方としては要するに真面目に健康診断受けたり、自分の健康を保っていく人にはそれなりに財政的な見返りもあるんだと、また何もしなかった人に対してはそれなりに負担があるんだとちょっと言いすぎですけども、なんかそうしたことも必要かなと思うわけです。それからもう1つの考え方は予防こそ新しい医療への方向だと今まで病気になったから病院へ行くんじゃないかと、健康を保持するために行くんだと、病院病院って言ってます、病気の人が行くことにはなりますが、健康を保つために健院と健康の院と、この中で今度は駒ヶ根に人間ドック健診センターができましたけれども、ああしたことをどんどん充実して、健康保持するために病院へ行くんだと、こういう方向に考えたり流れていくことが大事なあと、それが大きく言えば医療費の抑制にも繋がるとこうことが言えるかと思えます。もう1つは今日はここで質問をいたしておりますことは、予防あるいは食育ということは最大の私は投資ではないかなとこう思うわけでありまして、持続可能なまちづくりにしていくためにも、先行投資になるこうした健康ということの十分配慮して進めていくことに意味があるこのように思うわけでありまして、先程の質問に対してお答えいただければ答えていただきたいと思います。

町 長 食育基本法の制定に伴うそれぞれの地域での食育問題の取上げについて、今後研究を進めてまいりますけれども、学校それから一般行政、地域あるいは生産者サイドそれぞれのひとつ役割分担の中できちんと行政内部としてその窓口を定めて今後具体的にひとつ取組んで研究していきたいということをお願いをしたいと思います。それから健康づくりこれが努力をした人、しない人それぞれ色んな自分の健康に対する考え方はあろうかと思えますけれども、とにかく自分が健康でいられるということは、これは人のためでも地域のためでもないわけでありまして、まず自分のこの幸せのためであるということでございますから、これがその成果を上げた方に対してそのどういう恩賞的という部分こ

これは色々また検討する必要があるかと思えますけれども、まず自分の健康は自分でひとつ築いてそのことの幸せの喜びをかみ締めてもらうこういうことが一番の先決だろうというふうに健康というものは思っておるところでございます。ただそうはしても予防、病気にならないように今いう昭和病院のドックの拡充の計画もでございます。そうしたことも含めてできるだけ多くの方がそうならない以前に自分の健康をチェックする意味でもそうした施設を利用していただいて健康づくりに努めていただくということだろうと思えますし、それから行政の立場といたしましてもこの健康づくりというものについての最大のひとつのその施策としてこの迫力のあるお答えというふうに言われましたけれども、何よりも優先してこの健康づくりというものが施策として考えていきたいというふうに考えております。

5 番 以上で質問を終わります。

(森岡議員)

議 長

10番 松下寿雄議員。

10番

それでは先に通告してあります2点につきまして順次質問をさせていただきますので、適切なるご答弁をお願いいたします。1として積極的な企業導入も含めた企業振興策について、2として保育園の運営についてをお尋ねをいたします。

(松下議員)

いよいよ地方分権時代に入り三位一体による真の地方分権の確立のため飯島町としてこれからのまちづくり、自立の町を目指して何点かの重点施策実現の目標に向かっての18年度予算が今議会に提案されております。今後5ヶ年間の諸施策を現状と課題について、また重点施策と主要事業について基本構想審議会に諮問されたのであります。基本構想審議会では数回にわたり慎重審議を経て去る2月21日に計画について答申をしたところでございます。私は昨年12月定例議会において何点かについて質問をさせていただいておりますが、その際町長より重点事項として6つの項目をあげて職員間で周知徹底を図っているとのご答弁がありました。18年度予算にすべてそれが組入れられているのか、またその実現性についてお伺いをいたします。その中の1点、積極的な企業導入も含めた企業振興策についてまずお伺いをいたします。これはそのときの答弁の町長が答弁した項目でございます。行政運営に最も必要とするものは、その度に私は質問提言をいたしておりますが、財政確保がまず第一であります。飯島町の財政圧迫は第一に公債費あると思われま。依然として一般会計でも64億7,100万円のこれは借金でございます。また特別会計では78億3千万円、第二は伊南行政組合、上伊那広域連合、上伊那福祉協会、社協等負担金補助金として一般会計よりの繰出金4億700万余円、更には国保会計、介護保険、老人医療、公共下水道、農集排等特別会計への繰出金4億5,200万余円、合計8億6千万円であります。これらは必要不可欠の繰出金とはいえ、財政を一層圧迫しているのであります。私が数字をあげてあえて質問をするということは、一般の住民の方々にはなかなかそこまで理解をしていただいていないのが現状であるので私はあえてここで数字をあげて質問をするのであります。国では経済状況は好転し景気動向については順調に推移していると発表しておりますが、予算書にもありますように法人税の伸びに期待できない要素があります。その面からみてやっぱり地方経済には依然としてばらつきが見受け

られ、現状ではなかなか厳しいものがあるのではないかと私は思います。それにしても新聞等ではもう景気は上向いて一部にはミニバブルではないかとそんな見出しさえあるわけですけれども、なかなかどうして地方は本当にまだまだ苦しい経済状況であると思われま。そんな中で自主財源はもとより、国の交付税等がどんどん削られる現状を本当に私は心配をするものであります。自立の町を目指すには今のような硬直した財政を見直し、財政の健全化を図らなければ大変なときが来るのではないかと私は思っておりますが、町長もその点を施政方針で述べられております。今一度町長のお考えをお伺いをいたします。そこでなご一層行財政の安定を確立するには、企業誘致を積極的に取り計らうことではないかと思われま。町長どのように実行なさるおつもりかお伺いをいたします。とりわけ久根平に内堀醸造が進出されましたことは、町長のご努力を評価するものであります。更になご一層の期待をするものであります。優良企業を誘致することによりそれに従事する人口対策が図られ、まさに所得に繋がる人口対策が可能となります。先程も答弁がりましたが、私は企業誘致戦略として庁内に専門職またはプロジェクトチームを編成して兼務職ではなく構造体を専任化したらどうか提案したいと思われま。どうでしょうか。また企業誘致をするためには一定の土地の確保が必要と思われま。誘致企業のニーズに即した用地確保に努めま。とありますが、農地法、農振法等の兼ね合いもあ。先程の答弁にもありましたが、ぜひとも県との話し合いにより権限の移譲を強い働きかけを望むものであります。企業誘致、人口対策は並々ならぬ努力が必要と思われま。町長の決意のほどをお伺いをいたします。

2点目として保育園の運営についてお伺いをいたします。子育て支援センターの運営についてお伺いをいたします。このことにつきましては、昨年12月定例議会において質問をいたしておりますが、その時点では具体的な運営方法について適切なるご答弁をいただいておりますので、再度お伺いをいたします。町民の期待する少子対策の一環として今回建設される東部保育園に併設される子育て支援センターの運営方法は既に煮詰まっているのかどうか、予算概要を見ますと子育て支援センターの設置に向けた研究をとありますが、まだ何も骨子が決まっていないのかどうかお伺いをいたします。それについても運営方法は当然職員体制、町の財政負担、個人負担また人員対処また総合的な相談体制等があるわけですけれども、もし今の時点でお答えができる範囲でお伺いをしたいと思われま。園児の送迎方法についてお伺いをいたします。園児の送迎方法については、バイパスの早期の開通を期待するものであります。開通までにはまだそうとうの年数を要するのではないかと思われま。そこで3園統合については、何点かについて町と保護者間で覚書が取り交わされております。その1つに送迎についてバスによる送迎、待合所の建設があります。実行されるものとは思われま。その点の確認をしておきたいと思われま。今年度の予算に送迎バス530万余円が計上されておりますが、その運営はどのように考えているのか委託方式にするのか、また職員が行うのかお伺いをいたします。また、待避所建設費として168万円が計上されておりますが、このことに対し町長前向きに取組まれたことに対しまして評価をするものであります。また保護者が都合で迎えに来られない場合、待合所まで、そのときはどのような方策をとるのか、延長保育で対応し保護者の迎えを待

つかその点をどのように考えているかについてもお伺いをいたします。危機管理体制についてお伺いをいたします。今後の日本を支えていくのは人であります。新しい時代を切り開く、心豊かでたくましい人材を育てていかなければなりません。社会の中で子供を健やかに育てることこそ我々大人の義務であると思われます。その認識に立つ中で子供達を犯罪から守るため警察や学校だけではなく地域住民と共に連携し、幼稚園児はもとより登下校時の警備を強化し、不審者に対する情報の共有など進める必要があると思われま。既に色々と施策対応をされておられますが、今後一層交通安全対策、不審者に対しての安全管理体制の構築を進める必要があると思われまますが、実行性についてお答えをいただきたいと思ひます。また、ここにきて全国的にみて保育園児の痛ましい事故が形はともあれ本当に多くなっているのが現状でございます。学校等に比べて保育園の危機管理体制に遅れがあるのでないかと心配をするものであります。お聞きするところによりますと七久保保育園には男性保育士がいるとのことですが、他の保育園にも危機管理体制の充実という面から考えても男性保育士を配置すべきと考え提案するものであります。町長のお考えをお伺いをいたします。なお、小中学校においての管理体制についても教育長にお伺いをしたいと思ひます。保育料軽減措置についてお伺いをいたします。保育料軽減については、先の施政方針でも述べられておりますが、今一度お伺いをいたします。日本の人口は減少に向かう中、基本計画の中で子育て支援の充実を図り一方で子育ての負担の軽減に努めますと重点施策のひとつとしてあげられておりますが、ここでも数字を申しまますが飯島、七久保、東部保育園の総額2億3,400万余円の中、保護者負担の保育料は6,200万余円でありま。町の負担はしたがって1億6,600万余円ということでありま。また田切本郷保育園の場合は運営費として3,700万円に対し保護者の負担は710万余円でありまして町の持ち出しは2,600万余円となるわけでありまして、園児1人当りに要する予算は85万1千余円となり、今後町の財政負担は子供の減少に伴いまして必要経費の増加が考えられる状況となりますが、今年度より自立のまちづくりの中にも主要施策として取上げられました保育料軽減措置につきましては、大変評価をするものであります。具体的に予算内容についてお伺いをしたいと思ひます。なお今後の運営に対し町の財政負担等のあり方についてもお伺いをいたします。これで第1回の質問を終わります。

町 長 松下議員からは積極的な企業導入を含めた企業の振興対策、それから保育園の運営について関連する幾つかの質問をいただいております。

まず、積極的な企業導入も含めた企業の振興対策について、この自立の町の重点施策は企業誘致と人口施策だと、これをどのように具体化していくのかということについてであります。先の宮下議員の質問にもお答えをしたところでございませけれども、ご指摘のとおりこの飯島町が単独で自治自立していくためには企業誘致並びに人口増対策共に大きなキーワードでありまして、最重要課題のひとつとして考えております。自立の大きな前提は住民協働などによる行政経費の縮減に加えて企業誘致などによるこの税収の確保にかかってくるわけございませして、税源確保健全財政というところが一番町の行財政運営の要になるわけございませ。そこでこの企業の立地につきましては、具体的に固定資産税等の増収それから従業員の定住による人口増及び個人住民税等の増収が期待できる極

めて有効な対策であるというふうに考えておりますし、そのために企業誘致を直面する最重要施策として位置付けまして土地開発公社とも十分連携をする中で早い時期にこの成果をあげていかなきゃならないということで積極的に今後取組んでまいる所存でございます。そこで実行行動を今後どのようにして行っていくのかということになるわけございませ。議員ご意見にございませこの専門的なプロジェクトを編成して専任化をしたらどうかというご意見もいただきましたが、再三申し上げておりますようにこの4月からは対象企業のニーズに即したこの適地の確保開発などを関連する施策と一体的に公社等も含めて取り組んでいくことがどうしても必要である、そのための必要な可能な行政組織の機構を強化してまいると思ひております。具体的には連携をする土地開発公社を産業振興課に移して産業振興を一体化した位置付けとするとともに、新年度の予算説明でも申し上げましたが、商工業振興事業の補助金交付要綱等改正充実をいたしまして企業誘致を核にした産業振興に積極的に取組んでまいる所存でございます。体制の問題と制度の問題両方からひとつ積極的に取組んでいく所存ございませして、この企業誘致具体的に誘致戦略があるわけございませ。その細部まで細かく申し上げるわけにもまいる部分もございませけれども、日々の積極的な活動については今申し上げたこの所管課を中心に進めてまいますけれども、情報を得てある程度具体的な話の見える段階からは色々クリアしていかなきゃならない横断的な問題があるわけございませるので、この土地利用調整をどうするのか、あるいは道路、排水路それから労政問題や税務、住宅色んな関係分野の職員にひとつプロジェクト的な参画を編成をいたしましてこの十分に連携をとって全力で傾注をしてこのことに対応していくということございませるので、議員のご提案に近いようなひとつの体制づくりをしていくというふうは今考えておるところございませ。それからまたこの新しい企業導入によるこの新たな活性化、税収確保という考え方は先程の宮下議員の質問にも触れてお答え申し上げたとおりありまして、非常に今後各市町村とも同じ考え方に立つわけございませして、まさにこの熾烈な競争が展開されるというかたちになるわけございませ。決して後手に廻らないように内堀醸造のお話もありましたけれども、この飯島町の持つ特性この自然、素晴らしい自然環境や良質なこの水それから土地単価等をひとつの飯島町のこれまでもしてまいましたけれども、ひとつの大きな他の市町村にない負けなセールスポイントとして企業の求めるニーズに精一杯の対応をしていきたいなど、一方では努めてこの情報の収集や人脈、誠意、熱意あらゆる手段を講じて誘致を図ってまいるべく不退転の決意で努力をしてまいる決意ございませるので、特に所感の委員長である松下議員はじめ議員の皆さん方のひとつ絶大なご支援を賜りたいというふうに考えておるところございませ。

次に保育園の運営につきまして幾つかの質問ございませますが、まず子育て支援センターの運営について、これも再三申し上げてまいましたけれども、もう一度お答えをしてまいます。この子育て支援センターにつきましては、地域全体で子育てをする基盤形成のために家庭への支援活動の企画や調整、実施をするこの職員を配置をいたしまして相談指導や子育てサークル等への支援を目的にいたしまして現在建設中の飯島東部保育園に併設をいたしまして子育て支援の拠点としての整備を行なっていくことになっておりま

して、このセンターの運営につきましては、学校や公民館それから更には保育園、保健士等で構成をする子育て支援のネットワークというものを作りまして、これを中心に先進的な事例も含めて関係団体の皆さんのご意見をもとに運営形態について検討を進めておるところでございます。また、センターの職員体制それから町の財政負担の問題それから相談体制等の具体的な内容につきましては、まだ現時点ではっきりしてご報告できる状態ではないわけでありまして、色々検討してみますけれども、平成18年度の前半を目途に詰めを行ってまいりまして後半からは具体的にこの任にあたる職員を配置をいたしまして事前研修も必要になってまいりますので、そうしたことを兼ねるかたちで19年度当初の開設に向けて準備を進めてまいりたいと支障のないように進めてまいりたいと考えておりますの、ご協力をいただきたいと思ひますし、また今あるこの飯島保育園や七久保保育園につきましてもこの先行をする新しい東部保育園の子育て支援センターと十分連携を図ってそれぞれの保育園で支援の機能を充実をさせて地域としての子育て支援の対応をしてまいりたいというふうにご考えておるところでございます。それから園児の送迎方法等の問題につきましては、今後特に田切や本郷の地域の保護者の皆さん方と十分また地区の皆さんとも相談を申し上げてひとつのかたちを作っていくこととなります。この通園経路の問題やらそれからまたその乗降するヤードの建設の問題も位置の問題等もあると思ひますし、それから色々な輸送のその添乗をどうして安全確保を図っていくかというような細かい問題も色々あるわけでございますので、新年度早々にはひとつこのことを地域の関係の皆さん方と一緒に相談を立ち上げて考えてまいりたいと思ひますが、今現在これまで考えてきておる、お答えできる範囲内で担当課長の方からお答えをしておりますので、一つよろしくお願ひしたいと思っております。確定的なことはまだ決定をしておる段階ではございません。それから次の危機管理体制の問題でございまして、大変重要な問題でございます。本年2月にご承知のように滋賀県の長浜で起きました幼稚園児2人が同じ幼稚園に通う子供に殺害をされるという痛ましい事件等が発生して、非常にこの最近幼い子供に対する凶悪な事件が次々と起きている現状を憂慮しておるわけでございますが、保育園児を犯罪から守るには保護者と保育園が連携を取りながら対策を講じることがどうしても必要であり、それからまた加えて地域の皆さんのご協力もいただかなければならないというこういうことの連携の中で進めなければならない問題でございます。町の保育園では平成14年度に保育園の安全対策マニュアルというものを作成をいたしまして現在までこの危機管理に対応して努めておるわけでございますけれども、具体的には登退園児には保護者による送迎を基本的にはお願いしております。そして保護者と担任が園児に直接この見えるかたちで引渡しを行って安全確保ということになっておるわけでございます。それからまた外からの侵入者対策もなかなかこれ難しい問題でございますけれども、例えば保育士の笛の携行であるとかそれから避難訓練に合わせた防犯訓練等を行って職員と園児の防犯意識の高揚に努めて訓練を重ねながらその対応をしておるということでございます。なおまた、そうした安全対策や管理面でこのお話のとおり男性保育士というものの果たすメリットというものは非常に大きいというふうに最近考えております。今七久保保育園に交流人事でございますけれども、宮田から1人男性保育士交流人事でお勤め

をいただいておりますけれども、私の近くで見えておりました非常に色々な雪の降ったときだとかそれから野外での色々な活動の部分だとかというようなことについて、男性保育士ならではひとつの活動が見えておりますので、大変これはメリットの多いことであるなというふうな印象を持っておりますので、今後なかなか保育士を増やしていくという状況にはできませんけれども、そうしたかたちの中でまた新しく男性保育士の登用ということも念頭におきながらまた交流人事的な面でもそうしたことが適うものであればまたひとつ要望もしてまいり前向きに検討していきたい事項であるというふうにご考えております。それから次の保育料の軽減措置でございます。予算等の説明でも色々申し上げてまいりました。この保育料につきましては、基本的には国が所得によるこの7つの世帯階層区分ということで3つの園児の年齢区分によって徴収基準額というものが定められております。この飯島町においては、この基準に基づいて独自で10段階の所得階層と3歳未満それから3歳児、4歳児以上の3つの園児の年齢区分によって保育料の徴収基準というものを毎年6月に開催をいたします保育園運営審議会に諮って定めておるといのが現実でございますが、で現在の保育料の軽減措置につきましては、この徴収基準額に対しまして実質的には数字でいきますと21.4%の軽減を今年度いたしております。また2人以上同時入園の場合には国の基準に合わせて1人目が2分の1半分、それから2人目以降は10分の9の軽減という軽減措置を図っておるところでございますけれども、新年度予算の中では申し上げましたようにこれからこの地域を担う飯島町を担うこの子供達の少しでも子育て支援ということに思いをいたしまして、子育て支援の今年の大きな柱のひとつとして今年の4月からはこの現在の軽減措置に更に上乗せをいたしまして、同時入園児を除いた第2子以降であればすべてのこの園児に対して3分の1の軽減措置を新たに加えて軽減をしてまいるという措置をとった考え方をとったところでございます。細かい数字になりますが、これによって約180人の子供達がこれに該当するということになります。これに対する財源は約1,000万円、実質的には16%の保護者の負担の軽減が図られる見込であるというふうに今考えておりました、今までのこのふるさとづくり計画の中においては大変厳しい方向が打ち出してまいりました。保育料のこの国の基準額に負担に対する25%程度の軽減の措置は段階的に廃止をしていくといかざるを得ないという用な考え方、それから保育料の特別保育料ですね、この一部も1割ぐらいの値上げをしていかなければならないという厳しい状況にあるわけでありまして、再三申し上げておりますこの子育て支援というひとつの大きな観点の中からこのことを財政の許すぎりぎりの線で今回の措置を講じたわけございまして、基本的にはこの水準を今後も財政状況ぎりぎり許す範囲内で精一杯今後も続けていきたいという覚悟でございますのでご理解をいただきたいと思います。細部につきましては、課長の方から申し上げます。

保健福祉
長

それでは園児の送迎方法につきまして具体的というか現在検討しておる内容等につきましてご説明させていただきます。現在の保育園児の送迎方法でありますけれども、これにつきましては、園内を基本的に保護者が担任の保育士と直接引渡しを行なうということを実行して実施して行っておるわけでございます。建設中の東部保育園今通園をするようになります田切また本郷地区の園児につきましては、旧の保育園付近へ待合所を1箇所こ

れを基本に設置をしていきたいとそういうことで幼児用のマイクロバスによる送迎をしていきたいというように考えています。マイクロバスは1台という考え方でおります。またマイクロバスには保育士が同乗するという、またそういうことで保護者と直接引渡しを行うというように考えております。そういったことで乗車する園児の安全の確保こういったものを図っていくというふうに考えております。また送迎バスの運行の形態でございますけれども、現在のところ委託または直営これにつきましては、はっきりと方向は打たしてございません。関係の皆さんとご意見を調整しながら決めていきたいというように考えておりますのでお願いをしたいと思います。以上でございます。

教 育 長

思いがけない質問をいただいてありがとうございました。各小中学校の危機管理についてでありますけれども、これは各校とも危機管理マニュアルを作りましてそれにしたがって進めております。防災訓練、避難訓練等やっておるわけですが、また子供達の安全教育についてのしっかりと行っていくということでもあります。昨年赤坂地籍で親切な方が子供に声を掛けましたが、それは不審者と間違えて家にとび返ったというような子供達もいました。これも考えてみますれば学校の安全教育がしっかりと徹底していたかなというふうに思うわけですが、それと反対に心と心の通じ合いとというような点からみれば非常に難しい問題でありますけれども、そういうふうに危機管理マニュアルを中心にしながら危機管理を行なってきたところでもあります。なお、前にもお話ししましたとおり犯人がどうか、学校に侵入した者を取り押さえるためのネットランチャーもこの3月の始めに各学校に配置することができました。防災備動機も機能は七久保小学校でその説明会をしたところでもあります。そしてこれらにネットランチャーと防災備動機は近隣市町村に先駆けてこれを配置することができたかなというふうに思っているところでもあります。ありがたいことに子供の見守り隊についてであります。両小学校のPTAそれから地区の方々を中心にしながら非常に多くの方々がこれに参加していただきました。これは心から感謝申し上げるところであります。なお、それぞれの学校が存在するその区でも見守り隊の腕章を区で作っていただいたというようなありがたいこのこともありまして、本当に感謝しているところではありますが、足りない分につきましてはまた教育委員会でも作ってこれに答えていきたいというふうに思っておるところであります。ただ、子供の見守り隊でありますけれども、私はちょっと危惧するところはこれが活動がしっかりしすぎて子供が外で遊んでいるのを何でもかんでも家へ早く帰れとかそういうふうにして、家へ子供を入れてしまうような見守り隊になっては困るなというところもございます。非常に難しい問題でありますけれども、子供達は外でしっかり遊んでもらいたいという願いもございまして、その辺のところも考えながら子供見守り隊の人達が本当に地域の子供達を大事に見守っていつてくれるようなそういうふうになっていけばありがたいなというふうに思っているところでもあります。以上であります。

10 番
(松下議員)

大変心強いご答弁をいただいた点もありますので、その点は非常に住民の皆様方も理解をしていただきたいなとそんなふう感じたわけでございます。それでは2回目の質問をさせていただきますが、宮下議員の方からも企業誘致についての質問があり大変だということのような質問がありましたけれども、企業誘致につきましては、他の市町村も自立し

る自治体構築のためにあらゆる手段をもって行動をしているのが現状ではないかとそんなふう思うわけでございます。正直申しまして当町は決して企業誘致をするには条件がよいとは言えないのではないかと、先程も町長答弁にありましたが、私は成功させるためには町長はもとより担当する職員の姿勢に託されているのではないかと考えられます。相手に熱意と友情が伝わるような対応ができないとなかなか成功するものではないと私は思います。本当にこれ飯島が自立しえる町でいけるのかどうかということはやっぱりよく申しますけれども、自主財源の確保を如何にするかということが最大の課題であるのではないかと、これは町長も十分承知をしていることであると思っておりますけれども、本当に自主財源の如何に確保するかということが飯島町の自立しえる本当に自立しえる町の姿ではないかとそんなふう思うわけでございます。そんなわけで各自治体ともやっぱりこれ今生き残りをかけたサバイバルゲームではないかと、本当に極端なことを言えば各自治体間の熾烈な誘致合戦が始まるのではないかと、既に始まってはいると思っておりますけれども、本当にそれに乗り遅れることのないようにやっぱり飯島町としても適切な対応をしていただきたいと重ねてお願いをするものであります。そういうわけで今回の基本構想計画にもありますように企業立地を促進するための体制を強化し、積極的な誘致活動と用地の確保と謳っておるわけですが、それは先程も言ったように並々ならぬ決意がなければ成就をしないなどそんなふう危惧をするところでございます。そういうことをして人口増に繋げやっぱり所得を上げて自主財源に税収の確保に努めていくとこれが一番求められるわけでありまして。そうすることにおいてはどういうことが必要かということ町長はじめこれ職員のやる気は勿論ですけれども、やっぱり住民のこれ理解と協力がなければこれはなかなかできないことであるんじゃないとそんなふう思うわけでございます。それで先程も宮沢フルートの会長さんの話が度々、度々というか取上げられておりますので、私も負けんように取上げて見たいと思っております。実はその町長のお手元にもお渡ししてありますけれども、この間宮沢フルートの会長さんに来ていただいて議員研修をした折でございますけれども、やっぱり露出をしろと全部裸になってやっぱり打ち解けていかんとなかなか大変じゃないかと何でもそうだと、企業でもそうだ行政もそうだ、そんなお話を承ってなるほどなきりと光る竹澤議員じゃないけどそういうことをもお話を宮沢さんからいただいたわけですが、その数日後に私のところへFAXで宮沢さんがお住まいの埼玉県の上田政治さんこの人の名刺をFAXで送っていただきました。それには知事の名刺として企業誘致大作戦展開中とこうある、それで魅力いっぱい埼玉へとういうふう謳ってあります。これがそのカラーコピーでないものであれですけれども、この企業誘致大作戦というところは赤い色でおっと目立つようにあれして、こうやって見るとちょっと普通より大きい名刺じゃないかとそんなことを各自治体ではやっておるのではないかと、町長もその恥も外聞もなくこういうことをやっつかんとこれ飯島の首長としてこれからも本当になかなか自立は難しいと思っております。かつてもう古い話になりますが、池田元総理がもう亡くなっておりますけれども、フランス訪問したときにかつてのドゴール大統領のところへメーカーを言っていていいかどうかあれですけれども、トランジスターラジオを持ってそれで訪問をしてお土産にしたとそれ以後池田総理のあだ名はニックネー

ムはトランジスター総理だこういうニックネームを受けたと言われております。そういうことを一國の総理ですらそういうかたちで企業誘致、もうアメリカあたりの大統領は外国訪問というともうあらゆる企業のトップを引き連れていってそれでそこで営業活動をする、これが現実の問題ですけれども、残念ながら日本の総理は政経分離かどうか知らんけれども、そういう姿がなかなか見れないのでそういうところにちょっと今日中間の問題だとか何だとかってそういう問題もあると思いますけれども、そういうことをしていかなんとやっぱり各自治体は生き残れないと本当のサバイバルゲームじゃないかと、これからやっぴいかなきゃもう自立というものは口では簡単に協働のまちづくりだ人口増だと企業誘致だと口では言えるし、資料ではいくらでも簡単にできますけれども、それは実際やっていくということは並々ならぬこれは努力をしなければならないということは町長既に俺が言わんたってそんなことは百も承知でおってくれると思うけれども、それが実態であるということを皆様ご理解にあってやっぱり本当に町民1人1人までがやっぱり行政対町民が一緒になってやっぴいかなんとこれからの自立は大変ではないかとそんなふうに思いますが町長のそのこういうことに対する意思の確認を私はしたいと思います。

それから東部保育園については、非常に子育て支援センターの対応もこれからということでございますけれども、ほぼ日程にあがっておるということで私も安心してこれでおれるのかなとそんなことを考えております。また、バスの送迎についてですけれども、委託にしろ町で運営にするにしてからがやっぱり園児でありますので、細心の注意をはらっていただくことをやっぱり心掛けていただかなければならないのかなとそんなことを考えますのでその点を管理者としてどうお考えか、またもう1回伺いをしたいと思えます。また松川町では保護者がすべて送迎をしているということでありまして、飯島町ではバスによる田切、本郷の園児はバス送迎を予定していただいておりますということは子育て支援に対する町長の姿勢というものを私は評価をしたいと思えます。そういうことも町民の方々によく情報発信をして町でこういうこともしておるんだと、他の町には引けをとらんやっぴい施策をしておるということもこれ情報発信をしていただかんとなかなか悪いことはみんな色々言ってくれるけれども、いいことはなかなか言ってくれん、やっぱりそのいいことはいいことをしておるそういうことをやっぴいお互いに認めあって感謝の気持ちがこれ住民にないやっぴい行政が一方的に悪者になるというようなかたちのこういう姿では協働のまちづくりはなかなか成し遂げられていけないのではないかとそんなことで町民の理解を得るといいことも悪いことも発信をして理解をいただくとそういう姿勢を町長より一層今もやっているわけですけれども、今後も十分住民に情報を発信して受け取る側にもよく理解ができるような情報発信をしていただきたいと思えます。それではこれで質問を終わりますがご答弁をいただいて終わりにしたいと思います。よろしくご答弁をお願いします。

町長 企業誘致導入について他の町村との競合も考えられて並大抵のことではないと、私もそういうふうに思っておりますけれども、飯島町のひとつの良さというものをいろんな面からアピールして精一杯努力をしていきたいというふうにこれは繰り返しその決意を申し上げておきたいと思えます。埼玉県知事の上田さんの名刺の例も今お話がございました。

耐震の備蓄倉庫では田中知事とも直談判をしなきゃなりませんし、またこの名刺等のまたご指導も埼玉県の知事にも相談しなきゃならないということでもありますけれども、確かに名刺の持つ意味というものは単なるその人の顔そのものであるわけでもございまして、同時にこのそうした肩書きを持った名刺である以上その発信する力というものもその鏡であると思いますし、インパクトは強いというふうに思っておりますので、町も色んな名刺の台紙を用意しながらそのことに努めて住民の皆さん方にもご購入いただいて大変多く使っていただいておりますけれども、この企業の導入にかかるひとつの考え方もその名刺の1枚の名刺に思いを込めてひとつ作るように事務方総務課長に今指示してございますので、そうしたことも今後の展開に含めて精一杯活用してまいりたいと思っております。

それからバスの送迎問題確かに色々地域の皆さん方これから心配をされる課題でございますので、先程課長が申しあげましたように色々経過するルート経路等も含めてですね、それから安全対策、危機管理の問題も含めて委託であるかどうかということもこれから十分検討をして安全第一でひとつ取組んでいくように、同時にそのことについての地元のご協力ご理解それからそうした全容的なものを十分その実状地域にお話をしてひとつ共々に考えていただいておりますのでご協力いただくように努力をしてまいりたいと思っております。以上であります。

10番
(松下議員)

議長

議長

8番
(坂本議員)

はい、終わります。

ここで休憩をとります。再開時刻を午後3時30分とします。休憩。

午後3時13分 休憩

午後3時30分 再開

休憩を解き、会議を再開します。

一般質問を続けます。8番 坂本紀子議員。

お疲れとは思いますが、今日の終わりの最後の一般質問とさせていただきます。図書の効率的運営と読書を広く浸透させる事業のあり方についてということでお尋ねします。現在飯島町図書館の業務内容は窓口サービス、蔵書管理として新刊のバーコードや入力やカバーかけ補修などまた各公民館への図書の搬入、搬出また読書推進として平成13年より始めたブックスタートで5ヶ月の幼児に絵本2冊をプレゼントし合わせて育児相談もするというものです。今年予算にも盛り込まれなくてやれやれというところですが、毎月第2第4土曜日のお話の会、年3回の子供教室、図書館の資料を利用してのお菓子を作ったりビーズのブローチや指輪を作ったりします。また10月29日、30日の図書館祭りでの人形劇や読み聞かせ、また小中学生の感想文コンクール、5月1日は古くなった雑誌の無料配布など七久保小、七久保、東部、田切保育園、本郷保育園の移動図書館という車でサービス、これは始めた頃よりも廻る場所は減りましたが、だいぶ定着したようで子供を持つ忙しいお母さんにはうれしい存在です。これら館長を入れ職員5人でまわしています。開館日は365日の内、277日開館しますが、それプラス生理日が16日あり勤務日は293日になります。蔵書類は現在約65,000冊です。駒ヶ根市では平成14

年に文化財団に運営が委託されサービスを落とさないということでスタッフ1名が増員されその代わり開館時間延長、飯島より30分長くなりました。それと共に祝日が開館で図書館費の増額が行われました。現在駒ヶ根は開館日は286日、整理日21日ですが、館長を除きスタッフ7名でローテーションを組んで月1回連休が取れるようにしているとのことでした。蔵書数は15万冊、今の現飯島町の2倍強の冊数があります。18年度より当町では指定管理者として飯島町振興公社に委託されるのですが、現在の状態を維持しつつレベルアップを図るようにはどのように考えていただけるのかお尋ねしたいと思います。また、3地区の公民館への定期的な図書の入替の費用が年3回で20万5千円かかっていますが、これだけの費用をかけている割には利用者が年間651人と3地区で割ると1ヶ月18人の利用ということになり、決して効率的ではないと思うのですが、住民に色々なかたちでアピールしているのでしょうか。アピールしてきたにも関わらずこういう状態ならばブックスタートの読み聞かせやお話の会に予算を上乗せした方がよいと思われるのですがどう考えておられますか。また、7月から9月までの毎週金曜日だけ10時から9時までの開館も入館者の数の割合や司書の方の勤務のことを考えるとかえって朝の10時から夜7時までとし、開館を開き時間を減らしてもその分次の日休むという方がよいように思われますがいかがでしょうか。駒ヶ根市では館長は市職員ですが、7名のうち3名が財団職員で残り4名は嘱託ということですが、現在の飯島町の仕事の内容からして人数が減ることはサービス低下に繋がると思われます。5人のスタッフの状態は今後とも維持していかれるのかどうかお尋ねします。来館者の状況は平成10年からそれほど増えもせず減りもせずというところで16,300人前後の横ばい状態であります。人数にこそ差があれ中川も駒ヶ根も同じような状態だとどちらの館長さんも言っておられましたが、どこに原因があると思われませんか。3つの図書館を廻ってみての感想は飯島がこれといった特徴がないことが残念でした。駒ヶ根は海外協力隊の事務所があるせいかそういった関係の雑誌があったり、今注目の電磁波に関するコーナーやコンピューター関係のコーナー、また一般人がすぐ読める医学書のコーナー、精神哲学、カウンセリング、心の本などがコーナーとしてあります。中川図書館は飯島図書館を真似をして作られたと館長さんがおっしゃっていましたが、幼児コーナーは開放的で靴を脱げば手の届くところには赤ちゃんの本、ちょっと高いところには保育園児の本と考えられていました。また支所の方々が子供達をよく覚えていてくれて声掛けをしてくれることがうれしいと飯島のお母さんの声でした。私が伺った日、作家プロデューサーの久瀬光彦さんが亡くなった日でしたが、彼の作品が既に目立つコーナーに並べられていて当然のことなのか感心してしまいました。これからは特徴のある図書館を作っていくことが更なる読者を増やすことだと思うのですが、またそのためにも誰でもできるという仕事ではなく、司書としてのプロの意識が必要だと思うのですがどう考えておられますか。また、どんな方向性がこの飯島町の図書館には必要だと思われませんか。

次に新町発足50周年記念事業の企画運営についてお尋ねします。18年度の施政方針の中で当町の財政状況は極めて厳しい状況が続いており、総人件費の減少、行政経費の減少を中心とした内部改革、事務事業の見直し、金品給付サービスの減少廃止、補助金の見

直し、住民負担の見直し等を言っておられたのに、なぜ50周年記念事業に17、18年度分を含め778万円もの予算をかけてやる必要があるのでしょうか。その点についてお尋ねしたいです。もし、現在合併していたのだとしたらこの事業はなかったのですから慌ててあちこちから予算を引っ張ってきたのではないかと考えてしまいます。お金はたくさんかかっても面白いアイデアをもっている住民はたくさんいると思うのですが、広く年齢性別を問わず問いかけをしたのでしょうか。していず、慌てて企画を作ったのだとしたら住民と協働のまちづくりとは言えず、単に町からの押付けでしかないと思われませんがいかがでしょうか。記念式典祝賀会で226万円、記念誌発行で400万円、ふるさと大使交流で約60万円について具体的にどのようにやるのかわかっている範囲でよいのでお答えください。以上1回目の質問です。

町長

それでは坂本議員からは公立の図書館を中心とした問題と、新町発足の50周年の記念事業に関わる企画等についてのご質問をいただきましたのでお答えをしておりますが、まずこの町の図書館はじめ効率的な図書館の問題につきましては、これからは再三申し上げておりますように町の図書館業務というものが指定管理者制度に移行することを含めて考えてまいりますので、私の方からはこの図書館運営というものが住民の皆さんにとって利便性その他色々な面で今まで以上支障のないように精一杯運営していくということ指定管理者等にその経営努力を求めながら努力していくことを申し上げて、細部につきましては、教育長、次長の方からお答えをさせていただきたいと思っております。

それから次に新町発足50周年記念事業のことにつきまして、この事業の立ち上げについての考え方、また厳しい予算の中でそうした予算を充当しての考え方ということでご質問がございました。50周年のこの記念事業を計画するにあたりましては、広く住民の皆さんが参加しやすいというこの事業を行いたいというこの基本的な方針のもとに全職員から記念事業に相応しい内容とこの事業について募りましてそれぞれ提案のありました事業の具体的な内容それから実施方法、事業費など実施に伴う計画を策定して検討してまいりました。その後平成18年度の予算編成に合わせて提案事業の計画書をもとに内容を再度点検をする中で、限られた予算を考慮しながら実施する事業の選定を行ってきたところでございます。これらの事業を提案する段階で関係をする団体やグループのご意見やアイデアをいただいた事業もございまして、また既に住民の皆さんのご協力をいただきながら準備を進めておる事業もございまして、したがってなるべく多くの住民の皆さんが参加をしていただいて関わりの持てるようなひとつのそれぞれの事業にもっていただけるようにこれから考えていくところでございます。結果として大変厳しい財政事情とこの予算編成の中で限られた予算を充当したこの枠の中での厳選をした事業内容となったことをぜひご理解をいただきたいということでございまして、同時にまた従来から色々と進めて実施をしておりますこの各種のイベントの事業あるいは文化事業等につきましてもこの50周年の節目を契機にその名を継ぎ、ひとつ盛会にそれぞれの立場で開催して更にまた盛り上げていただくようお願いをしております。ご指摘のこの厳しい財政状況の中で700万2年に分けての色々な記念誌の発行を含めての事業というものがかかるといふご意見でございます。合併したならばこの事業はなかったと、であるは

ずだというようなこともおっしゃられましたけれども、これは半世紀というひとつの大きな飯島町の歴史の上での足跡を残すために、それからまたこの最近の時代のこの大きな流れの中で今までの50年を振り返って、それからまた自立を決めたわけですので、新たな50年に向かっていくというその気概を含めてですね、この予算が多いか少ないかはひとつまたそれぞれの感じるところだろうと思いますけれども、決して冗費、無駄なお金を使っていくという事業の考え方はもうどう思っておりません。その足跡を残しそれからみんなで祝っていただきながら、それからまた記念にこの町の歴史に残るようなこの事業ということを選んできてやった結果でございますので、私はこの50年の節目にこの事業の枠組みというものはぎりぎりの線であるなというふうに判断をして予算編成をしたところでございます。当然のことながらこの各町村今長谷や高遠もそうでございますけれども、合併した場合のひとつの考え方としては今度はひとつのそれぞれの歴史を閉じるひとつのイベントというものでずっとやってきた経過が見えるわけでございますので、一概にそうした考え方はできないというふうに思っておるところでございます。若干具体的な考え方につきましては、総務課長の方からお答えをさせていただきたいと思っております。以上であります。

教 育 長

図書館についてのご質問にお答えをしたいと思います。まず移動図書館車でございますけれども、これについては現在図書館職員がローテーションによってこれを運行しているところであります。今議会にも提案してございますけれども、図書館の管理運営については、指定管理者制度を18年4月から取り入れ飯島町振興公社に委託してまいります。この移動図書館車ですけれども、保育園小学校等周り子供迎えに来る保護者に貸し出しており、これは議員のお話のように実績もありますので、今後もこの事業を継続することとしたいと思っております。委託項目の中に移動図書館車の運営も入っておりますので現在行っている内容を踏まえて当面は図書利用者の利便性を図っていきたくてというふうに思っております。なお、この移動図書館車ですけれども、この一生の読書活動のこのもととなる親子読書とかその活動を支えている大事な活動でもありますので、これについてはまたしっかりとした運営をしていきたくてというふうに思っているところであります。もう1つ利用者数に対してその図書館の職員の人材それから人数についてのご質問がありました。今町の図書館については現在常勤4名、館長が兼務で1名ということで運営をしております。月曜日だけ休館ということで開館をしているところでありますけれども、その他の移動図書館車の運行時には2名必要でありますので、現在の人員でこの現在の開館を維持していくのが精一杯かなというふうに思っております。しかし、司書の資格を持っている者は2名配置しておりますので、このローテーションをしっかり組みながらこの住民のニーズに応じていくようにまたしていきたいというふうに思っております。もう1つ特徴ある図書館作りというようなことのお話がありました。非常に難しい問題ではありますけれども、これが読書数を増やすひとつの大きな手立てになるわけでありまして、現在も例えば月別にテーマを決めてそのテーマに合った本を陳列してそれを読んでいただくとかそういうような工夫もし、館内の環境も綺麗な絵を飾るとかそういうようなことをしながらできるだけ町民の皆さんが気持ちよく利用できるというふうなことで運営し

ていきたいと思っております。各公民館の図書館等まだ細かいことはありましたので、その辺については次長の方からお答えいたします。よろしくお願いたします。

教育次長

それでは私の方から補足をさせていただきたいと思っております。飯島町の図書館でございますけれども、最初の建設時のこの図書館の規模こういったものは閉化書庫、開化書庫合わせまして8万冊の規模ということで当町の人口また規模に合った図書館ということで設計をされております。駒ヶ根市さん15万冊現在あるということでございますが、これはやはり人口規模その他によってその大きさは決定されるものというふうに思っております。したがって現在蔵書は65,000冊でございますので、これを毎年の予算で増やしていく方向で現在蔵書を増やしているところでございます。それから指定管理者の関係におきまして現在の対応が変わることがあるかという点につきましては、現在の対応を変えないで現状を維持していくということにして委託をしてみたいという基本的な考え方を持っております。それから図書関係でございますけれども、限られた予算の中で購入してまいりますので、いわゆる図書館においてになる皆さんが読みたい本がないという場合の対応でございますけれども、これは図書館同士の相互貸し借りもしくは県立図書館、国立図書館からの取寄せも可能でございますし、またこういう本が読みたいというリクエストを受け付けておりますので、現在図書館にないもので予算があればその内容に沿ってリクエストの購入もやっておるところでございます。そういったことで効率的にまた貴重な予算を有効に活用して図書サービスに徹しているということでございます。それから公民館の部分でございますけれども、これはいわゆる図書館が飯島地区にしかないということでございます。田切、本郷、七久保地区につきましては、公民館の図書館がこの図書館をタイアップをして地域の皆さんの利便性を図って、また公民館活動としての図書文具を置いてそういった活動を行っていただいているところでございます。確かにこの貸し出しの活動の内容については、若干検討する余地もあろうかと思っておりますので、そういった問題につきましては地区の公民館のあり方の検討の中で全体的な検討をしていただきたいというふうに考えておるところでございます。また、図書館全体の運営につきましては、図書館協議会という協議会を作っております。これは教育委員会所管の委員会でございますけれども、ここの図書館協議会の意見を聞く中でより利用しやすい図書館のあり方についてご意見をいただきながらその内容については限られた人材また予算の中で運営をいたしているところでございます。したがって今後ともそういった部分については、図書館協議会の皆さんのご意見を聞きながらより皆さんが利用しやすい図書館を目指していきたいというふうに考えているところでございます。もう1つ具体的にご質問いただきました夜間開館の部分でございますが、そういった部分につきましては、今まで夜間開館につきましても一定の皆さんがご利用いただいております。その内容につきましては、図書館がですね、現在6時までということでございまして、日常働いている皆さん平日の利用が非常に時間的には忙しい皆さんですので難しいということがございまして夏の夜が長い間これについては図書館を夜間開放して皆さんにおいでいただきたいというそういった制度を作っているところでございます。これらにつきましてもそれぞれのご意見を聞きながら常にどういった方法がいいか見直す用意はございますので、そういった部分で今後

ともご意見を聞きながら改善してまいりたいというふうに考えております。

それでは50周年記念事業について少し具体的な部分で説明をさせていただきたいと思っております。今回の50周年記念事業のメニューを作成するに当りましては先程町長の方から説明がありましたように直接的には住民の皆さんからアイデアを公募するかたちとはっておりません。経過を申し上げますと、こういった計画を取り入れて事業を実施するにつきましては、役場的な手続きとしてもう8月頃から手を付けないといわゆる実施計画の概算要求それから当初予算の編成そして最終的な予算査定そういったスケジュールの中に入れていく必要がありましたので、今年の秋口から着手をしまして職員に50周年記念に相応しい事業について職員として考えられるアイデアを出していただきたいというそういう要請をしまして、職員から色々の記念事業として事業をあげていただきました。それをあげていただくときの条件としては一番は住民の皆さんと一緒に50周年を祝うというそういう趣旨でありますので、住民の皆さんが参加しやすいもの、住民の皆さんと一緒にできるものをできるだけあげていただきたいというような趣旨も踏まえましてお願いをしたところであります。全体としては25件ほど記念式典も含めてですけれど、25点ほど事業計画があがってまいりました。その中で実施可能かどうか予算的な部分、それから期間的な部分色々な部分を考慮しながら最終的にあります今回当初予算の説明で申上げました事業内容に決定をしていくとこういうことになりました。議員の方からありましたように住民の皆さんに色々なアイデアがあるということは十分わかっております。それでもう逆に住民の皆さんからアイデアを募集した場合にその選択をするということが私達にとっては非常に難しい、またことを迫られるということもありますし、せっかく応募してもなんで私のが採用されなかったかというようなことも出たり非常に難しい面もあります。そういうことで今回は職員のアイデアを中心とし、その中には住民を巻き込んでできる事業をできるだけ取り入れていこうという考え方で事業選択をさせていただきました。更にも1点は住民の皆さんでアイデアを持っておられる方がおると思っておりますので、ぜひ飯島のその50周年を記念して私達はこういう行動をしてみたいということがありましたらぜひ情報を入れていただいて共々にやっていければありがたいと思っております。ただこれは予算が伴う伴わないということではなくて住民の皆さんのアイデアで住民の力でやっていくということでぜひご協力をいただければ更に50周年の範囲が広がるし住民の皆さんの協働というそういうテーマもありますので、ぜひそんなことでこちらの方へ寄せていただければ大変ありがたいというふうに思います。それから具体的に事業の内容のことではございますが、記念式典と祝賀会それから自治功労者の表彰感謝状の贈呈これらのものについては先日の話しましたように10月の28日の土曜日を記念式典の中心の日ということで考えております。記念式典とか祝賀会につきましても関係する皆さんに集まっていたただそこでお祝いをして終わるといふ考え方は持っておりません。これもひとつには飯島の町をPRする機会でもありますので、外から大勢のお客さんもみえますので飯島のPRをできるような内容で企画をしていきたいということで昨年町内の飲食店の皆さんそれから調理師の皆さんにもこちらからお願いをして今言われている地産地消ということもありますので、できるだけ飯島の材料を使って飯島のらしさを出

した祝賀会になるようにぜひ協力していただきたいというようなこともお願いしてございますので、そういったことできつといいアイデアを持ち寄っていただけるんじゃないかというふうに期待をしております。それから式典の中への参加につきましても小中学生の参加も正式にこれから学校へお願いをして参加もお願いするようなことも考えております。そういったことで住民の皆さんどっかで何らかのかたちで関わっていただけるような祝賀会、式典にしていきたいというふうに思っております。それから自治功労の表彰につきましても、概ね毎年これについてはやっておるということではございますけれども、実は平成17年度この表彰は行っておりません。50周年に合わせて広く住民の皆さんで今までご苦労いただいた皆さんをこの会の中で式典の中で表彰していくことの方が相応しいではないかというようなことで1年送ってございますのでそんな考え方でおりますし、更には住民の皆さんの中で非常に目立たない立場でご苦労いただいている皆さんもおると思っておりますのでそういった方も広くそういった対象にしていこうという考え方も持っておりますのでその点についてもご理解いただきたいと思います。それから記念誌の発行であります。記念誌の発行につきましても、先日もお話ししましたように町のPR誌です。50周年の記念行事なので作るというばかりの趣旨ではありませんので、たまたま5年に1度ということでそれを5年の各記念の年に当るように作っているということではございますので、そんな点についてはご理解をいただきたいと思います。それからふるさと大使の交流会でございます。これも先日少しお話を申上げましたけれども、10名のふるさと大使の皆さんを町の方でご委嘱して時に触れて町長さんの方への提案、提言等もしていただいておりますが、一堂に会して皆さんと意見交流をした機会が今までなかったわけです。それと今までも議会の方からも色々とお話がありましたようにふるさと大使の皆さんの意見を外から見た目ということで意見を聞く機会を作るべきだということも何回もいただいております。そういうことで記念式典の直前あたりの日程をとってふるさと大使の皆さん日程のつく皆さんには飯島へ出向いていただいてその場で交流を図って飯島のこれからのための提言等もいただきたいということで考えておりますのでよろしくお祈りをしたいと思います。そんなことで決して行政の方からの押付けとかいうことではなくてこういったものをひとつの契機にして住民の皆さんも参加していただくようなかたちで考えていきたいと思っておりますのでよろしくお祈りをいたします。

8 番
(坂本議員)

では2度目の質問といたします。祝賀会の説明が今ありましたけれども、ふるさと大使10人の交流会とかそれから地元の食材を使ったお料理とかっていう提案がありました。私も少し考えてみました。この町の推奨品であるというお陣屋味噌とか陣屋最中それから天領五平、馬刺しあと漬物の福美人とか雪和餅、手作り木綿豆腐、和菓子ですけれども、千本桜というのとあと陣屋小判餅というのが今飯島町の推奨品として雑誌に載ったりしておりますけれども、そういうもので面白い料理を作ってみたりとか、あとお餅でしたらその場でわいわい言いながら袋を破って焼いて食べることもテントの下でしたら外から来た方々には楽しいこととなると思います。それに野菜も果物もお米もあるのでから誰々さんちのピーマンとか誰々さんちのなすなどメニューの中に食材として使った方々の名前を載せてもよいと思います。プロの板前さんの料理だけでなく町民の方々から持ち

込まれた料理を食べるのも楽しいことだと思います。それとともにこの町には酒米も作ってられる方もいらっしゃるのですからそのお酒を出すというのもよいのではないのでしょうか。また先程言われたように小学生達も参加するというかたちでおっしゃいましたけれども、祝賀会として要職の方々だけでなく一般の方々も一緒に参加してお祭りのように楽しめれば思い出深いものとなりましょう。そこから協働のまちづくりがうまく始められたらとてもいいのではないのでしょうか。それとともにお陣屋がやっぱり飯島の売りの文句なので陣屋ウォークも遠い静岡県から始めるということが一応チラシの中では発表されまして募集されていると思うんですけども、これは今からでは遅いんですけども、私のアイデアとしてはですね、七久保と本郷と田切と飯島を4地区から陣屋を中心に10キロくらいのコースを作り1キロずつ10人で江戸時代の縄で編んだ草履を履いて着物を着て飛脚のスタイルで木でできた手紙を肩に担いで手紙を入れる木のこういう担ぐのがあると思うんですけども、それを肩に担いで老若男女だから年老いた人も男も女も子供も入れてリレー方式で走るのはいかがでしょうか。その中には代官の手紙を持って陣屋を出発しそれぞれの地区に終点には家老がいてを家老に手紙を渡し、また家老の手紙を陣屋まで届けるそうすると往復で20人で4地区ならば80人が参加してそのコースには多分この80人参加した人達の家族がたくさん見学にというか見物に出ると思うので結構賑やかになったりして面白いと思います。これは私1人の案ではなく他の方のアイデアを少し膨らませて作ったものなんですけれども、きっと山あり谷ありの珍道中になり面白いのではないのでしょうか。

それと先程の保育園のことなんですけれども、保育園というか図書館の本のことなんですけど、駒ヶ根市では14年に図書館を財団に委託して3年後の17年から各学校の司書も財団より派遣するかたちをとっています。中沢と東伊那小学校は生徒数も少ないこともあり司書の方は半日勤務ですけれども、他の小中学校は1日勤務となっています。図書館の司書も各学校の司書も同じ土台の上に立って多くの町民子供達に本と友達になってもらうようにするにはどうしたらよいか情報や本の知識の共有ができ将来的には振興公社の図書部門としてまとめるというのはいかがでしょうか。お答えください。ただ、現在七久保小学校が蔵書数約5,300冊、飯島小学校は約9,300冊はまだバーコード化されていず、どちらも司書の方が半日勤務ということで返却に対しては全部が手作業なので手間がかかり年度末の整理、修理また新学期の新刊図書の本のカバーかけ、ラベル張りと事務的なことにも時間がかかり司書としての本来の仕事ができていない状態です。中学校は幸いにも9,500冊の本がバーコード化されていて、また中学生が図書委員というかたちでお手伝いもありそれと共に司書の方も1日勤務という状態なので司書本来の仕事ができております。子供達に本を薦めたり図書館便りを出したり相談にのってあげたりしています。ぜひバーコード入力用のソフトは20万円くらいと聞きました。この飯島小学校及び中学校に備えていただきたいと思いますがいかがでしょうか。それと共に現在の半日勤務という状況は4時限の途中で帰るということになり、それが終わった段階で給食ということでの給食の時間帯に子供達が本を借りに来たり返したりということがあるようです。なのでできれば司書の時間の30分くらいだと聞きましたが、延長をお願いしたいと思いま

す。この点についてはどう考えていらっしゃるでしょうか。駒ヶ根は15万冊というかたちの本をすべてをバーコードで入力し、中央がコンピューター管理というシステムをとっておりますので、その予算は1千万円ほどかかると言われます。現在の飯島町はそこまでは予算的な部分がとれないと思いますので、ぜひこの身近な問題の小さな問題から解決できることは何とかならないかと思うのですがいかがでしょうか。2度目の質問とさせていただきます。

総務課長

50周年記念式典の祝賀会の関係でございますが、ただいま議員が言われました幾つもの商品が飯島の中にはあります。そういったものを可能な限り活用してやっていくということで地元の皆さんと今相談をしておるところであります。ただ先程言われました個人で料理を持ち込むということはちょっと保健所との関係がありますので、恐らく難しいと思います。ひとつの方法として今提案私たちの方でしておるのは、ただ料理は机の上に並べるだけでなく廻りへ屋台を出してほしいということをやちょっと提案してあります。ということは地元のものをそこで料理しながら出席者に振る舞って飯島のものだというを確認してもらうということも大事だと思いますので、そんなようなことも提案してあります。これも保健所との関係がありますので、地元の皆さんと今協議を進めていきたいというふうに思っております。それから陣屋ウォークの関係につきましては、これも歩くことを趣味にしている大勢の皆さんが町内におりまして、そういった皆さんのアイデアを取り入れたかたちでの今度陣屋ウォークになりました。非常に多くの皆さんの反響がありまして募集をしなくても人が集まっているというような状況というふうに聞いております。駿府の方を出まして最終的には10月28日の式典が終わって祝賀会の会場へ移動するそこにみんながおるところへゴールをするようなかたちで今のところ考えております。これもひとつのみんなのご苦労に対してみんなで拍手でそれを迎えたいというようなことも考えながら一つ一つの事業途切れるんじゃなくて繋げられるところは繋いでいきたいというふうに考えております。ただいま提案のありました町内の陣屋ウォーク非常に面白いかと思いますので、ぜひ実行委員会を立ち上げていただいて実現していただければ大変うれしいと思いますのでよろしくお願いいたします。

教育長

図書館のバーコード化と司書の問題についてご質問ありました。バーコード化についてはですが、町の図書館については既にバーコード化されております。また中学は簡易ソフトを使ったバーコード化ができております。七小と飯小がバーコード化ができていないわけです。しかし、このバーコード化をすると非常に書籍の管理が簡単にできるということもありますので、これは今後司書の仕事の量とも関係しますからしっかりと検討してまいりたいということでもあります。司書につきましては、先程駒ヶ根の司書の話がありましたが、駒ヶ根の司書につきましては私は25年ぐらい前に駒ヶ根におりましたけれども、その当時から司書の数とその配置の状況は多分学校の司書については変わっていないと思います。財団になったからそうなったというふうじゃなくて、例えば東伊那小学校と中沢小学校はあの頃から半日勤務でありました。半日というよりも何というか兼務で行ったり来たり勤務でありました。ですから財団になったからそうなったというふうじゃなくて昔からそうだったんじゃないかなというふうに私は理解しております。それで司書の仕

事でありませけれども、司書本来の仕事というのは読書指導も加えてその書籍の管理とかそういう事務も司書の本来の仕事の中でもありますので、そういうことも考えていただきたいなと思いますが、そういうことで七久保小学校と飯島小学校の司書の問題は私が教育長になったときからというか前から飯島小学校と七久保小学校はやっぱり兼務でやっておりましたので、これは半日でもいいから1人ずつ別々にやるべきだということでそういうふうに変更されてきております。それでですね、司書の仕事が大変だということはわかっておりますが、現在のところその司書の半日勤務という状態は今後とも続けていかざるを得ないかなと、検討はいたしますけれども、こういう状態です。ただ小学校につきましてはですね、小学校も中学校もそうですが司書教諭というそういう制度がありまして、それから学校には司書教諭を置きなさいという制度ができております。特に12学級かな、12学級以上の学校にはそれを置く制度ができました。それで一般の先生が司書教諭の免許を持った先生が図書館の読書指導に当たるというふうになっておりますので、これは司書だけが読書指導をやっているわけではありません。七久保小学校も飯島小学校もそれから中学も司書教諭を持った先生がおりますので、その先生達を中心になって読書指導を行っていくということでもありますので、これからは町から配置された司書とそれから司書教諭が手を合せてそのそれぞれの学校の読書指導をどうやっていくかということを考えていくべきだということに思っております。以上であります。

8 番 (坂本議員) 今教育長がお答えになったとおりに、これからの司書のあり方とか本の扱いの問題とか予算が益々限られてくる中で飯島町の所有している本というのは大きな財産だと思っておりますの、やはり方々たちが共有の目的の上で丁寧にお互いが本を読めるような状況になっていけばすごくよいと思っております。それと共に色々な児童の事件とかコンピューターがすごく発達してきて小さな子供達の日頃の生活の中にも入り込んできていますので、学校に帰れば本を読むよりもコンピューターを使って子供同士が遊ぶということが現在日常化されている中で、司書の人達からよい本を選んでもらってそれを機会があれば今現在でも小学校の中で定期的に授業の中で読み聞かせをしたりとか幼稚園の中でも読み聞かせの時間をたくさんしたりとかそういう努力はしているのですが、それを今後とも長くそして幅広く続けていって本というものがそれぞれの子供達の身近なものとなるようになったらすごくいいと思うんですけども、今後ともそういうことに対して具体的な活動内容とかはどんなふうを考えていられるのでしょうか。

教育長 ちょっとわからないところもありますが、今議員のおっしゃったように読書が子供の心を育むということはこれはもう当然のことですし大事なことでありますので、これはしっかり進めていきたいとそういうふうには思っております。例えば七久保小学校の例をとりますと、現在週2回読書の時間というのを20分間ずつとっております。それから月に1回は全職員による読み聞かせもやっております。そういうような活動を具体的に上げていきまして、特に学校での読書というものをしっかり子供達に位置付けていくということを進めてまいりたいとそういうふうには思っております。

8 番 (坂本議員) これで質問を終わりにさせていただきます。

議長

以上で本日の日程は終了いたしました。
これをもって散会とします。ご苦労様でした。

午後4時20分 散会

平成18年3月飯島町議会定例会議事日程（第4号）

平成18年3月10日 午前9時10分開議

○議事日程

I 開議宣告

I 議事日程の報告

日程第1 一般質問

通告者 内山 淳司議員

平澤 晃 議員

三浦寿美子議員

○出席議員（12名）

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番 | 内 山 淳 司 | 2番 | 宮 下 寿 |
| 3番 | 曾 我 弘 | 4番 | 平 澤 晃 |
| 5番 | 森 岡 一 雄 | 6番 | 三 浦 寿美子 |
| 7番 | 竹 澤 秀 幸 | 8番 | 坂 本 紀 子 |
| 9番 | 宮 下 覚 一 | 10番 | 松 下 寿 雄 |
| 11番 | 織 田 信 行 | 12番 | 野 村 利 夫 |

○説明のため出席した者

| 出席を求めた者 | 委任者 |
|-----------|--------------|
| 飯島町長 高坂宗昭 | 助 役 山田敏明 |
| | 総務課長 箕浦税夫 |
| | 企画財政課長 高坂 浩 |
| | 住民税務課長 滝本英司 |
| | 保健福祉課長 米沢長実 |
| | 産業振興課長 斉藤久夫 |
| | 建設水道課長 松下一人 |
| 飯島町教育委員会 | 教 育 長 大沢利光 |
| | 教 育 次 長 北沢正文 |

○本会議に職務のため出席した者

| | |
|--------|---------|
| 議会事務局長 | 小 林 廣 美 |
| 書 記 | 小 林 美 恵 |

本会議再開

開 議 平成18年3月10日 午前9時10分
議 長 おはようございます。
定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。
議事日程については、お手元に配布のとおりです。
日程第1 一般質問を行います。
昨日に引き続き通告順に質問を許します。1番 内山淳司議員。
1 番 それでは通告に基づきまして2つほど質問と提案を申し述べさせていただきたいと思
(内山議員) います。
1つといたしまして青少年健全育成条例制定についてでございますが、昨年11月28日に突如として有害図書自販機が田切の里の一角である広域農道沿いに設置され、去る2月19日に完全撤去の運びとなりましたことは、青少年を有害環境から守る田切地区懇談会を12月2日にもちまして開催し、田切地区青少年安全対策会議が開設、田切こども会育成会との連携を蜜に地主との連絡を取りながら地権者の立場から撤去に向けて中心的役割を担っていただき運動を進めたことが町全体を動かし町ぐるみの運動へと発展し、また折りしも全国各地で青少年が被害となる殺人誘拐など凶悪事件が発生し、保護者はもとより地域住民が危険感を持って撤去署名活動に参加いただき、わずか3週間余りで8,300余名の町民の約9割という署名が集まることもでき、それが原動力となって地域総ぐるみの活動が裁判所へ提出した土地明渡し仮処分命令申請の運びとなり、裁判官の心を動かし仮処分決定を勝ち取ることができ撤去期限を待たずして完全撤去の運びとなりましたことは、偏に田切区青少年安全対策会議をはじめ町、地域住民並びに役場担当職員の適正なるご指導と迅速な対応の賜物と地元住民の1人としてこの場をお借りいたしまして深甚なる敬意と感謝を申し上げます。本当にありがとうございました。さて、青少年健全育成条例については、平成15年2月定例県議会において条例制定について問われた田中知事は、青少年を育むためには条例によって指定するのではなく、家庭や学校、地域あるいは行政また関係の団体や協会とりわけ多くのボランティアの意識というものが一体となって長野県全体としての運動として推進することが望ましいとして条例制定は必要がないとする考えを示したと言われております。一方、関一県警本部長は児童買春禁止法など既存の法律の適用できない事案がありますことから、これを取り締まる条例があれば大人の犯罪から青少年を守るのに効果があると指摘して、有害図書指定のあり方はその有効性に問題はあるとしつつも大人の犯罪から少年を守る趣旨と健全育成という観点から条例制定の必要性を知事部局に訴えると述べたと当時の信濃毎日新聞に掲載がされました。現在全国47都道府県の中でこの種の条例が制定されていないところは、長野県だけ1県であると言われていたが、この件について町長、教育長の見解をお尋ねいたします。また当地に有害図書自販機が設置された折、田切地区青少年安全対策会議と田切地区こども会育成会両会長名で青少年安全対策及び健全育成について要望書が町長と議会議長宛に12月の27日に提出され、その中に飯島町青少年健全育成条例の早期制定を望

まれ、その折には町として単独でも条例制定を考えられていたようだが、現況はどう考えておられるか町長の思いを聞かせていただきたいと思います。また、条例制定について今回の一連の経緯を踏まえて飯島町が先頭に立って近隣町村や広域連合への働きかけを起こし、県段階での条例の制定が一番効果的だと私は考え、この運動をこれから力を入れて進めていくことを提案をいたしたいと思います。お考えをお聞かせください。

続いて2つ目の質問でございますが、町内循環バス運行事業計画について、この件につきまして昨年6月定例議会において同僚議員から町内循環バス運行事業の丸出し実施をと題して飯島町ふるさとづくり計画では平成20年実施予定であるが、新町発足50周年の冠事業として住民の移動手段確保策及び地域振興策のため前倒しし実施できないかの質問に対し、町長は早急に研究母体を立ち上げ名言はできないが最大平成20年を少しでも前倒ししできるような鋭意積極的に研究していきますと答えられましたが、その後のどのような研究がされたかお伺いをいたします。また、最近新聞紙上で路線バス活用を通じ文科省、登下校の安全確保でと見出しにより文部科学省は2月17日児童生徒の安全確保のため路線バスをスクールバスに活用するための基本的考え方、取り組み方をまとめ都道府県指定都市教育課長に通知した。広島市や栃木県今市市の児童殺害事件をみて昨年12月政府は犯罪から子供を守るための対策を決定、その後警察庁、総務省、国土交通省など検討を進めてきたとありました。ちょうど福祉バスを廃止し、循環バスに切り替わるときであり小中学生の登下校時の安全対策を考慮したバス運行計画を織り込むよう提案をいたし、その検討を進めてもらいたいと思いますがどう考えておられるのか、また近隣市町村でも循環バスの運行がされており中川村からは七久保駅や飯島駅へと乗り入れがされていますし、駒ヶ根市においても広域農道ふれあい橋近くまで循環バスが運行されていますので、これら路線との連携を考慮することで一層循環バスの利用が進み住みよいまちづくりにつながるものなると私は思いますがどうでしょうか、この点についてお伺いをいたします。第1回目の質問を終わります。

町 長 それでは内山議員から青少年の健全育成条例の制定の問題、町内に計画をしております循環バス運行事業計画の2つについてご質問をいただきました。

まず今回の青少年の有害な自動販売機設置問題等に関連しての青少年健全育成条例の制定について、最初に全国の都道府県中長野県だけがこの条例が制定されていないけれども、そうしたことに対しての見解はどうかということでございます。さて、まず内山議員には今度のこの問題に関しまして関係する地元として先頭に立って取組んでいただいた一人として日夜ご尽力を賜りましたことに対しまして改めて心から敬意と感謝を申し上げます。お話のございましたように県はこの問題を含めてですね、青少年を育むためには条例によって規則するのではなくて家庭や学校、地域あるいは行政それからまた関係の団体や業界、とりわけ多くのボランティアの意識というものが一体となってこの長野県全体としての運動として推進をすることが望ましいとこういう考え方のもとに条例規制による方法でなくて、青少年対策の取組みの総結集の中でこれに対応する考え方をしておるということのようございまして、ただこれだけ全県的にこうした自販機等に関わる被害が広がっている現状と設置が広域的に展開されております現状から確かにこう

した考え方は大切でありそのとおりであろうと思いますけれども、やはりこれだけでは限界があるだろうというふうに思っておりまして、全県を網羅した長野県の青少年の健全育成を目指したどうしてもこの条例の制定が望ましいというふうに私も考えておるところでございます。次にこの有害図書等の自動販売機設置がされた折には、町で単独の条例も制定を考えておったがその後どうかということに関してでございます。設置当初に起きましては、何としてもこの飯島町内から一刻も早く撤去ということを切実な思いから法的手段にも訴えてでもという考え方のもとに町独自の条例制定も考えて長野市などの条例を研究をいたしてまいりました。なかなか運用上難しい面のお話のようでもございました。色々わかかってきたわけでもございますけれども、こうして飯島からは有害図書等の自販機は撤去をされましたけれども、その自動販売機が他の町村に移動して新たな問題を引き起こしていることも事実だということも思いましたときには、やはりこれは一町村で条例を設置しても根本的な解決にはならないというふうに思います。全県ぐるみでこの有害図書等の自動販売機設置問題に取り組むためには、県全体の条例制定による取り組みがどうしても不可欠であるというふうに考えておるところでございます。したがって近隣町村や県へのこうした働きかけについてどうかということでございますが、飯島町からのこの自動販売機完全撤去ということの後を受けまして県内の各市町村からこの完全撤去に向けての取り組みの問い合わせが相次いできておるわけでもございます。この問題の広がり大きさ反響を痛感するわけでもございます。近隣市町村でも条例の制定の研究が進めておられるようでもありますけれども、やはりこうした同じ悩みを持つ市町村が広域的に連携をして全県的な条例制定を働きかけていく必要がございます。そういう意味で地元をはじめ多くの町民の皆さん方のご協力のもとにこのことが実現をできたという当町のこの貴重な成果を今後も他の地域に色んなかたちの中でやはりお伝えをしてこうした考え方を広めていく必要があるだろうということでもございまして、今後とも町としましてもこの実現のために努力をしてまいりたいというふうに思っております。確かに長野市の条例等も見ましてもこの条例に基づく有害図書の指定のあり方そのものには非常に有効性についての問題がある難しい面があるというふうに聞いておりまして、大人の犯罪から少年を守る趣旨とそれから少年の健全育成という観点から条例制定の必要はございますので、やはり再三申し上げますように全県的な条例制定を望んでおるところでもございます。ただし、条例制定によって有害図書等の自動販売機等が設置が行われないという保障は絶対的にはないわけでもございまして、常日頃からの土地を提供しないための住民の合意や有害環境等の点検活動それから有害環境浄化の住民運動等を継続的に取り組むとともに、各市町村間の問題認識の共有を図りながら暴力団等の資金源となっていると思われるこの問題を長野県の警察本部や県の暴力追放県民センター等々と連携をして暴力団の追放運動に展開をしていく以外問題の根絶にはならないというふうに考えておるところでもございます。

続きまして町内の循環バスの運行事業計画について何点かのご質問がございました。町が計画しておる平成20年開業に向けての予定であるけれども、研究を立ち上げて少しでも早く前倒しできないかという前の議会の私の答弁に対してでのご質問でございます。中期総合計画におきましては、飯島町における移動困難者あるいは交通不便者ばかりではな

くて、誰にでも利用できやすいでこの住民移動の交通手段として、あるいはまた地域振興策としての町内循環バス運行を事業を計画をしておるわけでもございます。運行にあたっては安全の確保及び路線の選定、駐車場の位置それから運行時間など利用者の利便の確保等に関わる協議をはじめ運行の経費それから運行の方法、道路運送法等の法的な手続きの問題色々多くの問題を課題を解決しなければならないことがあるわけでもございまして6月の議会にも申し上げたとおりであります。現在のところこの研究に着手をしております。まずこの必要な資金計画、国との支援を仰ぐべき内容等も含めたこの資金計画等の検討をはじめとして着手をしておるところでもございます。で、今後具体的なこの実施策等につきましては、これからの課題の検討それから解決のために町内でもって専門的なプロジェクトを立ち上げまして検討を進めるとともに、町内広く利用される住民の皆さんの意向も十分ひとつ反映できるような計画を取り入れて平成19年度中には実施に向けて具体的に検討を進めていきたいということをお願いして申し上げておきたいと思っております。次にこのスクールバスとの連携をして組み入れることができないかどうかということのご質問でございますけれども、スクールバスについては現在田切、本郷、日曾利の3地区から小学校まで1、2年生を対象にして運行をしております。このこと自体は今後も変更する考えは持っておりませんけれども、この町内の循環バスとの運行についての連携については学校の下校時間等の問題もございまして、それから運行計画の段階で有効に活用できる、できればあらゆる可能性について総合的に研究をご提案のとおりしていく必要があらうかと思っておりますけれども、今後のひとつの検討課題ということにしてまいります。お話しにございましたように児童生徒の安全対策として現在公共の交通機関での通学も届出制で許可をしております。こうした点についての検討する必要があるかと思っております。そんなわけで実施するまでにまだまだ様々な課題をこれから検討して煮詰めていかなければならないわけでもございますので、今後十分ひとつの検討を進めて参る所存でございます。それから近隣の市町村との連携運行はどうかということでございます。近隣市町村では駒ヶ根市あるいは中川村に既に運行バスがあるわけでもございまして、駒ヶ根市ではご承知のこまちゃんバスと称しての伊那バスの全面委託で運行しておる状況、それから中川村では村営の循環バス運行という事業でもって、これは過疎の有償運送事業あるいは福祉運送事業等の法律に基づく内容でもって事業で運行しておるわけでもございます。そうした状況の違い、運行に対する制度も違いがございまして、特に病院等への循環の乗り入れ的なことも含めて近隣町村へのその相互連携も含めてですね、具体的にそのことが運行連携が可能であるかどうか今後の更に検討事項のひとつとして進めてまいりたいとこのように考えております。以上第1回のご質問に対する答えといたします。

1 番 それぞれお答えをいただきました。先程青少年健全育成条例の制定につきましては、議会の方でも田切の青少年安全対策会議の方から出されました要望書が所轄の委員会で検討をし、本会議の中でそれをまた検討するとこういう段階になっておりますので、そんな点につきましては、またその機会に色々申し上げてまいりたいとこんなように考えております。この健全育成と先程のバス運行の関係についてもお答えをいただきましたが、ス

クールバスの利用そういったことについても大いに検討を進めてもらいたいものだと、今あるスクールバスの田切、本郷地区の3年生までですか、それは対応してるのだということではこれは変わらないというようなご説明でございました。私はこの循環バスを運行していく上でもできるだけ大勢の者の利用が必要であろうとこんなように考えます。それで誰しもがこのバスに乗るにしてもどうにかたちの交通を考えるにしても自分のいきたいところまでできるだけ短時間のうちに行きたいというのがお互いの希望であろうと思います。そういったことのかたちの中で先程もバス運行については専門プロジェクトを立ち上げてその中でしっかりと検討をして進めてまいりたいとこういうようなことでもございますが、今までの福祉バスのようなかたちの中で週に2回とか、またかなり大回りをしながら目的地に着くというようなそのようなかたちでは循環バスの機能がちょっと果たせん野じゃないかということの中で、このことについては民間委託するのがあるいは専門の会社へお任せするのかその辺りから始まりましてしっかりと検討を進めてもらいたい、ことにプロジェクトの中へはこういった専門業者あるいは民間業者等々が加わっていただき専門的な知識での検討もしていく必要があるんじゃないかと、そして利用者としての立場からの声も十分に吸い上げられるようにそしてせっかく作ったその循環バスの運行が後でこんなことがあったかというようなことのないよう進めていくことを期待をしながらお願いをしていきたいこんなように思います。

また、青少年健全育成の方に戻りますけれども、この問題は昔から言われておるように「災害は忘れた頃にやってくる」とこういう諺があります。まさに有害図書の問題は田切地区において平成10年ああいった自販機が据えられそのときには夢中になってその排除のためにお互いに努力したことをもう10年近く経ってみますとすっかり忘れていたというのが事実でございます。そして12月の28日にああいった事態が起きて「しまった」というそんな感じで受け止めたわけでございます。その間本当忘れてしまっていた。このことを一番強く感じております。こういった経験を生かしながら年に1度2度ぐらいは防犯対策大会とかあるいは青少年の育成云々というような大会のあるごとに、このこれらのことについての宣言文が出されておりますが、そういうものを繰り返し宣言文を読み上げることに於いて住民がそのそういうところへ土地は貸さない、そういう意識も常に啓蒙していくことが一番大事なことでありとこんなように感じるわけであります。今回の撤去については、特に早期からの確な対応をしていただき、そして大きな活動のうねりとなって町全体がしっかりとスクラム組んだかたちの中でこの撤去にあったとこういうことでありますので、このことをしっかりと後々まで繋いでいくことが大事だとこんなように思っております。また隣の駒ヶ根市におきましても飯島でああいった状態があったということの中で、今回の議会の中でも市長のその考えを正すというようなことも言われております。近隣の市町村でもこのことを参考にしながらこういうことが内容にその対策を講じようとしております。このときにこそあまりよい経験ではございませんけれども、この経験したノウハウとそしてそれが無駄にならないように、飯島町がその先頭を切ってこのことに突き進んでいってもらいたいこんなことも望みながら期待をいたしておるところでございます。以上で2回目の質問を終わります。それらに対しまして思いのほどをお

聞かせをいただきたいと思っております。

町長 今回の教訓をひとつの貴重な体験として行政当局はもとよりでございますけれども、町民また一丸となってこの認識を共有をしながら三度こうしたことがないようにまた色々な町の安全安心づくり条例にもございます安全会議等も定期的に、あるいはまた青少年問題協議会等も機能的にひとつ開催をしながらそうしたことの考え方、気持ちの植付けを住民とともにひとつ浸透をして防止をしてまいりたいということでお話のとおりだろうと思っております。

また循環バスにつきましては、その開業に向けて十分なひとつ準備をして対応していきたいというふうに考えております。

1番 (内山議員) それでは3回目の質問を申し上げます。先程第1回目のときに青少年育成健全条例制定についてのことの中で、教育長にもこの長野県の青少年条例の制定ができていないことの思いを聞いたつもりでございましたが、私ここにおいて上がってしまったかそのときに請求をいたしませんけれども、そのことについて教育長の立場からその答弁と、それから先程循環バスの方でも申し上げましたけれども、スクールバスに活用、スクールバスにと言うか、小学校の高学年あるいは中学生そういった方達がそのバスを利用して安全な登下校ができるというようなそんなことに対してもその気持ちそれをお聞きをしたいと思っております。実はこのことにつきましては、私の住んでおるところはこの町部からだいぶ遠いところでございます。あの辺りの子供達が中学生で部活などやっておられる子供がちょっと夏場はともかくとして日の短くなったときには怖くて帰れないと女の子達など特にそういうようなかたちの中で、家には迎えに来てくれる人もおらん、勤めに出ておる、そしてたまたまその娘は親戚が町の内にあってそこで保護者の迎えに来てくれるのを待っていたというようなそういう例がございます。そしてまた今度は高校へ行ってから伊那の方へ行きながら帰りに田切の駅だと2k500から3k近くあります。私達のところまでは、そうしますととても通うに困難だと、時には駒ヶ根まで来てこまちゃんバスで中田切の橋を超えただすぐそこまで来る、そうすると家まで500mから1,000m足らずで来れるとこういうような話も聞いております。そういった事例からも先程申し上げました近隣市町村との連携の取れたバスの運行を特にお願いをしておきたいなとか、そのことをしてもらいたい、することがいいであろうというふうに提言をさせていただきます。これは町長の分野かもしれませんが、先程の教育長に対しての答弁と町長からその循環バスの連携その気持ちをお聞かせをいただきたい、先程聞いたような気がいたしますけれども、もう一度その辺りをしっかりと願いたいと思っております。特に中川からは飯島地区に入ってはそこをただとんで来るだけなんです。その部分の路線は飯島の循環バスが走らなくてもちょっとある程度の用は足せるんじゃないかという気もいたしますので、そういった広域的な運行をしっかりと進めることが重要だということをおっしゃって申し添えて答弁をいただきながら質問を終わりたいと思っております。

町長 小中学生のスクールと言いますか通学とこの循環バスの関係、まだ具体的な検討段階に入っておりませんのでそうした時間帯の問題あるいは経路の問題色々技術的な部分があるかと思っておりますので、今後またその辺りもご提案いただきましたので、また教育委員会

教 育 長

と十分連携を取りながら研究課題とさせていただきたいというふうに考えております。

まず自販機の取組みにつきましては、非常に町民の皆さん一丸となって本当に爆発的なこの活動をやっていただいたということで非常に大きな成果が上がりました。本当に感謝申し上げます。先日もこの運動が反響呼びまして東御市からもこの安全対策会議の方々研修にまいりました。東御市には49個設置されているようでありすけれども、非常に困っているということでありましたが、まず第一に早期の対策それからこの町民一丸となつてのこの取組みが必要である、これしかないんじゃないかなというような話もしておきましたけれども、本当にこの度の取組みに対しては本当に感謝申し上げます。その条例につきましてもですね、町長の答弁に尽きるわけでありすけれども、春日平から撤去された自販機の一部が伊北の方へ行って設置されたというような話も聞いておりますので、飯島町だけの条例設置じゃなくて広域あるいは県全体での条例が必要であるというふうに私も思っております。それから青少年健全育成についてでありますけれども、そういうことで気を緩めることなくこの町民安全対策会議等継続的に開いてその対策を練っていく必要があるというふうに私も思っております。スクールバスでありますけれども、これは循環バスの運行経路やそれから時間帯のこともありますので、今春日平のお話もありました。確かにスクールバスの終点が非常に遠いところにあたりして非常に不便を来しているところありますので、その辺のところもうまくこのかみ合うようになればこれはいいかなというふうに私も思っておりますので、今後検討していきたいとそういうふうに思っております。

1 番

(内山議員)

これで終わります。

議 長

4番 平澤晃議員。

4 番

(平澤議員)

本論に入る前に前段で同僚の内山議員から有害図書等自動販売機完全撤去につきまして一問ありました。私も地元議員としてお礼を申し上げます。この2月19日に長野地方裁判所伊那支部から出されました仮処分決定に基づき業者による自主撤去が行われ11月28日以来84日間におよぶ撤去に向けた住民運動の成果として完全撤去が実現しました。設置から撤去までがこのように短期間に実施されましたことは、この運動が町全体そして町ぐるみの運動の展開で8,300名余の住民の皆様のご署名をいただくことがこの土地明け渡し仮処分命令申請の大きな後押しとなり裁判官の心を動かしたものと確信をしております。皆様方のご協力に対しまして地元議員といたしましてお礼申し上げますとともに、今後は地域住民の皆様が安心して楽しく暮らせますように引き続き有害環境浄化運動を町をあげて取組まなければならないと考えております。ご協力どうもありがとうございました。

それではただいまより通告にしたがいまして以下大きく2点について質問をさせていただきます。最初はこの与田切川、中田切川周辺の河川改修とリバーサイド計画について、2つ目として組織機構改革に当りまして職員の意識改革について質問を進めてまいります。

天竜川上流の河川であります。特に伊南に位置するこの与田切川、中田切川、大田切川は我が国でも有数な激流の河川でありまして、これまでに多量の土砂を流出しておりま

す。この伊那谷は36災をはじめといたしましてしばしば大きな災害が発生してきております。このためこの河川沿岸の住民は常日頃からこの土砂災害による被害の防止また昔から言い伝えられてきた防災知識と警戒避難のこのありようを常に身に付けて有事の際に備えているところでございます。与田切川リバーサイド整備計画が平成2年に立案されてきて早くも16年が経過しております。その間順調に流路工工事とこの浸水護岸工事が進んでいますことはこのリバーサイド計画の賜物と高く評価するところであります。昨年11月21日に竣工がおかれましてこの与田切第6砂防ダムはこの平成4年から14年の歳月をかけて行われたものでございます。これで与田切の堰堤数は9基あり、この合わせて下流域の工事も進みこの大雨の度にその恩恵を受けてここ何年もその災害の記憶がないことはこれ何よりの幸いと思っております。この与田切川も中田切川とともに進行中の砂防林工事や床固め工による河川整備は治水安全度が高まりより高度の土地利用が可能になってきたことを受けこの有効な利用方法について検討する必要があると考えます。そこで平成16年5月にこの発表されております災害を目的の事業を含む今後の河川整備の方向性を提示したこの中田切川溪流構想案が立案されております。これと並行してもう既に中下流線土地地区では河道内堆積土砂の再移動防止を図る砂防林の整備事業でもう既に3号、4号、5号の帯工3基が完成をしております。溪流整備構想案はこの人と自然の調和等をキーワードにこの中田切川の将来像の青写真が描かれております。この内容的には中田切川は全長14キロあります。現況の自然環境を極力残して後世に伝えるとの考えが基盤のひとつになっております。中田切川を4つのゾーンに区分してそれぞれに生息動植物や浸水性それから防災面などの河川の特性を示しつつ求められる次世代の夢のイメージを表しており、整備構想案の具体化に関しては関係行政機関との調整と地元住民との語らいを通じて整備計画を進める考えだと聞いておりますが、その後どのような経緯で推移しているのか、河川整備の状況とこの背後地の土地利用基本構想を立ち上げる必要があると思いますが、町長の所信をまずお伺いをいたします。次に与田切川、中田切川の整備促進についてお伺いをしてまいります。与田切川は先程申し述べておるとおり既にリバーサイド計画に測り国道から上流域においては国土交通省によって流路工整備が進み広域農道橋より御座松橋付近まではセイフティーコミュニティー事業やこのみどりの砂防ゾーン計画の中で砂防林を利用した浸水性のある憩いの森やキャンプ場等もこのリバーサイド計画の中に謳われております。中田切川も上流域においては国交省の整備計画の中で推移をしておりますが、今後はこの与田切川、中田切川ともにこの国道から下流域です、この下流域の整備が大変求められているわけですが、聞くところによりますと全体としてはこの両河川ともに国道から下流域については、県この伊那建設事務所の管理下とお聞きしておりますが、引き続き天竜川との合流点までこの国交省の直轄で工事ができるような運動は展開しているのでしょうか。また国交省と関係機関と一体となって取組む計画はできないものか、この所信もお伺いいたします。続いて各河川における危機管理についてお伺いいたします。中田切川ではこの古くから洪水との戦いを余儀なくされております。中田切川堤防組合と消防団、自警団が中心となって様々な水防工法を伝授してきております。着流し工法はこの緊急時には手っ取り早く急流河川にはよく用いられる

工法でOBの皆様の指導もよくこの点は今に至ってもおります。他にもこの中制入後ろ張り、土嚢等がありますが、昨今はこの治山工事も済みましてこの工法すら忘れられる存在になっております。しかし有事の際にはそうはいきません。最近大きな災害ないので大変怖いと、これは河川近隣のお年寄りの方が申しておられましたことが私の強く胸に打ちました。緊急時の対応についてこの事前に準備訓練をすることによって被害を最小限に食い止められ、平時からの対処方針や情報連絡、意思決定の仕組み等の検討はどのようになっているのか、この現状をお聞かせください。次に県管理河川の環境整備についてお伺いいたします。この飯島町はご覧のとおり河岸段丘が非常に激しいために郷沢川、藤巻川、子生沢等幾多の小河川があります。この藤巻川はこの関係耕地において河川愛護が年々に引継がれてこのよしの繁茂もありません。よく管理がなされております。平成6年に有志の方の努力によりまして植栽から12年国道から下流に100本の桜が咲き乱れます。この毎年この発起人会の開催で多くの方が花見を行いコミュニティーの場として盛り上がり桜の下を最近では回路するカメラマンも数多くみられるようになってきているとのことで、これはコミュニティーと環境のタイアップによるまさにこの協働のまちづくりのこの一こまを垣間見ることができます。郷沢川も治水事業に合わせ河川改修も行われ管理道も町道に編入されまして不法投棄を防ぐためにゲートもこの県の配慮で設置し、用水の取り入れもありますので用水組合で管理しております。ここも比較的良好であります。大山桜の植栽も行いまして浸水構造もあり近隣の企業も協力も得まして園児による魚の放流も行われており環境面に大いに寄与しております。この手の入らない河川ほどこの不法投棄のターゲットになっているのが現状ではないでしょうか。県では各1級河川に河川管理者を委嘱してパトロールを遂行しているとお聞きしておりますが、その状況と町の取組みについてお伺いいたします。最近ではこのどの河川もハリエンジュ通称私達はニセアカシヤと言っております。これは北アメリカの原産のマメ科の落葉高木で繁殖力が強い、このために当初は崩壊地に植えられたのがそれが最近は大繁茂して川がどこに流れているのか、また堤防のどこから川に下りられるかもわからないほどこの障害木と帰化植物が生息しております。この従来の川のイメージはありません。中田切川では以前までは堤防組合が堤防の管理道は障害木除去と草刈等を行っており、有事の際にも河川に近づくことができ増水の際にも安全に見回りをすることができていましたが、今は大変です。各地で昔の川の姿を取り戻す運動が展開しております。三峰川では河原の樹木を伐採してこの流路を広げるこれを自然再生事業と申しますが、これを国交省の天竜川上流事務所の指導で行っております。先達てですね、駒ヶ根でも市民団体の天竜川ゆめ会議とそれから天竜川河川愛護連絡会の呼び掛けで一般とボランティアの皆様方このだいたい60名くらいが大田切の下流で伐採整備を行っております。河川内の立木は洪水の際には根こそぎ倒れまして、この橋とか堤防この構造物の破壊に直接つながります。河川に近い住民の方はその光景を幾たびも体験しておりますので、河道内の樹木の繁茂を大変心配しておられました。土石流は流木を伴うと川どおりには流れず高いところに飛んでくるので大変危ないと、この川を知る人が教えてくれました。中田切でも県が業者に発注して障害木の除去を行ったとお聞きしておりますが、その後の状況と当町でこの当町でもこの自然再生事業この取組みの計画が

あるのか、またそれに変わる施策のお考えがありましたらお答えください。

それでは2点目の組織機構改革に当り職員の意識改革について質問をいたします。飯島町ふるさと計画に基づいた組織改革この大課制、大係制の実施に当りましてこの職員は厳しい財政状況の中で常に行財政改革への取組み意識と行政のコスト意識及び行政サービス意識を持って執務にあたることが求められております。職員が自治組織と関わる中で協働の意識改革を進めるとともに、住民サービスの向上を果たす目的で昨年8月から当町でも耕地担当職員制の導入を試みておりますが、この発足後半年経ちました。この制度を通じて寄せられた要望やこの問題点についてその実態と課題についてお聞かせください。次に今回の人事異動について質問いたします。毎年4月に人事異動が発令されておりますが、今年度は大きな組織機構改革の中での異動でありますから例年と違った神経を使う人事異動かと推測するところであります。従来のこのしがらみを捨てて新たな自立に向けての夢と希望を望みこの住民は見守っていると思います。ある程度長期間の在職を求める職種もありますが、逆に長期に在職させるべきでない職種もありますからこの10年後に100人体制の newRow 財政改革の先陣を切って行われるこの人事異動について町長はどのような基準をもって当っておられるのか、例えばこの職種は3年、あの職種は4年で異動させるといったような基準があるのかどうかこの基本的なことをお伺いいたします。次に一定の部署には長く置かないといった基本的な考えはあると思いますが、町内には数年以上も同一部署にあって異動のない職員もおりますし、頻繁に異動している職員もあるやに見受けられますが、長期滞在者とこの短期滞在者についてはどのようなお考えに基づいて対処しておられるかお伺いしたいと思います。次に職員にこれらのまちづくりについての研修についてお伺いいたします。まちづくりのために職員を研修視察させることについて町長の所信をお伺いいたします。これからの自治体はこの自らの創意と工夫によって個性豊かなまちづくりを進めなければならないといわれて10年後にはこの自治体の取組み如何によっては自治体間に相当の格差が付くだろうと言われております。個性豊かなまちづくりを進めるということはこの新たな発想でなければなりません。新たな発想を職員に求めることは酷であろうかと考えますが、今の町の状態を一番熟知しているのは職員であると思います。富山県魚津市では30歳以下の職員を対象にこのまちづくり探偵団派遣事業を実施しております。この名称もユニークであります。このくらいの発想が必要かと考えます。若い職員には色々のアイデアがあっても発表する場がなく上からの指示によってもくもくと仕事を処理していく、しなければ間に合わないその内に中年になり梓にはまった職員になっていくのが実態ではないでしょうか。聞くところによると飯島町でも各課単位で係長以上を除く職員の町長との懇談会を行っていることで、これは若い職員の斬新な意見の掘り起こしには大変効果があると思います。そこでこのまちづくり活性化のために若手の職員を研修視察に派遣することについてはいかがお考えでしょうか。このことにつきましては、私達厚生文教委員会でも自治組織の先進地と言われております長岡市の視察研修を行いました。協働のまちづくりのこの中心的担い手になるこの新たな自治組織のあり方は行政が関与して民間団体や住民が協力してまちづくりに取り組んでいるこういうこの事例を見ることは職員の視点を転換させることになろうかと思いますし、経費も多額に

なるものではありませんので、毎年数人を派遣することについていかがお考えでしょうか。それと平行してこのまちづくりのためのアイデアの募集であります。当町でのこの平成17年度から町民と町長のほっと懇談会それから町長への手紙、いいちゃんポストにそれぞれに取り組んでおりますが、これと合わせてこの毎年定期的に2回から3回くらいこのアイデアを募集することによってこの常に問題意識の共有ができると考えます。当町ではこのふるさと計画に準じて中期総合計画の答申がなされておりますので、この実施計画の段階で組み込むことについて町長のお考えをお聞きしたいと思います。次に職員の能力を開発するための施策について質問いたします。従来は国が政策を指導して結果としては全国均一に整備が進められてきました。今は地方の時代魅力のあるまちづくりが言われております。魅力あるまちづくりも地域づくりもこれ全国画一の政策では不可能なことは明白であります。地域がそれぞれに独自に課題を設定し、それに見合った政策を展開していかなければなりません。つまり自治体の政策能力の問題です。これは地域の製作能力、住民と職員の能力の程度如何によってこの地域間の格差が増大すると言われております。職員は政策課題は上から与えられるものであり行政というものは法律、規則、通達に従い能率よく執行するものであると認識しているものと思います。こうした認識ではこの視界も視野も感性も広がらず、言葉と知恵が豊富になるだけだと言われております。私は本庁の職員を責めるものではありません。これが従来一般的な公務員像であると思います。人は自らは育てるものであって他者に育てられるものではないと言われております。そのため自らの能力を開発しようとする職員に対して、これ何らかの援助をしておこなうでしょうか。例えば特定の目的を持って研修する職員に援助をするとか、この民間ベースの研修とかこのセミナーの受講を奨励する等色々あるかと思っております。今年度、改革は更に進むと思っております。協働のまちづくりを目指して職員の能力開発をするための施策について町長はいかがお考えか所信を賜りたいと思っております。次に組織改革の実践に伴う管理職の任用と降格制度について質問いたします。組織改革の実施によって課等の数が8課から6課に、係等の数が28から19係に縮小されると認識しております。基本的には町民からみてわかりやすく町民ニーズに合った課、係の編成と簡素で効率のよい組織化に合わせて小規模な係及び類似の係を統合して大課制、大係制の確保が図られる編成とお聞きしていますが、従来どおりの人事では到底対応できないと考えます。そこで管理職である課長の任用については、立候補制をとることで本人の意向を尊重して希望降格制度の採用することについて質問いたします。公務員が親方日の丸と言われたのは昔のことであり、国・地方ともに巨額の債務を抱え近々に財政状況が好転するとは考えられない状況において、人件費政策は理事者が真剣に取り組まなければならない課題のひとつであろうかと提言し町長の所信をお伺いいたします。1点目は先程申した課長職に任用する場合についての立候補制をとることです。現在は日常の成績等を勘案して任用していることと思っておりますが、職員にとって不本意でないこともあろうし、不本意な部署に任命されることもなしとは言いきれません。本人の得意な部署に配属し、十分に手腕を発揮させることが今回の組織改革では重要であろうかと信じます。適材適所の配属がこれからの職員数の減にもつながるのでないかと考えます。2点目は職員の意向を尊重して降格する制度を創設することであ

町 長

ります。この本人の病気や家庭の事情を抱えて仕事することで他の職員に迷惑をかけたり過言なストレスを感じて辞職しないようにして職員の心身の負担軽減と職場の活性化を狙い実施したらどうでしょうか。町の職員の年齢構成をみても対策に苦慮する時点が生じると思っています。夢とやる気と思いやりの心を尊重するこうした制度を創設する考えについて町長の所信をお伺いして1回目の質問を終わります。

平澤議員から与田切、中田切川周辺の河川改修とリバーサイド計画に関連してのご質問、それから町の役場の組織機構改革、意識改革等についての質問をいただきました。

まず最初に平澤議員におかれましてはこの度のこの自販機の問題について関係する地元議員の一人としてご尽力をいただいたことに心から感謝とお礼を申し上げる次第でございます。

さて、与田切川、中田切川周辺の河川改修それからリバーサイド計画との関連等につきまして大綱私の方から申し上げて細部につきましては、また必要に応じて担当課長の方から申し上げさせていただきます。第1点目のこの溪流構想これに伴う町の考え方についてでございます。与田切川につきましては、平成2年度に策定をいたしましたこのリバーサイド計画これに基づきまして砂防林事業では床固め工の設置工事が進められておりますし、それから中田切川につきましても同様に現在案の段階でありますけれども、有識者や地元の代表の皆さんにも加わっていただいて検討をさせていただいておりますこの中田切川溪流整備構想というのがございます。平澤議員もご承知のとおりかと思っておりますけれども、この2つの考え方に基づいて天竜川上流の河川事務所によりまして現在砂防林事業としてふれあい橋付近、中田切川ではふれあい橋付近に帯工の設置工事が、今進められておるところでございます。町といたしましても防災と自然と人とのこの調和のとれた安心安全で親しみの持てるこの川づくりを考えておりますので、今後ともそれぞれの構想に基づいた整備を国土交通省、天竜川上流河川事務所それから長野県に対しましても強く要望を更にしていきたいというふうにご考えておるわけでございます。それからまた整備後の背後地等の土地利用についてのご提案もございました。この必要性も当然出てくるわけでございますけれども、お話がありましたようにこれらにつきましては、今後の町の土地利用計画の見直し策定の作業の中で十分ひとつ検討していかなければならないというふうにご考えておる次第でございます。それから整備の促進の問題につきましてでございます。与田切川につきましては、第6砂防堰堤の建設工事が14年間の歳月と30億円という大変巨費の事業費を投じて今年度竣工をいたしましたところでございます。また砂防林事業としては、13基の床固め工を現在建設中でございますし、また今後は軌道敷から下の天竜川に至るまでの整備構想につきましても今鋭意お願いをして取り組んでいただいております。また今後このことにつきましても強く要望を申し上げて事業促進を図ってまいりたいというふうに思っております。また中田切川につきましては、上流部では第4砂防堰堤の建設事業と先程申し上げたふれあい橋付近の砂防関連事業でのこの6基の帯工を直轄事業として施工中でございます。また下流の田切マレットゴルフ場付近これにつきましては長野県の施工事業として災害復旧事業等で魚道を設けた床止め工を現在建設中でございます。こうしたように常々国土交通省それから中部地方整

備局、天竜川上流河川事務所それから長野県に対しまして要望活動をしておるところでございまして、ご承知のように着々というふうに申し上げてよろしいかと思っておりますけれども、この事業が進められておるわけでございまして、今後につきましても一層の整備促進をお願いするとともに、新たな整備計画策定についても要望活動をしてまいりたいというふうに思っておりますのでご理解をいただきたいと思っております。それから各河川に対する危機管理の問題でございます。河川の管理につきましては、国が直轄で管理をする天竜川やそれから長野県が管理をする与田切川、中田切川などの1級河川、12河川があるわけでございます。また町が管理をする重要河川が18河川とそれから更に普通河川や用水路というものが一体としてあるわけでございますけれども、町では毎年5月に各水防団代表者等に出席をいただきまして水防協議会を開催をして各重要水防区域あるいは土石流危険渓流箇所等の確認をし、それぞれの役割について再認識をして災害に備えた対応をしておるところでございまして、特に天竜川につきましては、天竜川上流の河川事務所それから町の消防団、警察署等と合同で重要水防箇所の巡視を毎年実施をしております必要今後の対策に色々と意見交換をして要望をお願いしておるところでございまして、それからまた各区やそれから水利組合でも担当河川の巡視あるいは水量調整等の点検をしていただいております、町でも平常時あるいは大雨洪水警報発令時等には巡視をして警戒をしておるところでございまして。お話のように災害はいつどこで発生するかわかりませんので、大切なことはこの地域の皆さんが一番早く発見できる状態にあるというようなことでもございまして。ぜひひとつ災害が発生したら即役場へ連絡をいただくことが重要であるというふうに考えておりますので、自立を選択した飯島町、今後住民の皆さんと協同でこの被害等を最小限に妨げるような色んな施策を、また地域の皆さん方とご相談しながら更に進めていきたいというふうに考えておるところでございまして。次に県管理の河川の環境整備の問題でございますが、先程申し上げましたように県管理が直接管理する河川は12の1級河川があるわけでございまして、県の職員の河川パトロールそれからそれぞれの河川に河川モニターというものを委嘱をして日常の点検巡視を行っていただいております。それからまた地元の皆さんや河川愛護団体のご協力をいただく中で河川清掃や除草の問題、それからごみ拾い等の作業をボランティアで実施をしていただいております。県では平成17年の9月から砂防河川について砂防施設の維持管理ボランティア支援事業というのが創設をされました。これによりましてそれぞれの団体と確認書を取り交わしまして草刈機の刃の支給であるとか、細かいものでは軍手等といった消耗品等の物資も支援をしていただけるという体制を整えていただいたということになっておりますので、どうかひとつこちらからもPRをしてまいりますけれども、地域の皆さん方にもこの自立をして協働のまちづくりを進めていくという住民協働の観点からもぜひ検討いただいております。それから河川の障害となるその樹木等の除去、特に帰化植物の除去等に触れてのご質問でございますけれども、河川の障害支障木等の除去につきましては、ケースバイケースで今のところ対応せざるを得ないというのが現実でございます。国や県との十分連携をとって進めておりますけれども、流水等に支障があつて治水上危険であると判断されたも

のについては鋭意随時撤去を行っておるところでございまして、ニセアカシヤのお話もございました。この帰化植物の除去につきましては、地域の河川の愛護団体や議会の皆さん、それから建設業協会や漁協の皆さんあるいは砂利組合といったようなこの関係する多くの皆さんにご協力をいただき現在特にアレチウリ等の除去を毎年ボランティアで実施をしていただいております。中小の河川につきましては、なかなか取り組みができない状況でございますので、区や耕地にもお願いをして今後とも住民協働というかたちでぜひ取り組んでいかなきゃならないということをお願いを更に一層してまいりたいと思っております。

次のご質問でございますこの職員に関する問題でございます。機構改革等が計画しております。また職員の意識の問題もあるわけでございますが、最初のこの耕地当番制担当制のこの実態と課題について申し上げます。これも再三申し上げますけれども、この考え方は協働のまちづくりを推進するとともに、職員の自らの育成を目的に昨年の8月から町内の42耕地全耕地について保育士を含む全職員を担当してとして配置をいたしました。この担当制度の具体的な活動事例につきましては、現在のところ耕地の懇談会に参加をしたケース、それから女性の職員等が集会に女性職員が出席をしたケース色んなお話し合いに入らせて、場に望まさせていただいております。それから中期総合計画の策定時に耕地独自の学習会に参加をして色々と懇談をいただいたという例もございまして。それからまた地域との行政のつなぎ役パイプ役として耕地で行っておるこの道路の草刈作業に関わる参加あるいはまた町への要望それから不在地主等への調査や床下消毒などについて耕地役員に限らず住民個人からの要望や問い合わせに対して日常のご相談に応じたり、対応をさせていただいております。それからまた毎月の耕地総代さんへの役場の文書配布物等につきましても担当職員が交代で行っておる状況であります。ただ課題といたしましては、このまだまだ実施初年度でございます。このこれまでの考え方が地元の要請によって活動をして耕地の自主的な判断をお願いしてというようなこともございまして、そうしたことを基本においできたことから受け入れ側となるこの地元の耕地の皆さん方も色々と戸惑いも在るようございまして、耕地によって活動の内容に差が生じておるという結果があるようございまして。この辺も少しずつまた時間の経過とともに新年度入りましてひとつ整理をしながら、特に18年度からは一歩踏み込んだひとつの活動として町の将来的なひとつの歩みを説明をする計画決定しておりますこの中期総合計画の内容について今後耕地担当職員が主体的に関わる中での耕地別懇談会を計画しておりますので、そうしたことで色々とまた町政全般、町全般のことについての意見交換ができる場であるというふうにも思っておりますので、その説明責任と申しますか職員のひとつの膝を交えてのそうした懇談の場を通じて町の今後の将来を語る一番身近なかたちであろうと思っておりますので、住民の皆さんとの意思疎通も図る意味でこのことを進めていきたいというふうに考えております。いずれにいたしましても行政と地域の信頼関係をこのひとつの色んな町長とのほっと懇談、ポスト制度それからその他色々、いいちゃんポストあるわけでございますけれども、この懇談

制度、担当制度もひとつの有力な手法として職員とともにひとつ努力をしてまいりたいというふうに思っておるところでございます。それから次に人事管理制度全般について色々ご質問を幾つかいただきました。総括的に申し上げたいと思いますけれども、地方分権の時代を迎えましてとりわけ自立のまちづくりを取組んでいるこの飯島町でございます。今後時代の流れを更に機敏に捉えて自己決定と自己責任のもとに住民の皆さんのニーズに迅速に的確に対応した諸施策の展開に努めていかなければならないというふうに思っておるところでございます。特に行政の内部体制につきましては、組織のスリム化を図りながらも個々の職員の公務能率これをより高めていくことが重要であるというふうにお話のとおりでございます。そうした点がこのふるさとづくり計画におきましても組織機構の改革と職員の意識改革が必要な柱ということで位置付けておるわけでございまして、その実践に着手をしておるわけでございます。それからご質問にありましたこのまちづくりのためにどうしても職員の研修制度を取り入れて能力の向上ということでございます。こうした改革を進める上での基本的なこの研修制度につきましては、有力な手法だと思っております。個々の職員の自己啓発それから職場総体の資質向上を図るためにこれからも長野県あるいは伊南市町村間での交流を派遣人事、研修等を通じましてより実践的な研修の機会を多く設けていきたいということでございまして、4月からも県の研修派遣・交流派遣も含めまして具体的に今計画をして予定をしておるところでございます。また職員の能力を十分に発揮できるような仕組みづくりということでございまして、これにつきましては、職域の壁を越えた有能なスタッフによるプロジェクトチームの活用それから職員からの提案制度お話もございましたこれらについても能力の集約このシステムの大きな成果を上げております。今後においても時局時局の新たな行政課題に対応する手法として引続いて大いに活用を図ってまいりたいというふうに考えております。なお、また執務においては前例を踏襲するという考え方ではなくてですね、あるいはまた現状を前任するという姿勢でなくてこれは改めて常にこの前向きな問題意識をもって積極的に仕事にあたってもらうということが極めて大切でございます。常々職員に対してはこうした面からの意識改革も求めてきておりますけれども、今後ともぜひひとつそうした面について意を注いでまいりたいというふうに考えております。それからこれからの管理職への任用というようなことについて触れてご質問がございました。今述べてもおりますけれども、この客観的な人事評価これを基本にした任用制度を18年度から試行をしていきたいというかたちで申し上げてまいりました。現在色々と新年度入りしましたら更にまた検討進めてまいりますけれども、こうした制度の適切な運用はその職員の持てる資質能力といったものを十分に発揮させ、また自己研鑽への意識改革も助長するものであるというふうに考えております。またその対局にあるいわゆる降格制度についての考え方があるわけでありまして。制度としてはあるんですけれども、現状においては地方公務員法のこの文芸処置処分によるものの他には当町ではこの制度化をしたものはございません。なお、最近においては育児や介護、健康上の事情など職員固有の事情をもってこの本人からの申し出によっての職責と給与を減額する新しい制度、いわゆる希望降任制度というものが取り入れる自治体もちょくちょくあるようでございますけれども、こうした制度については今後の先進事例の状

況とそれから町の状況等を照らして慎重に検討していかなきゃならないという問題でございますし、また今度の町の組織機構の改革につきましても色々とした面で配慮しなきゃならない部分が出てきようかと思っておりますけれども、今現在慎重にそのことを検討をしてそれぞれの責任分担の中でひとつやってみようような方法を今検討中でございます。最後に人事異動等の問題でご質問でございますが、いわゆるこの同じ職場で何年間というようなことの特別の基準は設けてございません。常識的には3年ないし4年というのが今までの考え方でやってきておりますけれども、今後4月からのこの機構改革に伴いまして今回は非常に課の名称、再編統合というような問題もございまして、大変比較的規模の大きいものにならざるを得ないというふうに今考えておるところでございます。そこでまず第一にそれぞれの分野の職務が新しいこの機構組織円滑に移行できることを念頭に置きながらも同時にまた住民が期待する職員への多様なこの職務遂行能力というものを期待して多くのまたあるいは幅の広い職務の場を体験してもらうとともに、可能な限り適材適所の人事異動配置に努めていきたいというふうに考えております。職員もこの人員の削減あるいは給与の削減それから住民から大変厳しい時代の中での風当たりの中で、その職務ノルマは大変拡大をしております大変厳しい環境の中で必至にがんばっておるということでございます。私といたしましては、そのことを高く評価しておりますし、その遂行能力を信じながらこの厳しさというものを試練と捉えて更なる意識改革、自己研鑽をしてくるものというふうに期待もし激励もしてまいりたいというふうに考えおるところでございます。以上第1回目の質問のお答えとさせていただきます。

4 番
(平澤議員)

それでは2回目の質問を行います。それぞれご答弁をいただきました。理解してくれているところもあるし、私も理解したところもあります。しかし、もう少しこの多面的に考えてたときにその総括的なお答えをいただきたいと思っております。この伊那谷で河川開発を捕らえる場合にはこの大きく治水、住環境といったこの地域環境とこの工業観光に分別されると考えられます。この地域環境としてのこの治水については、これは天竜川上流の流域砂防計画において位置付けられており計画を実施中ではありますが、この住環境としてはこの住民に対しこの水辺と緑による憩いの場として位置付けられていますが、この具体的な計画が明示されておられません。聞くところによると既に中田切では国道から下流域の測量に入っているや否やとお聞きしております。この整備構想案のこの具体化に関してはこの内容については関係行政機関との調整や地元住民との語らいを通じて整備計画をこのレベルまで上げていきたいとそういう構想案をもとにこの生き物重視の川づくりとなるように施設計画を作りたいと申しおられましたが、この点その後どうなっているんでしょうか。また、河川管理に合わせて河川管理のあり方についてこの当局の考えと町と一体となった自然保護と景観保全の話し合いがなされているのか、この飯島町は良質な生活空間の想像と観光レクリエーションの活性化のためにもこのふるさとづくり計画の中で長期展望に立ったこの新たな中田切と与田切川のリバーサイド整備計画を立ち上げるべきだと提案を申し上げますが、この点の町長の所信をお伺いいたします。町長は先日の施政方針の中で平成18年度はこの自立し、持続発展可能なまちづくりを目指していくための3つの

基本項目をあげておられました。その1つにこの組織機構改革、それから機構構造改革や人事評価制度の導入による職員の意識改革、これ更には住民への行政情報の公開等説明責任を今まで以上に果たすことと改善を強力に進めていくと申しておられました。この飯島町の活性化を積極的に進めるためには、まさにそのとおりで同感するものであります。道路などの交通条件や生活環境の整備を進めながら若者定住のための就業の場の確保を最重要課題として取り組んでいくことがこれは必要不可欠だと考えます。先日の同僚議員の質問でもこのふるさとづくり計画に触れましてこれからのまちづくりの提案がありました。この主たる人口増の問題それから企業誘致や地域産業の振興であり、それに伴う若者の地域内定住やUターン者の増加であると考えます。若者の職場確保ができるかどうか、これが今後の町の発展を大きく左右すると言ってもこれは過言ではありません。自然豊かで快適な生活環境を好むという企業の立地選考の変化も相まって数多くの企業が市町村に立地する傾向にありますから、市町村間の企業誘致競争はこれから益々エスカレートしてくる考えられます。農林水産物にしても地域の顔となる特産品を開発したり、付加価値の高い特産物を作り出していくこと、これはこれまでになく重要になってまいります。豊かな自然と素朴な人情を生かしてこの町の活性化のために住民の意識改革をしてこれ自らが誇りに思う郷土を作り上げていくことが必要なのです。そのためにも行政の最前線で活躍し政策能力に長けた職員の意識改革が必要となります。自立に向けた新しい時代が始まろうとしております。この中国の古典の中にこんな諺がありました。「事に望むに3つの難しいことがある。1つはよく見ること、2つはよく見て行うこと、3つは行うべきことは必ずやりとおすの難しさである」とありました。この今回の組織機構改革に当り、これ一度町長の所信をお聞きし2回目の質問を終わります。

町長 与田切川、中田切川のこの整備につきましては、直轄でお願いしておるこの災害防備的な砂防事業を中心都市の事業ハードの部分になるわけでありまして、これはだいたいほぼ計画どおり進めておるわけでございますけれども、先程申し上げたこの背後地を利用する今後の土地利用計画それからまた更にこれはリバーサイド計画へと繋がっていく部分になるわけでありまして、ここに観光的な土地利用型の部分を傾注して町が行政投資をして大々的という今情勢ではないことになっております。したがってそうした土地利用の見直的には今後ひとつの考え方と進めていきたいという気持ちはあるわけでございますけれども、ここへ公費を集中投資をしてというわけにはなかなか財政事情まいませんので、今後ともそうした考え方は保ちつつも主としてこの危機管理対応いわゆる災害防備に対するひとつのハード的な整備を中心にしていかなざるを得ないという考え方で現在進めておりますので、ぜひひとつご理解をいただきたいと思っております。それから4月から始まる新しい組織について、住民の皆さん方とひとつ職員のひとつのパイプが疎通が十分意思疎通図れるような組織機構として機能をしていくようにそれを目指して今進めておるところでございますので、4月以降色々また課題があれば都度修正をしていかなきゃなりませんけれども、そうした考え方に沿って努力をしてまいりますので、ひとつご協力をいただきたいと思っております。

4 番 それでは最後の質問を行います。私は平成16年6月の定例会で今日取上げた中田切川

(平澤議員) 溪流整備構想が示された時点で方策について住民の方々とともに考え、取組む必要を求めて質問いたしました。そのときの答弁は防災第一としながら自然を極力残して後生に引き継いでいきたい中期総合計画の見直しの中で親しめる公園的位置付けを柱に地元の方々と十分知恵を出し合せて前向きに検討をすると答弁をいただきました。各市町村に比べてみましてもこの飯島ほどこの1級河川の多いところはありません。故に町長の献身的な上部機関への働きかけが問われるわけですから一層の英断を持って鋭意努力を願い、改めて町長の決意をお聞きして質問を終わります。

町長 与田切川、中田切川この西部山麓から流れ出でるこの2つの1級河川町の宝でもあり、また防災上もひとつのまた危機感の上でも重要な河川でございますので、国県含めて一層の防災対応に対する整備促進を図っていくとこういう決意でございます。

4 番 はい、質問を終わります。

(平澤議員) 議長 ここで休憩をとります。再開時刻は11時5分とします。休憩。

午前10時48分 休憩

午前11時 5分 再開

議長 休憩を解き、会議を再開します。一般質問を続けます。6番 三浦寿美子議員。

6 番 (三浦議員) それでは通告に従いまして「みんなでつくる元気のでるまちづくり」について質問をいたします。昨日の一般質問では森岡議員から健康は最大の投資であるとして予防医療の重要性について様々な視点から質問がされました。健康づくり生活習慣病の予防、食育の大切さなどこれからのまちづくりの基本となる重要な課題であると考えております。町長からは何よりも優先をして考えていきたいとご答弁もございました。心強くお聞きをいたしました。さて、私も健康づくりはまちづくりの基本と考えておりますので、その視点から質問をさせていただきます。飯島町の成人病検診の受診状況は10年前の平成7年では基本検診の成人病検診は32.7%の受診率でございました。平成14年は43%、15年は40.9%、16年は48%、今年度は49.1%になると見込まれております。また、近年大腸がんなどの検診も大変に皆さん関心をお持ちのようで大腸がんについては平成7年には26.9%の受診であったのが平成14年では39.1%、15年は35.9%、16年では41.8%と受診をされる方が多くなってきております。また上伊那郡下の状況は郡市要覧からみますと死亡された方の死因がこういう中で大変驚く状況になっております。平成15年でみますと飯島町の悪性新生物癌の死亡された方の原因が34.1%、脳血管疾患では18.3%、心疾患では17.5%となっております。上伊那の中では癌についてはトップとなっております。平成10年の状況では癌については27.7%で上伊那郡の市を抜いて郡の中では8町村ありましてその内の5位です。また脳血管疾患では20.2%で7位、心疾患では8.5%で8位という大変に健康に留意をして健康づくりをしているんだと実感のできるような結果だったわけですが、ここ昨今の状況ですと大変にそういう早期発見早期治療が求められる方々のそういう状況が生まれてきているというふうにみられるわけです。そこで基本検診、成人病検診の癌などの各種検診の受診を促し受診する方を増やす病気の早期

発見早期治療に全力を尽くす必要が出てきているというふうに私は思っているわけです。まず受診率からみますと検診を受けようと思っても受けられずに済んでしまったという方が多数いるというふうに私は感じているところです。その点についてどのようにみられるのかお聞きをしたいと思います。また受診のしやすい方策を早急に実施しなければならないと考えますがいかがでしょうか。昨日町長は受けやすい健診体制にする必要があるとご答弁をされております。具体的にどのような方策を考えておられるのか検討をしている内容がありましたらお聞きをしたいと思います。保健士さんお話では入院をし、短期間で亡くなられた方の健診の受診率をみますと大変にそういう方は低いというふうに言われておりました。医療費への跳ね返りは町の財政に大きな負担となってまいります。町をあげて健康について考え、病気にならない、病気を早く見つける、病気をすぐに治療する、食生活などあらゆる視点での健康づくりに取り組む必要があると私は考えますがいかがでしょうか。健康づくりには食生活が重要であります。町の農産物、安心安全な食材で町民の健康増進に力を入れる取組みを進めることや、生産者の方の生産意欲に結びつく、そうした取組みが必要ではないかと思っておりますがいかがでしょうか。子供達にできる限り安心安全でおいしい食材で給食を作り食べさせてあげたいのは保護者の方々は勿論先生方も調理士さんも野菜など作っておられる生産する皆さんも町中の皆さんが願うところだと思います。学校給食、保育園の給食の食材として使用する品目を増やす工夫も必要ではないかと考えておりますがいかがでしょうか。各地では地元の食材を使う取組みが広がっていると今朝の報道でもそのような報道がありましたが、そういう状況になっております。町の産業を生かし食の教育を全町的に進める取組みも必要と思っておりますがご見解をお聞きしたいと思います。また、町の自然はどこにも負けない財産であると思っております。自然と農業などの産業を生かして収入を得ることのできる元気のでの取組みができないものかと知恵を出し合って取組んでいこうとしている方々も出てきております。町としてこれからどのような取組みが求められると考えておられるのかお聞きをしたいと思います。私は有害図書自販機撤去の運動は素晴らしい住民パワーの結晶だったと感じております。ここぞと思えば大きなエネルギーを発揮する潜在的な力が飯島町の皆さんにはあると私は大変感動をしたものです。このパワーがあればこれからのまちづくりは元気に意欲的に知恵や力を出すことでこの閉塞感を払拭してまちづくりができるのではないかと展望をもっておりますが、町長はどのように受け止めておられますかお聞きをしたいと思います。1回目の質問を終わります。

町長 今議会一般質問の最後の質問者でございます三浦議員に対してお答えをしております。総体的には「みんなでつくるこの元気のでのまちづくり」という視点で捉えて、幾つかの質問をいただいております。まずみんなでこのつくる住民の健康を守るために今後の課題、具体策ということになるわけでございますが、町では平成9年から飯島町健康づくり推進運動の推進会議これを組織をいたしまして、町民の健康づくりを推進してまいりました。この間に婦人会の解散や老人会の組織率の低下等構成団体にも変化がみられまして、健康づくり事業も既存団体中心から今までに増してこの各地域にお願いしております健康推進員それから食生活の推進協議会、体育指導委員会からの地域への働きかけという

ものをお願いしたりその働きかけが多くなっている現状でございます。地域全体の健康をあげるためには働きかけを受ける側の健康づくりの意識の高まりが必要でございます。特にこの組織化してない部分である若年層への啓発にも今後どうしても力をいれていく必要があるというふうに考えておるところでございます。できるだけ健康予防という観点の中から色々な健康診断等の受診を受けていただくようにこちらでも常にPRをして色々な受診の機会のメニューというものを用意させていただいて提示をしております。やはり自分の健康は自ら自分で、そして予防健康これに徹するというひとつの考え方をもちいただきまして勧んでひとつこの健診の機会に受診をいただくというひとつの考え方で住民の方にぜひひとつお願いをしたいというふうに思っておるところでございます。それから次に住民に安全安心な食生活による健康づくりの推進あるいはまた食育についての農産物の地産地消に関連しての取組みについてはどうかというご質問でございます。地元で生産をされた農産物の学校給食での使用は今までも進めてきておりますけれども、今年度におきましても地産地消という考え方に合わせて生産者を学校に招いて一緒に給食を食べていただくというようなこともやっておりますし、また農産物を作るお話などをお聞きして現場のひとつのこの食料生産という現場のひとつの声を聞きながらその交流を図っていく、そして全体としてこの食生活の大切さ地産地消の考え方に結びつけていけたらということでやっておりますので、今後ともこうした取組みは継続をしていきたいというふうに思っております。また更なるこの推進をするという観点の中から食費を負担しておる学校センター運営委員会というものがございまして、このご意見をできる限り今後とも聞いて食の安全対策の考え方というものを更に浸透していきたいというふうに思っております。それから先程来出ておりますこの有害図書の自販機の撤去の問題非常に住民パワーをもって実現できたということでございまして、まさにそのとおりでございます。先の質問にもお答えしてまいりましたけれども、この早期撤退の実現ができたということに對しまして改めて関係の皆さん方に感謝と敬意を表するものでございます。経過につきましては、再さん申し上げてまいりましたし、今お話のとおりでございますけれども、今捉えておる考え方といたしましては改めてこれはこの撤去の実現につきましては、地主と地域が一体となって住民運動を起こしていただいたということ、それからその運動が町全体を動かして署名や宣言採択というこの町ぐるみの運動に発展をしたこと、それから設置から撤去運動までが非常に短時間で短期間でこの実現できたということなどのこうした要因が裁判官の心を動かして決定を勝ち取ることが出来たということになるわけでございます。こうした地域をあげての運動は飯島町が目指しておるこの協働のまちづくりの第一歩であるというふうに思います。今後のまちづくりの礎になるものということで改めてこれを受け止めて確信をしておるところでございます。なお、やはり今後一番大切なことは再三申し上げておりますように今回のこの件につきましても用地の提供という入口の部分がやはりこの問題のこの問題の始まりということになるわけでございますので、どうかひとつ住民の皆さん方もこの貴重な教訓を生かしていただいて住民の皆さんに認識をしていただくように安易にお家の提供をこうした部分についてはひとつ慎重を期していただきたいと改めてお願いをし、更にこのことを徹底してまいりたいというふうに考え

まっておるということですので、この石垣の補修をまずやらなきゃいけないということで食育が大きく取上げられてきているんじゃないかなと私は理解しております。そういう意味でもこれはしっかりやっぴいかなきゃいけないということでもあります。それでこれは私共だけじゃなくて学校の先生方もその辺のこの意識というものをしっかり持っていただく必要がありますので、今年の夏休みから職員研修をとっていただいて1日かけて飯島町の産業とそれから歴史というようなものを学んでもらうことにしました。今年はそういうの中で飯島町の農業を中心にしながら勉強してもらうかなというふうに思っております。地産地消の面も含めてそういうことで学校の先生方もしっかり研修してもらいながらそういうところを進めていくというふうに考えております。以上であります。

6 番
(三浦議員)

それでは3回目の質問をいたします。今町長からは自己責任とできる限り町でできることをやっぴいというふうにありました。私、ちょっと見てください。このようなものを持ってまいりました。これはその健康づくり大会のときに医療生協で出されたものをお借りしてきたんですけども、何が学校の先生がいいなと言われたのかというところをお見せしたいと思っております。例えばこれですね、このようなペットボトルの飲料ドリンクですね、飲みますと1本で120キロカロリーあります。ご飯にいたしますと1本がご飯1杯分ということになるそうです。カップヌードルは1つ食べますと364カロリーあるんですが、ということはお飯3杯分だそうです。子供さんがお腹をすかして家へ帰ってきてカップヌードルを食べるおやつがわりに食べる、そしてまた夕方食事の時間になってご飯をまた食べるということは過剰なカロリーを取ることにつながってくるんだそうです。このポテトチップスなどは1つ手元に置いてぼこぼこ食べてしまいますと402キロカロリーあるそうですから3杯、4杯半ご飯を食べたことと同じカロリーになってしまうということがわかります。こういうわかりやすいもので自分達の普段の生活の中から何を気をつけなければいけないのかということを実感しながら健康づくりをしていくことが、それは子供さんでも親でもまたお年寄りでも大事ではないかというふうに私はこのときのことを考えますと学校の先生のお話もお聞きしましても思うわけです。それでご提案したいのは例えばこれをもっとわかりやすくそれぞれに自分の家庭で自分にとって何がどれだけのカロリーを取ることが必要か、これ以上取ったら余分にカロリーを取ることになるというようなことをわかりやすい、そうしたものが各家庭で健康づくりに役立つようなことに繋がるようなものをぜひ作っぴいいただきたい、そしてそういう機会をそういう大会とかそういう場ばかりではなくて各地域や様々なところでいつでも話題になるようなそんな取組みをぜひしていただいて町の皆さんみんなで健康づくりに取組んでいただけるような取組みを考えていただきたいというふうにご提案するわけです。また検診ですけれども、先程も私言いましたが、なかなか申し込みはするけれど実際にその日になって検診には色々事情があっぴいけないという方がかなりいらっしゃるというふうにみております。それは対象者の方からこの受診率をみればそういうことになってくると思うんですけども、今人間ドックも増えてきていますけれども、人間ドックには大金がかかりますのでいくら町から補助をいただけると思っぴいしても、なかなか足を踏み切れない方も大勢いらっしゃると思います。そういう中で町全体の皆さんが健康管理をするということになれば低所得の方でなか

なかそういう検診を受けられないという方には必要があれば無料で検診もできるような対応も今後求められてくるのではないかとこのように考えております。ぜひその辺についてのお考えがありましたらまたこれからの検討課題ということで検討されていくということでも結構ですので、取組んでいただきたいというふうに考えておりますのでお願いいたします。それから私色々考えてみましたが、先程も食がすごく大事だということで飯島町の農業とても大事な産業だと思いますし、水も空気もまた色んなそれに携わる皆さんのお仕事とても飯島町にとっては重要な産業だと思っぴいしております。そういう中で食生活、健康管理にとってはやはり作る人もだから野菜を作る人も自分の作っぴいしている野菜がまたどんな健康についてどんなにいいことがあるのかとか、色んなそういう皆さんが健康と自分の作っぴいしているものとの関連とか自信そういうことに対する自信というかそういうものを持ちながら野菜づくりをするというようなこともすごく大事なことだと思いますし、そうした一生懸命心を込めて作った野菜がまた学校給食や保育園の子供さん達の口に入る、町中の皆さんの口に入る、また町外の多くの皆さんのお口に入るようなそうした取組みができれば本当に元気がでて、また健康づくりに繋がるというふうに感じております。そのためにはこんなこともどうかなということでも私頭の中に構想を描いてまいりました。自分達が取組んでいる様々な健康づくり、また他の色んなまちづくりの活動など紹介をするまちづくりフォーラムというようなことをやっぴいみたらどうかと、地味な取組みでもまた小さな本当に自信もないと思われるような活動でも、みんなでそういう思いや活動を持ち寄っぴい、また力を付けて取組んでいくというみんなで元気のである、やる気になる楽しいまちづくりができる取組みがこれから求められるのではないかなと思っぴいそんなことを考えているところです。また町内の野菜などの農産物や加工品やそういう生産者の皆さん、また多くの皆さんが集まった飯島じゅう、集まったというか飯島じゅうがイベント会場になるような取組みを考えていっぴいたら家に居ながらにそうしたイベントにも参加できるというようなことも構想の中に描きながら、そんな取組みができれば生産者の皆さんも居ながらにして色んな人とお付き合いができた元気がもらえるというようなことができないかとそんなことを考えているわけです。ぜひ町内の健康づくりをそして元気で健康な町だからこそおいしい食材をまた町の自然を町の外にもPRできるようなそうしたまちづくりが町の元気の源にこれからなっぴいっていくのではないかとこのように私は考えており、ぜひそのためには町の皆さんみんなが日本一健康な町にという取組みを町全体でしていったらきっぴいいいまちづくりが目標があっぴいできるのではないかと私日々考えておっぴいまして今日はここで提案をしたいと思っぴいいます。健康づくりの立場とまたそれに関わる町の産業についての取組みについてお考えをぜひいただきたいと思っぴいいます。終わります。

町 長

町民が総ぐるみでひとつこの健康問題というものを真摯に捉えて元気で活力のある明るいまちづくりをしていくというこの基本的な考え方は誰しも同じでございますので、今ご提案のござっぴいしましたことも色々ともまた受け止めながらどうかひとつ住民の皆さん方の自分の健康、地域の健康それからその食するひとつの地産地消という問題も含めてですね、ひとつ自分の人としてそれから行政は行政としてできることとして一体となっぴいひとつこの健康づくりのまちづくり、これを勧めたいと思っぴいいますので、ひとつご協力

6 番
(三浦議員)
議長

をいただきたいと思います。

終わります。

以上で本日の日程は終了しました。

これをもって散会とします。ご苦労様でした。

午前11時45分 散会

○議事日程

I 開議宣告

I 議事日程の報告

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 第47号議案 平成17年度七久保小学校耐震補強・大規模改造事業工事請負契約の締結について

日程第 3 第 3号議案 飯島町地域包括支援センター条例

日程第 4 第 5号議案 飯島町特別職の職員等の給与に関する条例及び飯島町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

日程第 5 第 6号議案 飯島町一般職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第 6 第11号議案 飯島町介護保険条例の一部を改正する条例

日程第 7 第12号議案 飯島町福祉医療費給付金給付条例の一部を改正する条例

日程第 8 第13号議案 飯島町福祉金給付条例の一部を改正する条例

日程第 9 第14号議案 飯島町重度心身障害者福祉年金条例の一部を改正する条例

日程第10 第15号議案 飯島町手数料徴収条例の一部を改正する条例

日程第11 第16号議案 飯島町有物件使用料徴収条例の一部を改正する条例

日程第12 第17号議案 飯島町社会体育施設等使用料徴収条例の一部を改正する条例

日程第13 第18号議案 飯島町介護予防等拠点施設設置条例の一部を改正する条例

日程第14 第19号議案 飯島町歴史民俗資料館設置条例の一部を改正する条例

日程第15 第26号議案 平成18年度飯島町一般会計予算

日程第16 第27号議案 平成18年度飯島町国民健康保険特別会計予算

日程第17 第28号議案 平成18年度飯島町介護保険特別会計予算

日程第18 第29号議案 平成18年度飯島町老人保健医療特別会計予算

日程第19 第30号議案 平成18年度飯島町公共下水道事業特別会計予算

日程第20 第31号議案 平成18年度飯島町農業集落排水事業特別会計予算

日程第21 第32号議案 平成18年度飯島町水道事業会計予算

日程第22 請願・陳情等の処理について

日程第23 議会閉会中の委員会継続審査について

追加日程第1 発議第2号 「公共事業を防災・生活関連に転換し、国土交通省の事務所の執行体制等の拡充を求める意見書」の提出について

追加日程第1 発議第3号 「出資法の上限金利の引き上げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書」の提出について

I 閉会宣告

○出席議員（12名）

| | | | |
|-----|------|-----|-------|
| 1番 | 内山淳司 | 2番 | 宮下寿 |
| 3番 | 曾我弘 | 4番 | 平澤晃 |
| 5番 | 森岡一雄 | 6番 | 三浦寿美子 |
| 7番 | 竹澤秀幸 | 8番 | 坂本紀子 |
| 9番 | 宮下覚一 | 10番 | 松下寿雄 |
| 11番 | 織田信行 | 12番 | 野村利夫 |

○説明のため出席した者

| 出席を求めた者 | 委任者 |
|------------------------|---|
| 飯島町長 高坂宗昭 | 助 役 山田敏明 総務課長 箕浦税夫 企画財政課長 高坂浩 住民税務課長 滝本英司 保健福祉課長 米沢長実 産業振興課長 斉藤久夫 建設水道課長 松下一人 |
| 飯島町教育委員会 教育委員長 河野通昭 | 教 育 長 大沢利光 教 育 次 長 北沢正文 |
| 飯島町監査委員 代表監査委員 林良雄 | 飯島町監査委員事務局長 (議会事務局長兼) |

○本会議に職務のため出席した者

| | |
|--------|------|
| 議会事務局長 | 小林廣美 |
| 書 記 | 小林美恵 |

本会議再開

開 議 平成18年3月16日 午前9時10分
議 長 おはようございます。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
町当局並びに議員各位には、連日大変ご苦労様です。
本日をもって今定例会も最終日となりましたが、会期中はそれぞれ委員会において、付託案件につきまして大変ご熱心な審査にあたられ、感謝を申し上げます。
去る6日、7日の本会議において付託した条例案件12件、新年度予算案件7件、請願・陳情案件について、各委員長よりお手元に配布のとおり委員会審査報告並びに請願・陳情審査報告が提出されております。
本日はこれらの審議並びに委員長報告に基づく審議を願うことになっておりますので、議事運営の諸ルールに則り、慎重にご審議の上、適切な議決をされるようお願いをいたします。
本日の議事日程については、お手元に配布のとおりです。
日程第1 諸般の報告をします。本日、町長から1件の議案が追加提案されております。これで諸般の報告を終わります。
日程第2 第47号議案 平成17年度七久保小学校耐震補強・大規模改造工事請負契約の締結についてを議題とします。事務局長に議題を朗読させます。
事務局長 (議案朗読)
議 長 本案について提案理由の説明を求めます。
町 長 それでは本日追加提案をさせていただきました第47号議案 平成17年度七久保小学校耐震補強・大規模改造工事請負契約の締結について提案理由の説明を申し上げます。今回の工事請負契約につきましては、当町が進めてまいりました義務教育施設の耐震補強の最終工となりました七久保小学校校舎の耐震補強と合わせて児童のより安全で快適な学習環境を整備するために大規模改造事業を実施するものでございます。これによりまして当町の3つの学校について、その校舎及び体育館の耐震補強工事が全て完了をすることとなります。請負金額は1億1,109万円で請負業者は辰巳屋建設株式会社でございます。今月の13日に入札、翌14日に仮請負契約を締結をいたしました。先般の第1回臨時議会におきまして補正予算を議決をいただいたとおり、国の平成17年度補正予算により国庫補助の採択を受け、繰越明許によって実質工事は18年度に実施を至すものでございます。よって本議会の議決を求めるものでございます。細部につきましては、教育次長から説明を申し上げますので、よろしくご審議をいただきましてご議決賜りますようお願いを申し上げます。

教育次長 (補足説明)
議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
6 番 それではお聞きをいたします。ただいま競争入札が8社によると言われましたが、内容(三浦議員)をお聞かせいただきたいと思っております。それから契約金額については、落札率についてお答

え願いたいと思っております。以上です。

教育次長 8社の内容でございますけれども、建築一式特Aの資格を持つ業者でございます飯島町に営業所を有する業者ということで8社を指名申し上げました。それから落札率の関係でございますけれども、落札率につきましては、98%であり設計額に対する率は95%でございます。以上でございます。

議 長 他にありませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第47号議案 平成17年度七久保小学校耐震補強・大規模改造工事請負契約の締結について採決をします。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。したがって第47号議案は原案のとおり可決されました。

日程第3 第3号議案 飯島町地域包括支援センター条例を議題とします。本案については、厚生文教委員会に審査を付託してありますので、委員長から委員会審査報告を求めます。平澤厚生文教委員長。

平澤厚生 文教委員 長 それでは厚生文教委員会審査報告を申し上げます。去る3月6日の本会議において、本委員会に付託された第3号議案 飯島町地域包括支援センター条例については、3月10日に委員会を開き、説明員として関係所管課職員の出席を求め、内容を慎重審議した結果、お手元の報告書のとおり第3号議案 飯島町地域包括支援センター条例については、可決すべきものと決定しましたので報告いたします。なお、審査の経過とその過程に出された意見について以下申し上げます。

条例とは地方公共団体の自主性であるから、この条例は国の制度改正により新設条例として提案されているが、飯島町の実状に合うものかという質疑がありました。今まで在宅介護支援センターでやっている内容はほとんどクリアしている、公平性を確保するために役場庁舎内に入れる国の方針で協議会設置が義務付けられているが、町では高齢社会等懇話会で運営していくとの答弁があり、地域のみならず支え合い介護予防に取り組みなければならないと全員の総意で可決すべきものと認めました。他にも要介護、要支援等について細部にわたり説明を求めました。以上もう仕上げ報告を終わります。

議 長 これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。厚生文教委員長自席へお戻りください。これから討論を行います。討論はありませんか。

6 番 賛成の立場から一言申し添えて賛成をしたいと思います。今回の介護保険制度の改正(三浦議員)によって新予防給付ということが入ってまいりました。そういう中でこの議案にあります

ように地域包括支援センターの設置が必要となりました。新予防給付の対象者の方が65歳以上140人、要支援1、要支援2の方が160人から170人とお聞きをいたしました。支援センターの職員の配置では対応しきれない状況だと私は思っておりまして、どのようにこれから対応していくかが大事だと思っているわけです。ぜひ利用者の皆様方に安心して町で暮らせるようなそういう立場にたって支援センターを万全の体制で整えていただいて対応していただきたいと思います。このように申し添えて賛成をいたしたいと思います。

議 長 他に討論ありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。討論を終わります。
第3号議案 飯島町地域包括支援センター条例を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。
〔賛成者起立〕

議 長 お座りください。起立全員です。したがって第3号議案は原案のとおり可決されました。
日程第4 第5号議案 飯島町特別職の職員等の給与に関する条例及び飯島町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について総務産業委員会に審査を付託してありますので、委員長から委員会審査報告を求めます。

松下総務産業委員長 それでは総務産業委員会審査報告を申し上げます。去る3月6日本会議において、本委員会に付託されました第5号議案 飯島町特別職の職員等の給与に関する条例及び飯島町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例については、3月8日委員会を開き、説明員として関係所管課職員の出席を求め、内容を慎重審議した結果、お手元の報告書のとおり可決すべきものと決定したので報告をいたします。なお、審査の過程に出された意見について以下申し上げます。
平成18年度から当分の間とはどのようなことか。基準ベースが高いのではないか。報酬等審議会の答申は妥当であると思うなどの意見が出されました。以上でございます。

議 長 これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。総務産業委員長自席へお戻りください。これから討論を行います。討論はありませんか。

6 番 (三浦議員) それでは私は今回の条例の改正案について反対の立場から討論をいたします。飯島町の一般会計の財政規模は過去平成元年から現在に至るまで私データをとってみました。平成元年は34億円でありました。平成2年から40数億円平均が42億円という状況にあると思います。特別がいいずら村建設事業や飯島保育所、七久保保育所の建設、庁舎の建設など実施した年度は50億を越え、また60億円に迫る財政規模となっている年度もあります。ふるさとづくり計画の削減目標の基準としている平成13年は特別職の給与が過去最高の町長が76万6千円でございます。私はこのときの引き上げについて財政が厳

しいと住民要望に応じてこなかったそういう状況にもかかわらず、住民の合意が十分得られない中で庁舎建設を行うなど、住民の批判が強くなりまた社会情勢もかってなく不況の中で特別職の給与を引き上げることについて反対をいたしました。結局、翌年の平成14年には引き下げをすることになりました。平成2年の町長給与は61万2千円でございます。財政規模はそのとき約43億円でありました。平成14年の72万7,700円の15%は約62万円でございます。私は町の財政規模から考えたときに住民の皆さんの理解の得られる特別職の適正な額は平成14年度を基準として賛成することの方が妥当と考えております。よって今回の条例改正案には反対をいたします。なお、一人では修正案は会議規則により出せられませんので、今回反対をさせていただきます。

議 長 他に討論はありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。討論を終わります。
第5号議案 飯島町特別職の職員等の給与に関する条例及び飯島町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立をもって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。
〔賛成者起立〕

議 長 お座りください。起立多数です。したがって第5号議案は原案のとおり可決されました。
日程第5 第6号議案 飯島町一般職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について総務産業委員会に審査を付託してありますので、委員長から委員会審査報告を求めます。

松下総務産業委員長 それでは総務産業委員会審査報告を申し上げます。去る3月6日本会議において、本委員会に付託されました第6号議案 飯島町一般職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例については、3月8日委員会を開き、説明員として関係所管課職員の出席を求め、内容を慎重審議した結果、お手元の報告書のとおり可決すべきものと決定したのでご報告申し上げます。なお、審査の過程に出されました意見について以下申し上げます。
職員組合との話し合いはできているのか。昇給は18年4月1日でもいいのかなどの意見が出されております。以上でございます。

議 長 これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。総務産業委員長自席へお戻りください。これから討論を行います。討論はありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。討論を終わります。
第6号議案 飯島町一般職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。
〔賛成者起立〕

議長 お座りください。起立全員です。したがって第6号議案は原案のとおり可決されました。
日程第6 第11号議案 飯島町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。本案については、厚生文教委員会に審査を付託してありますので、委員長から委員会審査報告を求めます。

平澤厚生
文教委員長 それでは厚生文教委員会審査報告を申し上げます。去る3月6日の本会議において、本委員会に付託された第11号議案 飯島町介護保険条例の一部を改正する条例については、3月10日委員会を開き、説明員として関係所管課職員の出席を求め、内容を慎重審議した結果、お手元の報告書のとおり第11号議案 飯島町介護保険条例の一部を改正する条例については、可決すべきものと決定したので報告します。なお、審査の過程に出された意見について以下申し上げます。

制度を維持するためには、値上げが妥当と判断します。給付は下がるがそれ以上に利用者が増えている。近隣市町村の状況を鑑み、真に介護が必要な人に厚くいくよう努められたい。3,800円は妥当である。これ以上の増加がないよう自分でできることは自分でするようなPRをしてほしいとの意見がありました。以上、意見を申し上げ報告といたします。

議長 これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
5番 (森岡議員) それでは1点お聞きをしたいと思います。介護保険法は5年ごとの見直しをする中でと
いうことで、今回料金改定がされていくわけで、失礼3年ごとの見直しということとされていくわけであり
ます。そんな中で今回飯島町は19.5%を上げることとなったそこま
でしなければならなかった要因は何か、具体的には認定者の内容とそれから介護予防について
どのような議論がされたか、されておりましたら内容をお聞かせください。

平澤厚生
文教委員長 そのことの含めて一応検討はいたしました。それで介護保険につきましては、所管課職員
から説明を求めて審議を尽くしました。委員会ではその件については、特別な発言はござ
いませんでした。

議長 他に質疑はありませんか。
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。厚生文教委員長自席へお戻りください。
これから討論を行います。討論はありませんか。

6番 (三浦議員) それでは賛成の立場ですが、ひと言付け加えて賛成をしたいと思います。今回保険料の
値上げという改正案であります。社会状況の中また様々な今後保険料など値上がりしてく
るわけですので、低所得の皆さんには一層厳しいものになってくるというふうに予想がさ
れます。必要なサービスが受けられない利用者の方が出ないような方策が必要だと思いま
すので、減免制度など改めて実態に合ったかたちでできるようなことを今後検討をしてい
っていただきたいと思ひます。以上、付け加えまして賛成をいたします。

議長 他に討論はありませんか。
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第11号議案 飯島町介護保険条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立
によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり

決定することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

議長 お座りください。起立全員です。したがって第11号議案は原案のとおり可決されまし
た。

日程第7 第12号議案 飯島町福祉医療費給付金給付条例の一部を改正する条例を
議題とします。本案について厚生文教委員会に審査を付託してありますので、委員長から
委員会審査報告を求めます。

平澤厚生
文教委員長 厚生文教委員会審査報告を申し上げます。去る3月6日の本会議において、本委員会に
付託された第12号議案 飯島町福祉医療費給付金給付条例の一部を改正する条例につ
いては、3月13日委員会を開き、説明員として関係所管課職員の出席を求め、内容を慎
重審議した結果、お手元に報告書のとおり第12号議案 飯島町福祉医療費給付金給付条
例については、可決すべきものと決定したので報告します。なお、審査の過程に出された
意見について以下申し上げます。

ふるさとづくり計画に基づく子育て支援策の一環として乳幼児医療費の給付金対象年
齢を引き上げるとは近隣市町村の状況をみても妥当だと思う。少子化の時代の中で子ど
もは宝、一層の充実を図るようまた行政の指標になりやすいので長期の展望をみて生みや
すく育てやすい環境づくりに心掛けたい。以上、意見を申し上げ報告を終わります。

議長 これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。厚生文教委員長自席へお戻りください。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第12号議案 飯島町福祉医療費給付金給付条例の一部を改正する条例を採決します。
この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長
報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

議長 お座りください。起立全員です。したがって第12号議案は原案のとおり可決されまし
た。

日程第8 第13号議案 飯島町福祉金給付条例の一部を改正する条例を議題としま
す。本案については、厚生文教委員会に審査を付託してありますので、委員長から委員会
審査報告を求めます。

平澤厚生
文教委員長 厚生文教委員会審査報告を申し上げます。去る3月6日の本会議において、本委員会に
付託された第13号議案 飯島町福祉金給付条例の一部を改正する条例については、3月
10日委員会を開き、説明員として関係所管課職員の出席を求め、内容を慎重審議した結
果、お手元に報告書どおり第13号議案 飯島町福祉金給付条例については、可決すべき
ものと決定したので報告します。なお、審査の過程に出された意見について以下申し上げ
ます。

ふるさとづくり計画に基づいた20%減に努めたことは激減緩和処置で適切と認めました。また20%の根拠と対象者についても資料提供を求め検討いたしました。以上、申し上げ報告いたします。

議長 これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。厚生文教委員長自席へお戻りください。これから討論を行います。討論はありませんか。

6番 (三浦議員) それでは賛成をいたす立場から一言付け加えさせていただきます。今回減額ということになったわけですが、非常に今社会状況も厳しくこうした今まで福祉給付をしていらっしゃる対象者の皆さんには町のそういう方々が町の中で生活していくのに大きな支援として長い間培ってきたものでありますので、ふるさとづくり計画では廃止に方向にもっていつているわけですが、できうれば町の中で元気に苦しい中を乗り越えてがんばっていただくためにもこうした制度は私は必要だと思っておりますので、今後とも状況に合わせて廃止をすることを先に考えるのではなく、住民の皆さんのためになるそうした制度として検討を重ねていただきたいと思います。このように申し添えて賛成をいたします。

議長 他に討論ありませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第13号議案 飯島町福祉金給付条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立をお願いします。

[賛成者起立]

議長 お座りください。起立全員です。したがって第13号議案は原案のとおり可決されました。

日程第9 第14号議案 飯島町重度心身障害者福祉年金条例の一部を改正する条例を議題とします。本案については、厚生文教委員会に審査を付託してありますので、委員長から委員会審査報告を求めます。

平澤厚生文教委員長 厚生文教委員会報告を申し上げます。去る3月6日の本会議において、本委員会に付託された第14号議案 飯島町重度心身障害者福祉年金条例の一部を改正する条例については、3月10日委員会を開き、説明員として関係所管課職員の出席を求め、内容を慎重審議した結果、お手元の報告書のとおり第14号議案 飯島町重度心身障害者福祉年金条例については、可決すべきものと決定したので報告します。なお、審査の過程に出された意見について以下申し上げます。

ふるさとづくり計画では廃止の方向が出されているが、20%減に努めたことは適切な処理と評価をしたい。13号議案とともに、金品給付の激減緩和に努めるよう自立のまちづくりの方向を見極める内容の意見もありました。以上、申し上げ報告いたします。

議長 これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。厚生文教委員長自席へお戻りください。これから討論を行います。討論はありませんか。

6番 (三浦議員) それでは賛成の立場で一言申し付けます。やはり重度心身障害者の方々の福祉年金は介護の必要な方にとって大変に暖かい町からの支援だと私は思っております。こうしたものが確かに町の財政厳しいかもしれませんが、ふるさとづくり計画に基づいて廃止をされることについては私はしてほしくないというふうに思っておりまして、今後継続をすることを検討していただきたいというふうに申し添えて賛成をいたします。

議長 他に討論はありませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第14号議案 飯島町重度心身障害者福祉年金条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

議長 お座りください。起立全員です。したがって第14号議案は原案のとおり可決されました。

日程第10 第15号議案 飯島町手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。本案については、厚生文教委員会に審査を付託してありますので、委員長から委員会審査報告を求めます。

平澤厚生文教委員長 厚生文教委員会報告を申し上げます。去る3月6日の本会議において、本委員会に付託された第15号議案 飯島町手数料徴収条例の一部を改正する条例については、3月13日委員会を開き、説明員として関係所管課職員の出席を求め、内容を慎重審議した結果、お手元の報告書どおり第15号議案 飯島町手数料徴収条例の一部を改正する条例については、可決すべきものと決定したので報告します。なお、審査の過程に出された意見について以下申し上げます。

自立のまちづくりの中での対応の負担は仕方ない。100円の値上げは賛成する。住民にはっきり理解してもらえるような方法を考える必要がある。利用者へのしっかりした配慮と理解を得ていく対策を講ずるべきという意見がありました。以上、申し上げ報告を終わります。

議長 これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。厚生文教委員長自席へお戻りください。これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第15号議案 飯島町手数料徴収条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のお

り決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 お座りください。起立全員です。したがって第15号議案は原案のとおり可決されました。

日程第11 第16号議案 飯島町有物件使用料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。本案については、総務産業委員会に審査を付託してありますので、委員長から委員会審査報告を求めます。

松下総務産業委員長 それでは総務産業委員会審査報告を申し上げます。去る3月6日本会議において、本委員会に付託されました第16号議案 飯島町有物件使用料徴収条例の一部を改正する条例については、3月8日委員会を開き、説明員として関係所管課職員の出席を求め、内容を慎重審議した結果、お手元の報告書のとおり可決すべきものと決定いたしましたのでご報告申し上げます。なお、審査の過程に出された意見については以下申し上げます。

利用はどのくらいあるのか。現行の大きさによって使用料の差額はあるのか等の意見が出されました。以上でございます。

議長 これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。総務産業委員長自席へお戻りください。これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第16号議案 飯島町有物件使用料徴収条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 お座りください。起立全員です。したがって第16号議案は原案のとおり可決されました。

日程第12 第17号議案 飯島町社会体育施設等使用料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。本案については、厚生文教委員会に審査を付託してありますので、委員長から委員会審査報告を求めます。

平澤厚生文教委員長 厚生文教委員会報告を申し上げます。去る3月6日の本会議において、本委員会に付託されました第17号議案 飯島町社会体育施設等使用料徴収条例の一部を改正する条例については、3月14日委員会を開き、説明員として関係所管課職員の出席を求め、内容を慎重審議した結果、お手元の報告書どおり第17号議案 飯島町社会体育施設等使用料徴収条例の一部を改正する条例については、可決すべきものと決定したので報告します。なお、審査の過程に出された意見について以下申し上げます。

ふるさとづくり計画に基づいての実績であるのか。使用料については、項目ごとに区分に従って行っている。全体的に基づいているが、施設ごとの公平な見直しの調整を行った。施設に対しては減免があるので証明料は実質的に当然妥当なものと思われるとの意見が

ありました。以上、申し上げ報告を終わります。

議長 これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。厚生文教委員長自席へお戻りください。これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第17号議案 飯島町社会体育施設等使用料徴収条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 お座りください。起立全員です。したがって第17号議案は原案のとおり可決されました。

日程第13 第18号議案 飯島町介護予防等拠点施設設置条例の一部を改正する条例を議題とします。本案については、厚生文教委員会に審査を付託してありますので、委員長から委員会審査報告を求めます。

平澤厚生文教委員長 厚生文教委員会報告を申し上げます。去る3月6日の本会議において、本委員会に付託されました第18号議案 飯島町介護予防等拠点施設設置条例の一部を改正する条例については、3月13日委員会を開き、説明員として関係所管課職員の出席を求め、内容を慎重審議した結果、お手元の報告書のとおり第18号議案 飯島町介護予防等拠点施設設置条例の一部を改正する条例については、可決すべきものと決定したので報告します。なお、審査の過程に出された意見について以下申し上げます。

300円の根拠は燃料と電気料の年間の使用料を割り出して計算している。16団体各種団体を集めて会合、使用方法、清掃等の説明も行っている。ふるさとづくり計画に基づいて改正するものであるもので、利用者に減免になっていることも知ってもらいたい。他の公的施設の節電のPRを徹底するよう求めていくべきとの意見もありました。以上、申し上げ報告を終わります。

議長 これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。厚生文教委員長自席へお戻りください。これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第18号議案 飯島町介護予防等拠点施設設置条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 お座りください。起立全員です。したがって第18号議案は原案のとおり可決されまし

た。

日程第14 第19号議案 飯島町歴史民俗資料館設置条例の一部を改正する条例を議題とします。本案については、厚生文教委員会に審査を付託してありますので、委員長から委員会審査報告を求めます。

平澤厚生
文教委員
長
厚生文教委員会報告を申し上げます。去る3月6日の本会議において、当委員会に付託されました第19号議案 飯島町歴史民俗資料館設置条例の一部を改正する条例については、3月14日委員会を開き、説明員として関係所管課職員の出席を求め、内容を慎重審議した結果、お手元の報告書どおり第19号議案 飯島町歴史民俗資料館設置条例の一部を改正する条例については、可決すべきものと決定したので報告します。なお、審査の過程に出された意見について以下申し上げます。

平成5年来12年目の見直しは、自立計画にあわせ近隣市町村の状況も勘案し見直しを行ったものか。同等の施設に対して料金改正であるし、ふるさとづくり計画に基づいたもので自己負担は妥当だという意見がありました。以上、申し上げ報告といたします。

議 長
これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
(なしの声)

議 長
質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。厚生文教委員長自席へお戻りください。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(なしの声)

議 長
討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第19号議案 飯島町歴史民俗資料館設置条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長
お座りください。起立全員です。したがって第19号議案は原案のとおり可決されました。

日程第15 第26号議案 平成18年度飯島町一般会計予算

日程第16 第27号議案 平成18年度飯島町国民健康保険特別会計予算

日程第17 第28号議案 平成18年度飯島町介護保険特別会計予算

日程第18 第29号議案 平成18年度飯島町老人保健医療特別会計予算

日程第19 第30号議案 平成18年度飯島町公共下水道事業特別会計予算

日程第20 第31号議案 平成18年度飯島町農業集落排水事業特別会計予算

日程第21 第32号議案 平成18年度飯島町水道事業会計予算

以上、平成18年度予算関係7議案を一括議題とします。7議案について各委員長から委員会審査報告を求めます。

松下総務
産業委員
長
それでは総務産業委員長報告を申し上げます。去る3月6日本会議において本委員会に付託されました第26号議案 平成18年度飯島町一般会計予算分割付託分、第30号議案 平成18年度飯島町公共下水道事業特別会計予算、第31号議案 平成18年度飯島町農業集落排水事業特別会計予算、第32号議案 平成18年度飯島町水道事業会計予算

については、3月8日及び10日、13日委員会を開き、説明員として関係所管課職員の出席を求め内容を慎重審議した結果、お手元の報告書のとおり、第26号議案 平成18年度飯島町一般会計予算分割付託分については可決すべきもの。第30号議案 平成18年度飯島町公共下水道事業特別会計予算については可決すべきもの。第31号議案 平成18年度飯島町農業集落排水事業特別会計予算については可決すべきもの。第32号議案 平成18年度飯島町水道事業会計予算については可決すべきものと決定したので報告いたします。なお、審査の過程、経過その過程に出された意見について以下申し上げます。

飯島町の特別職の給与の算定基準については、問題があります。その他の予算についてはコンパクトにまとめられて評価はしますが、住民の声を生かしたまちづくりに努められたい。また、役場組織機構改革による大課制100人体制の職員削減計画の実施、理事者、議員、職員の給与削減が行われています。反対議員は何%カットすればよいか具体案を示すべきです。町長の給与15%カットはふるさとづくり計画に到達しました。これ以上削減する必要はありません。高坂町長は平成18年度予算について、施政方針でも明らかのように自立の計画であるふるさとづくり計画及び中期総合計画に基づき町民の皆さんが痛みを伴うものは低く抑えて子育て支援策など他の市町村に劣らぬ制度として充実していることを高く評価します。理事者給与をいくらでも削減すればよいのではなく、経費削減と事業効果をみて総合的に判断すべきである。中期総合計画の重点戦略であるまちづくり推進事業を進めていくことが最重要課題であり、協働のまちづくりの推進と住民への周知徹底が必要です。また企業誘致、防災のまちづくりや防災訓練の見直し実施、災害に強いまちづくり、自立のまちづくりが必要であります。

なお、特別会計について申し上げます。本管の清掃については、使用後何年ぐらいから行うのか。油が付着すると石灰化すると聞くが加入者に対して関知しているのか。農集排の管理費の見直しはどうか。経営的にはどうか。農集排事業について適切なる経営管理に努めていただきたい。健全経営に向けて昨年料金の改定を行ったが、更なる安全安心できる安定経営に努めていただきたいなどの意見がありました。三位一体の改革により国庫補助金、地方交付税等削減される中、また自主財源の伸びも期待できない中においてメリハリのある予算編成ができましたことは、町長はじめ職員の努力を高く評価するものであります。予算執行にあたりましては、常に行政改革を意識され住民の負託に応えていただき、住民に信頼される行政運営に努めていただくようお願い申し上げます。以上でございます。

議 長
11番
(織田議員)
これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
審査報告の中では、反対の数も記されておりますけれども、今委員長報告された特別職等の給与関係のことが主な反対のような理由のことであったかどうか、他にこの反対の理由等なにかありましたか。以上です。

松下総務産業
委員長
議 長
お答えします。委員長報告にあったとおりの意見がありました。

他にありませんか。
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。総務産業委員長自席へお戻りください。
平澤厚生 それでは厚生文教委員会審査報告を申し上げます。去る3月7日の本会議において、本
文教委員 委員会に付託された第26号議案 平成18年度飯島町一般会計予算分割付託分、第27
長 号議案 平成18年度飯島町国民健康保険特別会計予算、第28号議案 平成18年度飯
島町介護保険特別会計予算、第29号議案 平成18年度飯島町老人保健医療特別会計予
算については、3月14日及び15日に委員会を開き、説明員として関係所管課職員の出席
を求め内容を慎重審議した結果、お手元の報告書のとおり第26号議案 平成18年度飯
島町一般会計予算分割付託分については可決すべきもの。第27号議案 平成18年度飯
島町国民健康保険特別会計予算については可決すべきもの。第28号議案 平成18年度
飯島町介護保険特別会計予算については可決すべきもの。第29号議案 平成18年度飯
島町老人保健医療特別会計予算については可決すべきものと決定したので報告いたしま
す。なお、審査の経過その過程に出された意見について以下申し上げます。

一般会計を総括的に申し上げます。ふるさとづくりを念頭においての計画である。限ら
れた予算の中で自立のまちづくりを進める努力のあとが認められ適切な予算と思う。地方
交付税また税金の減収を見込んで適正な財政運営を望み、財政の厳しさを町民に情報開示
と説明責任を果たして自立元年を執行してもらいたい。福祉関係の制度の変革の中で弱者
救援に心掛けてもらいたい。経費節減については評価する。手数料の問題等は住民の皆様
の希望を入れて利用者へのしっかりした配慮と理解を得ていく対策を講ずるべきであり
ます等意見を付して可決すべきものと決定いたしました。

次に特別会計について申し上げます。第27号議案では、予防に重点を置いて早期発見、
健康指導、健康チェックについて効率的な運用を努めてもらいたい。

第28号議案、受ける人たちに行政からの確かな連絡をしてもらいたい。特に更新時には
住民が理解できるような周知をお願いしたい。平成18年度からは3,800円の徴収をみた
予算、地域包括センターが入ってきて介護予防、要介護にならないように新しい組み
の趣旨に合った取り組みを進めてもらいたい。以上申し上げて報告を終わります。

議長 これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。厚生文教委員長自席へお戻りください。
以上で平成18年度予算関係7議案に係る委員長報告及びこれに対する質疑を終わ
ります。

これから議案ごと討論・採決を行います。

最初に第26号議案 平成18年度飯島町一般会計予算に対する討論を行います。ま
ず、原案に反対討論を行います。

6番 それでは反対の立場から討論をさせていただきます。それ前に全般についての私の所見
(三浦議員) から意見を述べたいと思います。今回の予算案については、大変精査をされ無駄が少ない
スリムな予算編成だと私は初めて見たときに感じました。職員の皆さんが大変苦勞をされ
た結果と思ひ敬意を表するものです。乳幼児の医療費の無料の対象年齢の拡大、ふるさと
づくり計画では廃止となっている福祉金や介護慰勞金などの継続は厳しい社会状況の中

で精一杯の暮らしをしている社会的に弱い立場に置かれている皆さんには大変励ましと
なるものと感じ評価をいたしております。今後も継続を望むものです。介護保険制度も変
わり一般会計事業から多くの事業が介護保険特別会計に移りました。介護サービスが後退
しないよう万全を期していただきたいと思っております。また、障害者支援法はまだ十分
内容もわからず大変心配をしております。障害者の方々が混乱をしないようわかりやすく
根気強く説明に当り制度が理解をされ、お一人お一人に合ったサービスがしっかり受けら
れるよう万全を期していただきたいと思ひます。利用料についても公負担となりましたの
で、必要なサービスが受けられないようなことのないように減免制度についても利用者の
皆さんの立場に立って検討をしていただきたいと思ひます。協働のまちづくり事業など新
たな事業への住民参加が広がることに大いに私は期待をしておりますが、その手法につ
いて住民の声も取り入れ十分検討をしながら実施をしていただきたいと思ひます。健康づく
りはまちづくりの基本と思っております。あらゆる角度から取り組んでいくことを望みま
す。住民本意のまちづくりに向けての第一歩となるよう努力が始まったと感じて取られる
予算であります。残念ながら特別職の給与については私は約40億円の財政規模の中
では、特別職の給与、今回の改定案では先程改定が成立したわけですが、私は妥当で
はないと判断をしております。このため先程理由については説明をいたしました。会議
規則により私は修正案を一人で出せませんので、特別職の給与が反映をしております今
回の平成18年の予算には反対をいたします。以上です

議長 次に賛成討論を行います。

10番 賛成の立場からひと言添えておきます。限られた予算の中で協働のまちづくり推進事
(松下議員) 業、子育て支援等きめ細かな思いやり予算も計上されておまして町長、職員自ら身を削
り町民に奉仕をする、その姿に対し敬意を表するとともに高く評価をするものでありま
す。反面、まだまだインフラ整備も遅れております。特に住宅政策等道路改良、まちづく
りの発展のためにも基盤整備に力を入れてより安全安心のまちづくりを目指していかな
ければならないと考えております。なお一層の努力をお願いするものであります。また、
お陣屋まつりが今年度で最後との考えを示されました。千人塚公園の花火大会の存廃等
についても話し合われていると伺っております。このようなイベントが町から消えていくこ
とは、飯島町の活性化が萎えるということでもあります。町の活性化のためにも住民の方
々と話し合う中で住民主体で行うようなイベントを考えていく知恵を出し合ってみてはど
うでしょうか。費用対効果ばかりを考えていると文化、芸術、ゆとりも生まれてこないの
ではないかと思われませんが、この点になお一層ご尽力くださることを意見として付して
18年度予算に私は賛成といたします。

議長 反対討論ありませんか。

賛成討論ありませんか。

3番 賛成の立場から意見を申し上げます。前発言者でだいぶ重複するところがあるので完結
(曾我議員) に申し上げます。限られた予算の中で非常にきめ細かな、要するに重点項目また節約する
ところ、我慢をするところ、それぞれメリハリのある予算立てであったとこういうふうに
評価します。ぜひこれが厳正かつ適正に執行されて結果において評価されるような執行を

特に期待して賛成意見といたします。

議長 他に。

5番 (森岡議員) 賛成の立場からひと言意見要望を申し上げたいと思いますが、まず最初に反対討論者の発言の矛盾に対して、先程反対者は常々福祉、教育、子育て支援等その充実施策に対して熱心であり、ただいまもその意味も発言もありました。しかしながら議会ルールの中では限られた方法があります。その中で自分の政策を最大限に生かされるよう努力するのが当然だと思いますが、この場において反対はされております。反対はされるということは、それらの福祉、教育一切の予算を否定することになるわけであります。趣旨を賛成しておきながら現実問題として反対するというその矛盾の説明を聞きたいものであります。さて、矛盾についてどう説明するのかということであります。さて、今予算につきましては、三位一体の改革が当町に及ぼす影響は4億7千万余に上ります。これは国の方針の中で小規模自治体が受けなければならない大きな影響であります。そうした中行財政改革によって内なる改革と一歩踏み出した住民への負担を願うことにより、1億2,500万円の自主財源を捻出いたしました。そして自立元年と位置付け自立のためのまちづくり予算が組まれたわけでございます。重点施策として協働のまちづくりの推進、子育て支援、企業誘致、更には安心安全なまちづくりと町長の自立への決意が伺われる予算となりました。そこで私は意見として申し上げたいのは、いよいよこれから自立を進めていくわけでございますが、その中で自立への鍵となるのはまちづくり委員会の立ち上げであり、地域づくりの事業の拡大、さらにはそれらを通す住民意識の高揚、この辺が非常にこれから自立していくための鍵だと考えております。ぜひその点に留意され、内容が充実するよう執行をお願いいたしたいと思っております。さらにもう1点、指定管理者制度を作って行政運営の効果を図ることもあげられておりますが、指定管理者となる振興公社の充実、寄付行為の見直し等を行い、さらに振興公社の活用することにより行政運営への効果を上げていっていただきたいそう申し上げまして賛成といたします。

議長 他に討論ありませんか。

11番 (織田議員) 私はこの予算を全面的に評価いたしまして賛成するものであります。前者の方々が色々申された評価する点についての内容、重複しまして避けますけれども、特にこれからの各市町村間、自治体間の競争ということ場も出てきておるわけでございます。それで競争になると勢い子育て支援あるいは住宅、福祉という面の数字というものはこれは下げれば下げるほど住民負担が少なくなれば少なくなるほどこれは住民にとっては評価されますけれども、とことんまで突き詰めるということではなくて、ある点やはり低くしたけれども負担のある面まではこうした負担をお願いすると、やっぱりそのサービスを受ける提供する面の限界というかそこらのところも判断して、子育て支援の数表、若者支援の住宅とかそういう指標についてばかりが競争の指標にならずして、総合的にやはりサービスがあるいは住民負担がというようなそういう点でのこれからのことも大事じゃないかと思っております。努力されている内容については、先程前者のあるいは前々者の議員が申されたとおりでありますので、まさにそのとおりかと思っております。それで中期総合計画の初年度としてまさに助走の年だと思っております。この計画の内容を住民に周知徹底していた

だいてこれからのまちづくりにさらに努力していただくよう申し上げて賛成の討論といたします。

議長 他に討論ありませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第26号議案 平成18年度飯島町一般会計予算を採決します。この採決は起立によって行います。本議案に対する各委員長報告はそれぞれ可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

議長 お座りください。起立多数です。したがって第26号議案は原案のとおり可決されました。

次に第27号議案 平成18年度飯島町国民健康保険特別会計予算に対する討論を行います。まず、原案に反対討論を行います。

次に賛成討論を行います。

5番 (森岡議員) 賛成の立場から意見を付したいと思っております。この国民健康保険の中で飯島町では17年度事業予測を越える国保老人への給付が続いている、もはや医療費が低い町であるとはいえない状況に陥っている。高齢者の実状に配慮した疾病予防や健康指導が急務である。これは国保運営協議会の分析であります。こうしたことを配慮して今予算が組まれたと思っておりますが、予算書の中で保険事業これは保険事業の目的は健康衛生町民への普及、意識の高揚、疾病予防こうしたことを掌る予算であります。内容を見ますと保健衛生普及費33万、使われているものが医療通知の送料これが100%です。疾病予防につきましては、前年度対比各種保険負担で54万7千円増加となっております。それから健康づくり推進事業313万7千、内262万83%が人件費になっております。この実態をみる中で保健指導あるいは疾病予防にどのようにつながっていくか、私としては確かに各種医療これは増えました。より効果が上がるような事業内容の検討と執行をお願いしたい申し添えまして賛成いたします。

議長 他に討論はありませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第27号議案 平成18年度飯島町国民健康保健特別会計予算を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

議長 お座りください。起立全員です。したがって第27号議案は原案のとおり可決されました。

次に第28号議案 平成18年度飯島町介護保険特別会計予算に対する討論を行います。原案に反対討論を行います。ありませんか。

次に賛成討論を行います。ありませんか。

6 番 (三浦議員) それでは賛成の立場からひと言申し添えて賛成をしたいと思います。今回の制度改正で介護保険特別会計の中に地域支援事業が入ってまいりました。まだ内容的にはっきりとされているわけでもない部分もありまして、大変に心配をすところですが、利用者の皆さんに不便をかけることなくまた必要な介護が十分に受けられるような、また新介護予防で介護度が重くなるような後退するようなことのないような支援をぜひお願いしたいということをお願いいたしまして賛成といたします。

議 長 他に討論ありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
第28号議案 平成18年度飯島町介護保険特別会計予算を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。
〔賛成者起立〕

議 長 お座りください。起立全員です。したがって第28号議案は原案のとおり可決されました。
次に第29号議案 平成18年度飯島町老人保険医療特別会計予算に対する討論を行います。まず、原案に反対討論を行います。討論ありませんか。
次に賛成討論を行います。討論ありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
第29号議案 平成18年度飯島町老人保健医療特別会計予算を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立ください。
〔賛成者起立〕

議 長 お座りください。起立全員です。したがって第29号議案は原案のとおり可決されました。
次に第30号議案 平成18年度飯島町公共下水道事業特別会計予算に対する討論を行います。まず、原案に反対討論を行います。討論ありませんか。
次に賛成討論を行います。討論ありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
第30号議案 平成18年度飯島町公共下水道事業特別会計予算を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立ください。
〔賛成者起立〕

議 長 お座りください。起立全員です。したがって第30号議案は原案のとおり可決されました。
次に第31号議案 平成18年度飯島町農業集落排水事業特別会計予算に対する討論

を行います。まず、原案に反対討論を行います。討論ありませんか。
次に賛成討論を行います。討論ありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
第31号議案 平成18年度飯島町農業集落排水事業特別会計予算を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立ください。
〔賛成者起立〕

議 長 お座りください。起立全員です。したがって第31号議案は原案のとおり可決されました。
次に第32号議案 平成18年度飯島町水道事業会計予算に対する討論を行います。まず、原案に反対討論を行います。討論ありませんか。
次に賛成討論を行います。討論ありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
第31号議案 平成18年度飯島町水道事業会計予算を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。
〔賛成者起立〕

議 長 お座りください。起立全員です。したがって第32号議案は原案のとおり可決されました。
ここで休憩をとります。再開時刻を11時10分といたします。休憩。
午前10時50分 休憩
午前11時10分 再開

議 長 休憩を解き、会議を再開します。
日程第22 請願・陳情等の処理についてを議題とします。去る3月6日の本会議において、所管常任委員会へ審査を付託した請願・陳情等について、お手元に配布のとおり各委員長から請願・陳情審査報告が提出されております。
議事進行についてお諮りします。各請願・陳情等の審議については、これから各委員長より一括して委員会審査報告を求め、これに対する一括質疑の後、討論・採決をしたいと思います。異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。これから委員長報告を求めます。
松下総務産業委員長 それでは総務産業委員会審査報告を申し上げます。17陳情第12号 これは継続審査分であります。付託年月日が17年12月9日、12月議会であります。去る17年12月9日本会議において本委員会に付託されました17陳情第12号 「青年の政治参加を広げる18歳選挙権の早期実現を求める意見書」採択に関する陳情については、3月8日委員会を開き、内容を慎重審議した結果、お手元の報告書のとおり不採択とすべきものと

決定したので報告いたします。なお、審査の経過に出された意見について以下申し上げます。

世界的な流れで140カ国が18歳以上に与えている。現状をみたとき住民投票でも18歳の投票率は低かった。学生等で実態に合わないではないか。将来は18歳でよいと思うが、今は20歳でよいと思うなどの意見が出されました。

次に去る3月6日本会議において、本委員会に付託されました17陳情第13号「公共事業を防災・生活関連に転換し、国土交通省の事務所の執行体制等の拡充を求める陳情書」については、3月8日委員会を開き、説明員として関係所管課職員の出席を求め、内容を慎重審議した結果、お手元の報告書のとおり採択とすべきものと決定したので報告いたします。なお、審査の過程に出された意見を以下申し上げます。

国土保全環境問題等すべて民間に任せるべきではない。公共事業を地方に押し付けず、防災環境保全等は国で行うべきなどの意見がありました。

去る3月6日本会議において、本委員会に付託されました18陳情第1号「公共サービスの安易な民間開放は行わず充実を求める意見書」提出に関する陳情については、3月8日委員会を開き、内容を慎重審議した結果、お手元の報告書のとおり不採択とすべきものと決定したので報告いたします。なお、審査の過程に出された意見について以下申し上げます。

規制緩和により耐震問題等起きている例があるので安易に民間企業に任せるべきではない。時代の流れの中で規制緩和はやっていかなければならないなどの意見が出されました。

去る3月本会議において、本委員会に付託されました18請願第1号「出資法の上限金利の引下げ等出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律及び貸金業の規制等に関する法律の改正を求める請願書」については、3月14日委員会を開き、説明員として本案提出者代理人長野県司法書士会の古田勲司法書士の出席を求め、内容を慎重審議した結果、お手元の報告書のとおり採択すべきものと決定したので報告いたします。なお、審議の経過、その過程に出された意見について以下申し上げます。

貸金業規正法についての説明をしてください。借りるときは簡単に借りられるので、多重債務者が大勢いると聞くが近くにそのような例はあるのかどうか。サラ金業者が毎日テレビコマーシャルをしている利息制限法で金利そのものを下げる運動をしているのかなどの意見がありました。以上でございます。

議長 これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。質疑を終わります。総務産業委員長自席へお戻りください。
平澤厚生 委員会審査報告を行います。去る3月6日の本委員会において本委員会に付託された17陳情第14号「高校改革プランの実施計画策定を先延ばしし、県民合意の高校改革を進めることを求める意見書」採択を求める陳情書。17陳情第15号「青少年の安全対策及び健全育成についての要望書」については、3月14日に委員会を開き、説明員として関係所管課職員の出席を求め、内容を慎重審議した結果、お手元の報告書のとおり

17陳情第14号「高校改革プランの実施計画策定を先延ばしし、県民合意の高校改革を進めることを求める意見書」採択を求める陳情書については、趣旨採択とすべきもの。

17陳情第15号「青少年の安全対策及び健全育成についての要望書」については、採択すべきものと決定したので報告いたします。なお、審査の過程に出された意見について以下申し上げます。

17陳情第14号については、県で示した改革案と第3通学区の推進委員会の答申とは意見が大きく違っている。県の教育委員会是不透明で3月に結論を出す予定だが、県民合意が得られるのか。9月にも同様陳情について当委員会で審議をしております。それで議論を尽くしている今回は12月2日に受理したもので、今の状況からみて意見書を出すには時期を逸しているが内容的には理解するところが多い等の意見から趣旨採択とすべきものと決定いたしました。

17陳情第15号については、町にこういう問題が起きて日常の生活圏の中に問題がある。行政の大きなエリアの中で網をかける必要があるので、広域的な近隣市町村との連携をとって全県的な運動に展開しなければならない問題だ。町の条例では限界がある。青少年の育成は我々の責務として大人が予防しなければならない。県に議会として青少年育成に向けて健全な運動を展開することに積極的に取り組む必要があるという強い意見がありました。以上主な意見を申し上げ報告といたします。

議長 これから委員長報告に対する質疑を行います。
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。厚生文教委員長自席へお戻りください。以上で請願・陳情等の処理にかかわる委員長報告及びこれに対する質疑を終わります。これから案件ごとに討論・採決を行います。

まず17陳情12号「青年の政治参加を広げる18歳選挙権の早期実現を求める意見書の採択に関する陳情書」について討論を行います。討論はありませんか。

6番 (三浦議員) 私はこの18歳選挙権の早期実現について賛成の立場で討論したいと思います。2002年の9月26日付の朝日新聞によりますと、当時の小渕首相のときに私的諮問機関であります21世紀日本の構想懇談会が提出しました最終報告では選挙権を18歳に引き下げることを提言したということです。また、若者の非営利組織のライツが全国キャラバンなどの活動をし、国会議員が参加する集会を開いたことがきっかけで超党派議員が選挙権年齢の引下げを求める国会議員懇談会を結成したということです。当時約140カ国が18歳以上としており、主要8カ国の中では20歳以上は日本だけでございます。少子高齢化の中で社会への責任が若い世代にも重くなってくると考えられ、若い世代の皆さんの意見が政治に反映させるような仕組みが必要になってくると考えられます。若者の若い皆さんの政治参加を進めることは日本の将来にとって重要なことであり、今の時点からも18歳選挙権について早期に実現するために運動をしていくことは重要なことだと考えておりますので、私はこの意見書に陳情に賛成をいたします。以上です

議長 他に討論ありませんか。
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

17陳情第12号 青年の政治参加を広げる18歳選挙権の早期実現を求める意見書の採択に関する陳情について採決します。この採決は起立によって行います。本陳情に対する委員長報告は不採択です。本陳情を採択することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 お座りください。起立少数です。したがって17陳情第12号は不採択とすることに決定しました。

次に17陳情第13号 「公共事業を防災・生活関連に転換し、国土交通省の事務所の執行体制等の拡充を求める陳情書」について討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

17陳情第13号 「公共事業を防災・生活関連に転換し、国土交通省の事務所の執行体制等の拡充を求める陳情書」について採決します。この採決は起立によって行います。本陳情に対する委員長報告は採択です。本陳情を委員長報告のとおり採択することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 お座りください。起立全員です。したがって17陳情第13号は採択とすることに決定しました。

次に17陳情第14号 「高校改革プランの実施計画策定を先延ばしし、県民合意の高校改革を進めることを求める意見書」採択を求める陳情書について討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

17陳情第14号 「高校改革プランの実施計画策定を先延ばしし、県民合意の高校改革を進めることを求める意見書」採択を求める陳情書について採決します。この採決は起立によって行います。本陳情に対する委員長報告は趣旨採択です。本陳情を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 お座りください。起立全員です。したがって17陳情第14号は趣旨採択とすることに決定しました。

次に17陳情第15号 「青少年の安全対策及び健全育成についての要請書」について討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

17陳情第15号 「青少年の安全対策及び健全育成についての要請書」について採決します。本陳情に対する委員長の報告は採択です。お諮りします。本陳情を委員長報告のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。したがって17陳情第15号は採択することに決定しました。

次に18陳情第1号 「公共サービスの安易な民間開放は行わず、充実を求める意見書」提出に関する陳情について討論を行います。討論はありませんか。

6番 (三浦議員)

それでは私は賛成の立場から討論をいたします。政府が進める小さな政府は、効率優先の規制緩和を進めてまいりましたが、結果として耐震偽装事件やBSE問題、ライブドア問題など生み出してまいりました。国民の安全暮らしに直結した業務は、民間に開放するには慎重な対応がされなければ同様な問題が新たに生まれることが懸念されます。公共サービスの質と量に地域間格差も広がることも危惧をされます。公務員の削減についても画一的な削減ではなく、国民の期待に応えうる内容でなければならないと思います。陳情内容は、国民の利益にかなうものであり、採択し意見書をあげるべきと考えますので賛成をいたします。

議長 他に討論ありませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

18陳情第1号 「公共サービスの安易な民間開放は行わず、充実を求める意見書」提出に関する陳情について採決します。この採決は起立によって行います。本陳情に対する委員長報告は不採択です。本陳情を採択することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 お座りください。起立少数です。したがって18陳情第1号は不採択とすることに決定しました。

次に18請願第1号 出資法の上限金利の引き下げ等「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める請願書について討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

18請願第1号 出資法の上限金利の引き下げ等「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める請願書について採決します。この採決は起立によって行います。本請願に対する委員長報告は採択です。本請願を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長 お座りください。起立全員です。したがって18請願第1号は採択することに決定しました。

日程第23 議会閉会中の委員会継続審査についてを議題とします。会議規則第72条の規定によりお手元の配布のとおり総務産業委員会及び厚生文教委員会における所管事務調査のため、議会閉会中の継続審査の申出があります。お諮りします。申出の事件について議会閉会中の継続審査とすることに異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。したがって本件については、各委員長から申出のとおり決定しま

した。

ここで暫時休憩といたします。そのままお待ちください。

会議を再開します。

ただいま竹澤秀幸議員外から議案2件が提出されております。

お諮りします。

本案を日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として議題としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 異議なしと認めます。したがって議案2件を日程に追加して、議題とすることに決定しました。

追加日程第1 発議第2号 公共事業を防災・生活関連に転換し、国土交通省の事務所の執行体制等の拡充を求める意見書の提出についてを議題とします。事務局長に議案を朗読させます。

事務局長 (議案朗読)

議長 本案に対する提案者の趣旨説明を求めます。

7番 (竹澤議員) それでは私の方から公共事業を防災・生活関連に転換をし、国土交通省の事務所の執行体制等の拡充を求める意見書の提出につきまして趣旨説明を申し上げます。今わが国では毎年各地で洪水や土砂崩落、地震などの災害により国民の生命や財産が奪われている現状にあります。こうした災害を未然に防止するため、国民が安全安心して暮らせるため、また国土の環境保全のため公共事業を防災・生活関連に転換をし、国直轄により公共事業の維持継続、拡充を行う必要があります。我が飯島町では直轄事業といたしまして、与田切川、中田切川砂防事業、天竜川整備事業、国道153号線伊南バイパス事業などが国土交通省出先事務所を中心にいたしまして直轄代行も含めて現在行われているところであります。各事業の早期完成は町民の皆さんが切に願っているところであります。よってここに意見書を提出願いたいと趣旨に賛同いたしまして全会一致で採択いただきますことをお願いをし、提案の趣旨説明といたします。よろしく願います。

議長 次に本案に賛成者の意見を求めます。6番 三浦寿美子議員。

6番 (三浦議員) それでは賛成意見をいたします。日本の地形は洪水、土砂崩れまた地震など災害が発生しやすく、生命や財産が失われるなど安全安心な生活するためには防災対策が重要でございます。財源を防災・生活関連の公共事業に充てるよう転換することは、誰もが望んでいるところだと思います。竹澤議員の提案のとおりであると私は思っております。特に飯島町では百間ナギを抱えており、町の安全を考えたときこの意見書を採択し政府に対して提出することは必要であると考えております。皆さんのご賛同をよろしく願います。

議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。提出者は自席にお戻りください。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

発議第2号 公共事業を防災・生活関連に転換し、国土交通省の事務所の執行体制等の拡充を求める意見書の提出についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。したがって発議第2号は原案のとおり可決されました。

追加日程第2 発議第3号 出資法の上限金利の引き下げ等「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書の提出についてを議題とします。事務局長に議案を朗読させます。

事務局長 (議案朗読)

議長 本案に対する提案者の趣旨説明を求めます。

1番 (内山議員) それでは出資法の上限金利の引き下げ等「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める陳情書につきまして説明を申し上げたいと思います。先程読み上げられましたが、この文の中に今日のこの破産申立て件数は平成14年以来20件台といわれる水準であるということ、それから多重債務を抱えた潜在的破産予備軍は200万人にも及んでいるというのがこの現状であり、また警察庁の統計によれば平成15年度の経済的理由による自殺者は8,897人にもものぼり、さらにこの多重債務問題がホームレス、離婚、配偶者間暴力、児童虐待、犯罪等の被害を引き起こしております。要因になっておる深刻な社会問題であります。多重債務者を生み出す大きな要因の1つに、金利高があげられます。今日我が国の公定歩合は年0.10%銀行の貸し出し協定平均利息は年2%以下という低金利の状況下にありながら、年29.2%という出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の上限金利は異常なまでも高いわけでありまして、そこで利息制限法の制限金利まで早急に引下げる必要があるということでありまして、この上限金利というのは、利息の最高限を第1条の中で金銭を目的とする消費貸借上の利息の契約は元本10万円未満の場合年2割、10万から100万未満のものが1割8分、100万以上のものが1割5分というようなものがこの1条の中でいわれておりまして、利息制限法の金額というのはこういうこととございます。したがっていましてこの出資法5条は高金利の処罰というところでありまして、この5条の2項の中には金銭の貸し借りをを行う者が要として金銭の貸付を行う場合において、年29.2%を越える割合による利息の契約をした場合に罰則として5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金に処す。またはこれを平価するとするというようなこの決め事がございます。そこで先程の中にありました記というところに1つ出資法第5条の上限金利を利息制限法第1条の制限金利まで引き下げることということで、先程説明をしたかたちまで下げるということでございます。また、2つとして貸金業不正法43条のいわゆるみなし弁済規定を廃止することということになっておりますが、これは先程の文の中で申されておりますようにその立法趣旨に反した更に資金需要者の保護を図るという貸金業規正法自体の目的規定にも相容れないものであるということとございまして、このあたりを撤廃をこの規定を

撤廃をすること。また3として出資法における日歩貸金業者及び電話担保融資に対する特別金利を廃止することということで、これは現状のこの要するに高利貸しというようなかたちの中で毎日の取立てをするわけではないので、このところにあります年54.75%それはもうこの限りではないということで、このことの廃止をしていくことを望んでおるわけでございます。というようなかたちの中でこの法律の今度の改正する年月は平成19年の1月と聞いております。それに間に合うように18年の国会で審議がされる前にこの意見書を提出するというようになっておりますので、それぞれの皆さん方ご理解をいただきまして満場の賛成をいただきこの意見書が提出されますようお願いを申し上げまして私の説明とさせていただきます。

議長 次に本案に賛成者の意見を求めます。6番 三浦寿美子議員。
6番 (三浦議員) それでは賛成の立場から賛成意見を述べさせていただきます。私の知り合いにもサラ金からお金を借りまして返済ができないために多重債務となって苦しんでおられた方が司法書士さんに相談をしまして延期をされ今は返済に苦しむこともなくなったと言っておりました。現在の社会状況の中では生活苦、経済苦から逃れようと気軽に借りられるサラ金を利用してしまふという事例が多いのが実態のようでございます。司法書士さんのお話では、利息制限法違反にならないぎりぎりのグレーゾーンの年29.2%で貸し付けている金融業者さんがほとんどだそうでございます。しかし、現在司法書士さんは18%で算定をし直し提示をしますと過払い分が返金されるのが実態だとお話しになっておられました。また、5年ぐらいで元金の返済は終わっているのが通常だそうでございます。このような状況から関連する法の改正が求められていると私は思っております。今回提案されました3項目について意見書を関係機関に提出することに賛成をいたします。皆様方のご賛同よろしく願います。

議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。提出者は自席へお戻りください。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
発議第3号 出資法の上限金利の引き下げ等「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書の提出についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。したがって発議第3号は原案のとおり可決されました。
以上で本日の日程は全部終了しましたので、会議を閉じます。
ここで町長から議会閉会のご挨拶をいただきます。

町長 それでは3月議会定例会閉会にあたりましてひと言お礼とご挨拶を申し上げます。去る3月6日から11日間の日程で開催をされました3月議会定例会、議員各位には本会議並

びに各常任委員会を通じて慎重審議を煩わし、連日にわたるご苦勞に対して心から敬意と感謝を申し上げる次第でございます。特に今定例会では真の自立を目指し持続発展可能なまちづくりという将来展望に立ち、次期中期総合計画並びにふるさとづくり計画の推進を基本とした改革の継続と新たな活力創造のためのメリハリ予算として位置付けました平成18年度各会計予算をはじめその関係条例、また新しく導入する指定管理者制度に関する条例、さらには長い歴史とともに歩んできた上伊那郡町村会以下3団体が解散をし、その一部が上伊那広域連合へ引き継ぐための関係条例案件など数多くの提出議案につきましていずれも原案どおり可決決定を賜りましたことに重ねて厚くお礼を申し上げる次第でございます。また、一般質問では9人の議員から質問をいただき、自主自立に向けた町政への取り組みなど広範な行政課題に質問並びにご提案をいただきました。これら議会審議中にいただきましたそれぞれの貴重なご意見等真摯に受け止め、私以下職員一丸となって厳しい中にも活力あるまちづくりのために専心努力をしまいる所存であります。議員はじめ住民各位の一層のご理解ご協力を切にお願いを申し上げます。

さて、南の方からは桜の便りも少しずつ聞こえるようになり、本格的な春の訪れも間近となりました。春は別れと出会いの季節でもあります。卒業、卒園、入学、入園、大人の社会では職場をはじめ様々な場で送る人、迎える人それぞれの考えと希望を抱きながら時が移ってまいります。改めて平成17年度の町政運営にご協力をいただきましたこと心から感謝を申し上げ、来る平成18年度が飯島町新町発足50周年という半世紀にわたる発展を重ねてきたその飯島町の歴史の重みを改めてみつめつつ、災害もなく自立初年度に相応しい「みんなで作る自然豊かなふれあいのまち飯島町」を目指してがんばって参りたいと思います。最後になりましたが、大変ご多忙の中今定例会にご出席を賜り審議を傾聴いただきました河野教育委員長さん、林代表監査委員さんに心からお礼を申し上げます。以上申し上げまして閉会のご挨拶とさせていただきます。大変長い間にわたりありがとうございました。ご苦勞様でございました。

議長 以上をもって、平成18年3月飯島町議会定例会を閉会します。

午後12時3分 閉会

上記の議事録は、事務局長 小林廣美の記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するため、ここに署名する。

飯島町会議長

署 名 議 員

署 名 議 員